

平成二十六年三月

平成二十二年～二十五年度科学研究費補助金（基盤研究（B）（一般））研究成果報告書

近世における前期国学の総合的研究

課題番号二二三二〇一三〇

國學院大學文学部 教授

研究代表者 根岸 茂夫

目次

研究の計画と概要

根岸 茂夫

1

一 研究開始当初の背景

二 研究の目的

三 研究の方法

四 研究の成果

主な発表論文等（雑誌論文・出版物・学会発表）

早乙女 牧人

11

研究会活動

早乙女 牧人

17

研究組織

早乙女 牧人

19

荷田信名『在府日記』人名一覧

白石 愛

21

東丸神社所蔵史料にみる印譜集

宮部 香織

67

荷田春満和歌関係資料集

一戸 渉・早乙女 牧人・中村 正明

77

東丸神社所蔵の延喜式関連史料について

宮部 香織

137

享保二十年稻荷社司寺社奉行所出訴一件

石岡 康子

143

寛文期稻荷山における山林管理と松茸採取について

岩橋 清美

167

元禄・享保期の伏見稻荷社をめぐる狐と犬

竹田 真依子・番場 夏希

179

研究の計画と概要

研究の計画と概要

研究代表者 根岸 茂夫

機関番号：三三六一四

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：二〇一〇～二〇一四年度

課題番号：二三三二〇一三〇

研究課題名(和文)：近世における前期国学の総合的研究

研究課題名(英文)：Comprehensive Study of the previous fiscal year

study of Japanese classical literature in the early
modern period

研究代表者 根岸 茂夫 (NEGISHI, Shigeo)

國學院大學・文学部・教授

研究者番号：三〇二〇八二八五

交付決定額(研究機関全体)：(直接経費) 九, 九〇〇, 〇〇〇円、

(間接経費) 二, 九七〇, 〇〇〇円

一 研究開始当初の背景

本研究は、平成十五年～十八年度実施の「近世国学の展開と荷田春満の史料的研究」(課題番号一五三二〇〇八六)によって春満の生家、東羽倉家文書(現在、京都市伏見区 東丸神社所蔵。東羽倉家は近世には伏見稻荷

社の御殿預を世襲して荷田氏、羽倉家を称し、同じく伏見稻荷社の目代を世襲した羽倉家(西羽倉家)に対し、東羽倉家といわれたの目録化が完了した成果をふまえている。春満は、国学の四大人の鼻祖と称されながらも、関係史料の多くが未公開であったため、賀茂真淵・本居宣長・平田篤胤などと比較して未解明の部分が多く、春満を中心とする前期国学の研究は未開拓の分野として残されていた。戦前から戦後にかけての三宅清『荷田春満の古典学』のみがまとまった研究成果であったが、三宅による春満の学問に対する評価は、テキスト類を分析するのみで、東羽倉家文書の分析には及ばず、近世社会における位置づけが考慮されていなかった。政治・経済面も含んだ国学の社会的諸影響に関しては、すでに戦前から伊東多三郎「草莽の国学」研究という先駆的業績がある。戦後では民衆史的視点を導入した芳賀登から、宮地正人・遠藤潤などによる平田国学の研究が、平田家文書や信濃の平田国学の史料の整理・調査のなかで進展し、国学研究の従来の枠組やイメージは大きく変化している。幕末維新期の平田篤胤没後の門人層に集中しており、春満・真淵など十八世紀の前期国学への注目は立ち遅れている。しかし我々の研究会が、東羽倉家所蔵史料の全容を、十八年度までの科学研究費補助金による調査により把握し、春満の著述類についても、平成十三年度から國學院大學が編纂事業を開始した『新編荷田春満全集』(おうふう刊)が、平成二十一年度に全二巻の刊行が完了するなど、研究基盤が整備されることにより、従来の春満の評価と学問的位置付けは再検討を要することが明らかとなった。科研に参加した多分野の研究分担者・協力者は多面的に春満の学問に検討を加え、論文を『國學院雑誌』国学特集号(平成十八年十一月)に掲載した。研究協力者であった松本久史は『荷田春満の国学と神道史』(平成十七年 弘文堂)を刊行し、十八世紀を中心に学芸史、神社史、地域史にまたがる多領域で春満の学問

の影響があつたことを論じた。さらに、平成十九年度から二十一年度にかけては「國學院大學特別研究助成」・「文学部共同研究費」の大学経費による研究を継続したことにより、テキスト類の分析による学術・思想面と、文書の分析による社会実践面の解明を同時に行うことにより、春満をはじめとする前期国学の史的意義を究明できるという中間的見通しと今後の課題が明らかになった。現段階では、春満の門人達の史料について解読と分析は着手されたばかりであり、中世末から近代に到る東羽倉家の史料の大半を占める稻荷社家としての史料、すなわち神社組織・財政、朝廷・神祇伯家、幕府に対する史料の調査の多くはまだ未着手である。また、寛文期から明治期に至る歴代当主の日記の解読と考察にも着手してはいるが、その一端を明らかにしたのみである。加えて、同家史料は、特に公的機関等による保存のための支援措置がなされておらず、史料調査は所蔵者の厚意に依存して進められている。このような点から、詳細な学術的分析が急務な状況にあると考え、平成二十二年「近世における前期国学の総合的研究」を申請し、基盤研究(B)(一般)に採用され補助を受けることができた。

二 研究の目的

本研究は、荷田春満(一六六九・一七三六)に代表される「前期国学」が、近世学問の形成に果たした役割や位置づけのみならず、近世の文化や社会・政治にも大きな影響を与えていたことを、学際的・総合的に検討を加えて明らかにする。これまでの史料調査により、国学の四大人の筆頭にあげられる荷田春満が、総合的な学問体系を構想していたこと、八代將軍徳

川吉宗の文教政策に協力して古書や漢籍の調査蒐集に当たり、律令の研究を命じられていたこと、歴史的に武家政権を批判する思想をもっていた、などが解明されてきた。これらの事実は今まで知られることのなかった事柄であり、春満が、本居宣長以降とは異なり、和漢の総合的な学問の中で日本の歴史・文化・伝統を追求しようとした「総合的人文学」ともいえるべき学問を目指していたことを示している。本研究の目的は、東羽倉家文書全体の史料学的な検討を基盤として、春満の学問の検証・解析とその周囲および社会的・文化的な背景を併せて考察を進め、わが国における総合的人文学の萌芽を十七世紀後期から十八世紀の近世前期国学の中に探求することにある。

三 研究の方法

東羽倉家文書は、現在確認できたもの七四〇〇点余であり、内容はおおむね表「東羽倉家文書の分類と数量」のとおりである。整理された史料は、A荷田春満関係史料、B羽倉家関係史料、C社家・社務、D学芸、E書籍・刷物の五分類を施し、表の細目に従って原則として編年に分類し、一点ずつ中性紙の封筒に入れられ、原則として分類番号順に桐製の箱に収納されている。

以上のように分類を施したのは、次のように考えたからである。東羽倉家文書は、伏見稻荷社の御殿預り東羽倉家に伝来した史料群である。同家は荷田春満の生家でその学統を継承しながら史料の作成・保存・整理と編纂に当たり、近代に建立された東丸神社の宮司を歴任しており、同家の代々が近代に行った史料の整理からは、祭神である荷田春満の威徳を顕彰しよ

うとする姿勢が窺える。そのため項目の最初に「A 荷田春満関係史料」を立て、関係史料とともに門人に関する史料も収めた。門人が講義録をまとめた筋記も多く、門人の著作にも春満の学説を伝える内容が含まれていたからである。次に春満が誕生し、その伝統を伝えた東羽倉家の家に関する史料を「B 羽倉家関係史料」として項目を立てた。かつ同家は伏見稲荷社の御殿預りとして神事に携わる一方、社殿や社領を管理し、社中の経営にも大きな力を持っており、稲荷社の神事や社中取締、経営に関する史料も膨大に存する。これらの史料をまとめて「C 社家・社務」の項目を作った。一方、春満の学統を継承した東羽倉家は、近世後期の信郷のころ上方の文人社会の中心の一人となり、文芸を通して多様な文人たちとの交流が見え、彼らの書状をはじめ漢詩や和歌の贈答などの史料が膨大に存する。このような動向を示す史料と東羽倉家が学んだ諸芸の伝授に関する史料を「D 学芸」としてまとめた。その他東羽倉家代々の蔵書、および近代に春満を顕彰するための史料を「E 書籍・刷物」と項目を立てた。五項目の下にさらに細目を立て、東丸神社所蔵である東羽倉家文書の伝来のあり方、史料の概要と特徴を見出せる分類を試みたのである。

以上から東羽倉家の史料は、春満を中心として羽倉（荷田）家関係、稲荷社内関係、朝廷・幕府・地域社会との関係という同心円状の構造を構成していることが解明された。

七四〇〇点に及ぶこれらの史料を、現地調査によって一点ずつ確認しながらその内容をさらに精査し、項目ごとに考察し解明する。前期国学が成しし発展を遂げる十七世紀後半から十八世紀中葉までの近世社会のなかで、文化・政治・社会に大きく影響を与えながら展開し社会に定着しながら、次の時代の国学発展の基盤を形成していく様相を、以下のような具体的な課題を設定し考察していく。

(一)春満の学問が時間・空間的に広がっていく過程の解明。

春満の著述類の内容分析を進め、神道、文学、歴史、法制、さらに近世人文史上の学術史的な位置付けを行う。具体的には第一に、三〇〇点に及ぶ門人の春満宛書状をはじめとする、門人関係史料を分類・整理し、春満の学術の伝播・継承・発展過程を検証する。第一に、春満の活躍した元禄・享保期における儒学など関係諸学問との関係、それを通して幕府の文教政策と春満との関わり、元禄・享保期の社会・文化の中で、前期国学が形成された要因を検討する。第三に、春満没後の影響について、荷田在満・賀茂真淵に代表される江戸系と、荷田信名・大西親盛をはじめ、荷田信郷にいたる京都系に区分し、人的・学術的交流を検討し、比較を行う。とりわけ、東羽倉家文書のうちに新史料が発見された荷田信郷を中心に、近世後期に荷田派の学問が上方文人社会に与えた影響を解明する。

(二)春満の生家である東羽倉家、および稲荷社を中心とした社会関係の解明。

羽倉家の家系・出自等の言説、祖先祭祀を検討することにより、春満の学問の性格への影響も考察し、併せて稲荷社内の社家組織、荷田氏系と秦氏系社家との関係、および稲荷社家と「本願」寺院の愛染寺との社中紛争を分析する。さらに稲荷社に対する朝廷の奉幣・祈祷、白川神祇伯家との関係、社殿造営・社中紛争の裁定・稲荷山松茸上納等献上品を通じた幕府との関係などを解明する。加えて門前・社領を通じた地域社会との関係、稲荷勧請や参拝・講など全国の稲荷信仰との関係にも言及する。これらを総合的に検討し、いまだ解明されているとはいえない前期国学の実態を明らかにすることで学問史上における意義を解明し、近世社会・文化の発展のなかに位置づける。

四 研究の成果

研究は、京都市伏見区東丸神社所蔵の東羽倉家文書の原本確認による再検討からすすめ、高知県山内家宝物資料館所蔵の谷垣守関関係資料の調査で新資料を確認し比較検討を行った。

以下、悉皆調査による原本確認の成果として東羽倉家文書の史的な性格について若干述べておく。

原本の再検討の結果を反映したものが、次頁の表である。平成十三年の調査以来、分類をA荷田春満関係史料、B羽倉家関係史料、C社家・社務・D学芸、E書籍・刷物としたが、近代以降の所蔵関係を考慮したもので、史料群の形成から考えると以下のようなふうになる。

東羽倉家文書は、伏見稻荷の御殿預であった東羽倉家が社務を遂行しながら作成・保管してきたC社家・社務関係史料がまず形成され、殊に十七世紀中葉から次第に体系化していった。Cの体系化とともに、東羽倉家の「家」も整えられ、B羽倉家関係史料も形成する。特にCの体系化とBの形成が、荷田春満の実父羽倉信詮（一六四二・九六〇）の時代から整えられていることは、伏見稻荷社の構造と社家組織、朝廷・幕府との関係や近世的な信仰の広がりなどを考察する視点から重要であるが、この時代に春満が成長して学問を形成していく視点からも、史料群の性格を考慮する必要がある。また信詮の時代から日記が書き継がれ明治初年まで続いていることも、史料群全体を位置づけるなかで重要な意味を持っている。それだけでなく、信詮が祓川家から養子として羽倉家に入った人物であったことも、羽倉家さらに東羽倉家文書の性格を考える上で重要な問題であった。

本題からややそれるが、近世において伏見稻荷の祀官は下社神主(社務)を頂点に中社神主、上社神主、御殿預・目代を正官とし、その下に氏人が

補任するさまさまな祀官や神人などが存在していた。正官になる社家は秦氏と荷田氏の二氏によって構成され、秦氏は大西・森(毛利)・松本・祓川・安田家などからなり、まず氏人としてさまさまな祀官を経ながら就任順に上社神主、中社神主、下社神主に昇進し社中を総括する社務の地位に就いた。これに対し荷田氏は、東羽倉家が御殿預を、西羽倉家が目代を世襲した。とくに御殿預は、地位は秦氏の正官に及ばなかったが、社殿の管理や財政などを担当し、社内外に大きな力を保持していた。古代以来の社家であった秦氏に対して、荷田氏は中世から稻荷社に関わるようになったといわれ、神話や由緒も異にし、しばしば両氏は対峙する関係にあったが、信詮は、秦氏の祓川家の嫡男でありながら、御殿預りの東羽倉家を継承している。ただ信詮は、東羽倉家の神話や由緒を守り、秦氏の言説を荷田氏のそれに組み込んではいないようである。

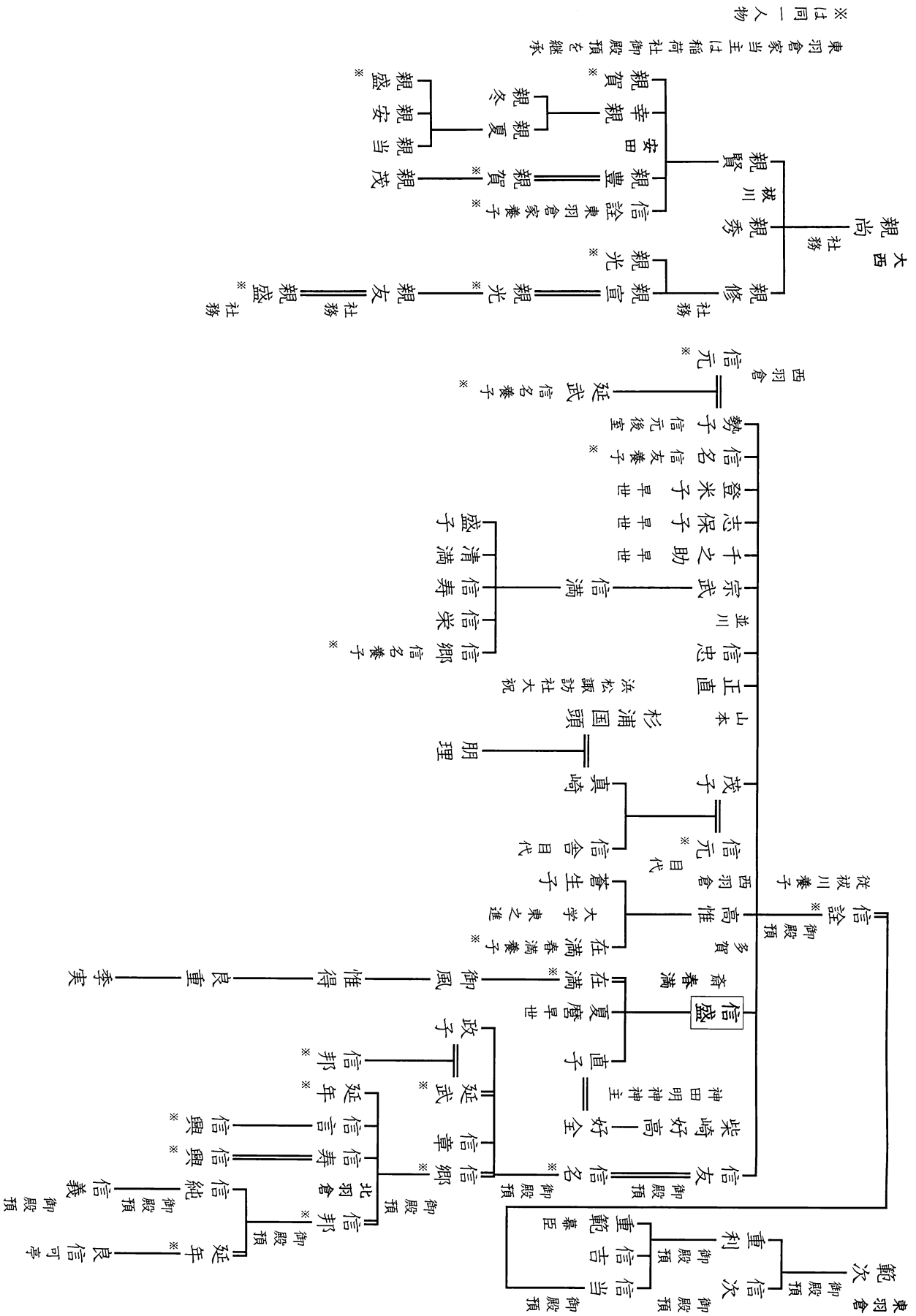
いずれにせよ、秦氏と荷田氏を系譜的に結びつけたのは信詮であり、その時代に史料の体系化が始まり、そのような時代に信詮の妻子として春満が誕生したのである。

春満が学問を形成し、それが近世社会の中に浸透する過程で、C、Bに続き十七世紀末から十八世紀前期にかけて、A荷田春満関係史料が形成される。Aは後世に収集されたものも存するが、A-1稿本・著作写本のうち、主要な史料は『新編荷田春満全集』に収録された。A-2門人・学説の多くは親族や門人の書状になるが、大半が別掲の系図に示されるように春満の親族であり、家史料であるという東羽倉家文書の性格をも物語っている。娘の直子はじめ女性の書状が多いのもこの故である。親族の男性では、養子の在満の史料が目につくが、その多くは戦前に『荷田全集』などの編纂などのときに収集されて今に残ったものようである。同時に注目されるのは、弟の羽倉信名（一六八五・一七五二）であり、家職である御殿預を

表 東羽倉家文書の分類と数量

A 荷田 春満 関係 史料	A-1 稿本・著作写本				
	A-1-1 書状	8	744	1027	
	A-1-2 著作・草稿	620			
	A-1-3 和歌・詠草	30			
	A-1-4 祝詞	14			
	A-1-5 書入本	13			
	A-1-6 自筆写本	59			
	A-2 門人・学説				
	A-2-1 荷田直子 消息・詠草	60	261		
	A-2-2 荷田在満 書状・著作	29			
	A-2-3 荷田蒼生子 消息・詠草・著作	17			
	A-2-4 荷田信名 書状・詠草	30			
	A-2-5 荷田信満 詠草	24			
	A-2-6 荷田家女性 消息・詠草	11			
	A-2-7 大西親盛	34			
	A-2-8 杉浦国頭	8			
	A-2-9 賀茂真淵	8			
A-2-10 門人詠草添削・書状	35				
A-2-11 門人帳・門人誓約	5				
A-3 春満宛書状		22			
B 羽倉 家 関係 史料	B-1 家系・相統			732	
	B-1-1 家譜・系図・古伝	68	283		
	B-1-2 口宣案	87			
	B-1-3 伯家御教書	37			
	B-1-4 相統・勤仕	57			
	B-1-5 居宅・家計	18			
	B-1-6 その他	21			
B-2 日記		449			
C 社家・ 社務	C-1 神事			1426	
	C-1-1 縁起・社伝	41	266		
	C-1-2 祭式・秘儀	128			
	C-1-3 祝詞	78			
	C-1-4 遷宮	19			
	C-2 社家				158
	C-2-1 家系・勤役	118			
	C-2-2 日記	40			
	C-3 社務・社領				492
	C-3-1 触書・達・幕府・所司代・伏見奉行	79			
	C-3-2 社法・愛染寺一件	84			
	C-3-3 社領・財政	148			
	C-3-4 稻荷山・松茸	60			
	C-3-5 社殿修復・神具・調達	84			
	C-3-6 東丸神社	37			
	C-4 朝廷・神祇伯				233
	C-4-1 朝廷・官幣	90			
	C-4-2 縮旨	41			
	C-4-3 神祇伯	38			
	C-4-4 伯家御教書	64			
	C-5 信仰・安鎮				277
C-5-1 初穂・参詣・奉納	88				
C-5-2 勧請・安鎮	172				
C-6 その他	17				
D 学芸	D-1 書状		118	1502	
	D-2 詠草・詩歌・文芸		1271		
	D-2-1 荷田一門	793			
	D-2-2 他氏	315			
	D-2-3 不明・その他	163			
D-3 諸芸		113			
E 書籍・ 刷物	E-1 神書・国学			2689	
	E-1-1 神書	118	145		
	E-1-2 和学・国学	18			
	E-1-3 仏書	9			
	E-2 漢籍		45		
	E-3 和書		571		
	E-3-1 歴史	131			
	E-3-2 故実	177			
	E-3-3 文学	263			
	E-4 近代・印刷物				1928
	E-4-1 春満伝・目録稿・東丸神社関係	70			
E-4-2 春満著作等写本	1696				
E-4-3 荷田全集等編纂資料	81				
E-4-4 一般図書他	151				
その他		67	67		
計			7443		

東羽倉家関係略系図



継承した人物であり、また高弟として春満の講義をうけて劄記を作成し、春満の晩年から死後には江戸に出席して春満が形成した人的ネットワークを継承し利用している。信名の場合、御殿預として日記を多く残し、日記に見える春満関係記事からは、次第に春満が稲荷社中で尊敬を集め、カリスマ化していく過程が見えるだけでなく、とりわけ江戸出府中の日記からは春満の人的ネットワーク、社内の愛染寺をめぐる社中紛争と出訴、幕府による裁定の過程などが判明し、近世中期におけるさまざまな社会矛盾と稲荷社中との関係が見いだせる。親族以外の門人として史料が多いのは、秦氏一門で社務に進んだ大西親盛（一七〇三・七八）である。ただ、系図に示したように実父の安田親夏が春満の従兄弟にあたる。親盛は、高弟として春満の講義をまとめ自らも著作をもって稲荷社中に春満の学問を定着させた人物である。すなわち、A・2門人・学説関係史料の特徴から、弟の信名と大西親盛の存在と重要性が指摘できよう。また娘の直子も注目できる存在として見出すことができる。

春満死後の十八世紀中葉以後、東羽倉家文書は、C社家・社務関係史料、B羽倉家関係史料が一層整備体系化されて残っていく。同時に十八世紀後半に御殿預として活躍した信郷（信名養子）が、上田秋成・小沢蘆庵など上方文人とのネットワークを形成し、東羽倉家文書のうちに、D学芸関係史料が形成されるようになる。この問題が近世後期に春満の検証や伝説化につながり、春満の学統とどのように関わっていくのかは、一戸渉の研究で提起され、分析が進められているところである。

いずれにせよ、東羽倉家文書を検討し総合的に論じていく視点は、悉皆調査により七四〇〇点余に及ぶ史料一点一点ずつに精査を加えることに終始すると考えられる。

以上史料検討と体系化を研究基盤の成果として、研究方法で提起した二

つの課題（一）春満の学問が時間・空間的に広がっていく過程の解明、（二）春満の生家である東羽倉家、および稲荷社を中心とした社会関係の解明、についての成果をまとめておく。

（一）については、研究代表者の根岸が享保期の幕府の文教政策と春満の歴史学との関連で検討を進め、その成果の一端は、國學院大學が創立百三十周年記念として國學院大學博物館において開催した「国学の始祖 荷田春満」展の展示に可視化して表現され、また図録『国学の始祖 荷田春満』に反映された。研究協力者の高塩博・宮部香織が春満の律令学について考察し、その成果の一部は本書に掲載してある。同じく研究協力者の渡邊卓は『日本書紀』受容史研究―国学における方法―（笠間書院 平成二十四年）を刊行し、これによって従来文学・日本語学・思想史・神道史などからの研究が多かった国学が、前期国学の場合和漢の知識を広く取り入れ、当時の政治とも密接に関係した「総合的人文学」であることを考察した。

一方、研究分担者の白石愛を中心に研究協力者の大学院生などが春満の弟荷田信名の日記から一一〇〇人に及ぶ春満の門人・関係者を抽出してその人物像を明らかにし、その成果が本書に掲載しており、これが本研究の中心的な成果となっている。門人のうち注目できる大西親盛については、研究協力者の松本久史が検討を加え、研究会において発表を行った。また研究協力者の石岡康子が、春満の年譜を作成するとともに娘の直子はじめ親族の女性の手紙を『東羽倉家文書史料集』一（根岸茂夫編 國學院大學刊 平成二十五年十一月）に翻刻・検討し、伏見稲荷の社家であった弟の信名が関わった江戸における伏見稲荷の争論の過程を考察し、これも本書に掲載した。さらに研究分担者の鈴木淳、研究協力者の早乙女牧人・中村正明・一戸渉が春満と門人の歌会記録・和歌を集大成し新出の和歌資料一二点を本書に翻刻した。加えて『新編荷田春満全集』七巻（おうふう、平成十九

年)所収『伊勢物語童子問草稿』の遺漏を補うべく、同書刊行後に確認し得た春満自筆草稿断簡二点も翻刻してある。これらは春満自身のみならず、門人らの歌会や添削指導の記録が大半を占めており、春満による和歌指導の実態解明や、和歌を通じた人的ネットワークなど門人の存在形態が明らかになった。かつ一戸渉は『上田秋成とその時代』を上梓し、荷田信郷に焦点を当て、春満の学統と上方の文人社会について、先駆的な研究を行った。なお、協力者の宮部香織が、東羽倉家文書の書籍調査の中で蔵書印の調査と考察を行い、史料学的かつ書誌学的研究も進め、これも本書に掲載している。

(二)については、研究参加者総体で荷田家と伏見稲荷の年中行事の記録『秘記』を翻刻・検討し(『東羽倉家文書史料集』一)、稲荷社の社家としての荷田家の位置を考察し、その信仰圏と京坂地域の問題、荷田家と諸大名との関係などを明らかにした。かつ研究協力者の松本久史が享保期の伏見稲荷の社家組織について検討し、代表者の根岸茂夫が稲荷社と境内の宗門人別帳から組織や家族構成・境内の景観などを検討した。さらに研究協力者の岩橋清美が稲荷社の背後の稲荷山の検討から稲荷社と稲荷村の関係、稲荷社が幕府に献上した松茸をめぐる儀礼や稲荷社・村の負担、また稲荷山の環境の変化などについても考察し、研究協力者の竹田真依子・番場夏希が、元禄享保期における稲荷社の狐と境内の環境問題について史料を検討し、それぞれ本書に掲載した。

以上総合的な検討によって、従来知られていなかった史実を明らかにしながら、本研究は「総合的人文学」としての前期国学の諸相を解明し、近世社会・文化の発展に前期国学が果たした役割を多様な面から位置づけることができた。その成果の一端が、本文中でも示したように本書掲載の諸報告である。

この研究は、東羽倉家文書の調査がなくては成立しえなかったものであり、貴重な史料の調査を快く許され、長年の調査のたびに御支援を賜る東丸神社松村準二宮司御夫妻、調査のたびに御高配を賜る伏見稲荷大社中村陽宮司はじめ職員の方々、研究支援をいただいた國學院大學の関係者の方々に、心から深謝の意を表する次第である。

平成22年度～平成25年度における主な発表論文等(雑誌論文・著作物・学会発表)
 [雑誌論文]

執筆者名	論題名	掲載雑誌名・巻号・掲載頁	発表年月
石岡康子	荷田直子・いし・左仲書状集	『東羽倉家文書史料集一』(根岸茂夫編、國學院大學)、pp.17-43	2013年11月
石岡康子	元文三年羽倉信名江戸在府日記	『東羽倉家文書史料集一』(根岸茂夫編、國學院大學)、pp.83-118	2013年11月
一戸 渉	古典形成と出版—近世日本の書物メディアをめぐる—	一戸渉・佐藤文彦共編『「古典」は誰のものか—比較文学の視点から—』金沢大学人文学類、pp.43-54 ※一戸渉・佐藤文彦共編との共編で同書全体(pp.1-99)の編纂を行う。	2013年2月
一戸 渉	橋本経亮の歌文資料——『丁巳詠草』解題と翻印——	『上方文藝研究』第10号、pp.55-71	2013年6月
一戸 渉	〔偽証家〕藤貞幹の成立	『アナホリ』シユ国文学』第3号、pp.114-122	2013年6月
岩橋清美	水木要太郎と東京師範学校	『青少年問題』(青少年問題研究会)第652号、pp.54-59	2013年10月
岩橋清美	近世都市江戸における迷子の保護	『千葉経済論叢』(千葉経済大学)第48号、pp.1-20	2013年7月
川村由紀子	近世中期における江戸の「町棟梁」	『日本歴史』786号、2013年11月号、pp.36-53	2013年11月
白石 愛	元文元年羽倉信名江戸在府日記	『東羽倉家文書史料集一』(根岸茂夫編、國學院大學)、pp.45-82	2013年11月
白石 愛	近代医学者の交流②——後藤新平と三宅秀	『文部科学教育通信』第312号	2013年3月
高塩 博	「敵」に用いるムチの規格統一	『法史学研究会会報』17号、pp.62-65	2013年3月
高塩 博	「公事方御定書」の元文三年草案について—「元文三年御帳」の伝本紹介—	『國學院法學』52巻2号、pp.27-167	2013年9月
高塩 博	丹後国田辺藩の「敵」について	『國學院法學』52巻3号、pp.51-74	2013年12月
中村正明	忍川春町の狂文全翻刻	『澁谷近世』第19巻、pp.28-35	2013年3月
中村正明	昔話物合巻の概要	『日本文学論究』72巻、pp.41-52	2013年3月
中村正明	黄表紙『間違曲輪遊』翻刻と注釈	『澁谷近世』第19号、pp.36-55	2013年3月
根岸茂夫	東丸遺墨	『東羽倉家文書史料集一』(根岸茂夫編、國學院大學)、pp.5-15	2013年11月
根岸茂夫	元治元年秘記	『東羽倉家文書史料集一』(根岸茂夫編、國學院大學)、pp.119-173	2013年11月
根岸茂夫	近世前期の岩槻藩と藩政	『岩槻藩の殿様』(さいたま市立博物館)、pp.4-11	2013年10月
松本久史	篠崎東海と荷田春満—和学をめぐる—考察	『國學院雑誌』第114巻第4号、pp.1-13	2013年4月
宮部香織	小中村清矩の令義解講義	『國學院大學校史・学術資産研究』第5号、pp.25-68	2013年3月
渡邊 卓	国民精神作興にみる武田祐吉の立場—昭和十二年、台湾における『万葉集』講義から—	『國學院大學校史・学術資産研究』第5号、pp.69-95	2013年3月
渡邊 卓	『ことわざ資料叢書 第四輯第1巻』	クレス出版、全228p ※ことわざ会編 本居内遠『俗諺集成』(東京大学国文学研究室本居文庫蔵)の翻刻および解題。翻刻pp.179-220、解題pp.221-228	2013年4月
白石 愛	近代医学者の交流①——北里柴三郎と三宅秀	『文部科学教育通信』第294号	2012年6月

高塩 博	「敵」の刑具について—「敵箒」と「箒尻」—	『三くだり半の世界とその周縁』(青木美智男・森謙二編、日本経済評論社)、pp.19-40	2012年3月
高塩 博	丹後国田辺藩の「徒罪」について	『國學院法學』49巻4号、pp.1-44	2012年3月
中村 正明	童言集と黄表紙「焼いた牛蒡をおつつける」ほか	『日本文學論究』第71巻、pp.92-104	2012年3月
中村 正明	黄表紙化された伝承童謡「いつちくたつちく」「かごめかごめ」など	『濫谷近世』18巻、pp.107-114	2012年3月
中村 正明	黄表紙『桃太郎再航』翻刻と注釈	『濫谷近世』18巻、pp.133-151	2012年3月
中村 正明	恋川春町の狂文	『國學院雜誌』第113巻第12号、pp.29-44	2012年12月
松本 久史	近世国学思想から見た共存の諸相	『共存学：文化・社会の多様性』(弘文堂)、pp.139-154	2012年3月
宮部 香織	國學院における三浦周行の法制史講義	『國學院大學校史・学術資産研究』第4号、pp.121-148	2012年3月
渡邊 卓	国学者の業績展示と社会的意義—昭和初期における荷田春満遺墨展を中心に—	『國學院大學博物館學紀要』第36輯、pp.13-20	2012年3月
一戸 涉	橋本経亮の蒐集活動—『香果遺珍』研究序説—	『近世文藝』第93号、pp.14-29	2011年1月
一戸 涉	「自像笥記」異文—秋成と自伝—	『上方文藝研究』第8号、pp.73-81	2011年6月
一戸 涉	羽倉風のゆくえ	『朱』第55号、pp.16-35	2011年12月
岩橋 清美	東京府における日幕府関係史料類の収集・管理について—明治10年代の庶務課記録科(掛)の動向を中心に—	『中央史学』第34号、pp.118-133	2011年3月
白石 愛	『荷田春満』和書真偽考』の再検討	『國學院雜誌』第112巻第1号、pp.50-67	2011年1月
白石 愛	シーボルト関連史料にみる蘭医の交流	『文部科学教育通信』第280号	2011年11月
高塩 博	「公事方御定書」の編纂過程と「元文五年草案」について	『國學院法學』第48巻第4号、pp.19-125	2011年3月
高塩 博	幕府人足寄場研究文獻目録(稿)	『法史学研究会会報』15号、pp.140-150	2011年3月
高塩 博	丹後国田辺藩の博覧規定と「徒罪」	『國學院法學』49巻2号、pp.1-52	2011年9月
根岸 茂夫	谷間の村と町の風景	『渋谷学叢書2 歴史のなかの渋谷』(雄山閣)、pp.111-134	2011年3月
根岸 茂夫	真田家の大名行列	『大名の旅—松代藩の参勤交代—』(長野県教育委員会) pp.107-113	2011年9月
根岸 茂夫	仙台藩の行列と軍役	『仙臺郷土研究』通巻283、全17p	2011年12月
宮部 香織	井上頼因述「神祇令講義」と田邊勝哉講述「神祇令義解講義」について	『國學院大學紀要』49巻、pp.109-130	2011年3月
宮部 香織	大宝令注釈書「古記」の解釈にみる律規定	『法史学研究会会報』第15号(明治大学法学部)、pp.39-51	2011年3月
宮部 香織	宮西惟助の「日本制度通」講義—河野省三の講義筆記ノートを通じて—	『國學院大學校史・学術資産研究』第3号、pp.101-129	2011年3月
渡邊 卓	国学者の業績展示と社会的意義—昭和初期における荷田春満遺墨展を中心に—	『國學院大學博物館學紀要』第36輯、pp.13-20	2012年3月
渡邊 卓	折口信夫の「日本紀の会」と『日本書紀』研究	『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要』第3号、pp.265-274	2011年3月
渡邊 卓	清原宣賢「日本書紀抄」の注釈法と伝播 諸本の比較を通して	『神道宗教』第222・223号、pp.73-97	2011年7月
一戸 涉	【解題】歌集資料	『新編荷田春満全集』第12巻(おうちょう)、pp.622-645	2010年2月
一戸 涉	【解題】和歌詠草資料	『新編荷田春満全集』第12巻(おうちょう)、pp.646-652	2010年2月
一戸 涉	荷田春満の和歌資料について	『新編荷田春満全集』第12巻(おうちょう)、pp.717-735	2010年2月
岩橋 清美	武州八王子に見る地域市場の展開—八王子綿買の動向を中心に—	『千葉経済論叢』第42号	2010年5月

早乙女牧人	【解題】添削・歌評資料	『新編荷田春満全集』第12巻(おうふう)、pp.686-716	2010年2月
白石 愛 (旧姓:谷川)	『和書真偽考』解題	『荷田春満和書真偽考 享保八年羽倉信名日記』(平成21年度國學院大學文学部共同研究成果報告書)、pp.3-10	2010年3月
白石 愛 (旧姓:谷川)	羽倉信名の官位上昇をめぐる動向	『荷田春満和書真偽考 享保八年羽倉信名日記』(平成21年度國學院大學文学部共同研究成果報告書)、pp.46-50	2010年3月
白石 愛	古銭貨への想い——仲威雄旧蔵コレクションより	『文部科学教育通信』(東京大学総合研究博物館案内194、ジューズ教育新社)第256号	2010年11月
鈴木 淳	【解題】創倭学校啓	『新編荷田春満全集』第12巻(おうふう)、pp.598-606	2010年2月
鈴木 淳	【解題】春満の和歌	『新編荷田春満全集』第12巻(おうふう)、pp.607-621	2010年2月
高塩 博	寄場奉一覽稿	『法史学研究会会報』14号、pp.68-73	2010年3月
高塩 博	原胤昭旧蔵の「公裁私記」について——町方与力と「公事方御定書」	『原胤昭旧蔵資料調査報告書(3)——江戸町奉行所与力・同心関係史料——』(千代田区教育委員会)、pp.203-210	2010年3月
高塩 博	「公事方御定書」下巻の奇妙な伝本	『日本基層文化論叢』(楳山林継先生古稀記念論集刊行会編、雄山閣)、pp.533-544	2010年8月
中村正明	【解題】歌会資料	『新編荷田春満全集』第12巻(おうふう)、pp.653-685	2010年2月
根岸茂夫	佐倉藩堀田家とその家臣団	『佐倉市史研究』23号、pp.11-37	2010年3月
根岸茂夫	史料整理の技法	『古文書の語る地方史』(吉川弘文館)、pp.193-219	2010年8月
松本久史	「春満および荷田派の祝詞創作について」	『新編荷田春満全集第12巻 創倭学校啓・和歌・創作祝詞』(おうふう)、pp.736-745	2010年2月
松本久史	荷田派の靈魂観と実践——他界の認識を巡って——	『國學院大學研究開発推進センター研究紀要』第4号、pp.25-46	2010年3月
宮部香織	明治期の皇典講究所・國學院における法制史学の変遷	『國學院大學校史・学術資産研究』第2巻、pp.47-79	2010年3月
宮部香織	律令「条文名」覚書	『法史学研究会会報』第14号(明治大学法学部)、pp.57-67	2010年3月
渡邊 卓	武田祐吉の『日本書紀』研究——新出資料と著作を通して	『國學院大學伝統文化』サーチセンター研究紀要』第2号、pp.215-223	2010年3月
渡邊 卓	権守部手沢本『先代旧事本紀』と『旧事紀直日』	『國學院雜誌』第112巻第4号(通号1248)、pp.15-28	2010年10月

〔著作物〕

著者・編者名	書名	出版社・頁数(共著の場合は掲載頁数)	刊行年月
岩橋清美	『明治期東京府の文書管理』	東京都公文書館	2013年3月
鈴木淳	和歌文学大系70『六帖詠草・六帖詠草拾遺』	明治書院 ※加藤弓枝と共編、全531p	2013年7月
高塩 博	『近世刑罰制度論考—社会復帰をめざす自由刑—』	成文堂、pp.1-350	2013年3月
根岸茂夫(編)	『東羽倉家文書史料集—』	國學院大學、pp.1-178 ※共同執筆者：白石愛・石岡康子	2013年11月
松本久史	『古事記と国学』(東京都神社庁研修シリーズ20)	東京都神社庁、pp.1-57	2013年3月
一戸 渉	『上田秋成の時代—上方和学研究—』	ベリカイン社、pp.1-471	2012年1月
一戸 渉	『春雨物語』	三弥井書店(血かたむけ)pp4-29「海賊」pp60-84「歌のほまれ」pp.193-198の校注・評釈及び参考文献一覧pp.270-274 担当執筆) ※井上泰至・三浦一朗・山本綾子との共編	2012年4月
岩橋清美	『多摩の近世・近代史』	中央大学出版部 ※松尾正人編、執筆担当分「子どもと村社会—近世後期における子供観の変容—」pp.3-24	2012年9月
根岸茂夫(編)	『国学の始祖荷田春満』	國學院大學、松本久史・堀口裕美子との共編、pp.1-134 ※共同執筆者：鈴木淳・松本久史・一戸渉・早乙女牧人・白石愛・中村正明・宮部香織・渡邊卓	2012年10月
渡邊 卓	『『日本書紀』受容史研究—国学における方法』	笠間書院、pp.1-274	2012年2月
岩橋清美	『史跡で読む日本史』9 江戸の都市と文化	吉川弘文館 ※岩淵令治編、執筆担当分「歴史の発見—日光東照宮の歴史化—」pp.245-255	2010年6月
岩橋清美	『近世日本の歴史意識と情報空間』	名著出版、pp.1-405	2010年10月
根岸茂夫(編)	『荷田春満和書真偽考 享保八年羽倉信名日記』平成21年度國學院大學文学部共同研究「近世における前期国学の史的研究」成果報告書	國學院大學文学部、pp.1-61 ※共同執筆者：谷川愛・宮部香織・榎本博	2010年3月
根岸茂夫	『古文書の語る地方史』	吉川弘文館 ※佐藤孝之編、執筆担当分「第5章 史料整理の技法」、全222p中 pp.194-219	2010年8月
根岸茂夫(編)	『近世の環境と開発』	思文閣出版 ※大友一雄、佐藤孝之、末岡照啓共編、執筆担当分「序章 近世環境史研究と景観・開発」全362p中 pp.3-26	2010年12月

【学会発表】

発表者名	発表テーマ	学会名・開催場所	発表年月日
一戸 渉	和歌史上における荷田春満の位置	公開学術研究会集「國學院大學の国学研究の現在」 於國學院大學	2014年2月8日
白石 愛	江戸における荷田家のネットワーク—荷田信名『在府日記』を中心に—	公開学術研究会集「國學院大學の国学研究の現在」 於國學院大學	2014年2月8日
根岸茂夫	「近世における前期国学の総合的研究」研究事業の概要	公開学術研究会集「國學院大學の国学研究の現在」 於國學院大學	2014年2月8日
松本久史	荷田派の祝詞研究—稲荷祠官 大西親盛を例にして—	公開学術研究会集「國學院大學の国学研究の現在」 於國學院大學	2014年2月8日
松本久史	神道的自然観と現代社会	第三十回神社本庁教学大会研究大会報告	2013年5月1日
渡邊 卓	『釈日本紀』にみる『古事記』の価値	古事記学会大会、於奈良県新公会堂	2013年6月1日
渡邊 卓	『釈日本紀』所引『丹後国風土記』逸文の性格	風土記研究会 第10回発表会、於同志社女子大学	2013年9月1日
中村正明	恋川春町の狂歌と狂文	平成24年度國學院大學國文學會秋季大会、於國學院大學	2012年11月18日
宮部香織	いわゆる「異質合集解」についての再検討	法制史学会東京部会第244回例会、於法政大学	2012年12月15日
白石 愛	シーボルトの伝えたもの——シーボルト・コレクションから読む	生き物文化誌学会大阪例会「日本における近代知の誕生—蘭学と大坂」、於大阪大学中之島センター	2011年10月29日
白石 愛	荷田春満『和書真偽考』の再検討	東京大学近世史研究会例会、於文京区立湯島会館	2010年5月9日
渡邊 卓	橋守部の『先代旧事本紀』研究—『旧事紀直日』の本文校訂を中心として—	國學院大學國文學會10月例会、於國學院大學	2010年10月9日

研究会活動

回数	開催年月日	タイトル	担当者
1	2010.05.27	(会議)科学研究費補助金による今後の研究遂行に関する討議	参加者全員
2	2010.06.24	(講読)『秘記』目次～正月12日条(1)	早乙女牧人
3	2010.07.22	(講読)『秘記』目次～正月12日条(2)	早乙女牧人
		(講読)『秘記』正月元日条～2月5日条(1)	榎本博
4	2010.09.30	(講読)『秘記』正月元日条～2月5日条(2)	榎本博
5	2010.10.28	(講読)『秘記』2月初午条～2月24日条	種村威史
6	2010.11.25	(講読)『秘記』2月26日条～3月21日条	田中丈敏
7	2010.12.09	(講読)『秘記』4月朔日条～4月27日条	早乙女牧人
8	2011.01.27	(講読)『秘記』5月朔日条～5月28日条	川村由紀子
9	2011.02.24	(講読)『秘記』6月朔日条～6月晦日条(1)	杉山愛
10	2011.04.28	(講読)『秘記』6月朔日条～6月晦日条(2)	杉山愛
11	2011.05.27	(講読)『秘記』7月朔日条～7月17日条	白石愛
12	2011.06.23	(講読)『秘記』8月朔日条～12月晦日条	早乙女牧人
13	2011.07.28	(講読)『秘記』稻荷勧請等に関する記述	岩橋清美
14	2011.08.22	(会議)研究成果に関する確認・検証と今後の指針について	参加者全員
15	2011.09.29	(講読)『江戸在府之日記(六)』6月朔日条～6月15日条	白石愛
16	2011.10.27	(講読)『江戸在府之日記(六)』6月16日条～6月29日条	石岡康子
17	2011.11.24	(講読)『江戸在府之日記(六)』7月朔日条～7月15日条(1)	早乙女牧人
18	2011.12.15	(講読)『江戸在府之日記(六)』7月朔日条～7月15日条(2)	早乙女牧人
		(講読)『江戸在府之日記(六)』7月16日条～7月29日条	川村由紀子
19	2012.01.26	(講読)『江戸在府之日記(六)』8月朔日条～8月15日条	岩橋清美
20	2012.04.26	(輪読)『江戸在府之日記(六)』8月16日条～8月28日条	参加者全員
21	2012.05.24	(講読)『江戸在府之日記(六)』8月29日条～9月11日条	田中丈敏
22	2012.06.28	(講読)『江戸在府之日記(六)』9月12日条～9月20日条	川村由紀子
23	2012.07.26	(講読)『江戸在府之日記(六)』9月22日条～9月29日条	早乙女牧人
24	2012.12.20	(会議)研究成果に関する確認・検証と今後の指針について	参加者全員
25	2013.02.28	(発表)篠崎東海と荷田春満一和学をめぐる一考察	松本久史
		(発表)荷田直子と消息	石岡康子
26	2013.05.30	(発表)享保12年稻荷社家『宗門人別帳』と荷田春満	根岸茂夫
27	2013.06.27	(発表)享保期江戸歌壇と荷田春満	一戸渉
28	2013.07.25	(発表)稻荷山の管理と松茸献上	岩橋清美
29	2013.09.26	(会議)京都出張成果報告と今後の指針について	参加者全員
30	2013.10.24	(講読)『江戸在府中要門之日記1』4月13日条～4月24日条	石岡康子
31	2013.11.28	(講読)『江戸在府中要門之日記1』4月25日条～5月5日条(1)	田中丈敏
32	2013.12.19	(講読)『江戸在府中要門之日記1』4月25日条～5月5日条(2)	田中丈敏
33	2014.01.23	(講読)『江戸在府中要門之日記1』4月25日条～5月5日条(3)	田中丈敏
34	2014.02.19	(講読)『江戸在府中要門之日記1』5月6日条～5月10日条	番場夏希

※開催場所には、いずれも國學院大學渋谷キャンパス内にある、学術メディアセンター内の会議室または3号館内の教室を利用した。

研究組織

研究代表者			
氏名	所属	身分	専門領域
根岸茂夫	國學院大學文学部	教授(博士・歴史学)	日本近世史
研究分担者			
氏名	所属	身分	専門領域
鈴木淳	元・国文学研究資料館	名誉教授(文学博士)	日本近世文学
古相正美	中村学園大学教育学部	教授(博士・文学)	日本近世文学
白石愛(旧姓:谷川)	東京大学総合研究博物館ミュージアム・テクノロジー研究部門	特任助教	日本近世史
研究協力者			
氏名	所属	身分	専門領域
高塩博	國學院大學法学部	教授(法学博士)	日本法制史
松本久史	國學院大學神道文化学部	准教授(博士・神道学)	日本神道史
一戸渉	慶應義塾大学附属研究所所道文庫	准教授(博士・文学)	日本近世文学
清水正彦	埼玉県立文書館	嘱託職員	日本近世史
種村威史	國學院大學文学部	兼任講師(博士・歴史学)	日本近世史
榎本博	春日部市郷土資料館	学芸員	日本近世史
堀口裕美子	國學院大學学術メディアセンター事務部図書館事務課(神道文化学部資料室)	事務員	
岩橋清美	法政大学教職課程センター	特任所員	日本近世史
	國學院大學文学部	兼任講師	
早乙女牧人	東海大学文学部	非常勤講師	日本中世文学
	國學院大學	科研費研究員	
中村正明	國學院大學文学部	兼任講師	日本近世文学
舟木勇治	國學院大學文学部	兼任講師	日本上代文学
宮原一郎	川崎市立博物館	学芸員	日本近世史
宮部香織	國學院大學研究開発推進機構	客員研究員(博士・法学)	日本法制史
渡邊卓	國學院大學研究開発推進機構	助教(博士・文学)	日本上代文学
石岡康子	國學院大學	聴講生(研究補助員)	日本近世史
川村由紀子	國學院大學大学院文学研究科史学専攻博士課程後期	大学院生	日本近世史
田中丈敏	國學院大學大学院文学研究科史学専攻博士課程後期	大学院生	日本近世史
太田和子	國學院大學大学院文学研究科史学専攻博士課程後期	大学院生	日本近世史
岡谷成康	國學院大學大学院文学研究科史学専攻博士課程後期	大学院生	日本近世史
塚田沙也加	國學院大學大学院文学研究科史学専攻博士課程後期	大学院生	日本近世史
藤井未央	國學院大學大学院文学研究科史学専攻博士課程前期	大学院生	日本近世史
竹田真依子	國學院大學大学院文学研究科史学専攻博士課程前期	大学院生	日本近世史
番場夏希	國學院大學大学院文学研究科史学専攻博士課程前期	大学院生	日本近世史
杉山哲司	國學院大學大学院文学研究科史学専攻博士課程前期	大学院生	日本近世史
秋山愛	國學院大學大学院文学研究科史学専攻博士課程前期修了	大学院生	日本近世史
張維珊	國學院大學大学院文学研究科史学専攻博士課程前期修了	大学院生	日本近世史

※上記は、いずれも2014年1月31日現在。

荷田信名『在府日記』人名一覽

解題

白石愛

一、「荷田信名『在府日記』人名一覽」の概要

山城国紀伊郡深草の稻荷社（現、伏見稻荷大社）御殿預である荷田（羽倉）信名は、愛染寺との訴訟のために享保二十年（一七三五）四月から元文五年（一七四〇）三月までの約五年間江戸に滞在した。その際に記された自筆の日記（以後『在府日記』）は二十冊に及ぶ。「荷田信名『在府日記』人名一覽」は『在府日記』二十冊全文から人名を検出し、五十音順に一覧にしたものである。

先ず、『在府日記』の内訳を列記する。史料名、収載期間、文書番号の順である。なお、本文中の史料の所蔵は全て東丸神社東羽倉家文書である。

- 江戸在府中要門之日記（巻） 享保二十年四月十三日―六月 B―二一六九（二五）
- 江戸在府日記（四） 享保二十一年正月―二月 B―二一七五（二五二）
- 江戸在府中要門之日記（参） 享保二十年十月―十二月 B―二一七一（二五二）
- 江戸在府之日記（五） 享保二十一年三月―元文元年五月 B―二一七六（二五二）
- 江戸在府之日記（六） 元文元年六月―九月 B―二一七七（二五二四）
- 江戸在府之日記（七） 元文元年十月―十二月 B―二一七九（二五二五）
- 江戸在府之日記（八） 元文二年正月―四月 B―二一八一（二五二六）
- 江戸要門之日記（九） 元文二年五月―六月 B―二一八三（二五二七）
- 江戸要門之日記（拾） 元文二年七月―九月 B―二一八四（二五二八）

- 江戸要門之日記（十二） 元文二年十月―十二月 B―二一八五（二五二九）
- 江戸要門之日記（十三） 元文三年正月―三月 B―二一八七（二五三〇）
- 江戸要門之日記（十四） 元文三年四月―六月 B―二一八八（二五三一）
- 江戸要門之日記（十五） 元文三年七月―九月 B―二一八九（二五三二）
- 江戸要門之日記（十六） 元文三年十月―十二月 B―二一九〇（二五三三）
- 江戸要門之日記（十七） 元文四年正月―三月 B―二一九二（二五三三）
- 江戸要門之日記（十八） 元文四年四月―六月 B―二一九三（二五三四）
- 江戸要門之日記（十九） 元文四年七月―九月 B―二一九四（二五三五）
- 江戸要門之日記（二十） 元文四年十月―十二月 B―二一九五（二五三六）
- 江戸要門之日記（二十一） 元文五年正月―三月 B―二一九七（二五三六）

この他関連史料として、『江戸参府道中日記』（享保二十年四月三日―五月十二日、B―二一七二（二五二七））、『在府之内元文五庚申年三月十三ヨリ之日記并道中之記四月二日京着迄之記（二十一）』（元文五年三月十三日―四月二日、B―二一九八（二五四二））、『帰京到着後之記（二十二）』（元文五年四月二日―五月晦日、B―二一九九（二五三七））、『在府中御奉行所上書付之留（二十六）』（享保二十年四月十五日、B―二一七三（二五二八））がある。何れも筆者は荷田信名である。

本表には人名、身分・続柄、所在等、出典、備考の欄を設けた。人名は史料に出てきた通りに姓および通称・国名・官職名を記し、『新訂寛政重修諸家譜』（高柳光寿監修、続群書類従完成会、一九六四―六七）、『徳川諸家系譜』（斎木一馬・岩沢彦他校訂、続群書類従完成会、一九七〇―八四年）、『稻荷大社年表』（伏見稻荷大社、一九六二年）や辞典等で実名がわかる者は補った。通称・院号のみで実名がわかる場合は、実名を載せ、通称等は小括弧で括った。実名により五十音順としたが、実名がわからない分は通称等で五十音順に並べた。史料中同音異字があった場合あるいは誤記

を小括弧で括った。また、途中通称が変更された場合も小括弧で括り、変更した際の記事を備考欄に載せた。

身分・続柄は基本的に史料中の記載に従い、『寛政重修諸家譜』などから明確にわかるものは適宜補った。所在等も基本的に史料通りとし、『東京市史稿』市街編で補ったものもある。所在が変更となった場合、矢印で移動を示した。出典は年代、冊数、日付の順とした。丸数字は前掲の冊次に対応している。備考欄は特筆すべき記事等を掲載した。

本表は、荷田春満研究会で『江戸在府之日記(六)』の講読を行い、報告者が各自担当部分に登場した人名を取り挙げて重ねていったものが基礎となった。他の十九冊については、それに加える形で大学院生を中心に分担し、人名を検出した。人名検出作業は、石岡康子、岩橋清美、太田和子、岡谷成康、川村由紀子、早乙女牧人、白石愛、杉山哲司、竹田真依子、田中文敏、番場夏希(五十音順)が行った。統合作業は杉山、番場、白石が担当した。『寛政重修諸家譜』・『公卿人名大事典』・『国史大辞典』などにより、太田、川村、白石、塚田沙也加、番場が人名を調査した。校正および編集は白石が行った。

二、主な人物の概要

本表の作成により、『在府日記』には千百人を超える人物が登場していることがわかった。伏見稻荷社関係の者、荷田在満を中心とする信名の親族や縁者、寺社奉行および家中の者、神田明神周辺を中心とする荷田春満の門人、在満の門人、訴訟で江戸に滞在する神主、京都や浜松などとの手紙を運搬する商人、稻荷を信仰する大名や旗本、大名家等に入入りする医者、荷田直子が仕官する水戸家の者、近所のだ名・旗本・商人など実に多岐に

わたっている。

伏見稻荷社から最初に信名と共に江戸へ出府した上社禰宜松本為寛は、享保二十一年四月養母の病氣のため一旦帰京し、元文三年三月に再度出府する。しかしながら、今度は本人が病氣となり同年帰京する。そして、元文五年二月に卒去してしまう。為寛と交代で江戸に滞在したのは祓川直親である。直親は病氣の安田親春の代理として出府した。直親は信名養女の岩(富樫求馬女)を妻としている。信名は為寛や直親とは宿が別であったが、訴訟に関する打ち合わせを毎日のように行っていた。

稻荷社祠官と愛染寺との訴訟は、最初奏者番兼寺社奉行井上正之が担当となった。井上家の寺社役人林喜左衛門・進藤吉右衛門・山脇弥次右衛門らへ頻繁に面会に訪れている。享保二十一年四月十六日に井上の病氣により裁判が一時的に中断され、井上が担当する遠国の者は一旦全員帰国するよう命ぜられたが、信名は江戸に残ることを決め、連日井上の病氣見舞に訪れ、裁判再開の催促をしている。江戸留守居の深谷一郎右衛門は在満と懇意であったため、情報や助言を得るなど親切にしていた。井上の治療に当たった医師長尾文哲にも在満を通じて信名の長期にわたる在府を訴えている。井上が元文二年に卒去した後は、担当が牧野貞通へ交替する。牧野家の寺社方惣宰の芥川健二郎および家中の役人田中小右衛門・新井伊左衛門・須藤文左衛門らに面会している。他に、寺社奉行の大岡忠相、松平信岑、山名豊就らおよび家中の者も散見する。

信名と同じく江戸へ訴訟のために在府していた人々として、京都の上賀茂社の社家鳥居大路出羽守・岡本志摩守ら、備中吉備津宮社家頭堀家主税らがいる。お互いの訴訟の状況報告など頻繁に会談した。

京都の養母智光院、妻荷田弁、権御殿預信章、養子延武、目代信舎とは頻繁に手紙のやり取りをし、お互いの状況を通知していた。長期にわたつ

た在府中に必要となった金子、稲荷社の下し物、祈禱札などが送られてきた。信名は彼らの手紙により、稲荷社および家族の無事に安堵したり、郷愁を募らせたりした。信名の在府中、親族では嫡子荷田信章、兄荷田春満および多賀道員が亡くなった。『在府日記』には遠隔地で大事な家族の悲報を手にした信名の悲嘆に暮れる様子が綴られている。

信名は江戸に出た当初、春満の養子で信名の甥である荷田在満の西久保の家に滞在した。その後、信名は神田明神近くに移った。在満も近隣に引っ越してきたと思われる。信名にとって江戸在任の在満は非常に頼りになる存在であった。自らは直接交渉出来ない相手に対し、しばしば在満を通して知己となった。役替えなどの情報も在満を通じていち早く入手している。在満は当時本丸にて將軍徳川吉宗から有職等に関する質問を受けていたこと、田安宗武に仕えていたこと、磐城平城主内藤政樹へ令義解の講義などをしてることが日記中から知られる。在満自身も登城の際に裁判の進行状況を問い合わせるなど、自らの立場を生かして信名へ情報を提供していた。他方で信名が奏者番兼寺社奉行牧野貞通家役人の田中小左衛門より呼び出され、訪問したところ、法曹至要抄の改点・改字付の本を在満より借用したいという依頼を受けている。このように在満とのつながりを求める人との仲介を信名が行った事例もあった。

春満の実娘荷田直子は元文二年閏十一月二十五日江戸に出て、翌三年六月二十六日から水戸藩中屋敷の駒込邸に御次として出勤する。その際辻女と名を改めた。一方、多賀道員の娘で在満の実妹である蒼生子(逸女)は、享保二十年十二月に在満の和学の門弟である西湖学と結婚する。しかしながら、元文二年七月には離縁する。その後は在満宅に滞在し、元文三年頃には名をふり(楓里、振など)と改めているようである。

荷田春満の門人としては、神田明神神主の芝崎好寛をはじめ、神田明神

下社社家の木村隼人成従らと頻繁に会っていた。神田明神近くの鳳閣寺にいた東湖、芝神明社神主西東修理亮直定も散見する。遠江国浜松の門人として杉浦国頭、養子国満、鈴木重経、籠口美仲、今泉八九郎に江戸で会っている。上総菊間八幡宮神主と松嶋町稲荷社神主兼帯の根本大炊頭治胤は、信名が養子右近の名付け親になっている。松平権之助(のち備後守)信綿は寺社奉行松平信岑や板倉勝澄への仲介をしていた。岡部三四(のち賀茂真淵)は百人一首評会や万葉会を催しており、在満や信名も出席している。岡部は在満述作の『大嘗会便蒙』の板下を清書筆記している。その他、秋田民部(朴翁)博芳、越後高田城主松平定賢、若狭小浜酒井家家臣北条権之進、山本広満、勝見奎之助らの名がみえる。

在満門人としては、医者の中田善蔵、牧野忠寿近習儒者小林義右衛門、白井久五郎、西湖学などがある。京都以来の学友武田叔安の名もみえる。田安家へ勤める傍輩木村佐左衛門、亀井権右衛門、喜多伴五郎、杉嶋定七郎といった名も出てくる。

江戸で稲荷を鎮守する、あるいは安鎮を求める人々として、石井平馬、幕臣駒井寿正、関源二郎盛有、西丸御小姓組成瀬惣右衛門治宥、野瀬甚四郎らが登場する。また、稲荷を信仰する人として御側の渋谷良信、井出新三郎延政親子の名がみえる。渋谷良信の場合は家老明石勝右衛門を通じて子供たちの疱瘡の際に祈禱をしたのを契機に、その後病氣治癒や安産の祈禱を度々依頼された。明石自身も妻の病氣の際には祈禱を依頼している。また、朽木直綱家老進藤源之允を通し徳川家治出産の際に懷妊祈禱札を献上している。その他、大番組大岡助七郎、上林又兵衛手代北尾源兵衛ら多くの人々が祈禱を依頼してきている様子がわかる。

以上、主な人物の一端を紹介したが、本表を利用し、今後荷田家とその周辺の人々とのつながりについて研究されることを期待したい。

人名	身分・続柄	所在等	出典(○冊, 日付)	備考
青木縫殿頭	竹千代君御側		元文3年⑬4/5 元文5年⑳2/15 元文4年⑳9/3 ⑳11/10-11 元文2年⑳9/5, 14 ⑳11/17	在滿懸意の人(⑳2/15)
青木文藏	青山大炊頭の息子		享保20年①4/29, 5/16, 6/9, 24 ②7/28, 9/9, 15, ③11/2, 29, 12/11 享保21年④1/12-14, 17-24, 2/2-5, 2/7-8, 12, 14, 22, 28, 30 ⑤3/2, 5, 8, 11, 14-15, 21, 23-26, 4/5, 7, 17, 23 元文元年⑤5/8-11, 16-17, 19-22, 24, 28, 30 ⑥6/7, 21, 26, 7/1, 5, 10, 12, 23-25, 8/11, 17-20, 9/10, 16, 24, 29 ⑦10/7, 14, 23, 11/13, 20, 21, 28, 12/5, 14, 23-24 元文2年⑧1/6, 26, 2/1, 4-6, 10, 4/2, 12 ⑨5/9 ⑩8/7 ⑪11/1, 12/28 元文3年⑫1/8, 2/10-11, 16, 3/3, 23-25, 28 ⑬4/2, 9-11, 17, 24, 28, 5/9-10, 16, 18, 6/21 ⑭7/9-10, 22, 8/9-10, 12, 14, 19, 9/4 ⑮10/7, 11/14, 22, 12/4, 28-29 元文4年⑯1/13, 2/22, 3/1, 15, 24 ⑰5/2, 6, 6/9, 24 ⑱7/6, 9/12, 20, 8/28 ⑲11/12, 15, 28, 12/25 元文5年⑳1/14, 2/24, 3/1, 7	病気の渋谷和泉嫡子附人となる(⑧4/2)、上屋敷へ帰参(⑫2/10)
明石勝右衛門	御側衆渋谷良信家老		元文元年⑤5/24, 30 元文2年⑧8/6 元文4年⑪11/12 元文元年⑤5/24 ⑥7/5 元文2年⑧1/26, 2/5 ⑩11/1 元文3年⑬3/3 ⑭7/22 ⑮11/22 元文2年⑯7/10 享保21年⑳3/15	
明石勝右衛門妻				
明石勝右衛門女				
赤染右衛門	葉室頼胤取次		享保21年⑳3/15	
阿方一孝				
秋左仲	鈴木重経傍輩、儒者		元文4年⑳11/3	唐詩会、抜群の英才・博識の儒者、初面話(⑲11/3)
秋田民部博芳(朴翁)	春満門人、神職か	本庄(⑳)	享保20年①5/7, 11, 18-19, 6/1, 16, 24 ②7/8, 9, 30, 8/24, 28, 9/8-10, 14, 16, 25, 29 ③10/27, 29, 11/3-4, 12/5, 7 享保21年④1/4, 28 ⑤3/26, 4/13 元文元年⑦7/9, 12, 25-26, 8/5, 7, 25, 9/7 ⑦12/8, 11 元文2年⑧1/3, 2/23, 4/4 ⑨5/4, 15, 17, 6/4-5 ⑩7/2, 9/26 ⑪9/25, 10/5, ⑫11/2, 12/8 元文3年⑬1/18, 20, 2/8, 15-16, 3/29 ⑬4/5-6, 8, 11, 15-16, 5/13, 19, 21, 25-26, 6/5, 8, 10, 17 ⑭7/21, 27, 8/10 ⑮12/1 元文4年⑯2/11 元文4年⑯8/29 元文5年⑳2/1, 4, 未尾 元文3年⑱9/28	享保12年40歳。万葉集抄代匠記一卷ノ下上野波雲院大僧正所持之本不足分信名才覚する(①5/11)、朴翁は民部事也(①⑩11/2)、本庄へ引越の嘉儀(⑯2/11)
秋元円常	秋元番房親類		元文3年⑱9/28	
秋元但馬守喬房	武藏国川越城主、奏者番		享保21年⑤4/21 元文元年⑥6/25 元文2年⑨9/26	元文3年9月5日卒
秋山藏人			元文2年⑥2/15, 21, 3/4, 7, 19-20, 23, 27, 30 ⑤5/6, 24, 6/2, 19 ⑥7/3, 24, 9/8 元文3年⑯1/12 元文4年⑰1/13	
芥河(芥川)健二郎(健次郎)	牧野貞通御用人 寺社方の惣宰		元文2年⑩10/29 元文3年⑬3/23, 25-26, 28 ⑬4/4, 6, 9, 11, 15-16, 25, 5/3 元文4年⑱8/5 享保20年①4/22-23, 26-27, 29 ③10/10 享保21年④1/8 ⑤4/5, 8 元文元年⑥6/1, 18, 8/22 元文2年⑧1/21, 2/5 ⑨5/7 元文3年⑱6/5	
浅井宇右衛門	松平輝貞用人(番頭)出頭		享保20年③10/23	
浅香悠然	大塚大藏美父		元文3年⑱9/18	初面話(⑳10/23)
朝倉織部豊良	西丸御小姓組	北本庄相生町	元文3年⑱1/17	安鎮之儀依頼(⑱9/18)、『寛政譜』11-135
朝倉仁左衛門	西丸新徒頭		元文3年⑱1/17	平賀玄純を通じて屋敷安鎮依頼(⑳1/17)
浅野孫四郎	本多忠良家中		元文元年⑧8/7, 9/27 ⑦10/2, 13, 19, 22, 26, 11/6, 16, 12/28 元文2年⑧1/2, 4, 18, 27 ⑨5/10 元文3年⑱1/23	
足利義持	第4代足利將軍		元文2年⑧3/20	御教書(⑳3/20)
芹田(蘆田)善藏	本医		元文元年⑤5/30 ⑦11/7 元文2年⑧1/26, 2/5, 13, 18, 23 ⑨9/20 ⑩11/13 元文3年⑱1/12, 2/25 ⑰11/30, 12/4 元文4年⑲1/4, 13	在滿門人・初面談(⑦11/7)
吽柳助九郎	小普請	湯島榎木谷	享保20年①6/5	
賀生善四郎	伝兵衛舎弟		元文4年⑱4/4-5, 18	
賀生伝兵衛	南部屋敷三次手代		元文4年⑱4/28 ⑱8/4-5	
阿部(安部)益安(益庵)	本医、牧野忠周家中		享保20年①5/14-16, 23, 27, 6/5, 14, 23 ②7/11, 8/3, 19 ③10/13, 12/11 享保21年④1/12 ⑤4/17 元文元年⑤5/12 ⑥6/26, 8/15, 20, 26-27, 30, 9/2 ⑦10/20 元文2年⑧1/6, 2/4, 4/30 ⑩10/9 元文3年⑱1/12, 2/17, 3/20 元文4年⑲1/13 ⑲6/14, 23	
阿部内膳正徳	中奥御小姓		元文3年⑱4/10, 24, 28 ⑲7/9	
阿部伊勢守正福	備後福山城主10万石、御詰		元文元年⑥6/19	延享2年従四位下、大坂城代
雨森文次郎			元文3年⑱6/18	
雨森又右衛門	石川総陽家老		元文2年⑯6/18 ⑲7/24, 9/29	
雨宮勝右衛門	牧野貞通取次		元文5年⑳2/12	

人名	身分・経柄	所在等	出典(○冊, 日付)	備考
新井(荒井)伊左衛門	牧野貞通用人		元文2年⑩10/8, 13, 19 11/2, 10, 21, 26, 閏11/5, 28, 12/15, 17, 19, 20 元文3年⑩1/22, 24, 2/13-14, 29, 3/11, 13-14, 16, 19, 23, 26 ⑩4/3, 9, 13-14, 5/2, 7, 10, 12, 19, 25, 6/2, 11-12, 22, 25, 29 ⑩7/8-9, 11, 17, 19, 22, 29, 8/4, 7, 9-10, 16, 20, 9/1, 8 ⑩10/3, 9, 16, 23, 11/2, 9, 16, 26, 12/3, 11 元文4年⑩1/20, 2/3, 16, 23, 28, 3/8, 16, 22 ⑩4/4, 7, 16, 26, 5/3, 7, 12, 21, 26 ⑩7/5, 8-10, 17, 20, 22, 24, 8/2, 11-12, 16, 24-25, 27-29, 9/5, 9-10 ⑩10/13 元文5年⑩2/12	
有栖川宮職仁親王	御側御用取次		元文2年⑩2/14	
有馬兵庫頭氏倫	小納戸、氏倫子息		享保20年⑦4/22 ⑦7/11 ③12/5, 11, 24-25	
有馬備後守氏久	西丸留守居		元文元年⑦12/15 元文2年⑧1/6 ⑩7/2, 13	
安藤若狹守定房			元文2年⑨5/17	
安藤駿河守			元文2年⑩12/19	
安藤対馬守信尹	美濃国加納城主6万5千石		元文2年⑩3/7	
井伊掃部頭直定	近江国彦根城主30万石		享保20年②8/22 元文2年⑨9/27	
飯田右京			元文2年⑨5/10, 6/14	
飯田左近	稻荷社		元文3年⑩3/29	
飯高孫大夫胤寿	御広敷用人		元文元年⑧8/20	享保19年就任、前職は奥社筆組頭『寛政譜』18-119)
飯野嘉平	井出半兵衛家来		元文3年⑨9/6	浅草藏前町人伴当春巳来狐付(略)何とそ折袴之義頼度旨願二付(元文3年⑨9/6)
伊織		稻荷社	元文2年⑨1/13-14 ⑩11/17 元文3年⑩1/26 元文4年⑩1/25	
井将半左衛門	三浦義理家中		元文元年⑦10/2 元文2年⑨1/2 元文3年⑩1/12	
池嶋氏	医師		享保21年⑤3/23	
池田玄益			元文元年⑦11/4	
池谷源六	敏忠通用人		元文4年⑨11/19	磯野八郎兵衛懸意にて引合せ(⑨11/19)
石井平馬	本郷稻荷小社の神主		元文2年⑩3/25	芝崎氏智音(⑩3/25)
石川播磨守総陽	常陸国下館城主2万石		元文2年⑨6/8 ⑩9/29	
石川文左衛門	馬場三郎左衛門取次		元文4年⑨7/23	
石川左治馬	大岡右近家老		元文4年⑩8/28	
石川孫助	大久保忠胤取次		元文3年⑩1/4	
石黒三十郎	京都町与力	飯田町ちのき 坂辺旅宿	享保21年⑤3/26-27 元文元年⑥6/21, 9/10, 20	向井伊賀守に從い、出府(⑤3/26)
石河土佐守政朝	小普請奉行、町奉行		元文5年⑩2/20-21	元文3年2月28日町奉行『寛政譜』5-427)
石屋九兵衛	松本為寛旅宿	湯島一丁目	享保20年①5/15, 24	
石渡乙右衛門			元文5年⑩2/27	
伊豆藤伝兵衛	北条茂兵衛養父の甥		元文2年⑨5/5 ⑩7/1, 3, 5-6, 10, 16	初面話(⑨5/5)
出雲路撰律守			元文元年⑨9/20	
和泉屋甚兵衛	飛脚宿		享保20年③6/9, 12/20 享保21年③3/28 元文3年⑩1/28 元文4年⑩3/20	
伊勢屋吉兵衛			元文元年⑨9/12	
伊勢屋久兵衛		松嶋町	元文元年⑧8/6	
伊勢屋重兵衛		八丁堀亀嶋	享保20年①5/20, 27, 6/2 ⑦7/22 享保21年④1/5 元文元年⑥7/17, 9/12 元文4年⑦4/4 ⑩7/25	元文元年9月死去(⑥9/12)
伊勢屋六兵衛	大岩尼丘旅宿	紗綾町南三丁目	元文5年⑩1/6	解町か
石谷總部			元文3年⑩6/9 元文4年⑩12/3	
五十津女			元文2年⑩7/27	つや女・五十津女誘引(⑩7/27)
磯野源次郎	磯野八郎兵衛望		元文2年⑩2/11	

人名	身分・統柄	所在等	出典(○冊, 日付)	備考
磯野八郎兵衛		柳橋	享保20年①4/15, 22, 26-27, 5/4, 11, 16, 21, 27, 6/1, 5-7, 10, 13-14, 19, 28 ②7/1-3, 6, 14, 16, 30, 8/1, 11-12, 16, 21-22, 29, 9/2, 9, 10, 14, 24, 26, 27 享保20年③10/1, 3, 5-6, 8, 13-14, 29, 11/17, 29, 12/1, 17, 21 享保21年④1/3, 5, 9, 13, 18, 28-29, 2/23-27 ⑤3/19, 4/2, 15-16 元文元年⑥5/2, 9, 15-16, 18, 20, 23 元⑥6/14, 19, 24, 7/25, 8/17, 30, 9/4 元文2年⑦2/7, 11, 13, 30, 4/14, 29 ⑧5/13, 15, 21, 24, 6/4 ⑨7/8, 8/16, 29, 9/28 ⑩11/29 元文3年⑪2/14, 19, 22, 2/11, 3/22-26, 28-29 ⑫4/4, 25, 5/7 ⑬7/25 ⑭10/22 元文4年⑮1/15-16, 2/5 ⑯4/16, 17, 29, 5/10, 16, 6/1, 6-7, 10, 13-14, 19, 28 ⑰8/27-28, 9/1-2, 4-5, 7-8, 10, 15, 23 ⑱10/3, 13, 11/3, 12, 18-20, 26, 12/8, 20 元文5年⑲1/9, 12, 2/2, 16, 22-24, 28-29, 3/11, 末尾	
板倉伊予守(佐渡守)勝清	奏者番兼寺社奉行、若年寄、陸奥国泉城主1万5千石		享保20年①4/20, 5/2, 24, 6/5-6, 23 ②8/3, 9/5, 7, 12-13, 15, 18, 23 ③11/2 元文2年④1/6	三千石加増、西丸附(①6/5)。享保17年奏者番、享保20年5月2日寺社奉行兼帯、6月5日若年寄、佐渡寺(『寛政譜』2-147)
板倉甲斐守勝里	陸奥国福島城主3万石		元文3年⑤5/13	天文4-寛永元年、元京都所司代
板倉伊賀守勝重	板倉勝遷先祖		享保20年⑥8/7, 15, 8/16	元文3年3月21日周防守、宝暦元年9月23日致仕、明和6年5月4日卒去。年54(『寛政譜』2-144)
板倉相摸守(周防守)勝輝(御大守様)	延享元年備中国松山城主		享保20年①5/16 ②8/4-8, 19, 9/27 享保20年③10/2, 27, 11/1-2, 8-9, 12/11-12 享保21年④1/12 元文元年⑥6/26, 7/25 ⑦12/23 元文2年⑧1/6, 21, 2/4-5 ⑨6/19, 21-23 ⑩7/3, 4 元文3年⑪1/12-13 元文4年⑮1/9, 16, 23, 2/9 元文5年⑯1/14, 末尾	
板倉源二郎(源次郎)	金座年寄役		元文2年⑱2/13 元文3年⑲1/19, 22, 2/11 元文4年⑳1/15, 2/5 元文5年㉑2/2, 末尾	
板倉源太郎		磯野八郎兵衛方	元文2年⑳11/29	松前金山御用に任命(⑳11/29)
板倉下野守重淳	大番頭、駿府城代		享保20年㉒8/3, 9/5	元文元年9月駿府城代(『寛政譜』2-158)
伊丹三郎右衛門			元文5年㉓1/23	タケオウ兄弟(㉓1/23)
市川藤左衛門	浪人		元文4年㉔1/9	京都浪人寺村祥有弟(㉔1/9)
市介	西久保旅宿出入の者		享保20年①6/26, 29 元文4年②6/26	京都へ上京(①6/26)
市原大助			元文元年③11/26	
一般右衛門	百姓		享保21年④2/8	奴僕先月十五日出走当地へ下向(④2/8)
井出新三郎延政	御書院新御番組		享保20年①4/26, 5/4, 23, 6/1-2, 6, 11 ②7/21, 8/23, 9/20, 28, 30 ③10/4, 18, 20 享保21年④3/15-16, 4/6 元文元年⑤12/28 元文2年⑥2/30 元文3年⑦1/6, 16 ⑧5/2, 25, 6/12 ⑨9/22 元文4年⑩2/4 ⑪4/8, 6/1, 6, 11	稻荷信神の仁(①4/26)
井出新三郎内室			享保20年①4/26, 6/1 ②9/28, 30 元文元年③5/24	妊娠(①4/26)、今朝安産(②9/28, 30)2度あり
井出大吉	井出半兵衛孫		元文3年④5/23	
井出半兵衛	井出延政父		享保20年①4/26, 6/2 ②8/28, 9/4, 20, 28, 30 ③10/4, 9, 18, 23-24, 11/20, 12/2, 7, 19 享保21年④1/11, 2/3, 6, 30 ⑤3/20, 4/6, 5/19 元文元年⑥6/19, 9/25 ⑦10/4, 12/6, 28 元文2年⑧2/12, 30, 3/4 ⑨5/25, 6/18 ⑩8/24, 25, 27, 9/25 元文3年⑪2/22 ⑫5/5, 23, 25, 29-30 ⑬9/5, 7, 19, 22 ⑭12/9, 15, 17, 19, 28 元文4年⑮1/3, 24, 2/4-5, 1, 7, 3/6 ⑯4/8-9, 6/6 ⑰9/22, 25 ⑱11/11, 13, 12/26-27	
伊東修理亮祐永	日向国肥前城主	下屋敷千駄ヶ谷	享保20年①6/9 元文4年②1/9 ③6/8, 9	下屋敷に川崎作左衛門夫妻居住(①6/9)
伊藤伝右衛門	井伊伊賀守用人		享保21年④4/17	
到津兵部大輔(兵部少輔)	宇佐大官司	柳橋	元文3年⑤3/23-26, 28 ⑥4/25 元文4年⑦8/19, 24-29, 9/1-4, 15, 17-18, 23 ⑧10/3, 13, 11/3, 18-20, 26, 12/8, 20 元文5年⑨2/16	初面談(②3/23)
いしや重兵衛			享保20年①2/7	
稲垣淡路守種信	大坂町奉行		享保20年①5/4	『寛政譜』6-396
稲垣権吉(権八)	稲垣之真次男		享保21年④4/17, 5/12	初面会・神事万葉集の義経談(⑤5/12)
稲垣太助左衛門之真	牧野忠寿江戸家老	西雑	享保20年①5/16, 23, 27, 6/20-21, 23 ②7/12, 8/3, 5, 19, 23 享保21年④1/12 享保21年⑤4/17, 元文元年⑥5/12, 29 ⑦6/26, 9/2 ⑧11/2 元文2年⑨1/6, 4/30 ⑩7/3, 9/13, 16 ⑪10/9, 11, 21, 12/15, 16 元文3年⑫1/12, 2/17-18, 3/20-22 ⑬5/7-9, 6/17 ⑭8/11 ⑮10/5, 7, 11/29, 12/24 元文4年⑯1/13, 3/24 ⑰4/13, 5/11, 6/20-21, 23 ⑱7/1, 5, 23, 26, 28-29, 8/30 ⑲12/23, 27 元文5年⑳3/12	東丸へ先年懇意のため深切にしてくれるとの噂(①5/16)、契汗の百人一首抄改観抄を借遣す(⑧7/5)
稲野宇右衛門	加納久通家司		享保20年①5/4 ③12/5	
稲葉丹後守正益			元文4年④9/3	

人名	身分・続柄	所在等	出典(○冊, 日付)	備考
大甘喜太郎清芳	奥祐筆		享保20年①5/6, 10	元文3年3月21日富士見御蔵番頭(『寛政譜』19-102)
稲生下野守正武	町奉行、大目付		元文2年③4/22-23, 27 ⑤5/4	元文3年2月15日大目付(『寛政譜』16-394)
井上俊了	御医者		元文4年⑨11/10-11	
井上河内守正之 (井上河牧)	奏者番兼寺社奉行	小石川	享保20年①4/14-15, 5/9, 20-24, 26-28, 6/1, 5, 8, 10, 14, 17, 20-21, 24-25 ②7/2-4, 9, 17-20, 27, 28, 8/4, 11, 15-18, 22, 25-27, 9/5, 7-8, 13-14, 16, 19, 20, 23-24, 26-27 ③10/2, 5, 8-9, 11, 15, 19, 22-24, 27, 29, 11/2-4, 9-10, 13-17, 19-21, 23-24, 27, 29, 12/1, 4, 6-7, 17, 21, 27 享保21年④1/4-5, 17-18, 21-22, 28, 2/1-4, 17, 30 享保21年⑤3/2-4, 7-9, 19, 23-25, 27, 30, 4/5, 15-18, 21, 23-24, 26 元文元年⑤5/1, 3, 6, 8, 10, 12, 15-16, 19, 22, 27 ⑥6/1-2, 5, 7-8, 13, 18-19, 26-27, 7/2-3, 10-11, 15, 23, 25, 8/5, 7-8, 11-19, 23-24, 27-30, 9/2, 5, 11, 13-14, 22, 25-26, 28-29 ⑦10/1-3, 5, 7-8, 11, 13, 16-17, 20, 22, 25, 29, 11/1, 4, 7-8, 12, 18, 22-24, 12/1, 7, 11-12, 17 元文2年⑧1/2-3, 18, 20-22, 24, 2/3, 6, 27, 29, 3/6-8, 12-13, 20, 22, 26, 4/1, 3, 5, 8-9, 13, 16-17, 22-26, 27, 29-30 ⑨5/5-6, 12-15, 17-18, 20, 22, 24-25, 6/3, 12, 23-24, 29-30 ⑩7/7, 9, 12, 15-16, 22, 24-26, 28, 8/5, 7, 10-11, 15, 18, 21, 23, 9/4, 6-8, 10-11, 15-16, 18-21, 23, 26, 29-30 ⑪10/3, 5, 13, 15, 17, 11/13, 26, 12/19, 20 元文3年⑫1/18, 25, 2/12-13, 18, 3/24 ⑬6/12 ⑭7/20 ⑮10/26 元文4年⑯6/1, 5, 8, 10, 14, 17, 20-21, 24-25 ⑰7/24	一昨十五日卒去之由風聞(⑨9/17)、今晚葬喪(⑩9/19)
伊羽長吉			元文元年⑰11/2, 16 元文2年⑱2/15, 28	
今泉八九郎	牧野忠周家中		享保21年④1/8 元文2年⑧4/21 元文4年⑩7/23	初面話(④1/8)、万葉集八冊借用(⑧4/21)
今大路内蔵権頭	陽明家諸大夫 老崎好寛叔父、甲陽氏 神八幡之神主頭領		享保20年①4/17	明十八日帰京発足(⑩4/17)
今沢山城守			享保21年⑤4/16 元文元年⑥6/15 元文3年⑩7/20 元文4年⑰1/23	
今藤吉右衛門	井上河内守家臣		享保21年④4/1/22	
今村三大夫(寛左衛門、寛右衛門)	組頭(⑧)		享保20年①5/11, 6/1, 7, 20 ②8/14, 17 享保20年③10/2, 10, 11/29, 12/3 享保21年④1/4 ⑤3/18, 26 元文元年⑥6/11, 8/3 ⑦10/3, 12/8, 22 元文2年⑧1/2-3, 5, 2/9, 3/20, 4/5 ⑨6/6 ⑩10/21 元文3年⑪2/12 ⑬5/29 ⑭7/16, 9/8 ⑮11/17, 12/8, 12-13 元文4年⑯1/16 ⑰4/14, 6/1, 7, 20 ⑱8/23, 9/23	初面話(①6/7)、改名、旧冬組頭へ転役(⑧1/2)
今村兎毛			享保21年④1/26	
入江某	一条家諸大夫		元文3年⑲2/26	
入江安右衛門	小出守秀組	京都	元文4年⑧8/2	(元禄期京都町奉行小出守秀組)
入江主税	渋谷良信取次		元文元年⑦11/21	
岩井六右衛門	具足屋	数寄屋かし	元文3年⑨9/11-12, 14, 17, 25-26 ⑩10/5, 8, 18, 11/18-20, 12/20 元文4年⑰1/7, 13, 2/16, 19, 3/16 ⑱6/19 元文5年⑲3/7	
岩城河内守隆紹	出羽国亀田城主		享保20年③10/11 元文2年⑧3/25 元文4年⑩1/13	
岩田オノ治			享保21年⑤3/8, 11, 14	
上田善左衛門	浪人		享保21年⑤3/8, 11, 14	筆耕者(⑤3/8)
植村十右衛門	長谷川庄五郎台所役人		元文2年⑩7/5	
右近	中条信実内		享保21年④1/21	
氏家多宮			元文元年⑧8/15	
氏部代三郎	秋田博芳息男		享保20年②8/29	初対話(②8/29)
内本八右衛門	京分職仲間	京都柳馬場三条上ル丁	元文2年⑨1/6	
宇津権大夫	寺社役人		元文元年⑥9/13	
宇津次郎左衛門	大久保忠胤用人	稲荷社	享保21年④2/26 元文元年⑥6/29, 7/25 ⑦10/4, 12/14-15 元文2年⑨1/3 元文3年⑲12/4 元文5年⑲3/11 元文元年⑦10/23 元文2年⑧3/5 元文3年⑩6/22 元文4年⑰2/16 ⑱5/1	
采女		石丁三丁と四丁との間	享保20年①5/4 ②8/29, 9/4 元文2年⑧1/6	眞町大黒や七云湯屋の隣、路次左角に木具屋あり(①5/4)
宇野宗三		稲荷社	元文元年⑥6/19 元文2年⑧1/27 元文3年⑲11/5 元文5年⑲1/28	
榊			元文元年⑥7/25	
榊沢漣兵衛	高力長昌殿家来		元文2年⑨5/21-22	
榊沢中納言通保			享保21年⑤4/13	
榊辻左京大夫			元文2年⑧2/21	
榊屋			元文4年⑯4/11, 5/7	
下郎家				

人名	身分・統柄	所在等	出典(○冊, 日付)	備考
卜部兼成	細井安明用人敷		元文2年③3/7 享保20年⑦7/11	
海野多兵衛			元文元年⑦11/26, 12/24 元文2年⑧1/7 ⑨9/11 ⑩11/21 元文3年⑮12/21	
江口嘉右衛門(川右衛門)			元文2年⑨9/11, 13 元文2年⑨9/1, 11	
江口長十郎	江口嘉右衛門子		元文2年⑨7/11, 9/7	
江口平兵衛		本郷唐笠谷通西側		
江嶋屋仁兵衛			享保20年①14	
越後屋	銀座		元文4年⑦4/2	
円治			元文4年⑨12/9, 11, 15	
円謙	京四福寺弟子		元文3年⑨9/8	
近江星三郎兵衛	藏宿(札差)		元文3年⑨9/8, 19, 22	
近江屋仁三郎	三郎兵衛息子		元文5年⑨1/6, 9, 11-12, 18, 23, 2/9-10, 12-15, 19, 23	
大岩尾正			元文2年③3/7	
大内				畠山と合戦
大岡越前守忠相(越牧公、越前守公)	寺社奉行		元文元年⑧8/12-15, 25, 9/2-5, 7, 22-23 元文2年⑩1/6, 3/10, 29, 4/13, 29 ⑤5/5-7, 9-10, 13, 17-20, 22, 27, 6/2, 4-5, 14 ⑦7/3, 15, 8/21, 9/8, 11, 16, 21-22, 25 ⑩10/1-3, 5, 8, 11/2, 26, 12/19, 25 元文3年⑫1/12, 2/12, 3/1, 11-12, 26-27 ⑬6/11 ⑭7/24-25, 28-30, 8/15, 9/4, 17, 21 ⑮10/2, 4, 7, 11/9, 12/4, 20-21 元文4年⑰1/9, 3/15, 26 ⑱7/16-17, 24, 8/28, 9/16, 18 ⑲10/6, 13-14, 19, 26, 29, 11/10, 12/11 元文5年⑳1/12	元文元年8月12日 寺社奉行就任。評定所は兼務。前職は町奉行。同日上野国邑楽等郡内2千石加恩で、官俸を添えて万石以上格となる。12月28日雁間末席。寛延元年奏者番兼帯、三河国西大平采地1万石。宝暦元年12月19日卒去。年75(『寛政譜』16-307)。
大岡七郎忠利	大番	四谷	享保21年③3/8, 11-12, 14-15, 23, 4/1, 17, 26, 27 元文元年④4/29, 5/1-2, 4, 15-16, 25-26 ⑥6/7, 26, 7/12, 29, 8/12-13, 20, 9/20 ⑦10/2, 4, 10 元文2年⑧2/1, 10 ⑨5/3, 6, 11, 13, 6/2 ⑩7/3, 5 元文3年⑰1/12, 2/23 ⑱6/18 ⑲12/12, 16 元文4年⑳1/13 ㉑11/26-28 元文5年㉒3/12	山城国相楽郡内采地300石。元文5年12月13日番を辞し、寛保3年閏4月17日死去。年61。法名良忠。葬地は四谷(のち麻布)湖雲寺。(『寛政譜』16-318)。
大岡出雲守(雲州)忠光	大岡忠利子息、西城御小姓		享保21年③3/8, 12, 14 元文元年⑥8/12 元文3年⑮12/12	妻女流産(⑧8/12)
大岡右近忠征	目付		元文3年③5/10 元文4年⑤5/6 ⑧8/28	
大木出羽守正因			享保20年⑨9/20 享保21年⑤3/7, 18 元文元年④4/29, 5/4-8, 11, 24-26, 28-29 ⑥6/1, 4, 7, 10, 12, 18-19, 28, 7/8, 20, 22, 26-27, 8/1-2, 8-9, 13-14, 22, 24, 9/4, 7, 17, 23-24, 28 ⑦10/4, 11, 15-17, 28, 11/4, 25, 12/3, 5, 7, 21, 27-28 元文2年⑩1/1, 8, 16, 2/2-3, 6, 14, 19, 22, 24-25, 3/3-4, 19, 4/14, 19, 21-22, 24 ⑫6/6-7 ⑬7/12, 14, 18, 9/3, 25 ⑭10/11 元文3年⑰1/8, 2/2, 3/16 ⑱4/7, 24, 5/16 ⑲8/3, 9/8 ⑳11/7, 12-13, 28, 12/6-7, 14, 27 元文4年㉑1/1, 7, 3/6, 7, 9 ㉒4/12 ㉓7/1, 8/24, 9/10, 25 ㉔10/13, 16-18, 11/3, 12, 16, 12/24 元文5年㉕1/29, 3/4, 9	相摸行事之秘書一覽(③2/24)、冷泉為久卿出府記行の歌留返知(④4/21)、青蓮院御門主人木道御門下相済(⑧8/24)
大木四郎左衛門	大木正因養子		元文元年⑦7/27, 8/1 ⑧10/11, 17, 29, 12/3 元文2年⑩2/22, 3/22 ⑰9/1, 9/25 ⑱10/11 元文3年⑲7/17, 9/8 ⑳11/1, 4, 13, 27-28, 12/6, 19, 27 元文4年㉑1/4, 9, 13, 3/7 ㉒4/25, 5/1 元文5年㉓1/5, 13, 15, 2/1	信舎を通し青蓮院門主への仕官が決まる(⑥6/12-8/2大木正因参照)、高倉家衣紋の門入相済輩(⑨9/1)、主人伴二而上京(⑩7/17)
大久保伊勢守往忠	西城御側		元文4年④4/9, 5/28	寛政譜12-7
大久保外記忠清	小納戸		享保21年④1/22 ⑤3/28 元文4年⑧8/1, 9/3 ⑱11/10	慶中にて吐血死去(⑱11/10)
大久保下野守忠位	留守居		享保20年③10/29	元文2年5月28日家治御側(『寛政譜』12-18)
大久保甚右衛門忠根	徒頭、大久保忠位子息		享保20年③10/29	妻女は松山軍司の娘分(⑩10/29)
大久保豊前守忠宣	書院番番頭		元文元年⑤5/10, 26 ⑥6/29 元文3年⑮12/2-3, 12, 16, 18, 29 元文4年⑰1/13, 16	采地5千石。元文元年9月28日故あつて職を継われ、出任を止められ、11月21日許される。宝暦12年5月13日致仕、安永6年6月2日死去(『寛政譜』12-11)。
大久保藤五郎	大久保主水子		享保20年③11/17 享保21年④2/1 元文元年⑥6/8 元文2年⑧1/2, 12	
大久保友雅	叔父		元文4年⑦4/12, 14, 5/14, 28	

人名	身分・統柄	所在等	出典(○冊, 日付)	備考
大久保朝貞佐忠省(准本)	西城御小姓、大久保忠寛(往忠養父)養子		元文4年⑦5/28	
大久保主水	公義の御果子屋		享保20年①4/22-23, 5/4, 11-12, 14, 16, 21, 25-28, 6/11, 13, 28 ②7/9, 16, 8/24, 9/4, 14, 15, 25, 26 ③10/1, 3, 6, 10, 14, 20, 11/17, 29, 12/30 享保21年④1/1, 5, 13, 16, 21, 2/1, 2/24, 2/27, 2/29 享保21年⑤4/5 元文元年⑥5/7, 22 ⑥6/3, 8, 17, 21, 23, 8/14, 18, 21-22 ⑦10/8, 11/27 元文2年⑧1/2, 12, 24, 4/30 ⑨7/4 元文3年⑩1/8, 15 ⑪6/22 元文4年⑫1/9 ⑬4/9, 16, 22, 6/11, 13, 28 ⑭8/28 ⑮10/13, 12/29 元文5年⑯1/7	子息藤五郎大久保主水方日侍(享保21年①1/13)加納遠江守へ御礼上大久保主水方へ轉遣也(④1/16)、家督祝儀披露(⑥8/22)
大久保山城守忠胤	下野国烏山城主3万石、享保13年10月26日～宝暦3年2月4日大坂加番		享保20年①4/22 ②8/18 ③10/5, 11/29 享保21年④1/4, 2/10-11, 24-26 享保21年⑤3/9, 16 元文元年⑥6/29, 7/25, 29, 8/3, 17, 9/5-6, 23-24 ⑦10/4, 11/29, 12/3-4, 14, 15 元文2年⑧1/3, 15-16, 2/5, 3/23, 28 ⑨5/4, 19, 6/30 ⑩7/7 元文3年⑪1/4, 15-16 ⑫6/16, 19, 28 ⑬12/7, 25 元文4年⑭1/7 ⑮11/11, 12/24 元文5年⑯1/13, 3/11, 未尾	雁間詰。寛永7年生まれ。宝暦9年5月3日致仕。安永8年8月2日死去。年70(『寛政譜』12-3)。於大書院御拜見被下也(④2/26)
大藏卿	鳳閑寺(醍醐三宝院之先達触頭)弟子		享保20年①4/22, 5/17-18 ②9/16 ③11/16 享保21年④1/4 享保21年⑤3/21, 24, 28, 4/8, 16, 25 元文元年⑥5/6 ⑦6/6-7, 14, 23, 26, 7/7, 9/17 元文2年⑧2/9, 13-14, 18-19, 23, 3/1, 4/5 ⑨5/14, 17, 24 ⑩9/10-11, 9/19, 24 ⑪10/17, 11/9, 12, 13 ⑫2/15, 25-27, 3/1, 23 元文4年⑬1/7 ⑭4/3 ⑮8/17-18	古美拾葉初巻一冊在滿文貸し(⑥6/14)、内室文女(⑤5/17)、文字考源の義依頼(⑫2/25)
大坂屋茂兵衛	信名新宅地主	三番町	元文3年⑯2/7, 3/8	初面詰(⑫3/8)
大沢丹波守基朝	奥高家		元文4年⑱9/7, 12 ⑲10/20, 23	
大沢養因(金屋四郎右衛門)			元文2年⑳8/23, 27, 9/5, 10 ㉑10/4, 12, 16, 19, 22, 23, 27 元文3年㉒1/23 ㉓5/14 元文4年㉔7/27	京都にて中将世の友で村上養順門弟となり医業、大沢養因と称す(⑩8/23)
大嶋九郎左衛門	向井政暉取次		享保21年㉕3/24 元文元年㉖9/20	
大嶋近江守以興	小納戸頭取		享保20年㉗6/20 ㉘7/6, 8/28 ㉙10/14 享保21年㉚3/8, 11 元文元年㉛5/7, 15, 30 ㉜7/10, 8/28, 9/21 ㉝8/25 ㉞11/3, 閏11/3, 13, 12/7, 11 元文3年㉟3/28 ㊱7/2, 9/7-8, 10-11 ㊲10/20-21, 12/12 元文4年㊳1/1 ㊴4/8, 25 元文4年㊵9/28 ㊶11/10 元文5年㊷2/21, 3/6	安房国安房・朝夷郡内采地千石。布衣。從五位下。初め紀伊家に仕え、享保元年徳川吉宗に隨い、補家人に列する。延享2年4月25日死去。年63(『寛政譜』1-100)。在滿忌中二而毛奪情可罷出被申裁度義有之由(⑨9/7)
大嶋左門翁	大嶋以興父(⑩)、養染寺方		享保20年㊸6/7 ㊹10/10 享保21年㊺4/18 元文元年㊻10/3, 25, 12/9, 21, 26 元文2年㊼1/25, 2/9, 3/20 ㊽8/15-16, 25, 9/8 元文4年㊾6/7	銀座中村吉右衛門氏奉により取入(①6/7)、病氣大切(⑩8/25)
大嶋長門	奥坊主、木村佐左衛門弟子	八丁堀	享保21年㊿3/18-19, 28 元文元年㊽12/26 元文2年㊾1/18 ㊿12/25 元文3年㊽1/8 元文4年㊾1/13, 3/25, 27 ⑩4/7-8, 10, 25, 5/15	木村佐左衛門差図にて近付(⑤3/18)
大嶋彦彦(彦惣)	長沢資親取次		享保20年①6/9 ②8/15	
太田伝内	家来	稲荷社	元文元年③6/7 元文2年④閏11/25, 28	直子らと共に江戸着(⑩閏11/25)、京都へ返す(同28)
太田備中守資晴	大坂城代		元文4年⑤4/17 ⑥8/23	元文5年3月24日大坂にて卒去。年46(『寛政譜』14-379)
太田原弥右衛門	朽木直綱取次		享保20年①4/25	
大津助之進(又右衛門)勝澄	西城御書院番士		元文元年③6/17, 19, 22, 26-27, 29 ④10/7 元文4年⑤5/9(又右衛門)	宝暦13年5月27日辞職。明和元年4月28日死去。年71(『寛政譜』118-289)。中小将棋共上手(⑥6/17)
大塚大藏	荒磯崎社神主	常州	享保20年②9/14 ③10/7, 20-23	成田定羽引合初対話(②9/14)
大西下総守親方	中社禰宜、親定養子、親定異母弟	稲荷社→江戸	享保20年①5/5, 19 ②8/18, 9/21 享保21年④1/22 ⑤4/12, 24 元文元年⑥7/2 ⑦10/13, 22, 11/9, 12/29 元文2年⑧1/4, 21, 28, 4/23, 28 元文3年⑨1/2, 4, 26, 2/28, 3/10-14, 16, 18-19, 21-23, 25-27, 29 ⑩4/1, 4-5, 9, 14, 18, 23, 28-29, 5/1-2, 4, 7-15, 18-19, 23, 26-27, 6/1, 2-7, 9, 12-14, 18, 22-23, 26, 28-29 ⑪7/5, 11-13, 15-20, 29, 8/1-4, 8-11, 14-16, 18, 20-21, 27, 9/5-6, 10-12, 26-27, 30 ⑫10/3, 11/5 元文4年⑬8/30, 9/22 ⑭11/6 元文5年⑮1/28-29, 2/25	未刻江戸到着(⑫3/10)
大西肥前守親定(肥州)	正禰宜	稲荷社	享保20年①4/29, 5/16 ②7/16, 8/18, 10/21, 22 ③10/8, 11/9, 28, 12/19 享保21年④1/13, 1/16 ⑤3/4, 4/24 元文元年⑥5/20 ⑦6/7, 12, 20, 7/2, 5, 10, 16, 9/4, 13, 20 ⑧10/11, 11/11, 16-17, 20, 12/6, 12, 19 元文2年⑨1/4, 13-14, 2/3, 7, 10, 3/5, 7, 4/2, 4, 26, 28 ⑩5/15, 18, 21 ⑪7/1, 16, 26, 8/7, 19, 21, 9/1, 6, 19, 25 ⑫11/4, 9, 11, 12, 閏11/6, 28, 12/8, 9 元文3年⑬1/2, 4, 17, 26, 2/4, 6, 30, 3/4, 29 ⑭4/6, 12, 5/10 ⑮7/13, 8/8-9, 14-15, 27, 29 ⑯10/11, 13, 12/2 元文4年1/6 ⑰4/17, 19 ⑱8/30, 9/22 ⑲11/6, 24 元文5年⑳1/28-29, 2/25	備前とあるが肥前の誤りと判断(②2/3)、正四位(⑫2/30)
大西親定室		稲荷社	享保20年①5/19 元文元年③3/15 元文2年④3/5, 7 元文3年⑤3/11	

人名	身分・統柄	所在等	出典(○冊、目付)	備考
大西近江守親友(三位)	下社神主	稻荷社	元文元年⑦7/5, 8/5, 9 元文2年⑧2/16 ⑩8/27, 9/1 元文3年⑩2/6, 30, 3/4, 11, 28-29 元文3年⑩7/20, 24, 8/2, 14 ⑩10/13 元文4年⑩4/10 ⑩11/24 元文5年⑩3/6	当月十七日上階(⑩2/30)
大西相模守親盛(相州)	下社副官、親友養子、安田親友三男	稻荷社	享保20年①5/5 ②8/1, 10/2, 11/2 ③10/22, 12/22 元文元年⑥7/10, 8/29, 9/13 ⑦12/29 元文2年⑧1/4, 3/5, 7, 4/2 ⑨6/14, 21 ⑩8/16 元文3年⑩2/26 ⑩8/2 元文4年⑩4/23 ⑩7/25, 8/11	
大野屋孫兵衛		樽町	享保20年①6/16, 18 ②8/26-27 享保21年⑤4/9 元文4年⑩6/18	中将棋会(⑩6/16)、深谷氏仕出(②8/26)
大橋九郎右衛門	松平信岑用人		元文2年⑩10/8 元文3年⑩3/11	
大原助市			元文2年⑩8/26 元文5年⑩1/12	
大屋卯八(字八)	大屋勘兵衛子		享保20年②9/16 元文5年⑩1/12	
大屋勘兵衛	家主、名主方	神田親治町貳丁目	元文4年⑩11/10, 20, 12/28 元文5年⑩1/11-12, 2/17, 19	
大屋吉兵衛			元文3年⑩11/21 元文4年⑩11/15	
大屋清五郎			元文3年⑩3/8, 10 ⑩5/13, 6/9 ⑩7/7 ⑩10/28, 11/9, 12/28-29 元文4年⑩1/1, 14, 3/2 ⑩4/17 ⑩11/8, 12/25-26 元文5年⑩3/12	
大屋清介(清助)	旅宿	湯島樹木谷	享保20年①5/22 享保21年③3/29 元文元年⑤5/4 ⑥9/7, 22 ⑦12/30 元文2年⑩7/13	為寛旅宿(③3/7)
大屋平吉			元文3年⑩8/9 元文4年⑩4/19 ⑩12/21 元文5年⑩2/11, 3/12	
大屋平兵衛		樽町四丁目	元文3年⑩2/16, 19	
大八木(大谷)吉之丞季平	奥祐筆		元文3年⑩3/25-27, 29 ⑩4/17	
大八木伝高豊	奥医(月光院方)		元文3年⑩1/21, 26-28, 29, 3/4, 16 ⑩4/8, 6/21 ⑩8/15 ⑩11/22-23, 28 元文4年⑩1/28, 3/6, 8 ⑩4/23	初面会(⑩1/21) 元文3年辞職
岡崎三位国広	従三位、踏歌節会外弁		元文2年⑩3/7	
小笠原右近将監忠基	豊前国小倉城主15万石		元文元年⑥7/9 元文4年⑩9/4	従四位下侍従、初清貞、清通、忠遥、忠晴。天和2年生まれ、宝暦2年2月5日死去。浅草の海禅寺に葬る(『寛政譜』3-397)。 享保13年5月9日巻岐守
小笠原佐渡守長熙	遠江国掛川城主5万石		享保20年③11/10 元文2年③3/20 元文3年⑩3/16	
小笠原石見守政登	御側		享保21年③3/7, 18, 4/16, 21 元文元年⑤4/29 ⑦12/14 元文3年⑩9/21 ⑩10/26 元文4年⑩2/9, 29	
小笠原登持賢	小性組番士、元文2年12月25日西城小納戸		元文元年⑦12/14	渋谷良信次女尚縁組(⑦12/14)
岡田新五右衛門			元文2年⑩11/23	
岡田庄大夫俊惟	代官	本庄石原	元文元年⑤5/15, 19	
岡田九郎左衛門俊博	岡田庄大夫子息		元文元年⑤5/19	
岡野小兵衛			享保21年④1/26	
岡部三四(岡与市、賀茂真淵)	国学者、遠江国浜松郷士	壺岸嶋東湊町旅宿	元文2年⑩1/24, 2/29, 3/17-18, 4/2, 4, 6-7, 10, 19, 27, 30 ⑩5/17, 6/17 ⑩7/2, 17, 27-28, 8/7, 21, 25, 29 ⑩10/15-18, 11/4, 14, 16, 21, 12/16 元文3年⑩1/3, 8, 2/18, 26 ⑩6/28 ⑩7/10, 8/16, 27, 9/7, 12, 16, 22, 27 ⑩10/6, 12, 11/3-4, 10, 14, 17, 20, 22-23, 27, 12/12-13, 17-18, 23 元文4年⑩1/8, 2/1, 7, 3/7, 9, 15, 17, 22 ⑩4/2, 7, 12, 18, 25, 27, 5/2, 10-11, 17, 26, 28 7/27, 8/5, 9/16, 29 ⑩7/22, 27 ⑩11/22 元文5年⑩1/7, 9, 19, 24-25, 2/2, 19, 23-26	岡部三四、与市事、出府(⑩2/29)、百人一首評会(⑧4/7, 10, 27)、大坂契伴作河社之記借用且三玉集調方頼置く、万葉会(⑩8/16, 27, 9/7, 22)、森民部書状は三四達也(⑩9/12)、人形町辺にて百人一首の義あり(⑩11/3)、万葉会(⑩4/2, 5/11)、在満述作大督会使蒙板下清書筆記(⑩11/22)
岡村丹次	渋谷良信使者		享保21年④2/13	和漢の学才ある仁(③11/6)
岡村半二郎	御先手与力		享保20年③11/6	
岡本右京権大夫(下野守)	上賀茂神社社家		享保21年④2/8, 19 ⑤4/5, 12-13 元文元年⑥6/16, 24 元文2年⑥5/9 ⑩8/8, 8/18-19 元文3年⑩7/17	下野守但右京権大夫事(④2/8)
岡本権八	朽木直綱取次		元文元年⑦12/23 元文4年⑩10/2-3, 5, 11, 14, 16, 19, 22, 24-26, 29, 11/13, 18, 12/4, 6-7 元文5年⑩3/12	富士屋裏座敷に旅宿(①6/21)、明26日発足(②9/25)
岡本志摩守	上賀茂神社社家	石町四丁目	享保20年①6/21 ②9/7, 20, 25 元文2年⑥5/9, 14, 20 ⑩8/6, 18 元文4年⑩6/21	信名は松平権之助より岡本宗好歌一冊借用(⑥6/1)松永貞徳・中院通茂に学び、水戸光圀に勤仕
岡本宗好	国学者、京都生、号露底軒		元文元年⑥6/1	

人名	身分・続柄	所在等	出典(○冊, 日付)	備考
小川祐盛	鉅医		享保20年②8/14	
小川安好			享保21年④2/5	
小川長左衛門	在藩支配衆		元文3年⑨11/20	
小川舎人			享保20年①4/20, 6/2, 7, 13 ②7/23, 8/27, 9/1, 11 ③11/5, 12/2-3, 14 享保21年①1/22, 2/1, 10, 29 享保21年⑤3/20, 26 元文元年⑤5/14 ⑥6/23, 7/24, 9/14, 16 ⑦11/6, 12/3, 6, 28 元文2年⑧3/22, 24, 29, 4/11 ⑨6/4 ⑩7/1, 10 元文3年⑪1/6, 29 ⑫4/19, 28, 5/1, 15-16, 19 ⑬7/5 ⑭10/28, 12/6 元文4年⑮1/6, 25, 2/29, 3/20 ⑯6/2, 7, 13 ⑰8/9 ⑱11/8 元文5年⑳2/9, 23-25, 3/8, 9, 12	
小川彦九郎	書林	日本橋	元文2年③3/13	在藩の『大嘗会便覧』発行
萩原泉阿弥		松林寺旅宿	元文4年⑩1/16, 2/3-4, 3/5 ⑪12/26-27 元文5年⑫1/13-14, 2/10-11, 3/11, 未尾	
萩原宗隆(宗陸)	御数寄屋頭		享保20年①6/20 ②8/17, 9/3, 24, 25 ③10/10, 11/29 享保21年④1/4, 2/1, 5-6, 14 ⑤3/26, 4/5-6 元文元年⑤5/19 ⑥6/18, 26, 8/22 ⑦12/14, 22, 24 元文2年⑧1/3, 15-16, 21, 23, 2/5, 12 ⑨5/19, 23, 6/6 ⑩7/9-10, 8/29, 9/10 元文3年⑪1/4, 13 ⑫4/10, 16, 6/9, 16, 20 ⑬7/25 ⑭12/7-8, 14-15 元文4年⑮6/20	老父当月六日死去(①6/20)
奥野清順	駒井寿正家中か	摂津国平野郷	享保20年②7/6	
小栗伊右衛門			元文3年⑩9/28	
尾崎左衛門		稲荷社	享保20年①5/19 ③12/15 享保21年④1/13 元文4年⑧8/5 元文5年⑩2/16	
尾崎新之丞		稲荷社	元文元年⑥6/7 元文2年⑩閏11/28	
尾崎八郎清香	稲荷社中人	江戸	享保20年①5/19, 22	
尾崎隼人		稲荷社	享保20年①5/27-29, 6/1, 19 ②8/10 享保21年⑤4/3 元文元年⑤5/2 ⑦10/19 元文2年⑧1/27-28 元文3年⑩1/26, 2/4 元文4年⑩1/13 ⑰6/1 ⑱8/5	着府(①5/19) 八郎と同一人物か。今朝陽島出発帰京(①6/1)、隼人不幸(⑱8/5)
尾崎又兵衛	板倉勝澄取次		享保20年②9/27	
尾崎外記		稲荷社	享保20年③12/15 享保21年④1/13 元文2年⑧3/7	
長田越中守元隣	長田元輔父、元京都町奉行		享保20年①5/7	享保12年10月22日京都町奉行、12月18日 従五位下越中守、17年小普請奉行、12月 25日死去、年55(『寛政譜』20-217)
長田山城守元輔	御小性	御茶ノ水	享保20年①5/7, 6/8 ②7/20, 29 ③10/29, 12/1 享保21年④1/4 元文元年⑤6/13 ⑦12/7 元文2年⑧1/6 ⑨6/30 元文3年⑩1/12, 3/12 ⑪6/18 ⑫8/11 元文4年⑬1/9	従五位下。下総国豊田、香取、海上郡内 980石。安永4年閏12月12日致仕。5年7月 17日死去。年77(『寛政譜』20-217)。
織田淡路守信倉	高家		元文4年⑧7/23	馬場三郎左衛門叔父(⑩7/23)
織田対馬守信栄	高家		元文2年③4/16-17	今上御不斉につき昨日出発(⑨4/16)
小津屋清左衛門	紙屋	伝馬町	元文4年⑦4/13	
小野三大夫			元文4年⑩1/28, 2/11	
小野方安	長尾文哲宅弟子		元文3年⑩1/7	
小野立德	牧野貞通出頭医師		元文3年⑬4/8	
花王院義順		京都	享保20年①6/19 ②8/4, 12, 21, 9/1, 8, 9, 16, 28, 30 ③11/1, 3, 26, 12/14-15 享保21年④1/16, 2/3, 21 ⑤3/19, 4/15 元文元年⑥6/20, 25, 7/12, 29, 8/8, 13, 9/12-13 元文2年⑧1/8 ⑨8/9 ⑩10/14 元文3年⑪7/13, 17, 9/3 ⑫10/4, 11/5, 10, 15-16, 19, 21 元文4年⑬3/8 ⑭6/1, 5, 10 元文5年⑯1/2, 2/13, 3/6	絶景、遊山船・花火等見物贅目(①6/1, 5)
加賀屋惣兵衛	大坂の町人	両国橋の辺り	享保20年①6/1, 5, 9	平賀郡治縁にて羽柴屋敷見物(⑩8/29)
笠倉半平		浅草蔵宿	元文3年⑩8/29 ⑬10/22, 24	
花山院家			享保20年①5/4	
花山院左大将			享保21年④2/8	先月廿三日任内大臣(④2/8)
梶次郎九郎(金平)	本多忠良家老	和田倉御門前本多家屋敷⑤→茅町本多家下屋敷⑦	享保21年⑤4/3-4, 6-7 元文元年⑤5/12 ⑥6/24, 26, 8/6-9 ⑦10/2, 4, 11/6, 12/28 元文2年⑧1/17-18, 27 ⑩9/22, 26 ⑪10/16, 18, 25-26, 11/18, 閏11/1, 4 元文3年⑫1/23 ⑬6/9 ⑭10/24, 12/11 元文4年⑮4/16, 21-22 ⑯8/28 ⑰12/7 元文5年⑳1/14	近付になる(⑤4/6)、親父金平急病にて去 7月7日死去につき次郎九郎改名称金平(⑦ 10/2)、交代で南国(⑰12/8)
上総屋平兵衛	旅宿	小網町	元文4年⑦4/16, 28, 5/22 ⑧7/26, 9/5 ⑨10/24, 12/18	
上総屋元右衛門	常徳寺親類	小網町	元文5年⑩1/5	
粕谷金大夫			元文4年⑩2/4-5	拝領屋敷に鎮守あり(⑩2/4)
荷田春滿(斎、真丸公、春麻呂、春丸公)			享保20年①5/11, 15-16, 6/1, 21 ②7/5, 11, 8/22, 9/9, 27 ③10/11, 11/27-28, 12/8 享保21年④2/12 ⑤3/21 元文元年⑤5/19 ⑥7/1, 10-12, 14, 16, 18, 20, 22-24, 26, 8/2, 5-7, 14, 26, 9/7, 20, 22 ⑦10/13 元文2年⑧2/22 ⑨7/1, 2, 25 ⑩10/3 元文3年⑬6/26 ⑭7/2, 8/2 元文4年⑮5/10, 6/1 ⑰12/23	一週忌(⑩7/2)

人名	身分・続柄	所在等	出典(○冊, 日付)	備考
荷田蒼生子(逸女 ①まて、楓里②以 降、楓林、振女、ぶ り)	羽倉高惟(多賀道員) 女、在満美妹、信名姪、 西湖字妻	八貫町→在満宅	享保20年①5/14 ③10/17, 12/8, 12-13, 22-23, 26-27 享保21年②2/8 ⑤4/8 元元年⑦7/4, 20, 23, 25 ⑦ 10/2, 11/17, 12/27 元文2年⑧1/6, 2/15, 4/30, 11/5 ⑨6/2 ⑩7/9, 13, 17, 19, 22, 29, 8/3, 12, 14, 28 ⑪ 11/15, 21, 閏11/13, 12/13 元文3年⑩1/6, 16, 20, 2/11, 27 ⑪4/12, 15, 5/4 ⑫7/25-26, 28, 8/17, 24, 9/3, 11 ⑬11/5, 17, 29, 12/1 元文4年⑭1/27, 2/2, 11, 21-22, 25-26, 3/6, 12-14, 16-17 ⑮4/1-3, 9-11, 16, 18- 19, 27, 5/4, 20, 28 ⑯7/4, 6, 15-16, 8/28 ⑰10/23, 25, 11/5, 7, 12/11 元文5年⑱1/5-6, 29 元文2年⑲閏11/25, 28, 12/10, 11, 13, 18 元文3年⑳1/6, 16, 26, 2/27, 3/8 ⑳5/4 ㉑9/15, 18 ㉒10/7, 12/21, 26-27 元文4年㉓1/17, 21, 27, 2/23, 3/1, 5, 12, 17, 19 ㉔4/16, 6/8-9 ㉕7/4, 6, 16 享保20年①5/14-15, 22 ②7/7, 8/20, 26, 9/23 享保21年④1/17 元文元年⑨9/13, 15, 19 ⑦10/14-15 元文2 年⑧3/24 ⑩7/9, 26-27, 8/14 ⑪10/2, 11/2, 12/23 元文3年⑫1/2, 4, 13-14, 22, 3/11, 29 ⑬10/8, 11, 28, 11/17-18, 21, 29, 12/27-28 元文4年⑭1/13, 16, 2/29, 3/14, 17 ⑮4/10, 14, 16, 5/4, 28 ⑯7/15, 8/28 ⑰ 10/10, 11/5, 15, 12/13 元文5年⑱1/9, 15, 19, 2/1, 4-5, 29, 3/2	縁談の養来る・西湖字と申す仁(③ 12/12)、結婚来る(同22)、逸女婚烟・妻向 は養女分(④同27)、今日お逸夫婦婿入 (④2/8)、暫く在満方へ留留(⑦7/19)、媒 酌人離縁通達(同29)
荷田長次郎(長二 郎)	在満息子	本郷	元文2年①閏11/25, 28, 12/10, 11, 13, 18 元文3年②1/6, 16, 26, 2/27, 3/8 ③5/4 ④9/15, 18 ⑤10/7, 12/21, 26-27 元文4年⑥1/17, 21, 27, 2/23, 3/1, 5, 12, 17, 19 ⑦4/16, 6/8-9 ⑧7/4, 6, 16	直子らと共に江戸着(⑩閏11/25)
荷田つや(艶女、通 也女)	在満妻		享保20年①5/14-15, 22 ②7/7, 8/20, 26, 9/23 享保21年④1/17 元文元年⑨9/13, 15, 19 ⑦10/14-15 元文2 年⑧3/24 ⑩7/9, 26-27, 8/14 ⑪10/2, 11/2, 12/23 元文3年⑫1/2, 4, 13-14, 22, 3/11, 29 ⑬10/8, 11, 28, 11/17-18, 21, 29, 12/27-28 元文4年⑭1/13, 16, 2/29, 3/14, 17 ⑮4/10, 14, 16, 5/4, 28 ⑯7/15, 8/28 ⑰ 10/10, 11/5, 15, 12/13 元文5年⑱1/9, 15, 19, 2/1, 4-5, 29, 3/2	妊娠の噂(①5/14)、女子安産(③8/20)、 女宮詣(②9/23)
荷田とき(紅鶴女、 桃花鳥女)	在満娘		元文4年③3/1 元文4年⑤5/4 元文5年⑦1/5-10, 13, 15, 19, 2/8, 3/2	作難一双箱入遣す(⑩3/1)、痘瘡(⑩1/6)
荷田直子(辻女)	荷田春満美娘、神田明 神芝崎豊後守好全の 妻、水戸御守殿御次		享保20年②7/5 ③12/8 元文元年⑤5/20 ⑦7/10-12, 16, 18, 25, 8/6-7, 13, 29, 9/13, 20, 23, 25 ⑦10/11, 13, 22, 29, 11/11, 16, 12/1, 6, 19, 24 元文2年⑧1/8, 13-15, 21, 23, 3/2, 5, 7, 4/4, 19, 28 ⑤5/18 ⑩7/16, 8/8, 16, 22 ⑪10/2, 14, 21, 25 11/1, 2, 4, 12, 17, 21, 29, 30, 閏11/4, 12, 14, 20, 25-26, 28, 12/1, 5-9, 12-15 元 文3年⑫1/1, 6, 16, 20, 26, 2/8, 10-11, 27-28, 3/1, 3, 13, 19, 24 ⑬4/5, 12, 15, 5/4, 20-21, 23, 25-26, 30, 6/4, 6, 12-13, 15-16, 20-27, 29 ⑭7/1, 3, 5, 10, 13, 22, 28, 30, 8/1-2, 6, 17, 21, 26, 28, 9/1, 11, 21, 23, 30 ⑮10/4, 6, 10, 19, 25, 27-29, 11/10, 17, 20, 22, 25, 27, 12/4, 6, 17-18, 26, 29, 12/4, 6, 17-18, 26, 29 元文4 年⑯1/7, 28, 2/5-7, 10, 2/12-13, 16, 19-25, 3/6, 9, 11-14, 17-18, 20, 27, 29 ⑰4/1-3, 8-12, 14, 16-17, 19, 23, 28, 5/4, 8, 18, 22 ⑱7/3, 22 ⑲10/25, 29, 11/3-4, 24-25, 28, 12/6, 12-17, 19, 22, 24, 26 元文5年⑳1/6, 7, 11, 18, 22-23, 27, 29, 2/1, 4-8, 11-13, 15, 19, 25, 27	京極宮之姫宮奉公之事申来(⑧1/23)、品 川到着(⑩閏11/25)、金田三左衛門へ提 出の書付清書(⑫2/11)、御守よりつちと改 めるよう申来(⑬6/20)、駒込御守殿へ出勤 十五石三人扶持(⑭6/26)、誓紙相済御切 米拜領(⑯7/22)、養仙院へ御目見(⑰ 7/30)
荷田夏麻呂	春満安腹男子		元文元年⑥7/16 ⑦12/1	元文元7月生、信名実子とする(⑧7/16)
荷田鍋次郎(鍋二 郎)	在満次男		元文2年⑩閏11/25, 12/13 元文3年⑫1/18, 21, 24	直子らと共に江戸着(⑩閏11/25)、痘疹 (⑫1/21)
荷田信詮	春満・信名ら実父		元文4年⑳3/13	

人名	身分・続柄	所在等	出典(○冊, 目付)	備考
荷田(羽倉)出羽守信吾	目代、母は信詮長女茂子		享保20年①4/13, 17, 27, 6/3-4, 8, 12, 19 ②7/5, 16, 29, 8/18, 9/7, 9, 25 ③11/26-28, 12/1, 12, 14-15, 18-19, 22, 28 享保21年④1/2, 10, 13-14, 16, 26, 29, 2/4, 21, 23, 29 ⑤3/1, 4, 7, 9-10, 15, 19, 22-23, 29, 4/8, 10, 16, 24 元文元年⑥5/2, 8, 16, 20, 24 ⑦6/6-7, 9, 12, 19-20, 23, 29, 7/2, 10-12, 16, 20-21, 25, 8/4-5, 9, 13, 26-27, 29, 9/4, 13, 25 ⑧10/1, 9, 11, 13, 22, 29, 11/4, 11, 20, 12/1, 3, 6, 12, 19, 24 元文2年⑨1/4, 8, 22, 27, 2/3, 9-10, 17, 23, 3/1-2, 4-5, 7, 14, 21-23, 29, 4/1-4, 14, 18, 26, 28 ⑩5/4, 7-8, 15, 18, 29, 6/14, 19, 29 ⑪7/1, 6, 9, 12, 16, 19, 21, 26, 8/3, 7-8, 19, 21, 9/1, 6, 19, 25 ⑫10/2, 8, 21, 25, 11/2, 4, 9, 12, 17, 21, ⑬11/4, 6, 20, 28, 12/2, 4, 6, 8, 9, 12, 19, 21, 23 元文3年⑭1/2, 4, 13-14, 26-28, 2/2, 4, 11, 19, 28-30, 3/4, 6, 10, 12-13, 17, 28-29 ⑮4/6, 8, 12, 14, 26-27, 29, 5/2, 10-11, 24, 6/11-12, 14-15, 23, 29 ⑯7/8, 13, 17, 30, 8/2, 8-9, 12, 14, 21, 9/5, 10-11, 14, 19, 27, 30 ⑰10/11, 13, 27, 11/8, 15-16, 20, 12/2, 12, 16, 18, 29 元文4年⑱1/16, 25, 2/8, 16, 24, 29, 3/20, 26 ⑲4/17, 19, 23, 27, 5/8, 21, 27-28, 6/2, 4, 8, 12, 19 ⑳7/21, 25, 29, 8/6, 8, 11, 14, 16, 24, 27, 30, 9/3 ㉑10/10, 20, 11/3, 6, 15, 23-25, 12/16, 19 元文5年㉒1/2, 15, 28-29, 2/13, 25, 3/6	娘瘡にて死去・家来九八郎姉も死去(⑩5/8)、出羽守妻当六日安産男子出生(⑩9/19)
荷田(羽倉)豊前守延武(左門、民部)	信名養子。実は目代信元末男。母は信詮の季女勢子。元文元年6月17日権預、従五上、豊前守。	稲荷社	享保20年①6/8-9 ②8/23, 30 ③10/5, 10, 14, 11/28, 12/8, 14-15, 18-20, 22 享保21年④1/2, 9-10, 13-14, 22, 26, 29, 2/3-4, 16-17, 21, 23, 29 ⑤3/1, 9-10, 15, 19, 23, 28, 4/2, 8, 12, 15-16, 19, 24, 26, 29 元文元年⑥5/2, 4, 8, 13, 16, 20, 24-25 ⑦6/6-7, 9, 12, 19-20, 22-23, 29, 7/1-2, 5, 10-12, 16, 20-21, 25, 28-29, 8/4, 6-7, 9, 11, 13-14, 26, 29, 9/4, 13, 16-18, 20, 23, 25 ⑧10/1, 4, 9, 11, 13, 19, 22-24, 29, 11/4, 9, 11, 16, 20, 29, 12/1, 6, 10, 12, 19, 24, 29 元文2年⑨1/4, 8, 13, 15, 21-22, 27-28, 2/1, 3, 6-7, 9-10, 16-17, 23-24, 30, 3/1-2, 5, 7, 9, 14, 21-23, 29, 4/1-4, 14, 18-19, 22-23, 26, 28 ⑩5/2-4, 7-8, 15, 17-18, 21, 29, 6/6, 14, 17, 19, 29-30 ⑪7/1, 6, 11-12, 16, 19, 21, 8/2-3, 19, 26-27, 9/1, 6, 19, 25, 29 ⑫10/2, 8, 13, 14, 21, 22, 25, 11/1, 4, 9, 12, 17, 21, 22, 29, 30, ⑬11/4, 6, 12, 28, 12/2, 4, 8-9, 12, 19, 21 元文3年⑭1/2, 4, 13-14, 17, 26-29, 2/2, 4, 6, 11, 16, 19, 22-23, 30, 3/4, 10-13, 17, 25, 28-29 ⑮4/6, 8, 12, 20, 27, 29, 5/2, 5, 7, 10-11, 24, 6/11-12, 14-15, 23, 29 ⑯7/6-9, 13, 17, 19, 30, 8/2, 9, 12, 14, 21, 28, 9/1, 3, 5, 10-11, 18-19, 27, 17, 26-29, 2/2, 4, 6, 11, 16, 19, 22-23, 30, 3/4, 10-13, 17, 25, 28-29 ⑮4/6, 8, 12, 20, 27, 29, 5/2, 5, 7, 10-11, 24, 6/11-12, 14-15, 23, 29 ⑯7/6-9, 13, 17, 19, 30, 8/2, 9, 12, 14, 21, 28, 9/1, 3, 5, 10-11, 18-19, 27, 30 ⑰10/4, 11, 13, 16, 21, 23, 27, 11/5-6, 8, 15-16, 19-20, 27, 29, 12/16 元文4年⑱1/13, 16, 25, 2/8, 10, 24, 27, 29, 3/5, 17, 20 ⑲4/8, 17, 19, 23-24, 27, 5/4, 8, 10, 18, 21, 27 ⑳7/12, 16, 21, 25-26, 8/4-5, 14, 24, 26, 30, 9/3-4, 12, 22 ㉑10/1, 10, 13, 20, 27, 11/6, 12, 15-16, 23-24, 12/16, 29 元文5年㉒1/2, 4, 14-15, 28, 2/1, 8-10, 16, 22, 25-26, 3/6, 12	元文2年2月19日豊前守叙任、延享3年6月19日卒、39才。延武事民部と改名入職之義は暫延引浜松との難産故也(④1/13)、旧冬病氣頃日快方(⑩1/29)、三代実録二冊在稿より返却(⑩2/4)
荷田信友(羽倉豊前守信友)	荷田信名養父		享保20年②8/9 元文元年③8/9, 9/13 元文3年④10/2	亡父信友公正忌日(㉑享保20年8/9)
羽倉棋津守(信名)	正官御殿預		享保20年②8/7 享保21年④2/1 ⑤3/27, 4/15-16, 29 元文3年⑥7/24, 8/9 元文4年⑦4/3 ⑧7/10, 17-18, 22, 8/12, 9/18, 21	
荷田(羽倉)石見守信章	信名嫡子、享保3年5月8日権預(12歳)	稲荷社	享保20年①4/14-15, 17, 26-27, 5/1, 3-5, 19, 21, 23, 28, 6/3-4, 8, 12, 14, 19, 24 ②7/5, 6, 8, 17, 29, 8/5, 18, 21, 23, 25, 29, 9/10, 15, 18, 21, 23, 24, 25, 28, 9/9, 15, 21, 28, 30 ③10/1, 5-6, 8-9, 12, 19, 22, 29, 11/3-4, 8, 10, 19, 25, 28, 12/1, 4-5, 7-9, 11, 16, 27-28, 30 享保21年④1/8 ⑤3/11 元文元年⑥6/15, 8/6 ⑦11/17 元文2年⑧2/22 元文3年⑨3/10	享保15年6月26日石見守、従五位上、20年11月17日卒、29歳。一周忌(⑦11/17)
荷田弁	信名妻		享保20年①4/13, 17, 5/1, 3, 5, 19, 23, 6/3, 8, 12, 19 ②7/5, 6, 8, 17, 29, 8/5, 18, 21, 23, 25, 29, 9/10, 15, 28, 30 ③10/8, 19, 29, 11/8, 10, 19, 26-28, 12/1, 8, 12, 15, 18-19, 22, 28 享保21年④1/2, 13, 22, 29, 2/4, 16-17, 21, 23, 29 享保21年⑤3/1, 9-10, 15-16, 19, 23, 28-29, 4/2, 8, 12, 15-16, 24 元文元年⑥5/2, 8, 14, 16, 20, 24-25 ⑦6/6-7, 9, 12, 19-20, 23, 29, 7/2, 12, 16, 20-21, 25, 28-29, 8/4-6, 9, 13, 26, 29, 9/4, 13, 20, 23, 25 ⑧10/1, 4, 9, 11, 13, 22-23, 29, 11/4, 9, 11, 16, 20, 29, 12/1, 6, 10, 12, 19, 24, 29 元文2年⑨1/4, 8, 13-15, 21-22, 27-28, 2/1, 3, 6-7, 9-10, 16-17, 23-24, 3/2, 5, 7, 9, 21-23, 29, 4/2-4, 14, 18, 23, 26, 28 ⑩5/4, 8, 10, 18, 27, 29, 6/14, 26, 29-30 ⑪7/1, 6, 9, 12, 16, 19, 26, 8/2-3, 7, 16, 19, 21, 26-27, 9/1, 6, 13, 19, 25, 27 ⑫10/2, 8, 14, 20-22 11/1, 4, 9, 12, 17, 21, ⑬11/4, 6, 28, 12/2, 8, 12, 21, 23 元文3年⑭1/2, 4, 13-14, 26-27, 2/4, 7, 11, 16, 19, 22, 28, 3/4, 11, 13, 28-29 ⑮4/8, 12, 14, 29, 5/5, 7, 10-11, 24, 6/11-12, 14-15, 24, 26 ⑯7/4, 13, 17, 19, 30, 8/9, 14, 28, 9/1, 5, 10-11, 19, 26-27 ⑰10/3, 11, 13, 19, 21, 23, 27, 11, 15, 15-16, 20, 27, 29, 12/2, 12, 16, 18, 29 元文4年⑱1/13, 16, 25, 2/8, 16, 24, 29, 3/17, 20 ⑲4/8, 17, 19, 24, 27, 5/1, 4, 8, 18, 21, 27-28, 6/8 ⑳7/4, 6, 16, 25-26, 29, 8/25, 9/3, 21-22 ㉑10/1, 10, 13, 20, 27, 11/6, 15, 24, 12/16, 29 元文5年㉒1/2, 14-15, 22, 2/8, 10, 13, 16, 22, 24-25, 3/6	
荷田政	信名女、きほ、延武妻		享保20年②7/5 享保21年④1/13 元文元年⑥6/19, 23, 7/5, 25, 8/26 ⑦10/29, 11/11, 12/1 元文2年⑧1/14, 22, 3/2, 7, 4/28 ⑨5/18 元文3年⑩9/10-11, 26 元文4年⑪1/16 ⑫10/15	「政事きほ」(⑥7/5)、川崎作左衛門より安産の悦来る(⑩10/15)
片岡惣七			享保20年①6/1 元文元年⑦11/10 元文4年⑩6/1	
片山五郎大夫	松平信岑家中		享保21年⑤4/23	
勝七	土方七郎右衛門手代		元文元年⑦12/20	

人名	身分・統柄	所在等	出典(○冊、目付)	備考
勝見木工之助		大坂	享保20年①6/2 ②8/19, 21, 29 享保21年⑤4/3, 6-8 元文元年⑧8/7, 9, 13, 9/4, 27 ⑩10/2, 19, 11/16, 29-30, 12/1, 28 元文2年⑧1/4 ⑨5/24, 6/4 ⑩8/21, 9/22 ⑪11/2, 17 元文3年⑩1/4, 3/22 元文4年⑧8/14, 28, 30 ⑨10/29, 11/3, 6, 15 元文5年②2/8, 13	娘園女先月十一日病死(⑧8/13)
加藤太左衛門	上総国百姓	弁慶橋旅宿	元文5年②2/14	根本氏別懇・大富家(②2/14)
金剛九兵衛			享保20年①6/1 ⑩10/2	
金沢屋安兵衛			享保21年④1/23 元文2年⑧1/10 元文4年⑨10/4, 6, 21, 12/29 元文5年②1/28, 末尾	
力丸	初女妹		元文4年⑥6/23	
兼子武左衛門	横山内記家老		元文3年⑨9/4-5 元文4年⑨2/2, 4 ⑩5/8 ⑨9/7	
金子文治郎(文次郎)	加納久通目付		享保20年①5/27-28, 6/14 ②7/16, 9/14, 15, 26, 12/14 ③11/29, 12/11 享保21年④1/4, 16, 21 享保21年⑤4/5 元文元年⑤5/12 ⑥6/13, 21, 8/22, 30, 9/4 ⑦12/7, 25 元文2年⑧1/2, 13, 20, 3/10-11 ⑨5/9-10, 13 ⑩7/3, 9/27 元文3年⑩1/12, 15, 2/28, 3/26 ⑪4/8, 6/9 ⑩7/25 ⑩11/29 元文4年⑩1/9, 12, 3/14-15, 21 ⑩4/3, 9, 11, 18, 6/14 ⑩7/6, 8/28, 9/4 ⑩12/24 元文5年②1/13, 末尾	大久保主水同道にて初対話(①5/28)
金田源右衛門	本多正珍家老		元文4年⑨3/14	紀伊国小十人金田三郎大夫甥故金子文次郎と親類(⑨3/4)
金田(兼田)三左衛門	河田久保根来同心	牛込辺	元文3年⑩1/25, 2/6, 10-12, 15, 3/1, 4 ⑩7/23, 25 元文4年⑩4/14	
金保(兼保)安元	御医者	松永町松林寺旅宿	享保20年①5/15, 6/1, 11 ②7/6, 8/17 ③10/5, 11/17 享保21年④1/5, 2/14, 17 ⑤3/5, 19 元文元年⑤5/19 元文元年⑥6/15 ⑦12/7 元文2年⑧1/12 元文3年⑩1/4 元文4年⑩1/16, 2/18-21 ⑥6/11	
加納遠江守久通(遠州公)	御側御用取次	呉服橋御門内	享保20年①5/4, 12, 27-28 ②9/26 ③12/5, 30 享保21年④1/1-2, 16, 21, 2/27 ⑤3/4, 7, 18, 5/7 元文元年⑥6/13, 21, 9/22 ⑦12/7 元文2年⑧1/2, 13, 20, 3/11 ⑨5/9, 12, 15 元文2年⑩7/3 ⑩11/13, 15, 12/25 元文3年⑩1/11-12, 15, 2/28, 3/26 ⑪4/8, 6/9 ⑩7/11, 8/15, 9/21 ⑩10/26-28, 11/23, 28-29, 12/23 元文4年⑩1/9, 12, 22, 3/14, 25 ⑩4/3, 11, 18, 21-22 ⑩11/10-11, 12/27 元文5年②1/13, 末尾	
加納坊			元文4年⑨3/27, 29 ⑩4/5-6	松平乗邑屋敷で面談(⑨3/29)
神坂能登守	閑院宮内		元文2年⑩7/9	富樫求馬が遺跡を調査(⑩7/9)
上幸大夫	上幸大夫息		享保20年②9/4	井出氏親類初面話(②9/4)
紙屋吉兵衛	御小性組	松嶋町	享保20年②9/4	三宅友之進寄宿(②1/18)
神山多伸	浪人	稲荷社	元文元年⑦11/26 元文2年⑧3/12 ⑨6/28 ⑩7/16, 9/14 元文3年⑩1/3 ⑩11/6, 12/8 元文4年1/2 ⑩5/20 ⑩12/18	楽譜達人、芝崎家音楽の師範(⑩1/3)
龜井権右衛門	在滿傍輩、伊賀衆		享保20年②9/20	中将棋上手(②9/20)
龜田三郎大夫			元文元年⑤4/29, 5/1-4, 8, 12 ⑥6/26, 8/20 ⑦12/23 元文2年⑤5/11 ⑩7/3 元文3年⑩1/12	
川勝勘右衛門	大番組頭	小日向馬場	享保20年③10/8 元文2年⑤5/17, 6/2 ⑩7/22, 9/10 元文3年⑩1/29 ⑩7/7-9, 9/3, 18-19 ⑩10/14	御小姓組之内三人当社安鎮之義頼二付豊前守方へ被頼との由(⑩7/7)
川勝登之助	大番組	小石川馬場	享保20年③10/8	安鎮願主(③10/8)
川崎忠右衛門	牧野貞通家臣		享保20年①6/9 享保21年④1/21 元文元年⑥7/29 ⑦10/17, 23 ⑨6/22 元文3年⑩1/12, 2/5 元文4年⑩12/24	信名妻弁妹(①6/9)、当4月流産(⑨6/22)
川崎律	川崎作左衛門妻	千駄ヶ谷	元文2年⑩11/18	
河津十兵衛	田町名主		元文4年⑩11/9, 15, 18 元文5年②1/11-12, 2/17	
河根幸助(幸介)	信名家来、青侍		享保20年①4/13, 5/16, 29 ②8/14, 15 元文元年⑩10/15 元文2年⑩3/4 ⑩11/26, 30, ⑩11/20, 24, 25, 12/14 元文3年⑩1/10, 28, 2/25, 3/2, 9-10, 26 ⑩8/4, 9/2, 13, 18, 25 ⑩10/5, 12, 24 元文4年⑩1/1, 14, 21, 3/4, 13 ⑩4/3, 7-8, 15, 5/4, 6-7, 10, 17-18 ⑩7/19, 9/22 ⑩10/7, 18, 20, 11/1, 11-12, 12/4, 6, 19, 26, 28 元文5年⑩1/15, 20, 2/3, 6, 16, 21, 3/2, 5, 9, 10	不屈之儀(②8/15)、お直ら品川迄出迎(⑩11/20, 24)、親冬ら品川迄出迎(⑩3/8)
河野新左衛門	松平庄二郎家中		元文元年⑧8/7-8, 30 ⑦12/24, 26 元文2年⑩1/6, 2/21, 23 ⑨5/13 ⑩9/30 ⑩10/18, 19, 25 元文3年⑩1/12 ⑩10/24, 12/11 元文4年⑩1/9, 18 ⑩7/6, 8/28 元文5年⑩1/14	
河野勘右衛門通番	勘定奉行		元文元年⑧8/12	8月12日就任、御船手兼務、前職は小普請奉行『寛政譜』10-226)
河村郡平(軍平)	長沢資親用人		享保20年②8/17, 9/15 ③10/22, 29, 11/27 享保21年⑤3/4, 8 元文元年⑤5/22 ⑦7/3 ⑦10/26, 12/7 元文2年⑧3/23 ⑨5/22 元文3年⑩1/12 ⑩12/8 元文4年⑩1/9 ⑩9/5	
河村元東(玄頭)	水戸御守殿御側御医者		元文4年⑩2/16 ⑩4/2	辻女療治(⑩4/2)
河本藏部	備中国吉備津宮社家		元文2年⑩9/3, 25	明日帰国(⑩9/3)

人名	身分・続柄	所在等	出典(○冊, 日付)	備考
観世織部			元文2年⑧1/29 元文4年⑦5/6	
観世大夫	玉虫左兵衛家中		元文3年⑫1/27	
神田吉兵衛			元文4年⑩3/5	
神田図書			元文3年⑫2/16	
上林又兵衛			享保20年①4/22 ③10/5 元文4年⑩6/5	
岸丈右衛門			享保20年①6/1 ⑧8/12 元文4年⑩6/1	
さそ	多賀道具安女		元文元年⑦12/3, 6	
喜多伴五郎	在滿傍輩小従人		享保20年②9/20	
北尾勘治			元文4年⑨1/16, 2/16, 26, 3/5 ⑨10/8-9, 12/15 元文5年②2/16	
北尾源藏			元文4年⑦4/9	
北尾源兵衛	上林又兵衛手代		享保20年①4/22, 27, 5/4, 6, 11, 16, 21, 27, 6/1, 11, 19, 24-25 ⑦7/9, 8/1, 17, 9/9, 10 ③10/1, 4-5, 24, 27, 11/3, 15, 17, 12/4, 6, 14 享保21年④1/5, 17-18, 23, 2/11-12, 14, 24-25 ⑤3/5, 9, 19, 4/15 元文元年⑤5/19 ⑥6/15, 7/3, 6, 8/15, 18 ⑦10/10, 13, 11/22, 12/3, 7, 19 元文2年⑧1/10, 12, 16, 2/6, 10, 26-27 ⑨5/19, 6/17 ⑩7/4, 29, 9/4, 10 ⑪11/1, 12/4, 5, 16 元文3年⑫1/4, 9, 19 ⑬4/12, 17, 6/18 ⑭9/27 元文4年⑯6/1, 11, 19, 24-25, 末尾	
北尾才次郎(才二郎)	北尾源兵衛末子		享保20年①5/11, 21 ②9/10 ③11/17 享保21年④1/23 元文元年⑥7/3, 9/9 元文2年⑧2/27 元文4年⑩6/11	性質甚聡明才秀(①5/11)
北尾次左衛門(貞斎)			元文3年⑤11/27, 12/18, 21, 23, 28 元文4年⑩1/11, 16, 2/11, 16-17, 25-26, 3/3 元文4年⑩6/18 ⑪10/4, 6, 12/14-15, 19 元文5年⑫1/28, 2/16, 3/11	貞斎と改名(⑩6/18)、勘治宅へ引移居住(⑨12/15)
北小路大学助			元文4年⑩7/27	
北村伊賀守			元文2年③3/22, 24-26, 29, 4/2, 5, 7-8, 10-11, 30 ⑤5/3	
喜多村(北村)彦右衛門	町年寄		享保20年③12/11 享保21年④1/5-6, 16, 27 元文元年⑥6/26 元文2年⑧1/15 元文3年⑩1/8 元文4年⑪1/12, 20 元文5年⑫1/13, 3/12, 末尾	参府の由(③3/22)、朔日御日見相濟(⑧4/2)、22日掃着(⑧4/30)
北山秀斎		摂津国平野郷	享保20年②7/6 元文2年⑤5/15, 17-18, 6/6	
北脇彦右衛門		京都	享保20年①6/11	
吉左衛門			享保20年①5/27	
吉平	僕・下部(中間)		享保20年①4/13, 5/15-16, 23 ②9/2 ③10/2 享保21年⑤4/2 元文元年⑥6/23 ⑦12/19, 21-22, 24 元文2年⑧4/24 元文3年⑩1/10, 2/25 ⑪5/13, 6/23 ⑫7/16-17, 23, 26, 28, 8/4, 7, 16, 9/11 ⑬10/26, 28, 11/2, 7, 20, 25, 11/17-18, 26 元文4年⑭1/17, 12, 3/27 ⑮4/8, 11, 17-20, 22, 25, 27, 5/1, 4-5 ⑯10/7, 16-17, 19-20, 23, 25, 11/9, 12, 16, 18-19, 29, 12/1-2, 9, 13, 15, 17 元文5年⑰1/2, 5-7, 9, 19, 28, 2/1, 3, 12, 23, 27, 3/6, 7, 9, 12	
吉文字屋治兵衛	町人	神田新白銀町	享保20年①5/18 ③11/15 元文元年⑥9/14-15	初対話(①5/18)
木津屋吉兵衛			元文5年②2/8, 19	
吉川源大夫	加納久通家老		享保20年③12/30 享保21年④1/21, 2/1, 24, 27, 29 ⑤4/5 元文元年⑥5/12 ⑦6/13, 21 ⑧12/7 元文2年⑨1/2, 3/11 ⑩5/9 ⑪7/3 元文3年⑫1/12, 3/26 ⑬6/9 元文4年⑭1/9, 3/14 ⑮4/3	
吉川式部卿	上野坊官、諸大夫	上野	享保20年③12/8, 24 享保21年④1/24, 2/5 ⑤3/6 元文元年⑦12/18 元文2年⑧1/3 元文3年⑩1/20 元文5年⑰1/21, 3/7-9, 11	
吉川民部卿			享保20年①5/7 元文元年⑥7/9	
吉川常右衛門(常大夫)	朽木直綱用人		元文4年⑩12/4, 7	
衣笠忠左衛門			元文4年③3/20, 27 元文4年④4/10	
喜人	町代	□満町	元文3年⑨9/13, 20, 22 元文4年⑩10/6	
斐生川平兵衛	松平近貞家人		享保20年①4/30, 6/14 ②7/8, 21 ③10/3 享保21年④1/13 享保21年⑤4/17 元文元年⑥6/15-16 元文4年⑦6/14	
木部氏			享保20年①5/6, 10-11	
木部平伍	松平乗呂扶持人		元文元年⑦10/2, 23	杉浦國頭と關係者(①)
木部平四郎	松平乗邑扶持人		元文元年⑦10/2, 20, 22, 23, 26	
喜兵衛	木村隼人取次		享保20年②8/28	
木又惣七	細井宏明取次		享保20年②7/12	
木村源之進			元文2年③3/12-14, 21 元文5年②3/6	在滿礼儀類典諸社行幸之部披見(③3/14)

人名	身分・統制	所在等	出典(○冊, 日付)	備考
木村佐左衛門(左 右衛門)	在滿傍輩田安小十人		享保20年②9/20 享保21年④2/27-28 ⑤3/7-8, 18, 28 元文元年④4/29 ⑥6/26 元文2年⑨5/11-12 元文3年⑩1/12 ⑪10/18, 26 元文4年⑬3/27 ⑭4/8, 25, 5/15	
木村篠目	木村隼人息女		元文2年⑩10/1	病体(⑩10/1)
木村忠大夫	駒井寿正家来		享保20年①5/16 ②7/28, 9/29 ③10/28-29, 12/5, 7, 25 元文元年⑥6/25, 7/3-4, 6, 13, 23, 8/14, 17-18, 20, 9/2-3, 5, 11, 27 ⑦10/1, 7, 17, 11/17, 12/15, 16, 29-30 元文2年⑧1/6, 21-22, 24, 2/5, 12, 15-17, 19-20, 3/2, 8, 24, 4/5, 21 ⑨5/12, 22 ⑩7/3, 6, 9/7, 18, 29 ⑪10/1, 閏11/4, 5, 28, 12/5-7 元文3年⑫1/12 ⑬4/24, 6/16 ⑭9/23, 27-28 ⑮10/24, 11/17, 22, 25, 12/3, 7, 26-29 元文4年⑰1/9, 2/5-6, 3/5, 15-16, 24 ⑱4/5-6, 18, 22-23, 5/2, 4, 6 ⑲8/27 ⑳10/9, 12/11, 25 元文5年㉑1/14, 2/28, 3/12	初面話(⑮5/16)、当三日家中の歩士が押込み、手籠を負う(⑳3/8)
木村隼人成徒	神田明神下社社家、木村左膳御親		享保20年①4/20, 30, 5/10-12, 27, 6/8, 26 ②7/1-4, 21, 26, 30, 8/5, 6, 8/1, 17, 20, 23, 26-28, 9/1, 9, 28, 29 ③10/1, 11/15 享保21年④1/6 ⑤3/1 元文元年⑥6/1, 7/8, 14, 22, 9/9, 17 ⑦11/15, 12/15 元文2年⑧1/1, 2/19, 4/14 ⑨5/22 ⑩7/2 ⑪10/1, 3, 5 元文4年⑬1/1 ⑭6/8, 26 元文5年⑰1/7	中気発症万死一生(②8/26)、兼保安元療治(同27)、今日死去・東丸殿門弟・能書・多能の仁(⑩10/3)、⑰以降は息子か、
久大夫	笠倉半平手代		元文3年⑬8/29	浜松へ被臺二付杉浦家へ書状一封頼(⑰7/20)
恭学	出家		元文3年⑬7/20	
行元坊			元文3年⑬11/5	
敷妙坊	慈雲院弟子		享保20年②8/4	
桐山文蔵	中条信美内办		享保20年②12/1	
金平	尾崎八郎下郎	江戸湯島	享保20年①5/19-20 ②7/10	着府(①5/19) 元文元年2月5日大番頭(『寛政譜』16-176)
久貝因幡守正順	御書院番頭、大番頭		享保21年③3/15-16, 4/2 元文元年⑤5/23 ⑦12/14	元文元年10月12日新番、3年12月16日死去、年32(『寛政譜』16-3)
久貝十左衛門正直	大番組、新番組	牛込御門内	享保21年⑤4/26 元文元年⑤5/16-17, 19, 20 ⑥8/1	元文4年3月6日遺跡を継ぐ、後山崎に改める(『寛政譜』16-3)
久貝十左衛門正次	久貝正直養子		元文5年②2/27	享保19年正三位、20年権大納言、元文3年正二位右大将・右馬寮御監、4年内大臣(『公卿大事典』)
九条植基(内府公)	権大納言、右大将、右馬寮御監、内大臣		元文4年④4/17	君子の息子の間死去(②8/19)
朽木千二郎	朽木直綱三男		享保20年②8/19	忠三郎(『寛政譜』154)
朽木忠三郎	朽木直綱次男		元文4年④12/4	
朽木王佐守玄綱	養者番		元文2年①10/3	
朽木和泉守直綱	御城番頭、大番頭。		享保20年①4/20, 23, 25, 5/5, 16, 18, 24, 6/5 ②8/7, 19, 9/7, 9, 18, 23 ③12/21 享保21年④1/12, 2/28 ⑤3/15, 4/1-2 元文元年⑤5/12, 26 ⑥6/26 ⑦12/23 元文2年⑧1/6, 24 ⑩7/3, 24 元文3年⑬6/18 ⑭9/4 元文4年⑰1/13, 3/20 ⑱6/5 ⑲10/25, 27, 11/3, 16, 12/2, 4, 6-7 元文5年⑳1/13, 3/7, 12, 末尾	帛府(①4/23)、延武より安鎮修封下す(⑰11/16)、居地の鎮守安鎮執行信名勅行(⑱12/4)。従五位下、延享2年6月25日死去、年52(『寛政譜』154)
朽木直綱女			享保21年⑤3/24	
朽木主膳紀綱	朽木直綱長男		享保21年⑤3/23-24, 4/1 元文4年⑩12/4	
久保田平吉	細井佐治右衛門取次・用人		享保21年④1/5, 23 元文2年⑧1/16	
熊彦(?)文之進			享保20年①20	
倉垣甚兵衛	深谷氏取次		元文2年⑩9/30	
倉河安大夫	朽木直綱家老		元文4年⑩12/4, 7 元文5年⑳3/12	
倉橋安大夫	朽木直綱取次		享保20年①6/5	倉河の親りか、 倉河の親りか
倉橋藤左衛門	倉橋安大夫子息		享保20年①6/5	
栗本駿河	御蔭絵師、五十俵二人扶持、皆川町住(『武鑑』)		享保20年①6/1 ②8/16, 17, 10/25, 12/14, 15 ③11/17, 12/9-10, 19 享保21年④1/6, 16, 21, 2/13-14 ⑤4/26-27 元文元年⑥6/3, 9, 15, 20, 9/29 ⑦12/1-2, 10-12, 14-15 元文2年⑧1/2, 15-16, 2/4 ⑨5/15 ⑩7/9, 12, 27 元文3年⑬1/8, 15, 18, 2/1 ⑭6/9, 18, 21 ⑮12/15-16 元文4年⑰1/7, 9, 12, 21 ⑱6/19 ⑲7/5, 8/28 元文5年⑳1/16, 18, 21, 末尾	
黒田卯左衛門	板倉勝清取次		享保20年①32	
黒田定右衛門	大久保忠胤取次		元文4年⑬8/18 元文5年⑳3/11	
黒田大和守直純	上野園沼田城主		元文20年①5/23 享保21年⑤4/16	
桑原字門			元文4年⑩2/19	3万石(『寛政譜』1-95)
契源尾丘	律僧	本庄中郷	享保21年⑤4/24 元文元年⑤5/9-10, 26 ⑥6/26, 29, 9/25	深尾多州仕官吹率(⑤4/24)

人名	身分・経歴	所在等	出典(○冊, 日付)	備考
契仲(契沖)		大坂	元文3年⑩8/16 元文4年⑩7/5	稲垣太郎左衛門〜大坂契仲百人一首之抄改題抄上下巻式册借遣す(⑩7/5)
桂芳院殿			元文2年⑩8/9 元文4年⑩8/9	正忌(⑩・⑩8/9)
源五右衛門	西ヶ原名主	西ヶ原	元文2年⑩3/25	源五右衛門屋敷の花見(⑩3/25)
源左衛門	播磨国の町人		享保21年⑩3/16	
元治	松本為寛家来		享保20年⑩5/21, 24	
玄沢法印			元文2年⑩3/20	制札(⑩3/20)
源大左衛門			元文3年⑩1/29	初面話(⑩1/29)
源兵衛	家来(松屋か)		元文3年⑩3/8	
源兵衛	雨森文次郎家来		元文3年⑩6/18	
小池寛右衛門(寛之右衛門)	板倉勝清江戸留守居役、のち寺社役		享保20年⑩4/20, 25, 5/3, 6, 27, 6/14 ②7/2, 11, 21, 8/3, 9/5 ③11/1 享保21年④1/12 ⑤4/16 元文元年⑥6/26, 8/6 ⑦12/23 元文2年⑧1/6, 2/6, 4/15 ⑩7/3 元文3年⑩1/23 ③6/18 ⑤12/13, 22 元文4年⑩1/9, 2/9, 12 ⑩6/14 ⑨10/2, 12/24 元文5年⑩1/13, 25, 2/3, 22, 26, 3/12	寺社役に昇進(⑩5/3)
小泉勘兵衛	御徒歩目付		享保21年④1/6	
五井惣兵衛	牧野忠寿家来		享保20年⑩6/21	
小出相模守広命	御小性		元文4年⑩4/28	
小出信濃守英貞	西城若年寄		享保21年④1/5	
小出弥三郎守明	小出守秀賀養子		元文4年⑩10/26	乱心(⑩10/26)、元文5年2月20日死去(『寛政譜』17-387)
小出淡路守守秀(守里)	元禄3年京都町奉行		享保20年⑩5/19, 27 ②7/17, 20, 8/15, 16, 18, 9/15 ③10/11, 15, 11/10 享保21年④2/4 元文元年⑥9/5, 14 ⑦10/29, 11/22, 12/9, 27 元文2年⑧3/7, 20, 4/3, 13 ⑨5/25 ⑩12/19 元文3年⑩1/7, 10, 14, 3/11, 16, 21, 24, 27 ③4/22 元文4年⑩3/29 ④4/3 ⑧7/9, 17, 8/2, 11 ⑩10/16, 23-24, 28 元文5年⑩2/22, 24, 3/9	元禄3年正月11日京都町奉行、9年2月2日伏見奉行兼番、5月27日辞職、番合、11年12月1日作事奉行、12年4月21日死去、年51(『寛政譜』17-386)
お幸の方(梅溪、お督御方)	西丸女中、御部屋様、梅溪通条女、徳川家治母		元文2年②2/15-16, 19, 3/4-5, 7, 4/30 ⑤5/21-22	懐妊御折袴(⑩3/4)。元文2年5月22日於西丸竹千代君(家治)を産む、同28日御部屋様と称す、寛保元年8月7日従三位、延享2年移徙の節本丸〜入る、同5年2月26日逝去、東叡山〜葬る、宝暦13年4月16日贈従一位、法名至心院殿(『徳川諸家系譜』1-61)。
高庵			元文3年⑩11/18	苗字あるか
幸右衛門	小笠原忠基留主		元文4年⑩9/4	
日光門主公算法親王(上野御門主、輪門主、新宮、大御門主、推后宮(⑩)公蓮法親王(上野御門主))	天台座主		享保20年⑩5/7, 11 ③12/8 享保21年⑤4/24 元文元年⑦11/23, 12/25, 26 元文2年⑩2/19, 24, 28, 3/2-3, 12, 14 元文3年⑩3/7, 11, 21	御不列基御大切之由流布、此間葬去(⑩3/7)。3月9日隠退、16日薨去(『徳川実紀』)。享保3年天台座主
高坂新右衛門	大久保忠胤組の者		元文3年⑩3/11, 21 ⑩8/11 元文4年⑩5/15	深尾多仲方譜第の家来(⑩8/29)
向坂新五兵衛	芝崎好寛家臣		享保20年⑩5/6 ③12/30 元文元年⑤5/4-5 ⑥9/4 ⑦11/15 元文2年⑧1/1, 3, 2/6, 13 ⑨5/22 ⑩7/7, 11, 9/28 ⑩12/29 元文3年⑩2/1, 2/12-13, 3/3 ③6/26 ⑦7/3 ⑨12/1, 3, 29 元文4年⑩1/1 ④4/7 ⑨12/22 元文5年⑩1/7	お逸夫婦婿入也
公弁法親王			享保20年⑩9/17	常慈院より公弁親王御筆物贈与(⑩9/17)
弘法大師(空海)			享保20年②7/20 ⑩12/19	
高力権七長昌	旗本		元文元年⑥7/25, 8/10	下総国匝埜海上郡内采地3000石。安永9年12月19日致仕、天明6年3月13日死去。(『寛政譜』8-342)。
久我前内府公推通			元文2年⑩2/7	
久我大納言通兄			元文2年⑩3/1, 4, 7, 4/19 元文3年⑩2/28	
谷セツ坊	意成院僧侶		元文2年⑩1/29	

人名	身分・統柄	所在等	出典(○冊, 日付)	備考
護国院院主		上野	享保20年①5/7 ②7/6, 23, 9/1, 8, 28, 29 享保21年④1/24, 2/26 ⑩10/14, 15 元文3年⑧8/25, 9/21, 25, 28, 30 元文5年②2/8	
こさひ方			元文5年②2/8	辻女への下し物を渡す(⑩2/8) 一昨(日)堀府、智光院等の手紙を持参(⑩10/13)
小柴七郎兵衛	根本台胤妹婿		元文4年⑤5/7-8, 27 ⑧7/1, 5, 8/4-5, 7 ⑨10/13-14, 20, 24, 11/3	
小嶋幸助	長沢資親用人		享保20年②9/16, 24 ③10/11, 22, 24, 29, 11/26, 12/27 享保21年④2/17 ⑤3/11, 24 元文元年⑤5/1, 3 ⑥6/13, 7/3, 8/11-13, 24, 9/26 ⑦10/7, 26, 11/4, 17-18 元文2年⑧5/14, 22 ⑨9/15 元文3年⑩12/8 元文4年⑩9/5	
小嶋屋由兵衛		稲荷社	元文元年⑥6/7	
巨勢縫殿頭至信	御側		享保21年④2/27 ⑤3/8, 18-19	
御前庵主	熊野那智山社僧	隣家	元文3年⑧8/26, 9/8 ⑩10/1-2, 11, 11/26, 12/6, 11, 20, 26-29 元文4年⑩1/14 ⑩6/18-19 ⑩12/24, 26 元文5年⑩1/7-8	天台宗法流師匠・山門竹林院
小谷与一兵衛	鈴木重経同役(松平豊後守目付役)		享保20年①06/21 ②7/11, 16, 23, 26, 8/22 ③10/19-20, 11/9, 23, 12/2-3, 23 享保21年④1/21 ⑤3/7 元文3年⑩1/24 ⑩11/13, 30, 12/17 元文4年④4/23, 6/21 元文5年②2/22, 24, 3/4	
近衛准后家久	関白(元文元年辞職)兼太政大臣、氏長者		享保20年③10/4 元文2年⑧1/20	森姫父
小林勘蔵	大岡忠相用人		元文2年⑨9/19 元文4年⑧7/22 ⑨10/29, 11/10	
小林義右衛門(儀右衛門)	牧野忠寿近習儒者		享保20年①05/16, 6/20-22, 28-29 ②8/10 ③10/13, 11/21, 12/11, 17, 27, 29 享保21年④1/5, 12, 2/8 ⑤3/16 元文元年⑤4/29, 5/12, 26, 29 ⑥6/26, 7/17, 23, 8/6, 8, 15, 26 ⑦10/29, 11/22, 12/30 元文2年⑧1/4, 6, 2/4, 26, 3/8, 4/19, 21, 23 ⑨5/17 ⑩7/3, 24, 29, 8/3, 28, 9/29 ⑩10/3, 9, 11, 15, 16, 18, 21, 11/14, 12/5, 16 元文3年②1/12, 2/17-18 ③4/22, 6/4 ④7/17 ⑤12/22, 27 元文4年⑩1/13, 15, 2/28, 3/24 ⑩6/21-23, 28-29 ⑩7/25, 8/14, 9/16 ⑩10/6, 14, 12/27 元文5年②3/5, 9, 12	初面話(①5/16)、在満門弟(①6/20)、画工巧者にて社頭絵図画記依頼(同21)、深草藤屋小左衛門と親族(同22)、西湖学・逸女媒酌(③12/17)、西湖学姉婿入り(同28)の媒酌(④2/8)
小林幸助	駒井寿正家中		元文5年②3/12	
小林友右衛門	小林儀右衛門父		享保20年①6/22	深草藤谷小左衛門叔父(①6/22)
小林某	画工		享保20年①46, 48	
小林ユウセイ	針医		享保20年①5/14	
小平太	加納久通目付役		元文3年②1/11	
小堀和泉守政峯	伏見奉行		元文3年⑩12/26 元文4年⑩1/17	
小堀王佐守(土州)政方	御小性		元文2年⑩8/24-25, 9/23 ⑩10/13 元文4年⑩2/12 ⑩5/14	
駒井伊織			元文5年②1/13	
駒井勘負寿正(隼人③まで)	小納戸、享保20年10月22日小十人頭、元文元年5月15日目付		享保20年①05/16 ②10/28, 12/25 元文元年⑥6/25, 7/3-6, 8/14, 17, 20, 30, 9/2-5, 27 ⑦10/7, 12/14-15, 29 元文2年⑧1/6, 21-22, 24, 2/5, 12, 15-16, 3/8, 4/5 ⑨7/3, 26, 9/7 ⑩11/12, 13, ⑩11/5, 12/6, 7, 29 元文3年②1/12 ③6/16, 18, 26, 29 ④9/23, 27 ⑤11/25, 12/3, 8 元文4年⑩1/9, 2/5-6, 11, 3/5, 16, 24 ⑩4/22-23, 5/6, 28 ⑩7/6, 28 ⑩12/25, 28-29 元文5年②1/14, 2/11, 3/12, 未尾	享保13年8月18日小納戸、12月22日布衣、延享3年5月2日御船手兼帯、4年8月10日小僧請奉行、安永2年11月14日死去。年80『寛政譜』3-219)。稲荷安鎮之願望・服忌令之義不奉之義被相尋也(⑩9/24)、先日御願之安鎮御禮物遣之(⑩9/27)
小松庄大夫	大久保忠胤公用人		元文2年③3/28	
小室多仲			元文3年②2/16	
瀬口美伸(隠口、柳瀬小左衛門)	浜松の呉服商人、屋号丸屋、通称小左衛門、雅名方塾	遠州浜松(◎)、江戸新道	享保21年④1/13 元文元年⑥6/22, 7/1, 8, 24-25, 9/16 元文2年③3/8 ⑩7/25, 8/4 ⑩12/12 元文3年④4/26-27 ⑤12/14 元文4年④4/27, 5/9-10, 16-17, 19-20, 22, 29 ⑧7/2, 7, 16-17, 26, 9/16 ⑨10/15, 27, 11/21, 12/12 元文5年②1/5, 7, 18, 26, 2/1-3, 5, 16, 23, 3/6, 11, 18	享保七年春満江戸下向の途中門人と成る。元文五年江戸にて没。針術秘伝広めるため参府(⑩5/10)
小羽和多(大)右衛門	堀田出羽守御納戸役人		享保21年⑤4/1 元文元年⑥9/20 元文2年⑤5/13	
近藤登			元文4年⑩10/6	
権兵衛	左官、藤三郎義父	下谷南大門町	元文3年⑨11/19	在満安腹の男子藤三郎を養子に遣す(⑩11/19)
斎藤伊左衛門		本庄	元文3年⑩1/26	
斎藤意仲			元文4年⑩12/16	
斎藤源八(旅七)	杉浦修理亮歌門弟	深川木場	元文3年⑩1/26 元文3年⑩10/10	
斎藤左門		本庄猿江	享保20年②8/11	
斎藤次左衛門			元文4年⑧7/3-4	

人名	身分・経柄	所在等	出典(○冊, 日付)	備考
西東(西藤、斎藤) 修理亮直定	芝神明社神主		元文元年⑦11/3 元文2年⑩9/16 元文3年⑨10/10 元文4年⑦5/23	初面会(⑦11/3)、従五位下藤原朝臣直定
斎藤立昌			元文3年⑩3/24-26, 28	
酒井		神田橋	元文元年⑥6/25	北条茂兵衛の主人(⑥)
酒井源大夫	大岡忠相取次		元文3年⑩2/26	
酒井喜左衛門	北条茂兵衛傍輩		元文元年⑦10/9, 18	
酒井左一郎	安藤定房家中		元文2年⑨5/17	
酒井新兵衛	渋谷良信用人		元文2年⑩5/3, 18, 23 ⑩7/3, 9/6, 16 ⑩11/1-2 元文3年⑩1/12 ⑩6/18, 20 元文4年⑩1/13, 3/24 ⑩7/13	
酒井備後守忠存	酒井忠音子息		元文2年⑩2/7, 27	
酒井讃岐守忠音	老中		享保20年①5/19, 23	今六ツ時死去、鳴物停止、大藏卿とは従弟違の由(①5/19) 18日卒去、年46(『寛政譜』2-25)
酒井雅樂頭忠恭	上野国前橋城主15万石		享保20年①5/4 元文元年⑤5/19	15万石(『寛政譜』2-11)
酒井文治	今村寛右衛門舎弟		元文3年⑨12/13	
堀川氏		河州竹濶村	享保20年⑩11/8	
坂口宇右衛門	板倉勝澄取次		元文2年⑩7/3	
坂田勘左衛門	板倉勝澄取次		元文4年⑩1/9	
佐々木源太			享保21年⑤3/7	
佐々木地官助	渋谷良信取次		元文2年⑩9/7	
佐々地関兵衛	渋谷良信用人		元文5年⑩3/12	
佐治宇右衛門	本多正珍家中		元文5年⑩1/12	
佐竹右京大夫義峯	出羽国久保田城主20万石		元文2年⑩12/5	
幸手屋八兵衛			元文元年⑧8/28 ⑦11/17 元文2年⑩1/12 ⑨5/12, 20, 6/10 ⑩12/13 元文3年⑩1/18 ⑩7/15, 8/14, 9/12, 16, 20 ⑩10/16, 11/10 元文4年⑩1/16 ⑩4/10-11, 14 ⑩9/10/5-7, 12/8 元文5年⑩2/16-17, 22	葦餅入此方ニも頼度旨申談候如明日可差越旨令約諾也(⑩9/12)
幸手屋茂兵衛	旅店、幸手屋八兵衛父		元文元年⑥6/3-4, 9/5 ⑦11/25, 12/2 元文2年⑩1/12 ⑩10/7, 12/13, 12/22 元文3年⑩3/6 ⑩12/19, 26-27	親父茂兵衛先月三日死之由(⑩12/8)
佐藤園右衛門	深尾多仲美方親類		元文4年⑩5/4	初面会(⑨5/4)
佐藤円治	大久保忠胤家中		元文4年⑩1/12, 27, 2/21, 23-24, 27-28, 3/1, 3, 5, 9, 12-13, 19-20, 22-23, 30	
佐藤喜内			元文元年⑦12/14	
佐藤(前田)弾治		新道	元文4年⑩5/12-14, 18 ⑩7/25 ⑩10/23, 26, 28, 30, 11/1-6, 9, 11, 13-15, 18-19, 12/4, 7, 11-12, 21, 26-27	中装束会(⑩5/12-14)
真田弾正忠信弘	信濃国松代城主10万石	麻布	元文5年⑩1/23, 2/3, 5, 6, 7, 8, 12, 2/22, 3/7, 12	出火(⑩10/6)
佐野右兵衛尉茂承	新番頭		元文元年⑧8/12	8月12日就任、前職は御小性、元文2年御小性組頭(『寛政譜』14-19)
左兵衛			元文5年⑩3/6, 9, 12	僕吉平の替り(⑩3/6)
左門			享保20年①4/26	左門殿家老松山義伯
志上	辻女(下女か)		元文4年⑩11/28	
沢田今大夫			享保21年④1/20	
沢科多仲	寄子		享保20年①4/25 元文4年⑩10/29	
三奈石大臣			元文2年⑩5/2	
治右衛門	芝崎好寛家来か		元文3年⑩10/17	
塩丸入屋九兵衛			元文3年⑩3/25	
塩川彦五郎	杉岡佐渡守家来	京都	享保21年④1/13, 22, 26, 2/21 元文元年⑧8/30, 9/4 ⑦11/4, 22, 12/10 元文2年⑩1/21, 25, 28-29 8/28, 9/1, 6 元文3年⑩1/26-27, 2/11 元文4年⑩1/25-26, 2/4, 11 ⑩9/13 ⑩10/14	榎月廿一日子細有之閉門(④1/22)
塩田久助		吉田(⑤)	享保20年①5/9, 20, 6/8-9 ⑦7/22, 8/23, 24 元文元年⑩9/12, 16 元文2年⑩1/18, 2/29, 3/8 ⑩6/12 元文4年⑩6/8-9	
塩田久八郎			享保20年①6/9	
塩谷丹治	大八木季平家来		元文3年⑩3/25-27 ⑩4/17	
自照院	羽倉左仲養母		元文2年⑩7/25, 28	当十七日夜亥刻死去(⑩7/25)

人名	身分・統柄	所在等	出典(○冊, 目付)	備考
七兵衛	家来(信名カ)		享保20年④4/17-18 元文3年⑨4/7, 5/15, 18-19, 6/7, 9, 22-25 ⑩7/8, 19	八丁堀上り掃菰足(①4/18)、七兵衛道中川留二逢箱根山三而足踏損道中日数込路銀不足二付浜松二而金子借用(⑩7/19)
品女	水戸御守殿中臈		元文3年⑥5/21, 6/15, 20, 26 ⑧8/22 ⑩11/22, 12/17 元文3年⑨10/19	宗仙院陸(⑩6/26)
芝崎一学	芝崎好寛舎弟、好高二男、好全		享保20年①4/20, 30, 6/19 享保21年⑤3/7 元文元年⑤5/8 ⑥8/14, 9/23 ⑦11/25 元文2年3/1-2, 12-13, 24-25, 4/1, 8, 10-13, 15, 21 ⑧6/11, 16-17, 23, 27 ⑨7/3, 11, 15, 8/1, 15-16, 28, 9/11, 13, 15, 28 ⑩10/1, 11/15, 20, 29 元文3年⑫1/1, 28, 2/2, 4, 28, 3/1, 4 ⑬5/2, 7, 15, 6/13, 21 ⑭11/16 元文4年⑮5/10, 20 7/26, 9/16 元文5年⑯1/26, 3/6 元文3年⑰8/3	2月5日頃上京菰足(⑫2/2)、無難京着(⑫2/28)、為寛方に滞留(⑫3/1)
芝崎山州	芝崎好寛伯父		元文3年⑱8/3	
芝崎平馬	芝崎好寛の舎弟。		享保20年①4/20, 6/19 享保21年④4/2-3 元文元年⑦7/7-8 ⑦11/17, 12/12 元文2年⑨7/3, 5, 7, 15, 8/1, 11, 15, 16, 9/11, 15, 28 ⑩10/1, 5, 20, 11/29, 12/10 元文3年⑪1/19, 2/4, 15, 28, 3/1 ⑬5/5 ⑭7/27, 8/1 ⑮11/11, 16, 12/3 元文4年⑯5/10 ⑰7/26, 9/16 元文5年⑱1/28, 2/21	享保8年11月から享保15年5月まで奉滿の元へ留学、29才で父を送り家職を相続し宮内大輔に任せられ、寛延3年8月24日46才卒。文徳美談全期、続日本後紀借用の義約語(⑳10/28)、(牧野公役人より山城国梅宮祭所之神号等聞合有)書籍等借用(⑲9/朔)
芝崎宮内大輔好寛	神田明神10代目神主		享保20年①4/15, 20, 28, 30, 5/3, 5-6, 12-13, 19-20, 27-28, 6/6, 8, 10, 13, 16-20 ②7/4, 15, 21-22, 8/1, 10, 17, 20, 22, 28, 9/1, 3, 6, 11-12, 14-15, 20, 22, 28, 10/1, 5, 12, 15, 20-21, 23, 26, 28-29, 11/1-2 ③10/1, 6, 28-29, 11/1, 4, 6, 10, 15, 29, 12/3, 7, 15, 17, 29-30 享保21年④1/4, 6, 18, 28, 2/7, 14, 21 ⑤3/1, 3, 8-9, 14, 18, 24, 4/1-3, 16-18 元文2年⑤5/1, 3-5, 9, 13-14, 27 ⑥6/1, 7, 12, 15, 19, 27, 7/1, 8, 10, 12, 16, 20, 22, 8/8, 11, 13-14, 24, 30, 9/9, 11, 14-17, 23 ⑦10/7, 16, 23-25, 11/4, 9, 15-17, 19, 25, 28-29, 12/10, 12, 15, 29-30 元文2年⑧1/1, 3, 9, 12-13, 17 2/19, 12-13, 4/6, 13, 15, 21, 27 ⑨5/1-5, 7, 9, 11, 15, 18-19, 21-22, 25-27, 29, 6/4-6, 10-11, 14, 17, 24, 27-28, 30 ⑩6/1-7, 9-12, 14-19, 22-23, 25-26, 28-29, 8/1, 4, 11-16, 19, 23, 26-28, 9/1, 3-4, 8-9, 11, 15, 19, 22, 28 ⑪10/1, 8, 12, 15, 20-22, 26, 28, 11/1-7, 15, 18, 20-21, 23, 25-26, 29-30, ⑫11/1, 4, 6, 12/2, 5, 10-17, 21-22, 23, 29-30 元文3年⑬1/1, 3, 9, 11, 15, 16, 19, 21-22, 27-28, 2/4, 12-14, 28, 3/3-4, 9-10, 14, 16, 27-29 ⑭4/1, 10, 25, 27-28, 5/5, 8, 13, 15-16, 18-19, 27-28, 6/14-15, 17, 21-23, 26, 28 ⑮7/3, 7, 15, 18, 20, 27, 8/1, 11, 20, 24, 9/1-2, 9-11, 28 ⑯10/17, 19, 27-28, 6/14-15, 17, 21-23, 26, 28 ⑰7/3, 7, 15, 18, 20, 27, 8/1, 11, 20, 24, 9/1-2, 9-11, 28 ⑱10/17, 19, 27-28, 6/14-15, 17, 21-23, 26, 28 ⑲7/3, 7, 15, 18, 20, 27, 8/1, 11, 20, 24, 9/1-2, 9-11, 28 ⑳10/17, 19, 27-28, 6/14-15, 17, 21-23, 26, 28 ㉑4/7, 9, 5/4-5, 10, 12-13, 20, 22, 6/6, 8, 10, 16-17, 20 ㉒7/7-8, 13, 15, 20, 26, 8/1, 14, 19-20, 30 5, 9, 19, 22, 29 元文5年⑳1/7, 26, 2/3, 3/6, 8-9	
芝崎好寛母			享保20年①4/28 元文2年⑩7/14	
柴嶋喜兵衛(妙源院)	小笠原右近将監料理方		元文元年⑪7/9 元文2年⑫2/26	還俗、在滿の引合せで、小笠原右近将監料理方勤仕(⑪7/9)
柴田玄鷹(玄三)	松平乘邑御手医師		元文3年⑬3/21 ⑬4/19-21 ⑭9/20-21	松本為寛療治(⑯8/24)
柴田玄端	医師	京都	元文4年⑮8/24	
芝山七左衛門	田安附御徒歩目付		元文元年⑯11/3	在滿無尺譜で初面会(⑯11/3)
渋谷玄之助	渋谷良信三男次		享保21年⑰3/5	
渋谷栄	渋谷良信息女		元文元年⑰10/14, 21, 11/27-28	不快・来月婚礼故折啓依頼(⑰10/14)、婚礼昨十九日相謝(⑰10/21)
渋谷述	渋谷良信息女		享保21年⑱1/14, 2/12, 22 ⑳3/5, 10, 21, 23, 4/2, 9 元文元年⑳5/8-11, 16 ㉑7/1 元文2年㉒2/5, 12 元文3年㉓8/9	阿部内膳室(㉓8/9)
渋谷尚	渋谷良信次女		享保21年㉔3/5 元文元年㉕12/14	小笠原登(得野)へ縁組(㉕12/14)
渋谷信	渋谷良信息女		享保21年㉖1/13-14, 2/22 元文元年㉗5/17-18 元文3年㉘10/11, 13, 22, 11/27 元文4年㉙4/8, 24	痘瘡祈禱当年四歳(㉙1/13)
渋谷善蔵正美	渋谷良信次男		享保21年㉚1/13-14, 2/12, 22 ㉛3/5	痘瘡祈禱当年九歳(㉚1/13)
渋谷造酒	渋谷良信息女		享保21年㉜3/5 元文元年㉝5/21-22, 24 ㉞6/1, 5, 7 元文4年㉟6/13-14	養生叶わらず死去(㉞6/13)
渋谷和泉守良信(泉州公)	御側	半藏門外、下屋敷は深川	享保20年①4/29 ②9/27 ③11/2, 12/11 享保21年④1/14, 16-18, 21-23, 26, 2/1-5, 7-8, 12, 14, 27-28 ⑤3/2, 5, 8, 11, 14-16, 21, 24-25, 4/2, 5, 15, 17-18, 21, 23 元文元年⑤5/10, 15-16, 20, 24 ⑥6/1, 5, 7-8, 12, 21, 26, 7/1, 9-10, 12, 23-25, 8/20, 9/9, 10, 16, 18, 24, 28 ⑦10/4, 7, 9, 13-14, 23, 25-26, 11/13, 18, 21, 27-28, 12/14, 23, 26, 30 元文2年⑧1/6, 26 2/4-5, 12-13, 22, 3/10, 12 ⑨5/3, 9, 18, 23, 6/2 ⑩7/3, 13-14, 9/6-7, 10, 16 ⑪10/4, 11/1, 12, 13, 12/12, 29 元文3年⑪1/12, 3/23-25, 28 ⑬4/2, 9-11, 24, 5/9-10, 16, 6/18, 20-21, 24 ⑮7/6, 9, -10, 14, 9/3-4 ⑯12/4, 28-29 元文4年⑯1/13, 2/22, 3/15, 24 ⑰5/2, 6 ⑱7/13-14, 9/18, 20 ⑲11/10, 12, 14-15, 28, 12/25 元文5年⑲1/14, 3/6, 7, 末尾	武者小路懷紙案箱入遣也(④1/16)、次女今日結婚(③1/26)
渋谷良信息女			元文3年⑳3/24 ㉑8/19, 9/4	坂下之御息女来月御臨月(㉑)、坂下御病人(㉑)

人名	身分・続柄	所在等	出典(○冊, 日付)	備考
渋谷勘作良紀	渋谷良信嫡男		享保21年⑤3/5	
嶋長門守(角右衛門、寛右衛門)	駿河町奉行、京都町奉行	牛込御門之外揚場	元文2年③3/10, 14, 4/21-23, 27 ⑤5/13, 20, 6/14	元文2年3月10日京都町奉行へ役替(⑧3/10)、兼任長門守(⑧4/21)
嶋助之進			享保20年①4/26 享保21年④1/5 元文3年②1/8	
嶋半之允(半之丞)	侍輩衆小従人、伊賀衆		元文4年④4/11	
島井権右衛門	声田善藏弟		享保20年②9/20	
嶋田惣内			元文2年③2/13, 18	
清水甲斐守			元文2年⑧8/25	
下野屋惣人			元文4年⑨12/23	
			元文4年②2/13, 17	
十七屋孫兵衛	飛脚宿	日本橋瀬戸物町	享保20年①4/13, 5/1, 27 元文元年⑤5/20 ⑥6/20, 7/11-12, 16, 25, 8/13, 29, 9/4, 13, 18 ⑦10/11, 22, 11/20, 22, 12/1, 19 元文2年③1/4, 2/3, 10, 17, 3/2, 5, 7, 4/2, 28 ④5/8 ⑤7/1, 6, 13, 16, 8/3, 9/1, 19 ⑩10/21, 11/23, 30, ⑪11/6, 14, 26, 12/9, 12, 19 元文3年⑫1/4, 14, 17, 27, 3/10, 17 ⑬4/12, 29, 5/11-12, 22, 24, 29, 6/29 ⑭7/8, 17, 30, 8/12, 21, 9/5, 11 ⑮10/3, 13, 21, 27, 11/8, 20, 29, 12/2, 12, 18 元文4年⑯4/6, 27-28 ⑰9/4 ⑱11/15, 25	
弄明院	医者		元文元年⑤5/22	井上公旅治弄明院へ替わる(⑤5/22)
順	増上寺沙門		元文2年③3/10	
庄七	名主河津十兵衛代		元文5年②1/11	
丈室			元文5年②2/16	
庄之介			元文3年⑤10/20	
定助			元文5年②2/23	
上代彦左衛門	松平信緒家中		享保20年②7/28 ③10/11, 12/11 元文元年⑥7/23 元文2年⑨9/16, 19 元文3年⑩1/12 ⑪7/3 元文4年⑫5/23	
莊野九郎次	北条茂兵衛家臣		元文3年④8/23	
定平			元文5年②3/6	
青蓮院御門主(清門主)	青蓮院宮		元文元年⑥7/20 元文4年⑨11/3, 12, 16	入木御門弟入之礼式従出羽守正因吹拳、信舎へ入木連御免許状到着(⑨11/3)
白井久五郎	在禰門人		元文2年⑧8/17 元文3年⑩10/2	
白井六郎右衛門	阿部因幡用人		元文4年⑩9/29	元来三宅備前守用人(⑩9/29)
白川神祇伯(伯家)			享保20年①5/19, 6/3 ②7/20 元文元年⑧8/15 ⑩12/19 元文3年⑫2/13 ⑬7/22 元文5年⑭2/18	
白木屋彦太郎			元文2年⑥6/7	
次郎右衛門	稻荷社家来		元文元年⑥6/7 ⑩11/28 元文3年⑬6/24 ⑭7/8	
次郎兵衛	松本為寛家来		元文2年⑦7/5, 9, 11-12, 8/7, 8, 9	富士山詣後着府(⑩7/5)
仁覆口多宮	牧野貞通取次		享保20年①5/24	
甚左衛門	五人組		元文5年⑩1/12	
進藤吉右衛門	井上正之家寺社役人		享保20年③12/4 享保21年④2/11 ⑤3/2, 8, 11, 30 元文元年⑥9/14 ⑦10/1, 11, 13, 25, 11/1, 4, 12, 24 元文2年⑧3/10, 4/9, 30 ⑨9/6 元文3年⑩12/7 元文4年⑪5/2, 18, 26	
進藤喜八			元文3年⑫11/10	
進藤外記之助	進藤源之九子息か		元文2年③3/3, 22 ④9/1 元文3年⑥6/18 ⑦10/10 元文4年⑩1/13	高倉家衣紋の門入相濟輩(⑩9/1)
進藤才三郎	進藤源之允甥		享保20年①4/20, 25, 5/5, 16, 18, 22, 24, 27, 6/5-6, 14, 23 ②7/29, 30, 8/1-3, 5, 7, 19, 22, 9/7, 12-13, 15, 17-18, 23 ③10/13, 27, 11/13-14, 12/5, 11 享保21年④1/12-13, 17-18, 24, 2/2, 22, 27-29 ⑤3/2, 5, 8, 11-12, 14, 16, 23-24, 4/2, 17 元文元年⑥4/29, 5/8, 12, 17, 26 ⑦6/26, 7/2, 12, 23, 8/12, 15, 9/2 ⑧10/2, 20, 22, 11/3, 12/3-4, 7, 23 元文2年⑩1/6, 2/4, 6, 9, 15, 19, 21, 28, 3/4-5, 7, 13, 16, 28, 4/2, 7, 19-21, 23, 26, 30 ⑪5/1 ⑫7/24, 8/15, 9/29 ⑬10/3, 9, 11/12, 12/2, 25, 27 元文3年⑭1/12, 17, 2/17 ⑮4/1-3, 6, 14, 19-21, 23, 29, 5/13-14, 26-28, 6/5-6, 8, 12, 15, 18-19, 22-23, 25, 28 ⑯9/3-4 ⑰10/10, 27, 11/30, 12/16, 19 元文4年⑱1/13, 28 ⑲4/10, 6/6, 14, 23 ⑳7/22-23, 26 ㉑10/1-3, 5, 11, 14, 16, 19-20, 22-26, 28-29, 11/1, 9-11, 13-14, 18, 21-22, 26-29, 12/1, 3-4, 7, 11-12, 17, 24 元文5年㉒1/12-13, 23, 25, 2/8, 15, 17-18, 22, 26-27, 3/1, 7, 9, 12, 未尾	藤之進長々の借宅の謝礼(①6/5)、息女(②9/18)、当廿一日大坂へ発足(②2/17)、朽木和泉守殿供二而痛着之由(④9/3)
進藤才三郎			元文元年⑥6/26	
進藤佐右衛門			元文元年⑦11/29	近藤佐右衛門石碑之義(⑦11/29)
進藤茂子	進藤源之允息女		元文2年③2/28	
進藤大膳大夫	近衛家譜大夫		享保21年⑤3/11, 13	
進藤兵部権大輔	日光門主譜大夫		享保20年③12/8	

人名	身分・統制	所在等	出典(○冊、日付)	備考
進藤平学	進藤源之九子息		享保20年①4/25 元文2年⑨1/6 元文3年⑩10/10 元文4年⑩1/13 元文5年⑩2/3, 12, 17, 3/7	
進藤平三郎	進藤佐右衛門子		元文元年⑩11/29	
甚之丞		稲荷社	元文2年⑩閏11/28	
仁兵衛	愛染寺家来		享保20年①5/23, 28-29, 6/1 元文2年⑩7/11	6月期日江戸築足、尾崎隼人同道、町人になり稲屋彦右衛門手形(①5/29)
心流院	細井安定養母		元文3年⑩1/12, 3/24 元文4年⑩1/13	
杉浦修理亮国頭	浜松諏訪神社神主、国学者、歌人、春満門人	遠江国浜松	享保20年①5/10-11, 17-18 ②7/11, 16, 22, 9/25 ③11/28, 12/3, 8, 18, 20, 22, 25 享保21年④1/2, 9, 13, 21, 2/2 元文元年⑥6/9, 19, 22, 7/1, 8, 15, 24-26, 8/10, 9/16, 20 ⑦10/2, 7, 17, 23, 26, 11/17, 12/30 元文2年⑧1/4, 18, 24, 2/8, 29-30, 3/1, 8, 4/10 ⑨6/2, 12 ⑩7/15, 8/4, 9/23 ⑪11/22, 閏11/28, 12/12 元文3年⑫1/1, 6, 9-10, 13, 16, 18, 20, 23-26, 28, 2/24 ⑬4/26-27, 6/28 ⑭7/20, 8/5, 9/9, 11-12, 15-18, 20, 21, 24, 28, 30 ⑮10/1, 2, 4, 10-11, 13-20, 23, 25-26, 11/13, 17-18, 12/17, 26 元文4年⑯1/4, 25, 2/16, 19, 3/4, 27 ⑰4/12, 5/7 ⑱7/2-3, 8/13, 9/6 ⑲11/23, 12/16 元文5年⑳1/7, 11	渡立門杉浦大学と改称し春満方で勤学のため先月24日浜松発出(⑦7/1)、高倉家へ入門(⑧3/22)、初面会・徳美の人品(⑯1/13)、実姉先月13日死去(⑱4/12)
杉浦大学(国端、渡辺立門)	杉浦国頭養子	遠江国浜松、春満方(6月末より)	元文元年⑦7/1, 12, 20-21, 26, 8/9 ⑦10/4, 11/9 元文2年⑧3/22(?) ⑩8/7, 9/19 元文3年⑫1/1, 4, 10, 13, 15, 18, 21, 23, 26, 2/1, 7, 10-11, 13, 16, 22, 24-27, 30, 3/1, 5, 9-11, 17, 21, 25, 29 ⑬4/4, 7, 19-22, 25-28, 5/1, 12-13, 17, 24 ⑭8/5, 28, 9/12 ⑮11/13, 17, 12/16 元文4年⑯4/12, 5/9-10 元文5年⑰1/7, 11, 2/16	
杉浦三左衛門	書林	近所	享保20年②8/1, 5, 9/3 元文元年⑦7/16, 22, 8/6 ⑦11/8 元文2年⑧1/3 ⑩7/2, 6 元文3年⑫1/4 元文4年⑰3/5	
杉浦飛騨守(飛州)			元文4年⑯4/27-28, 5/9 ⑱7/1, 4, 8/5, 19 ⑲10/9, 12/2, 17-18, 28 元文5年⑳1/5	
杉浦真崎	春満姪、杉浦国頭妻	浜松	元文元年⑦10/2, 23 元文2年⑩7/5 元文3年⑫9/12 ⑬11/17 元文5年⑰2/16	
杉浦浦三兵衛			元文2年⑪12/16 元文3年⑫2/18 ⑬9/26	
杉岡佐渡守			享保20年②12/6 元文2年③1/28 ④8/27, 9/6 元文3年⑤1/26	
杉嶋定七郎(定七)	在滿摩羅田安小十人		享保20年②9/20 享保21年⑤4/10	
助川小半太	渋谷良信公用人		享保21年④2/5, 7, 9 ⑤3/5, 16, 24, 4/2, 7, 21, 23 元文元年⑤5/16-17, 19 ⑥6/5, 21, 7/10, 25, 8/20, 9/9-10, 16 ⑦12/14 ⑧12/12	
鈴鹿周防			享保21年⑤3/14	
鈴木越後	菓子屋	本町通	元文2年⑩9/15	
鈴木七右衛門重盛(平八)	信名姉の男子、信元三男、三河吉田城主松平豊後守に勤仕目付役、幼名伊織、浜松藩主本庄氏家臣鈴木惣左衛門の養子	稲荷社、浜松(元文元年8月24日 著)、江戸米沢町	享保20年①4/15, 20, 5/1, 3, 9, 14, 20-21, 26-27, 6/8-9, 12, 21 ②7/22, 8/22, 9/25 ③12/3, 12, 18, 22, 28 享保21年④1/13, 16 ⑤3/1, 15 元文元年⑥6/19-20, 29, 7/2, 5, 20, 8/5, 9, 9/12, 16 ⑦10/2, 4, 17, 12/3, 30 元文2年⑧1/4, 18, 24, 2/8, 29, 3/8, 22, 26-27, 4/10 ⑨6/2, 4, 8, 12 ⑩7/1, 4-5, 11-12, 14-16, 18-21, 23-27, 29, 8/1, 3, 5-6, 8-9, 11-13, 15-16, 21-23, 25-26, 28, 9/1, 5, 7, 9, 13-14, 17, 19-21, 23, 25, 28-30 ⑪10/2, 6-10, 15, 24, 28 11/2, 4, 8-9, 14-15, 19, 21-23, 28-29, 閏11/1, 3, 7, 12, 16, 26, 29, 12/4, 6, 9, 12-15, 26-28, 30 元文3年⑫1/1, 4-6, 8, 10, 16, 18, 22, 26, 29, 2/1, 3, 5, 7-8, 10-11, 13, 16, 19-20, 22, 26, 28, 3/1-2, 11, 17, 25, 29 ⑬4/1, 4, 22, 26, 5/12-13, 15-16, 19, 22-23, 25 ⑭7/3, 5, 9, 12-13, 15, 20, 25, 8/1-2, 5, 10-14, 17, 22-24, 26-29, 9/1, 5, 9-12, 16-17 ⑮10/10-11, 13-14, 17, 19-20, 22, 24, 26, 28-29, 11/1-3, 5, 8, 10-16, 18-19, 21, 23, 29, 12/7, 9, 13-14, 16-18, 20-21, 23, 28-29 元文4年⑯1/1, 16-17, 25-26, 28, 2/3-4, 6-7, 9, 12, 17, 19-20, 22, 24-25, 27, 29, 3/1, 3, 13-14, 16, 21, 25-27, 29 ⑰4/4-6, 8-12, 14, 16-18, 20, 22, 25, 28-29, 5/4-5, 7, 12-13, 16, 22, 26, 28-30, 6/9, 19 ⑱7/5-6, 9-12, 17-18, 22, 24, 27-28, 8/1, 3, 5, 9, 18, 23, 25-28, 9/2, 7-9, 11-12, 18-23, 27, 29 ⑲10/3, 6, 9, 11-13, 15-17, 19-20, 23-24, 26, 30, 11/3-4, 7-9, 11, 13, 15, 17-20, 22-24, 29, 12/1, 5, 9, 11, 13-14, 18, 22-28, 30 元文5年⑳1/1, 6, 9-10, 12, 15-21, 24, 26, 29, 2/1, 3-4, 6, 9, 16-19, 21, 30, 3/4-6, 11-12	24日発足職乞(⑩6/21)、高倉家へ入門(⑩3/22)、高倉家衣紋の門入相済雅(⑩9/1)、此間借用之一物返却之也(⑩10/2)、信名は神田新道の家主備国につき彼家を平八買主にて買取(⑫2/19)、引越(⑬12/1)
鈴木主馬	安達太良明神神主	奥州白川安達郡	元文4年⑩9/17-18, 21-22, 24, 28 ⑩12/18	
鈴木正達(松達)	酒井忠恭医者	近所(湯島、榎木谷)	元文2年⑩閏11/8, 12/1, 8 元文3年⑮12/1-2, 4, 17, 25	
須田清大夫	飯高胤寿家老		元文元年⑧8/20-21, 9/3, 13, 15	
須藤文左衛門	牧野貞通家来		元文3年⑩7/11, 17, 19, 9/1 ⑪11/2, 9, 25-26, 12/3 元文4年⑫2/8, 3/16 ⑬4/10, 21, 5/16, 21, 26 ⑭12/11	
砂川金左衛門	本多忠英組与力		元文2年⑧2/15, 28	
角倉与一			享保20年②8/17 元文4年⑩10/10	
清七	禊丁	三田の旅宿に寄宿	享保20年①4/13	

人名	身分・経柄	所在等	出典(○冊, 日付)	備考
清少納言	松本為寛侍		享保20年③10/14 享保20年①5/19	
清八郎				
関源二郎(源次郎)盛有	御書院番	四ノ谷南伊賀町 高木九助三郎屋敷内	元文4年⑨12/17-20 元文5年⑩1/18, 20	平氏、鎮守稻荷安鎮依頼(⑨12/20)
関仲右衛門	横山清喜近習侍		元文3年⑨9/4 元文2年⑩7/13	逐電行方知れず(⑩7/13)
関根武兵衛	在藩下郎		享保20年①4/26	稻荷社～松平輝員代参(①4/26)
接拙		稻荷社	享保20年③10/29 元文2年⑧1/13-14 元文3年⑩12/3, 18 元文5年⑩1/15	
瀬戸繁右衛門	長田元輔用人		享保20年①4/20, 5/7, 12, 16, 6/8 ②8/29 ③10/10, 29, 12/11 元文元年⑥6/13, 16-17, 27, 9/20 ⑩12/29 元文3年⑩1/12, 3/12 元文4年⑩1/9 ⑩6/8	老父死去之由(①6/8)
仙石信濃守政房	寺社奉行		享保20年①4/23, 25	廿三日卒去(①4/25)、『寛政譜』5-317
仙石丹波守			元文4年⑩10/26	
豊之丞	西湖学伯母弟		享保21年⑤3/5	
宗閑	根本治胤留守居		元文元年⑥9/28	
宗悦	大岩尼丘弟子	小網町	元文5年⑩1/6, 2/15	
惣左衛門	根本治胤家来	松島町	元文3年⑩12/18 元文4年⑩2/19, 3/5 ⑩4/18, 6/14 ⑩7/25-26, 9/3, 5 ⑩11/3, 6 元文5年⑩1/12, 2/6, 3/2	
藤部三郎兵衛	土岐頼松用人	京都	享保20年①5/24	
体阿弥周防			享保20年②9/10 享保21年④1/28	
大覚寺御門主(大學寺殿)			享保21年⑤4/1 元文2年⑧3/7	
夕イカ)	一向宗僧		元文3年⑩11/17	
大黒屋長左衛門	旅店		元文4年⑨12/8	三州上野堀府(⑨11/17)
多賀道員高惟	信名兄、医者	坂本延暦寺中北 谷華王院住	享保20年①5/19, 6/29 ②8/10, 21, 25 ③12/1, 22 享保21年④1/2, 13, 18, 26, 2/6, 10, 2/13 ⑤4/19 元文元年⑥6/8-9, 14, 20, 7/13, 16, 21, 23, 8/26, 29 ⑦10/13, 11/29-30, 12/1, 3, 6, 29 元文2年⑧1/4, 8, 21-22, 3/5, 7 ⑩7/1 ⑩11/21, 29, ⑩11/4, 12, 14, 20, 12/2, 4, 6 元文3年⑩1/1-2, 4, 2/26 ⑩7/13, 19, 8/2, 3, 14, 16, 20 元文4年⑩6/29	中風発症(⑥6/8)、先月29日隠居屋敷～引越(⑦10/13)、当2日前山本家～引移の処中氣再発至極大切の様子(⑩閏11/12)、養生叶わず先月14日死去(⑩8/2)
多賀信	多賀道員室		享保20年①5/19 ②9/10 元文元年⑥7/10, 21, 25, 8/29 ⑦10/4, 11/4 元文2年⑧1/21, 3/5, 7 ⑩10/2, 11/2, 12/2 元文3年⑩1/4, 2/7 ⑩8/14, 9/1, 10 元文4年⑩1/13, 16 ⑩10/20, 27, 12/16, 29 元文5年⑩1/2, 15, 28	
高井四郎兵衛	伏見馬借役人		享保20年②7/11	
高木郡司	大岡忠利留守家老		元文元年⑤5/26 元文元年⑥7/29, 8/12, 20	
高木十右衛門	北尾源兵衛安頼主		享保21年⑤4/15	
高木藤介(藤助)	伏見奉行所同心		享保20年①5/12, 16	
高木平六	中条信美取次		享保20年①6/9	
高倉家			元文元年⑥5/30 元文2年⑩8/26, 9/1 元文3年⑩7/17 元文5年⑩2/22	元文元年5月9日元服
高倉永秀	公家		元文元年⑥6/6 元文2年⑧3/22 ⑩10/2	
高砂屋綱之助	天英院在番秀小路用達		享保20年①4/26	
高須權右衛門	本多忠英家老		元文2年⑩10/15, 18, 20-21	
高田藤助	伏見役所同心		享保20年①5/7	
高野前中納言保光卿			元文元年⑦10/13, 11/1, 12/25	
高橋漕右衛門	家来		元文元年⑦10/4	
高橋只右衛門	大久保忠胤家中		元文元年⑦12/4	
高宮民部	大和三輪社社司		元文元年⑥9/21, 28 ⑦10/17, 25, 11/4, 18, 23, 24, 26-27, 12/9, 17, 18, 26-27 元文2年⑧1/18, 25, 27, 2/6, 15, 18, 3/8, 11, 13, 20, 4/15 ⑤5/13, 20, 25, 6/8, 24 ⑩7/28, 8/6 ⑩10/9, 11/6, 12/11, 12 元文3年⑩1/23, 25, 2/6, 10, 3/1, 4 ⑩3/4/18, 6/22 ⑩4/28, 9/25-26 ⑩10/13, 23 元文4年⑩3/17	初来入(⑥9/21)
瀧田頼母			享保21年④2/30	
瀧田平馬	井上正之家老		享保20年①5/21, 26, 6/8 ②8/23, 24 元文元年⑧9/12, 16 元文2年⑧1/18, 2/29, 3/8 元文4年⑩6/8	塩田久助が仲介
竹内石京			元文元年⑦10/13	斎殿悔状来る(⑦10/13)
竹垣治部右衛門喜道	勘定役		元文元年⑦11/4, 22, 12/10 元文2年⑧2/19, 30 ⑩8/28 元文3年⑩1/16 元文4年⑩2/11	

人名	身分・続柄	所在等	出典(○冊, 日付)	備考
竹熊治右衛門	芝崎好實家来		元文4年⑨3/30	明後2日芝崎氏方陣取引越(⑨3/30)
竹田善安	井上正之手医者		元文元年⑦11/22	
武田図書	三河猿投社司		享保20年①5/6, 10 ②8/7, 28 ③10/24, 11/9, 11, 13-14 享保21年④1/12 元文2年⑧1/6	在蒲京都已来之孝友(⑧8/7) 来入、初面会、仲間駒取出入につき出府 (⑧2/22)
竹坊大藏	紀州熊野本宮社司		享保21年④4/18-19, 21, 24 元文元年⑤5/2-3, 7, 14-15, 19-20 ⑥6/19, 23 元文3年⑨10/1, 2	
太宰春台(弥右衛門)	儒学者		享保20年③11/13	
只助	林松寺下部		元文4年⑦4/16, 5/10, 14	
多田二果(二閑)		池端	元文元年⑥9/26-27 ⑦12/7 元文2年⑧1/3	娘死去の申梅(⑦12/7)
橘宗仙院			享保21年④1/9 元文2年⑧8/7 元文3年⑩3/24 ④4/5, 5/16, 21, 23, 25-26, 29, 6/6, 26 ⑩7/3 元文4年⑩4/2, 9	
橘宗仙院兼女			元文2年⑥6/28	
橘某			元文元年⑧8/15	
橘屋市郎兵衛			元文元年⑥6/8, 7/23, 25 元文3年⑩8/8 元文4年⑩1/12, 2/9	
橘屋宇兵衛	橘屋宗七方手代		享保20年②7/29 元文元年⑥6/19 元文2年⑨5/8 ⑩10/23, 11/2, 閏11/6 元文3年⑩6/5 ⑩9/5 元文4年⑩1/12 ⑩8/5 元文5年⑩1/9	
橘屋宗七		柳橋	享保20年①4/22, 5/1-3, 6, 13, 16, 27-28, 6/3-4, 8, 12, 29 ②7/6, 12, 16, 17, 21, 23, 8/18, 21, 29 ③10/6, 8, 13, 11/8, 13, 19, 12/9, 15, 20, 29 享保21年④1/5, 13, 2/4, 6, 10, 21 ⑤3/21, 4/8, 12, 15, 19 元文元年⑤5/4, 16, 23-24 ⑥6/6, 8-9, 12, 14, 17, 19, 24, 7/2, 12, 19, 21, 23, 25, 29, 8/4, 6, 9, 9/4 ⑦10/1, 4, 11/2, 12/6, 12, 24 元文2年⑧1/8, 14, 18, 22, 28, 2/3, 5-6, 27, 4/4, 18 ⑨5/2, 6-8, 24, 29, 6/14-16, 23 ⑩7/8, 16, 28, 8/21, 26 ⑩10/2 11/2, 12/9, 28 元文3年⑩1/4, 14, 23, 2/11, 18-19, 3/4, 12, 28 ⑩4/12, 5/2, 6/5, 7-9 ⑩8/2, 8-9, 17, 9/5, 12 ⑩9/10/4, 12/8, 20 元文4年⑩1/12-13, 16, 3/18 ⑦4/25-26, 28 6/3, 8, 12, 29 ⑩8/5 ⑩12/28	享保20年5月朔日、京都への飛札につき約諾(京都への飛札は三五七之日以外の日は、全て橘屋宗七方へ遣す)、元文元年6月17日、信物等の示談
たつ女	水戸御守殿若年寄		元文3年⑩6/26 元文4年⑩2/13 ⑩12/26	辻女相部屋(⑩6/26)
辰巳屋			元文5年②2/8, 18, 22, 28	
田中喜平治	長沢資親用人		享保20年②8/12, 15 元文2年⑩8/5	
田中玄春			元文4年⑩4/9	
田中小右衛門	牧野貞通役人		享保20年①6/21 ③11/21 享保21年⑤4/23 元文元年⑧8/15, 9/2, 5-6, 9 ⑦10/29, 12/10-11 ⑩10/8, 13, 15, 17, 11/10, 閏11/5, 12/17, 19 元文3年②2/13-14, 3/23, 26 ③4/8-9, 11, 21, 27, 5/3, 6/2, 5, 17, 20, 22-23, 26 ④7/20, 8/25-26, 9/1 ⑤10/3, 5, 11/11, 18 元文4年⑩1/20, 2/16, 3/3-4, 18, 22, 24 元文4年⑩4/16, 22-23, 26, 5/3, 7, 14, 6/21 ⑩7/5, 8/5-6, 14, 24-26, 28-29 ⑩10/8, 27, 12/16, 23 元文5年⑩2/16	妻死去明日一七日之由(⑩8/25) 山城国梅宮祭所之神名神号来歴等被問合(⑩9/朔)
田中段七	杉岡佐渡守家中		元文2年⑩9/6	
田中藤右衛門	土井八介用人		元文4年⑩10/6	
田中伴右衛門	松平忠刻留守居		元文5年②2/17	
棚橋織部	難波公雄掌		享保21年⑤3/10, 15-16, 21-22	深尾多仲懇意(②2/17)
谷孫三郎	山口弘長中小性		享保20年③10/29	
谷源二郎	谷隆得子息		享保20年③10/29	
谷隆得(立德)	松平信和隨身医		享保20年②9/27 ③10/1, 6, 8, 26, 29, 11/17 享保21年④1/5, 9, 13, 18, 29, 2/1-2 ⑤4/5 元文元年⑤5/18 ⑥6/8, 13, 26, 8/5, 7, 22, 9/5 ⑦10/19-20, 26, 11/4, 12/18 元文2年⑧1/2, 2/8, 3/8, 4/30 ⑨5/13 ⑩7/6, 12, 8/18, 9/27 ⑩10/19, 12/28 元文3年⑩1/8 ⑩6/9 ⑩7/4, 9/12 元文4年⑩3/14, 16, 21, 23-26 ⑩6/19 ⑩9/2 元文5年②1/23	
谷村求馬	城州八幡郷侍		元文2年③4/4 ⑤5/1	
種村貞右衛門(定右衛門)	牧野貞通公家老		元文元年⑧8/7-8, 15 ⑦10/29 元文2年⑩9/29 ⑩10/3, 12, 15, 17, 25, 26 元文3年⑩3/20 ⑩4/22 ⑩7/17 ⑩10/24 元文4年⑩3/24	
たはご屋清右衛門		湯島	元文3年⑩8/16	
玉虫左兵衛			元文2年⑧1/25 元文3年⑩1/27	
瀧屋吉兵衛		八丁堀堀留	享保20年①5/11 ③11/28 元文元年⑥6/22, 7/8, 15, 25, 8/10, 9/16 ⑦10/8, 17, 12/3 元文2年⑧1/18, 2/8, 3/8, 26 ⑩8/4 元文4年⑩1/4	
お民女	水戸御守殿中臈		元文4年⑩2/13, 15, 3/27 ⑦4/1 ⑩11/24-25, 12/6, 12, 15, 17, 22, 26	
田村八左衛門		浅草田原町	元文4年⑩10/13	
田村八大夫		浅草田原町	元文4年⑨9/17-18, 23 ⑩10/3, 13-14	

人名	身分・続柄	所在等	出典(○冊, 日付)	備考
多森又右衛門	石川総賜家老		元文2年⑥6/13-14	
多門院南谷			享保20年①4/25, 5/16	
田安宗武(右衛門 櫛)	初代田安德川家		享保20年①12/18 元文元年⑦7/16 元文2年②2/28, 3/28 ⑤5/12 ⑦7/9, 28, 9/15 ⑩11/28 元文3年⑩3/22 ⑩9/28 ⑩10/25 元文4年⑩2/14, 3/27 ⑩4/8, 9, 5/15 ⑩12/8 元文5年⑩2/21	在満～題詠三ツ出される(⑧2/28)、今日 在満田安出期(⑩11/28)
大上	辻女下女		元文3年⑩7/3, 9/26	
樽屋(奈良屋)藤左 衛門	惣年寄		享保20年①6/11, 16 ③12/11 享保21年④1/5, 16, 2 元文元年⑥6/26 元文2年⑧1/2, 15, 17 元文3年⑩2/18 元 文4年⑩1/12, 20 ⑩6/11, 16 元文5年⑩1/13, 20, 未尾	
垂水屋三次郎母			元文2年③3/10	
垂水屋清右衛門		(湯島近辺か)	享保20年①6/7, 10, 26 ⑦7/30, 8/1, 15, 17, 25, 29, 9/5, 11 ⑩10/3, 10-11, 22-24, 11/13-14, 17-18, 24-25, 12/2-3, 25 享保21年④1/4, 28, 2/27, 29-30 ⑤3/21, 4/8-9, 24 元文元年⑤5/2-3, 8, 10, 22, 26 ⑥6/1-2, 8, 18, 27, 7/2, 10-11, 22, 8/5, 12, 14-15, 23, 9/14, 16, 23, 25, 29 ⑦10/9, 12, 16, 19-20, 22, 25, 12/3-5, 10 元 文2年⑧1/1, 3, 7, 2/5, 12, 3/9, 4/4, 27 ⑧8/23, 27, 9/16, 18 ⑩11/4, 5, 6 元文3年⑩2/1, 18 元文4 年⑩1/1, 10, 3/5 ⑩6/10, 26 ⑩7/1 ⑩10/1 元文5年⑩1/7	
漣道			元文5年⑩1/11	大岩尾丘同伴(⑩1/11)
丹波左京亮			元文4年⑩9/17	鈴木主馬の頼主(⑩9/17)
丹波屋権六	菓子屋		元文4年⑩7/3, 5	
智海			享保20年①4/25, 5/4, 24, 26-27 ②7/20 ③12/6 享保21年⑤4/16 元文元年⑦10/20, 22 元文2年⑧2/24, 3/7, 9, 22, 4/9	元文2年2月12日帰着(⑧2/24)、当月2日 出発(⑧3/22)
千賀甚五左衛門	三浦義理江戸留守居		元文元年⑨9/2-3 ⑦10/1-2 元文2年⑧1/2 元文3年⑩1/12	
智教坊			元文3年⑩11/10	
智光院(母人)	羽倉信夫妻、ナベ子		享保20年①4/13, 17, 22, 5/1, 3, 5, 19, 6/3, 8, 12, 19 ⑦7/5, 6, 8, 13, 17, 29, 8/5, 18, 21, 23, 29, 9/10, 15, 28, 30 ⑩10/8, 19, 29, 11/8, 10, 19, 26-28, 12/1, 8, 12, 15, 18-19, 22, 28 享保21年④1/2, 13, 22, 26, 29, 2/4, 16-17, 21-22, 29 ⑤3/1, 9-10, 15-16, 19, 21-24, 28-29, 4/2, 12, 15-17, 24 元文元年⑤5/2, 8, 14, 16, 20, 24-25 ⑥6/6-7, 9, 12, 19-20, 23, 29, 7/2, 12, 15, 12, 25, 28-29, 8/4-6, 9, 13, 26, 29, 9/4, 13- 20, 23, 25 ⑦10/1, 4, 9, 11, 13, 22, 23, 29, 11/4, 9, 11, 16, 20, 29, 12/1, 6, 10, 12, 19, 24, 29 元文2年⑧1/4, 8, 13-15, 21-22, 27-28, 2/1, 3, 6-7, 9-10, 16, 23-24, 3/2, 5, 7, 9, 21-23, 29, 4/1-4, 14, 18-19, 23, 26, 28 ⑤5/4, 8, 10, 12, 18, 27, 29, 6/14, 26, 29-30 ⑦7/1, 6, 9, 12, 16, 19, 26, 8/2-3, 7, 16, 19, 21, 26-27, 9/1, 6, 13, 19, 25 ⑩10/2, 8, 14, 20-22, 11/1, 4, 9, 12, 17, 21, 30 ⑩11/4, 6, 28, 12/9, 12, 21, 23 元文3年⑩1/2, 4, 13-14, 26-27, 29, 2/4, 6, 11, 16, 19, 22, 30, 3/4, 11, 13, 28-29 ④4/8, 12, 14, 29, 5/5, 7, 10-11, 24, 6/11- 12, 14-15, 24, 26 ⑦7/4, 8, 13, 17, 19, 30, 8/9, 21, 9/1, 5, 10-11, 19, 26-27 ⑩10/3, 11, 13, 23, 27, 11/5, 15-16, 20, 27, 29, 12/2-3, 12, 16, 18, 29 元文4年⑩1/13, 16, 25, 2/4, 8, 16, 24, 29, 3/1, 8, 17, 20, 26 ⑩ 4/8, 17, 19, 24, 27, 5/4, 8, 18, 21, 27-28, 6/8 ⑦7/4, 6, 16, 25-26, 29, 8/25, 9/3, 21-22 ⑩10/1, 10, 13, 20, 27, 11/6, 15-16, 24, 12/16, 29 元文5年⑩1/1, 2, 14-15, 21-22, 28-29, 2/8, 10, 13, 16, 22, 25, 3/6	
茶碗屋喜兵衛		京五條	元文3年⑩8/5	
茶碗屋九兵衛(平 吉)	茶碗屋喜兵衛子		元文3年⑩8/5	本石町拾軒店丸屋伝兵衛方に勤め去寅年 より五年間在府(⑩8/5)
中条大進			元文4年⑩12/2	
中条少将			享保21年④1/12	
中条藤大夫(高橋 丹治)	本多忠統内		享保20年①5/4 ②8/14, 28, 9/5, 18	暫花山院家に勤仕、信名年来の智音、京 都では高橋丹治と称した(①5/4)
中条大和守信美	高家		享保20年①4/20, 6/9 ②7/28, 8/19, 22, 9/27, 28 ③10/5, 8-9, 11, 11/2, 25, 12/1, 5, 11 享保21年④1/21, 2/1, 9 ⑤3/3, 5 元文元年⑥6/21, 7/18, 23 ⑦10/7, 12/14 元文2年⑧1/6, 14, 2/19 ⑩⑦/3 元文3年⑩1/12 ⑩ 6/18 元文4年⑩1/9, 3/24 ⑩6/9	肝煎徒四位上少将。下総国都賀・河内郡 内采地1000石。元文4年4月19日卒去。年 64(寛政譜121-93)。在満中条大和守～ 頼道管之処大雨故無之(④2/9)
忠藏	垂水屋清右衛門手代		元文2年③3/9-10 元文4年⑩10/1	
忠藏	浪人	松屋方に寄宿	元文4年⑩10/4	
中納言坊	常慈院使僧		享保20年①6/29 ③12/24 享保21年④1/24	疾死去・根本氏に間違(⑩12/18)
長右衛門			元文3年⑩12/18	新道～来入(⑩8/14)
長左衛門			元文3年⑩8/14	吉田政右衛門案文(⑩2/6)
長兵衛	旅宿	松嶋町	元文5年⑩2/6	
津崎屋三右衛門	町人	明神下に居住	元文元年⑦12/3 元文2年⑥6/11	甚富家(⑦12/3)
月岡主計	神田明神社家		元文5年⑩1/7	

人名	身分・続柄	所在等	出典(○冊, 日付)	備考
筑波与兵衛			元文5年②3/11	
辻権之助			元文2年⑧1/28	
辻大膳大夫	井上正之家中	石町三丁目大和屋治兵衛義隆邸	享保20年①6/8, 15, 21 ②8/17, 9/16 ③10/15 元文2年③3/26, 4/2, 4 元文4年⑩6/8, 15, 21	琴の御用で参府、染装束の事等問答(⑧4/2)
津田兵大夫			元文元年⑨9/16 ⑦10/23	
津田丈左衛門	評定所儒者	江州	元文2年⑨5/13	
土田三郎左衛門	土田孫三郎子息		元文4年⑨10/2-3, 5, 11, 14	
土田平寛	御儒者		元文元年⑦12/4 元文4年⑩7/29, 9/1, 3 元文4年⑩10/16, 19, 22, 24-26, 28-29, 11/13, 18, 22, 12/11	
土田孫三郎	大久保忠胤用人		元文3年⑩6/19	
都筑源内	浪人	長尾文哲方	元文元年⑦10/21 元文3年⑩1/7	
津村主水			元文3年⑩9/14	
手嶋一郎右衛門			元文3年⑩6/26	
てよ	政野女召仕		元文2年⑨5/4	
寺田郡右衛門	嶋長門守用人		元文4年⑩1/9	
寺村祥有	浪人	京都	元文元年⑩1/9	
お伝(三丸様)	徳川綱吉妾		享保20年②7/20 元文2年③3/7 元文4年⑩7/22	
天阿上人	(愛染寺初代持住)		享保20年①4/26 元文2年⑧1/20, 2/4 元文3年⑨12/23 元文4年⑩4/9	正徳3年4月従一位、寛保元年逝去(諸家譜1-54)
天英院(一位様)	徳川家宣御台所		元文4年⑩10/6	
土井八介			享保20年③10/19	
土井淡路守			享保21年④2/12-13 元文元年⑥6/1, 8/5 ⑦10/28, 11/21, 26, 28 元文2年⑧1/3 ⑩12/25 元文3年⑩1/20, 26, 28 ⑩7/20 元文4年⑩1/16, 3/5, 12 ⑩7/16 元文5年⑩1/7	春丸殿の門弟・初対話(④2/12)、大黒天の図面授与(⑩1/28)
東湖	禅僧	鳳閣寺	元文3年⑩10/24-25, 11/17-19 元文5年⑩3/1	左官権兵衛方へ養子(⑨11/19)
藤三郎	荷田在満安腹男子		元文元年⑤9/7	
東善	足助		元文2年⑩8/1	
藤野井遠江	徳川和子		元文2年⑩3/2 元文3年⑩3/11	
東福門院	高野寺学頭		元文2年⑩11/29	
当弥			元文2年⑩11/13	
富樫求馬	祇川岩の父	稲荷社	享保20年①6/8 ③12/8 元文元年⑥6/7, 19, 24, 29, 7/5 元文2年⑧2/24 ⑩7/10, 12, 16 元文4年⑩7/26, 9/22 ⑩12/29 元文5年⑩1/2, 15	閑院宮内神坂能登守遺跡相続(⑩7/9)、求馬女岩事子為養女祇川宮内親直妻三縁談相熟
土岐左兵衛			元文2年⑩11/13	
土岐丹後守頼徳	京都所司代		享保20年①5/24 元文3年⑩4/27, 5/6-7, 6/18 元文3年⑩9/13 ⑩10/27	『寛政譜』5-223
徳川家重(大納言様)	9代將軍		享保20年②7/15 元文3年⑩10/15 元文4年⑩4/11 ⑩11/11	御遊獵御成(②享保20年7/15)
徳川家継(有喜院)	7代將軍		元文3年⑩2/29	
徳川家綱(藤有院)	4代將軍		元文4年⑩3/12	
徳川家宣(文昭院)	6代將軍		享保20年①5/22	
徳川家治(竹千代君)	10代將軍		元文2年⑨5/22 ⑩9/27 ⑩10/13 元文3年⑩1/18 ⑩9/2 元文4年⑩10/29, 11/1-3 元文5年⑩2/15	進藤源之丞伝手で靈廟拜見(①5/22) 今曉若君誕生(⑨5/22)、昨日御本丸へ初御入(⑩10/13)、御髪置(⑩11/1)
徳川家光(大猷院)	3代將軍		元文4年⑩3/12	
徳川家康	初代將軍		元文5年⑩3/6	
徳川綱吉(常憲院)	5代將軍		元文4年⑩3/12	
徳川秀忠(台徳院)	2代將軍		享保20年①5/22	
徳川宗尹(小五郎様)	一橋徳川家初代当主		享保20年②7/15	進藤源之丞伝手で靈廟拜見(①5/22) 御遊獵御成(②7/15)
徳川宗春(尾張中納言)	尾張徳川家当主		元文4年⑩1/13, 15	急卒に隠居(⑩1/13)
徳川宗翰(水戸中將公)	水戸徳川家当主		元文4年⑩4/14 ⑩11/25	
徳川吉宗(公方様、大榎君)	8代將軍		享保20年②7/15, 16 元文2年⑩閏11/2 元文3年⑩6/26 ⑩9/13	御遊獵御成(②7/15)、御直談之御尋事有之(⑩閏11/2)

人名	身分・続柄	所在等	出典(○冊, 日付)	備考
徳川宗勝(但馬守)	尾張徳川家当主		元文4年⑩1/13 元文4年⑩10/16	宗春相統は分家但馬守入替(⑩1/13)
戸田貞右衛門			享保20年①4/22, 5/27, 6/1, 11 ②7/1, 3, 16, 8/15, 23, 29, 9/5, 12 ③11/2, 8, 29, 12/7, 9, 11, 16, 26 享保21年④1/4-5, 13, 27, 29, 2/2, 10-11, 24 ⑤3/7, 19, 27, 4/10, 14, 16, 27, 29 元文元年⑤4/29, 5/2, 4, 9, 16, 29-30 ⑥6/3, 5, 8, 15, 19, 7/6, 12, 14, 16, 23, 8/17, 9/4, 22, 28 ⑦10/19, 11/4, 6-7, 13, 18, 23, 12/2, 16 元文2年⑧3/10, 4/22, 24-25, 27, 29 ⑨5/18 元文3年⑩11/10, 12/27 元文4年⑩6/1, 11 ⑪10/13, 15-16 元文元年⑫4/29 ⑬8/17 ⑭11/4	牧野越中守女中頭の内一 出頭の老女は戸田氏門弟の母(⑤4/29)、子息勝三郎出府(⑥8/17)、病氣九死一生の容体(⑦11/4)
戸田次郎左衛門	戸田治部右衛門舍弟		元文元年⑫4/29 ⑬8/17 ⑭11/4	戸田治部右衛門を看病扶助する(⑦11/4)
利根姫	徳川吉宗養女		享保20年③11/28 元文3年④4/5	紀伊徳川宗直息女、伊達宗村養。入興(③11/28)
富		京都	元文元年⑦10/13 元文2年⑧1/29 元文3年⑨3/11	
富倉勘兵衛			元文5年⑩1/2, 29, 2/13	
富倉吉兵衛	富倉彦次郎舍兄		元文3年⑩10/11, 24 元文4年⑩7/29, 8/22, 24 ⑪12/16 元文5年⑩1/4	先比着府地下歌字者長雅門人(⑩10/11)
富倉(田中)彦次郎(彦二郎)			元文3年⑩9/9, 15-19, 30 ⑪10/24 元文4年⑩1/1, 3/5, 9, 13 ⑫7/21, 25, 8/5, 13-14, 24-25, 27, 9/12, 17, 26 ⑬10/20, 27, 11/23-25, 12/16, 18-19, 22, 29 元文5年⑩1/4, 11, 14-15, 2/8, 10, 25	明日鼎京(⑩12/22)
外山			元文2年⑩9/19	
外山宰相	高家衆		享保20年①4/29 元文元年⑦11/17	先月十三日逝去(⑩5/10)
外山大納言			元文3年⑩5/10-11	
鳥居大路出羽守(一部鳥居小路と誤記)	上賀茂神社社家	石町四丁目	享保20年①6/21 ②9/7 享保21年④2/8, 13, 19 元文元年⑥6/16, 24 元文2年⑧3/28 ⑨5/14, 20 ⑩8/8, 18-19	富士屋裏座敷に旅宿(⑩6/21)、遠州浜松杉浦修理亮方訪訊無難之由・北条權之進方よりの書状出羽守へ事伝来る(④2/8)
鳥居小路大藏卿	豊臣秀吉家臣		元文元年⑥7/20	
鳥飼孫六左衛門			元文元年⑤5/25-26	
内藤備後守政衛	陸奥国磐城平城城主		享保21年④2/5 ⑤4/16 元文元年⑥7/2, 10, 8/4, 8 元文2年⑧2/4, 4/18 ⑩11/28 元文4年⑩3/20 ⑪4/10	7万石。延享4年日向国延岡城主。宝暦6年10月21日致仕、明和3年9月24日卒去。年64(寛政譜113-189)。
永井馬之允	浪人、在満妻伯父		元文3年⑩12/21	
永井兵右(左)衛門	加納久通目付		享保20年①5/28, 6/14 ②9/26-27 ③12/11 享保21年④1/4 元文元年⑤5/12 ⑥6/13 ⑦12/7 元文2年⑧1/2, 3/11 ⑨5/12 ⑩7/3 ⑪12/14 元文3年⑫1/12 ⑬6/9 ⑭11/29 元文4年⑩1/9 ⑪4/3, 11-12, 22 ⑫7/6, 8/28	
長井平左衛門	板倉勝澄留守居		享保20年②8/3-5, 7 ③11/2, 12/11 享保21年④1/12 ⑤4/17 ⑥6/26 ⑦12/23 元文2年⑧1/6 ⑨6/22 ⑩7/3	
長井(永井)平助	板倉勝澄取次		享保20年③12/11 元文元年⑦12/23	
永井平之丞	板倉勝澄取次、長井平左衛門子息		享保20年③11/2 元文元年⑥6/26 元文2年⑩7/3	
中井孫助	本多筑後守組与力		元文2年⑧2/28	
長井(永井)弥兵衛			元文元年⑤5/20 ⑦10/12 元文2年⑧4/22 ⑨6/11	作答持参(⑤5/20)
長尾左門	長尾文哲次男		元文3年⑩1/7, 3/16	
長尾七郎右衛門	細座		享保20年①4/27, 5/4, 7, 12 ②8/17, 9/9 ③10/4-5, 12/6 享保21年④1/18, 23	
長尾全庵	長尾文哲子息		元文元年⑨9/11 ⑦10/8, 16, 21, 11/25, 12/24 元文2年⑧2/5, 7, 3/10 ⑩12/25, 26 元文3年⑩1/7, 2/18	
長尾文哲(分哲)	医師		元文元年⑤5/3, 8 元文元年⑥6/26, 8/20, 26-27, 30, 9/2, 11, 13, 20, 25 ⑦10/7, 16, 20-21, 29, 11/17, 22, 25, 12/23 元文2年⑧2/5-7, 3/10 ⑩7/3, 9/16, 22, 9/25, 28-30 ⑪10/5, 9, 12/25-26 元文3年⑩1/5-7, 10, 2/18-19, 3/16, 22 ⑬10/24 元文4年⑩3/24 ⑪4/23, 5/4 ⑫7/6 ⑬10/23, 26, 12/29 元文5年⑩3/9, 12	阿部基庵の師
中川善左衛門(古川)	牧野貞通役人		元文2年⑩11/21, 12/17 元文3年⑩1/22, 24, 2/13, 26 ⑫7/8-9, 8/8	
中川長古(辰古、年幸)		浜町山伏井戸へ隠居(⑨12/27)	元文元年⑧8/22, 9/4, 29 ⑦11/27-28, 12/2, 25 元文2年⑧1/13, 20, 24, 2/4, 3/10-11, 13, 4/30 ⑨5/12-15, 6/30 ⑩7/4, 9/11 ⑪10/14, 20, 25, 12/4, 5 元文3年⑩3/26 ⑪6/21-22 ⑫9/21, 26-27 ⑬11/29 元文4年⑩1/12, 3/13-14, 20-21 ⑪4/9, 11, 16, 21, 5/16, 6/19 ⑫10/13, 11/9, 12, 12/27-28 元文5年⑩1/13, 3/9, 10, 11, 12, 末尾	途中不忍池端中川辰古面会(⑩10/14)
長崎平舒(平序、君所)	備者	上野意成院寮	元文元年⑧8/5, 8	京都住居で、先年春満へ来入(⑧8/5)

人名	身分・統制	所在等	出典(○冊, 日付)	備考
長次吉岐守資親	高家	御茶ノ水	享保20年①4/29, 6/9 ②7/20, 8/13, 15, 8/17-19, 9/9, 15, 16 ③10/10-11, 21-22, 24, 27, 29, 11/8, 16, 21, 25-27, 12/1, 11, 25, 27 享保21年④1/4, 13, 26, 2/16-17, 24-25 ⑤3/4, 7-8, 11, 24, 4/17 元文元年⑤5/1, 3, 22 ⑥6/2, 13, 7/3, 6, 8/5, 11-13, 16, 24, 9/26 ⑦10/7, 26, 11/4, 16-17, 12/7, 16 元文2年⑧1/6, 24, 2/5, 11, 3/6, 20-21, 23, 4/2-4 ⑨5/12-15, 6/6, 30 ⑩7/22, 8/4-5, 9/7, 15, 19, 21 ⑪12/6 元文3年⑫1/12, 17, 2/23, 3/11, 13 ⑬5/10-11, 6/10, 18 ⑭7/20, 8/11 元文4年⑮1/9 ⑯6/9 ⑰9/5 元文5年⑱3/12	為寛同道御暇乞ニ參、弥十五日御発足之由(④1/13)、『寛政譜』21-111
長次久米右衛門	御井養正家中		元文4年⑲7/6	初面談(⑲7/6)
中嶋清右衛門	鈴木重経傍輩		元文4年⑲10/6	初面談(⑲10/6)
長嶋屋			元文2年⑳1/10 元文4年⑲10/4, 6, 21, 12/29	
長嶋屋新兵衛			享保21年㉑1/23	
長嶋屋茂兵衛			元文元年㉒12/3 元文5年㉓未尾	
長沼正兵衛			享保20年㉔5/18, 6/2, 14 元文4年㉕6/2	
長沼四郎左衛門			享保21年㉖1/12 元文2年㉗1/6 元文3年㉘1/12 元文4年㉙1/13	
中根大右衛門(元圭)	曆算家		元文元年㉚8/28	寛文2年-享保18年、曆書『皇和通曆』は初版正徳4年、享保10年増補(『国史大辞典』)
中根摂津守			享保20年㉛11/10 元文2年㉜12/19	
中野老女			享保20年㉝4/26, 5/18 ②7/13	
永原弥五兵衛	三浦肥後守用人		元文2年㉞2/13	
中丸松庵	医師、津輕家家来		元文4年㉟4/8	初面会・鳳閣寺無二の懇切(㉟4/8) 仙洞崩御の由流布(㉟4/17)、22日迄鳴物普請等停止(同18)、4月11日崩御 靈筵寺願主 当时巧者之学医・親方の病氣治療依頼(㉟8/3)、信名を診察(㉟10/20)
中御門上皇(仙洞)			元文2年㊱4/17-18, 23, 26	
中村吉右衛門	銀座年寄		享保20年㊲4/27, 5/4, 6/7 ②7/6 ③10/5, 10, 12/6-7 元文元年㊳10/3 元文2年㊴5/26 元文4年㊵6/7	
中村安春	御医者		元文3年㊶8/3 ㊷10/18-20, 12/23	
中村五郎右衛門	板倉勝澄取次		元文3年㊸1/12	
中村清兵衛	大久保忠胤留守居役		元文2年㊹3/28 元文3年㊺1/16 ㊻6/19	
中村皆右衛門	渋谷良信用人		享保21年㊼2/5, 7 ③3/5, 4/2, 7, 23 元文元年㊽5/19 ⑥6/5, 21, 9/16 ⑦10/7, 12/14, 23 元文2年㊾2/5 ②5/18, 23, 6/2, 6 ③7/3, 9/6, 16 ④11/1, 2, 13 元文3年㊿1/12, 3/24-25 ①07/6, 9-10 元文4年①1/13 ②5/6 ③7/13 ④11/12	
中山五郎左衛門			元文5年③3/12	
奈佐清五郎	奈佐清太夫子		享保20年④11/20 享保21年⑤4/6 元文2年⑥2/30 ⑦8/25 元文3年⑧1/16 元文4年⑨6/6	
奈佐清太夫説房	京都御藏奉行、小普請		享保20年⑩11/20, 12/22 元文元年⑪5/14 ⑫9/20 ⑬12/28 元文2年⑭3/2, 29 ⑮9/25 元文3年⑯2/22 ⑰12/9, 19 元文4年⑱2/19, 3/26 ⑲4/9 ⑳8/29-30 ㉑11/13, 12/4, 26 元文5年㉒1/8-9, 11, 2/1, 9-10, 12	『寛政譜』21-11
奈賀春悦			享保20年㉓5/7 ②7/30, 8/6 ③12/7, 9 元文元年④6/9-12, 7/5, 14, 17, 22, 8/1, 3, 11, 14-16, 19-20, 22, 24, 9/3, 15, 26, 29 ⑦10/2-3, 11/5, 16-17, 12/6-7, 19, 22, 29-30 元文2年⑧1/26, 2/3, 5, 19-20, 23, 27, 4/3, 5, 19, 26 ⑨5/9, 13, 6/18 ⑩8/13, 16 ⑪10/2, 11/14 元文3年⑫1/1, 24, 2/29, 3/7 ⑬7/17, 20 ⑭10/28-29, 11/1, 3, 6-7, 10-11, 13-14, 16-18, 30, 12/4, 6, 8, 14, 18, 21-22, 25, 27-29 元文4年⑮1/1, 19, 28, 3/5 ⑯4/14, 21, 25, 28, 5/5 ⑰7/1	初面話(②8/6)、甥不幸見舞(⑧4/26)
鍋島信濃守宗茂	肥前国佐賀城主357036石		元文4年⑲10/26	『寛政譜』13-291
井河主水	近習		享保20年⑳12/8	
井河孫十郎		丹州井河村	元文2年㉑6/14	先月廿九日死去(㉑6/14)
奈良土佐	公儀の御蔭絵師	三河門辺	享保20年㉒4/29, 5/16, 6/1, 5, 28 ②7/1, 2, 4, 14, 16, 17, 21, 8/1, 10, 11, 12, 16, 17, 22, 9/15, 19, 25, 27 ③10/1, 6, 8-9, 26-27, 11/6-8, 17, 29, 12/3, 15, 17, 19, 21 享保21年㉓1/5, 16, 18, 28-29, 2/3, 13-14 ㉔4/15 元文元年㉕6/3, 15, 18, 8/14, 30, 9/29 ⑦10/8-9, 13, 12/1-2, 11 元文2年㉖1/2, 15, 18, 2/4-5, 3/29-30 ②5/12, 15-16 ③7/8, 12, 16, 9/27 ④10/25, 11/2, 12/14, 23 元文3年㉗1/8, 15 ③6/21 ④12/15 元文4年⑤1/9, 12-14, 3/14, 23, 27 ⑥4/1, 6/1, 5, 19, 28 ⑦7/5, 8/28 元文5年⑧1/16, 21, 2/2, 未尾	母死去之由也(②7/16)
奈良屋(樽屋)市右衛門	町年寄		享保20年①6/11 ②12/11 享保21年③1/5, 16, 27 元文元年④6/26 元文2年⑤1/2, 15 元文3年⑥1/8 元文4年⑦1/12, 20 ⑧6/11 元文5年⑨1/13, 未尾	

人名	身分・親柄	所在等	出典(○冊, 日付)	備考
成田定羽		不忍池之端 ①、カキヤ町 ②	享保20年①5/7, 12, 6/24 ②7/4, 22, 23, 8/26, 9/14 ③10/7-8, 20-23, 11/29, 12/7-8, 10 享保21年④1/24 ⑤3/6-7, 4/3, 21 元文元年⑥6/4, 25, 7/14, 18, 26, 8/2, 9/7, 13 ⑦10/15, 17, 11/7, 11, 17, 12/4, 22-24, 29 元文2年⑧1/3, 2/2, 4, 12, 20, 3/20-21, 4/9, 14-15, 17 ⑨6/1 ⑩7/2, 9, 17, 19, 27, 8/12, 9/8 ⑪10/14, 11/2 元文3年⑫1/20-21, 29, 2/11 ⑬5/5 ⑭9/29 ⑮10/18, 12/5-6 元文4年⑯1/21, 2/5, 13, 17 ⑰5/14, 6/24 ⑱7/6 元文5年⑳2/11, 3/9	
成瀬惣右衛門治春	西丸御小姓組	赤坂ささぬ尻	元文5年⑳2/27	屋敷鎮守稲荷略式安鎮依頼(⑳2/27)、 『寛政譜』15-143
南条閣右衛門	渋谷良信取次		元文3年㉑6/21	
難波中納言宗建	公家、院公養、権中納言		享保21年㉒3/10, 15-16, 21-22	元文元年従二位、同2年辞職。
南部屋弥三次			元文4年㉓4/28	
新屋文隠			元文3年㉔10/2	
西湖学(西小学、西小角)	島津継豊近習、荷田哲生子(逸女)の夫		享保20年㉕12/12 享保21年㉖1/23, 27, 2/8 ㉗3/5-6 元文元年㉘5/12, 16 ㉙7/4, 23-24, 8/15 ㉚10/2 元文2年㉛1/6, 2/8, 15, 26, 28, 4/30 ㉜5/2, 6, 18, 20, 6/2, 7, 27 ㉝7/13, 17, 19, 22, 8/3, 6	在溝和学の門弟(㉛12/12)、初対面(㉜1/23)、今日お逸夫婦婿入(㉝2/8)
西宅右衛門	西小角叔父		元文2年㉞2/28, 4/30 ㉟7/9, 8/3, 28	
西尾以忠			享保21年㊱1/26	
西尾隠岐守忠尚	竹千代君御守		元文4年㊲10/29	遠江国横須賀城主25000石『寛政譜』6-343)
西尾勘右衛門	松前組	京都	元文4年㊳8/2	(元禄期京都町奉行松前組)
西川忠次郎正休	天文学者		元文元年㊴8/30	在溝対話、当時の天学者儒術の達人、長崎の産、長尾文哲別懇(㊵8/30)
西本坊	城州八幡山坊の社僧		元文2年㊵5/1	
西山素洗	松平忠愛儒医分の扶持		享保20年㊶5/4, 6/3-4, 11 ⑦7/16, 9/1, 4, 5 ⑧11/20 享保21年㊷1/28, 2/1-2 ⑨4/6, 24 元文元年㊸5/19 元文4年㊹6/4, 11	至極の富家、子方去年より願主、先月廿日頃老母死去(㊸5/4) 元文2年8月3日薨去
三条吉忠(腹下)	関白		元文2年㊺8/17	急用上京(㊻11/18)
二宮元貞(玄貞)	松平乗昌部屋兄弟	芝三田	元文3年㊼9/12, 9/25-26 ㊽10/22, 11/18-20, 12/20 元文4年㊾2/16, 19, 3/16 ㊿5/16 元文5年㉑3/7	養母当二日死去(㊼1/5)、10700石『寛政譜』11-33)
丹羽左京大夫高寛	陸奥国二本松城主 10700石		享保21年㉒1/5	西山素洗依頼の絵讀物出来・庭田大納言の筆(㉓7/16)
庭田大納言重孝	正二位大納言		享保20年㉔7/16 元文3年㉕2/28	
沼友之進	大久保忠胤取次		享保20年㉖8/18	
根本右近(岡村十郎右衛門)	根本治胤養子		元文元年㉗12/20-21, 26 元文2年㉘1/9, 2/5, 8, 15, 17-18	仮名改め信名が右近と名付(㉙12/20)
根本大炊頭平治胤(春胤)	八幡神社神主(胤満、信胤、神服姓)	上総菊間郡(市原郡菊間村)、江戸松嶋町(㉚)	享保20年①4/13, 30, 5/4, 7-8, 6/2, 13-14, 17-19 ②7/22, 26, 8/28 ③11/28-29 享保21年④1/26, 29, 2/4, 6-7, 9-11 ⑤3/16, 18-20, 21, 27, 29, 4/2, 10, 12 元文元年⑥5/9, 14-15, 18, 25-27 ⑦6/15, 17, 19, 22-24, 26-27, 7/17, 8/6, 24, 9/22-23, 25, 28 ⑧10/7, 19, 11/8-9, 12, 14, 16-17, 19-20, 12/17, 19-22 元文2年⑨1/20, 2/1, 5, 8, 14, 4/17, 22-23, 27-28 ⑩5/2-4, 6, 8-9, 17, 20-22, 25-26, 29, 6/26, 28 ⑪7/1, 2, 8/8-10, 13, 9/5, 14 ⑫11/2-4, 12, 14-16, 21-23, 27-29 元文3年⑬1/6, 9-10, 2/8, 15, 18, 28 ⑭4/2-3, 6-8, 13, 15, 5/1-2, 26, 6/3, 6, 11, 15 ⑮7/9-10, 9/14-15, 20, 24-26 ⑯11/1, 4, 11-12, 12/17-18, 26 元文4年⑰1/4, 15, 2/1-3, 7-8, 16, 19-20, 3/4-5, 26-28 元文4年⑱4/4, 16, 18, 27-28, 5/7, 9-10, 19-22 6/2, 13-14, 18-19 ⑲7/1-2, 4-5, 25-26, 8/4-7, 24, 9/3, 5, 14, 16-17, 20-21, 23-25 ⑳10/13-14, 24, 11/3, 6, 15-16, 12/5, 18, 23-24, 27-28 元文5年㉑1/9, 12, 16, 18-19, 26-28, 2/1-3, 6, 8-9, 11-13, 15, 18, 20-21, 3/1, 2, 4, 10, 12 元文2年㉒2/19-20, 23	上総菊間八幡宮神主と松嶋町稲荷社神主を兼帯、明和元年没、74歳。此間出府(㉒2/8)
野沢大藏大輔			元文2年㉓2/19-20, 23	
野末左兵衛	加納久通近習		元文2年㉔5/9	
野瀬甚四郎			元文2年㉕4/5	屋敷稲荷鎮守(㉖4/5)
能村与惣次郎(与三次郎)	城州八幡郷侍		元文2年㉗4/4 ㉘5/1	
羽倉石(石女)	左仲妻		元文2年㉙10/22	
羽倉源之丞光周	御留守居与力、奥坊主		元文2年㉚2/1	『寛政譜』22-358
羽倉監物	内田玄佳子息		享保20年㉜8/7	
羽倉延重	惣目代		元文2年㉞3/20	

人名	身分・統柄	所在等	出典(○冊、日付)	備考
羽倉信満(左仲)	父は並河宗武。初名宗基、左仲。	稲荷社	享保20年①5/5、14 ②7/5、17、8/5、10 ③10/29、11/8、25、27、12/8、11-12、14-15、19、28 享保21年④1/2、13、16、2/4、17 ⑤3/19 元文元年⑥5/2 ⑦6/7、12、19-20、29、7/2、5、10-12、16、20、8/5-7、26、29、9/23、28 ⑧10/13、22、11/30、12/1、17、29 元文2年⑨1/4、2/3、23、25、4/2、4、27-28 ⑩5/3-4、6/6、14、30 ⑪7/1、16、25、8/8 ⑫10/2、20、21、25 11/1、4、30、11/4、閏11/12、28、12/4、24 元文3年⑬1/4、13-14、2/7、3/11 ⑭4/20、6/26 ⑮7/6、8-9、13、17、8/2、9/3、5 ⑯10/4、16、19、21、27、11/10、15-16、27、29、12/16-18 元文4年⑰1/13、2/16、27、3/17 ⑱4/8、5/27-28 ⑲10/10、20、26、11/15、23、26 元文5年⑳1/2、28、2/3、4、8	明和6年9月6日没。62歳。妻は石子。実家に掃羽倉を称し、伏見に住む。
羽倉出羽守延幹			元文2年⑳3/7	
長谷川藤三	牧野貞通取次、御坊主		元文3年㉑10/15	
長谷川殿子息			元文2年㉒8/28	
長谷川一学	長谷川庄五郎叔父		元文4年㉓3/17	
長谷川儀右衛門			元文2年㉔1/25 元文4年㉕8/10、27	
長谷川郡次(軍次)			元文3年㉖4/1 ①7/15、9/6、28 ②10/18、28-29、11/3、12、13-15、18-19、21、23、12/13、21、23 元文4年③1/10、16、2/12、3/6 ④4/8、5/29 ⑤7/2-3、8/10 ⑥10/23、11/3、28、12/10-11、25、30 元文5年⑦1/2-3、7、21、2/3、6、11、17、21-22、27	
長谷川庄五郎	飛騨国代官?		元文2年⑧6/2、8 ⑨7/5、18-19、8/16、23、25、28-29、9/19、21、23、28 ⑩11/2、9、14、15、19、21、22、閏11/1	初面会・鈴木平八親意(⑩8/25)、今年42才(⑩11/2)、息女へ神符進(⑩閏11/1)
長谷川忠左衛門	長谷川郡次次男		元文3年⑪1/16 ⑫5/13 ⑬11/19 元文4年⑭1/16、28、2/12、3/17 ⑮4/11、17 ⑯8/1、10、9/27、29 ⑰10/3	
長谷川田十郎			元文4年⑱12/10	
長谷川平太	郡次舎弟		元文3年⑲11/13-14、12/23 元文4年⑳1/16、2/18、20 ⑳4/10、5/16	
畑治左衛門	有馬氏偷用人		享保20年①4/22、5/7、28、6/8、15 ②9/12、27 ③12/11、25 享保21年④1/21、2/5 ⑤3/16、4/8 元文元年⑥5/12 ⑦6/26、8/6、15 ⑧12/15 元文2年⑨1/6、3/10 ⑩7/24 元文3年⑪1/23、2/1 元文4年⑫1/9-10 ⑬6/8、15	
波多人郎兵衛	小林義右衛門勝聖(牧野駿河守近習儒者)		元文元年⑭6/26、8/8、15 ⑮10/29 元文2年⑯1/6 ⑰7/3、9/29 ⑱10/3、12、15、18、21、12/5、16、22 元文3年⑲1/12、2/17-18、3/20、22 ⑳4/22、6/17 ㉑7/17、8/11 ㉒11/29、12/24、27 元文4年㉓1/13、2/28 ㉔7/25	
畠山			元文2年㉕3/7	大内と合戦
畠山民部大輔基祐	高家		元文2年㉖4/21	『寛政譜』2-250
八大夫	北条茂兵衛足輕		元文3年㉗8/23	
蜂屋新右衛門			元文4年㉘12/21	
服部佐五右衛門	角倉与一手代		享保20年㉙8/17	
服部周雪			元文2年㉚1/29	
服部彦六	嶋角右衛門取次		元文2年㉛3/15	
花井藏人(主馬)	八幡社家		元文2年㉜8/25	
花井三郎左衛門	東本願寺奉公人	柳橋	元文2年㉝8/25 ①11/22、29、12/12 元文3年②1/4、2/2、7、10 ③4/4 ④10/13、26 元文4年⑤1/16 元文5年⑥2/16、3/11	三郎左衛門の家本・実は清水氏(⑩8/25) 元米上方の産・八幡社家筋(⑩8/25)、全旅籠の金子為替流用(⑩2/2)、為替金四両式埜請取(⑩2/10)
馬場三郎左衛門尚繁	御目付、御先鉄砲頭、京都町奉行		元文2年⑦4/21 元文4年⑧7/22-23、27	『寛政譜』2-396
馬場木工	三浦義理家中		元文元年⑨9/2-3 元文2年⑩1/2	
浜野弁右衛門	小堀政基目付役		元文3年⑪12/26 元文4年⑫1/17、23、25、2/2-3、6、8 ⑬11/9 元文5年⑭2/9、22-23	森三大夫の甥新七の姉婿(⑩1/17)
葉室前大納言頼胤	武家伝奏		享保21年⑮3/11、13-15、23 元文2年⑯9/4 元文5年⑳3/6	
林一字		稲荷社	享保20年㉑8/19	井出平兵衛去る十日荷山へ立寄の由申来(②8/19)
林喜左衛門	井上正之家の寺社役人		享保20年①4/14-15、5/22-24、26-27、6/1、5、14、28 ②7/1、2、4、9、17、8/4、16、26、9/5、7、8、14、20、26 ③10/2-3、8、15、23、27、11/4、10-11、16、19、24、29、12/4、7、11、17 享保21年④1/22、28、2/4、11、18、25 ⑤3/2、9、16、25、27、30、4/5、11、16 元文元年⑥8/19、28、9/5、13-14、22、28 ⑦10/1、8-9、11/4 元文2年⑧1/18 元文3年⑨9/28 元文4年⑩6/1、14 ⑪7/26	病氣(①6/14)、林喜左衛門病死の由(⑦10/8)
林大学頭信充	將軍侍講		元文元年⑫7/13 元文4年⑬9/4	『寛政譜』2-398
早水幸右衛門(一部早川と誤記)	長田元輔取次		享保20年①5/7、12、6/8 ②7/29、8/18 元文4年③6/8 ④9/4、14	上方養生、長田元隣京都町奉行在役中荷山肥州宅へも訪問(①5/7)
原求馬	奈須春悦養子		元文3年⑤3/7	初面謁(②3/7)
藏川吉岐			元文元年⑥9/20	
藏川岩	富樫求馬女、信名養女、藏川親直妻	稲荷社	元文元年⑦6/7、19、29、7/5、25、9/20 ⑧10/23、11/16、12/29 元文2年⑨1/21-22、3/5 ⑩12/23 元文3年⑪7/17 ⑫11/5	信名子分とする(⑥6/7)、信名養女として藏川宮内親直妻へ縁談(⑥6/19)

人名	身分・続柄	所在等	出典(○冊, 日付)	備考
祓川佐渡守親茂	権祝	稲荷社	享保20年①5/5 ③12/22 元文2年③3/5 ⑩12/19 元文3年③3/29 ④4/6 ⑧8/9, 12 ⑨11/5 元文4年⑩3/5 元文5年⑫2/18, 3/6	
祓川宮内直親(一部親直(誤記))		稲荷社→江戸	享保20年①4/27 ③11/19 元文元年⑤5/14 ⑥6/19, 7/5, 12, 8/29, 9/23, 25 ⑦12/19, 29 元文2年⑧1/4, 13-14, 27, 2/16, 3/5, 7, 29, 4/23, 28 ⑨7/3, 6, 9, 8/2-3, 9/19 元文3年⑩1/26, 2/28, 30, 3/10-16, 17, 19, 22-23, 25-29 ⑪4/1-3, 8, 10, 13, 19-20, 23, 28, 5/1-2, 4-5, 9-10, 18-19, 23, 6/7-8, 13-14, 17-18, 20, 22-25 ⑫7/1, 3, 5, 10-12, 14-15, 21-22, 25, 29, 8/1, 3, 6-7, 9-13, 15-17, 19, 22, 24, 27-28, 9/1, 5-6, 8-12, 14, 28 ⑬10/1-2, 4, 7, 9-12, 14-18, 20, 22-24, 27, 29, 11/1-3, 5-6, 8-9, 11-13, 15-17, 22, 24-27, 12/1-5, 8-14, 17, 20, 26-29 元文4年⑭1-10, 14, 16-17, 19-21, 23, 25, 27-28, 2/1-8, 10, 12, 14, 16, 18-19, 21, 23-24, 28-29, 3/2-3, 5-6, 8-9, 11-14, 16-20, 22-23, 25, 26 ⑮4/1-5, 7-10, 12-13, 15, 17-19, 21, 25-26, 28-29, 5/1, 2, 4-7, 9-22, 24-27, 29 ⑯7/1, 4, 6, 10, 12-13, 16-22, 24-29, 8/1-6, 10-13, 15, 18, 22, 24-30, 9/1, 3-4, 6, 9-12, 16, 19-21, 23-24, 26-27 ⑰10/1, 3-7, 10, 12-14, 17-21, 23, 25-27, 11/1-2, 7-8, 10-12, 14-15, 19-22, 24-25, 27-29, 12/1-2, 4-7, 9, 11-18, 20-21, 25, 28, 30 元文5年⑱1/1-2, 4-15, 17-20, 23, 25-28, 2/1, 3-6, 9, 11, 13-15, 17-23, 29, 3/1-2, 4-6, 8-12 元文元年⑳5/2 享保20年㉑12/8	元文5年2月24日越前守、田中社祝。上社神主、正四位下、佐渡守、非藏人、越前、尾張、安永4年間12月28日卒、61才(『大社年表』)。富樫求馬女岩老信名養女として祓川宮内親直妻へ嫁談(⑥6/19)、未刻江戸到着(⑩3/10)、安田大寺親類故代わりの参府(⑬3/11)、延喜式神名帳已下彼是諸記被借也(⑱9/1)
祓川肥後守			元文元年⑳5/2 享保20年㉑12/8	
祓川日向			元文4年㉒5/14	
幡津河嶋		不忍池端办々町2丁目	享保21年㉓3/17	安鎮願主(⑤3/17)
春尾氏女		春木町	元文元年⑳9/28 ⑦12/25-27, 11/18, 27, 12/9, 17 元文2年⑧1/18, 25, 27, 2/6, 15, 18-19, 3/8, 20 ⑨8/6, 9/8 ⑩10/9, 11/6, 12/8, 12 元文3年⑪1/23-24, 26, 2/6, 10, 12-13, 17, 3/1, 4 ⑫4/18, 6/22 元文4年⑬11/3-14, 21, 12/17	明日帰国(⑱12/17)
春田丹波(播磨)	具足師	木挽町広小路采女ヶ原	享保20年②9/4, 27 ③11/2, 15, 20, 12/11 享保21年④1/12 ⑤3/11, 14, 16 元文元年⑤5/16 ⑥9/29 ⑦10/7, 29 元文2年⑧1/6 ⑨5/14 ⑩7/12 享保21年㉔4/5, 10 元文元年⑥6/16, 24 享保21年㉕4/29 ⑦7/30	
平田丹下	細井安明家老		元文元年⑦10/17 元文2年⑧1/18 元文4年⑩1/13 ⑪4/28 享保20年①4/22, 6/14 ②8/17, 9/24 ③12/4 元文3年④1/23, 2/4 元文4年⑤1/13 ⑥4/28 元文5年⑦1/9 元文元年⑧12/19	本山神靈安鎮、元来佐々木氏(⑦11/19)、牧野公江伝手内迄面談(⑩12/16)
東辻修理大夫	賀茂氏譜流、地下家	下総浜野村	元文元年⑦11/12, 19-21, 25, 12/11, 18-20 元文2年⑧1/20, 2/8, 12, 3/28 ⑨8/8 ⑩12/16 元文3年⑪1/8, 2/18 ⑬6/9 ⑭9/26 元文4年⑮1/13 ⑯7/5, 9/24 元文5年⑰1/19	
日置喜左衛門		日本橋美濃屋	元文元年⑦10/17 元文2年⑧1/18 元文4年⑩1/13 ⑪4/28 享保20年①4/22, 6/14 ②8/17, 9/24 ③12/4 元文3年④1/23, 2/4 元文4年⑤1/13 ⑥4/28 元文5年⑦1/9 元文元年⑧12/19	
樋口五右衛門		日本橋	元文元年⑦11/12, 19-21, 25, 12/11, 18-20 元文2年⑧1/20, 2/8, 12, 3/28 ⑨8/8 ⑩12/16 元文3年⑪1/8, 2/18 ⑬6/9 ⑭9/26 元文4年⑮1/13 ⑯7/5, 9/24 元文5年⑰1/19	
樋口清兵衛		日本橋	元文元年⑦11/12, 19-21, 25, 12/11, 18-20 元文2年⑧1/20, 2/8, 12, 3/28 ⑨8/8 ⑩12/16 元文3年⑪1/8, 2/18 ⑬6/9 ⑭9/26 元文4年⑮1/13 ⑯7/5, 9/24 元文5年⑰1/19	
樋口屋妙三	土方七郎右衛門手代	京橋水谷町	元文元年⑦11/12, 19-21, 25, 12/11, 18-20 元文2年⑧1/20, 2/8, 12, 3/28 ⑨8/8 ⑩12/16 元文3年⑪1/8, 2/18 ⑬6/9 ⑭9/26 元文4年⑮1/13 ⑯7/5, 9/24 元文5年⑰1/19	
彦藏			元文元年⑦11/12, 19-21, 25, 12/11, 18-20 元文2年⑧1/20, 2/8, 12, 3/28 ⑨8/8 ⑩12/16 元文3年⑪1/8, 2/18 ⑬6/9 ⑭9/26 元文4年⑮1/13 ⑯7/5, 9/24 元文5年⑰1/19	
土方七郎右衛門	町人		元文元年⑦11/12, 19-21, 25, 12/11, 18-20 元文2年⑧1/20, 2/8, 12, 3/28 ⑨8/8 ⑩12/16 元文3年⑪1/8, 2/18 ⑬6/9 ⑭9/26 元文4年⑮1/13 ⑯7/5, 9/24 元文5年⑰1/19	
菱田甚右衛門	御蔭絵師		元文元年⑦11/12, 19-21, 25, 12/11, 18-20 元文2年⑧1/20, 2/8, 12, 3/28 ⑨8/8 ⑩12/16 元文3年⑪1/8, 2/18 ⑬6/9 ⑭9/26 元文4年⑮1/13 ⑯7/5, 9/24 元文5年⑰1/19	
菱田六郎右衛門	飛脚		元文2年⑱1/18	
備前屋	旅宿	大坂伏見堀	元文5年㉖2/16	
備前屋又兵衛	旅宿	大坂伏見堀	元文3年㉗11/19	二宮元貞大坂旅宿(⑮11/19)
常陸屋幸助	宿屋	馬喰町	元文5年㉘2/6, 8	
秀小路	天英院御年寄		享保20年㉙4/26	
日根野因幡守弘長	西城御侍首頭		元文5年㉚3/3	
平賀郡次			元文3年㉛8/22, 29	浅草蔵前办々倉と申町人下屋敷見物之事約諾(⑳8/22)
平賀玄好	平賀玄純子息		享保20年㉜11/2 元文4年㉝5/25	
平賀玄純	小普請医師		享保20年㉞10/18-19, 11/2-3, 9, 13, 20, 23, 29, 12/6, 8, 11, 25 享保21年㉟1/12, 21, 2/5, 29 ⑤3/9, 11, 17, 23 元文元年③3/7, 5/3 ⑥6/24, 7/23, 8/27, 29 ⑦10/29, 11/2, 12/12, 16 元文2年⑧1/6, 2/15, 28 ⑨8/10, 12, 9/6, 16 ⑩12/16 元文3年⑪1/12, 17, 2/9 元文4年⑫5/24 ⑬12/17-18, 20 元文元年⑭7/13 元文3年⑮9/12 ⑯11/20 元文4年⑰10/23, 11/8, 12/27 元文5年⑱1/8, 2/3, 11, 3/4 元文4年㉟2/27, 3/26	
平賀甚右衛門	在満支配衆		元文4年㉟10/23, 11/8, 12/27 元文5年⑱1/8, 2/3, 11, 3/4	
平賀忠左衛門	長谷川郡次舍弟		元文4年㉟10/23, 11/8, 12/27 元文5年⑱1/8, 2/3, 11, 3/4	
平賀平太			元文4年㉟10/23, 11/8, 12/27 元文5年⑱1/8, 2/3, 11, 3/4	

人名	身分・続柄	所在等	出典(○冊, 日付)	備考
平野嘉内	渋谷良信取次		元文3年③5/9-10	
平野茂左衛門	板倉勝登取次		享保20年③11/9 元文元年⑥6/26	
広瀬衛守			元文3年②1/26 元文5年⑩1/28, 2/13	
深尾源六郎			享保20年①5/18 享保21年⑤4/24	
深尾孝七			享保21年⑤4/24	
深尾多仲	大久保忠胤家中、智光院の甥孫		享保20年①4/22, 26, 5/8, 18, 6/1, 12 ②7/6, 8/11, 18, 29 ③10/13, 15, 17, 12/7, 23 享保21年④1/4, 6, 2/1, 25-26 ⑤3/9, 4/24 元文元年⑤5/10 ⑥6/11, 29, 7/3-4, 25, 8/3, 17 ⑦10/4, 6, 16, 11/9, 29, 12/3-4, 6, 14, 20 元文2年⑧1/3, 15-16, 2/4-6, 30, 3/23-24, 29 ⑨6/26 ⑩7/1, 10, 19 ⑪12/29 元文3年⑫1/4 ⑬5/18, 23, 25-26, 6/16 ⑭7/6 ⑮10/6, 19, 12/7, 25, 28 元文4年⑯1/7, 15, 19, 25, 2/11, 13, 2/25, 27, 3/1, 8, 20, 30 ⑰4/1, 7, 9, 27, 5/4, 6/1, 11 ⑱7/9, 8/18 ⑲11/11, 12/21, 24, 26-27 元文5年⑳1/5, 12-13, 29, 2/13-14, 17, 19, 25, 30, 3/11	叔父不幸(①5/8)、今日婚姻あり(⑰4/1)
深尾初	深尾多仲内室	本庄猿江	享保20年①4/25 元文3年⑩10/19 元文4年⑪4/1 ⑫12/26 元文5年⑬1/5	妊身(⑳1/5)
深尾房	深尾先多仲後室、松山軍司妹、深尾多仲養母	本庄(本所)猿江	享保20年①4/26, 5/8 ②8/11, 14, 9/22 ③10/17, 12/2, 8, 27-28 享保21年④1/12, 14, 2/21, 29 ⑤4/18, 24 元文元年⑥6/11, 7/16-17, 27-28, 8/26 ⑦10/4, 6, 11/5, 12/26, 28 元文2年⑧2/30 ⑨7/12, 8/16 ⑩10/19, 12/29 元文3年⑪1/20, 2/1, 3/1 ⑫4/23, 28, 6/17 ⑬7/13 ⑭10/19, 12/9, 25, 28 元文4年⑮1/7, 14-15, 2/13	お房病氣(⑥6/11)、病氣快氣なく今四つ時死去(⑩1/15)
深田正室(宗真、宗信)		尾州家御屋敷	元文元年⑦12/6, 9 元文2年⑧1/29 元文3年⑨7/25	北条茂兵衛養父方江州の親類・尾州御鷹野供奉(⑦12/9)
深見新兵衛有隣	儒者、書物奉行		元文元年⑥6/25, 7/2 元文5年⑩1/15	致仕後号右翁、廣米200俵。元文4年12月18日御書籍校合により黄金3枚を賜る。書物奉行在職三十余年に及び、『猿蓑国史』の校訂、『二条家日次記』書写校訂、紅葉山文庫置上図書の上申などにあたった。明和2年西城御裏門番。明和6年12月4日致仕、安永2年2月15日死去。年83(『寛政譜』22-351。山本武夫、『日本近世人名辞典』)。
おき	深尾房妹		享保20年②8/14	初面話(①4/19)
福嶋日向守正視			元文4年③3/24 ④5/2 ⑤7/23	
福田佐右衛門			元文元年⑥6/26	
福田平馬	山名豊敏家中		元文4年④4/3	
福田六左衛門	長崎惣年寄		享保21年④2/19	非上公広間にて近付になる(④2/19)
福原次助			元文2年⑨1/28	
藤井佐十郎(左十郎)	本多正珍寺社方役人、留守居		元文4年⑦4/3 元文5年⑩1/12, 2/17	
藤井木工	備中吉備津宮社家		元文2年⑦7/20, 8/3-4, 15, 9/3, 25 ⑩12/13, 21	明日帰国(⑨9/3) 直親療治の医者、疹脈針治抜群の上手(⑩10/10)
藤井理息	医者		元文4年⑨10/10	
藤田清兵衛(彦十郎)	町与力	八丁堀	享保20年②8/7 享保21年④1/5, 18 ⑤4/24 元文元年⑦12/26 元文3年⑩1/8 元文4年⑪1/13 ⑫4/28	藤田清兵衛米入・彦十郎事也(④1/18)
藤田六郎右衛門	藤田彦十郎親父		享保20年②8/7	近付代になる(②8/7)
藤森左大夫			元文元年⑨9/25	
藤森普左衛門			元文元年⑨9/20	
藤森兵衛頭			元文5年⑫2/24	
藤屋小左衛門		深草	享保20年①6/22 元文4年⑥6/22	小林隆右衛門と親族

人名	身分・続柄	所在等	出典(○冊, 日付)	備考
藤谷平藏	在郷家来		享保20年①4/13, 5/19-20 享保21年④1/3 ⑤4/2 元文元年⑦7/23 ⑦12/5 元文2年⑩閏11/20, 24 元文3年③6/1, 26 ⑧8/14, 9/3 ⑨10/28, 11/7, 11, 19, 12/11, 27 元文4年⑩1/2, 3/2 ⑩4/7, 14, 18 ⑨10/7, 11/8, 19, 27, 12/21 元文5年②1/9, 12, 2/11, 3/9	小川町辺りで浜松杉浦修理院に似た仁に出会(④1/3) 本直以下到着之迎に品川末で出向(⑩閏11/20, 24)
藤原中納言朝忠	平安期の公家・歌人		元文2年⑨5/11	三十六歌仙の一人
藤原口輔			享保21年④1/21	
藤原道信			元文2年⑨5/21	
布施谷但馬守	田安		元文2年⑨3/28	26日日輪二光見届(⑨3/28)
古川甚右衛門	牧野英成家老		元文元年⑨8/4	
古川吉之丞	安田親冬若免	江戸	元文3年⑦7/13, 8/2, 13	
古川民部卿			享保20年①17	
不破右近(刺負)		稲荷社	享保20年①5/5 ②7/5, 9/9 ③11/8, 12/22, 27 享保21年④1/13, 2/1, 17, 21 元文元年⑤5/20 ⑥6/6, 19, 29, 7/2, 9/20 ⑦10/13, 19 元文2年⑧2/9-10, 30, 3/22, 24, 29, 4/4, 10 ⑨7/9, 26 ⑩11/1, 4, 12 元文3年②1/29, 2/4, 7 ③6/26 ④7/8, 8/8 ⑤12/3, 6 元文4年⑦5/4 ⑧11/6 元文5年②1/2, 15, 22	刺負と改名(⑩7/26)
文之丞	町人		享保20年②8/28	
平右衛門	家来	稲荷社	元文2年⑩閏11/26, 28, 12/21	直子らと共に江戸着(⑩閏11/25)、京都へ返す(同28)
鳳閣寺息女	大久保忠胤家中か		元文2年⑨1/3	
鳳閣寺母			元文2年②2/29-30, 3/1, 4/11, 18, 26 ⑤5/21-22 ⑩12/1, 14	計7月26日
宝積寺宮			享保20年②7/29	
北条権之進	若狭小浜藩酒井家家臣、信舍弟		元文元年⑨6/29	春満門人。昨日着府(⑨6/9)
北条茂兵衛		神田橋酒井家邸	元文元年⑨6/9	北条権之進と同一人物か。百人一首評会発起、主用により不参(⑨4/7)、百人一首評会(⑨4/10, 27)
宝真月尼			元文元年⑨6/25, 28, 7/4, 6-7, 12-13, 27, 8/20, 27, 9/6, 11 ⑩10/3-4, 9, 13, 16, 18, 11/17, 12/6, 9, 22-23, 30 元文2年⑨1/11-12, 14, 29, 2/7-8, 10, 14, 16, 27, 3/8, 24, 26-27, 4/7, 10, 15, 17, 27 ⑤5/2, 5, 6/4, 7-8, 12-13, 16, 24 ⑨9/1 ⑩10/28, 11/2 元文3年②2/8 ③6/17 ④8/23 ⑤12/24 元文4年⑥2/21, 24, 3/11 ⑨12/18	
甫喜山道寿	神田明神社家隠居		享保20年①5/7	
甫喜山主殿			享保21年④1/4 元文元年⑦7/16, 22 元文2年⑧1/1 元文4年⑩1/1 元文5年②1/7	
細井左治右衛門			元文元年⑥7/22	
細井左忠			享保20年①4/26, 6/11 享保21年④1/5, 23 元文2年⑧1/16 元文3年②1/8, 19 元文4年⑩6/11	
細井次郎大夫			元文3年②2/13	
細井飛騨守			元文3年②10/28	
細井因幡守安明	長崎奉行		元文4年⑩1/13	
細井安明室		猿江	享保20年①4/20, 5/8, 11, 6/9 ②7/9, 11, 12, 13, 20, 28, 8/6, 11 ③11/20 享保21年④1/12 ⑤3/14 元文元年⑥9/29 ⑦10/7, 元文4年⑩6/9	元文元年9月18日長崎において死去(寛政譜21-54)。
細井藤左衛門安定	小十人頭、小普請奉行		享保20年②7/20, 8/11, 9/22 享保21年④1/12	細井因幡守安明息子。元文元年遺跡を継ぐ(武蔵国比企郡・遠江国佐野郡内采地800石)。3年3月15日小普請奉行(寛政譜21-54)。
牡丹花老人	御勘定奉行		享保20年②7/6 元文元年⑦10/3 元文2年⑩8/15, 9/4, 19	『寛政譜』15-101
堀田出羽守正陳	冑柏(牡丹花一)。連歌師。		元文元年⑨7/8	
堀宗右衛門	大番頭		享保21年⑤3/15, 4/1	『寛政譜』10-415
堀宗与			元文3年②1/8	
			享保20年②8/29, 9/1 ⑩閏11/13 元文4年⑩4/25	

人名	身分・経柄	所在等	出典(○冊, 日付)	備考
堀家主税(堀池)	備中吉備津宮社家頭		享保20年①4/28, 6/2, 11, 16 ②7/8, 8/20, 9/3, 26 ③10/3, 13, 15, 23, 11/21-22, 24, 12/7 享保21年④1/2, 5, 17, 2/1, 3, 6, 16, 27 ⑤3/13, 15, 18, 25, 27, 4/1, 5, 10, 12, 16, 18 元文元年⑥5/3-5, 18, 29 ⑦6/3-5, 8, 16, 19, 7/8, 15, 17, 23, 8/8, 12, 14, 17, 21, 23, 25-26, 28, 9/4, 9, 12, 22, 28 ⑧10/1, 4, 13, 16, 19, 24, 11/4, 7-8, 10, 12, 17-18, 23-27, 12/2, 4, 7, 16, 21 元文2年⑨1/12, 16, 18, 24, 27, 2/3-4, 12, 21, 27, 3/3, 6, 10-11, 20, 26, 28, 4/4, 6, 11-14, 22, 26, 29 ⑩5/5-7, 9-10, 12, 17-23, 26-27, 6/3, 8, 10-11, 13, 16, 18-19, 28 ⑪7/1, 4, 6-7, 19, 20, 25, 28, 8/3-4, 6, 11, 15, 19, 22, 26-27, 9/3-5, 8, 11-12, 15, 17, 19, 21, 25, 28 ⑫10/5, 6, 7, 14, 15, 18, 19, 24, 25, 11/6, 12, 15, 16, 18, 19, 26-29, ⑬11/1, 3, 16, 12/2, 9, 13, 15-17, 19, 21, 22 元文3年⑭1/16, 2/4, 3/6 ⑮7/15, 9/12 ⑯10/16 元文4年⑰2/24-26, 28 ⑱4/14, 6/11, 16, 6/2 ⑳8/19, 9/14 ㉑10/5 元文5年㉒2/16, 17	初面詰(①4/28)、主税一件は大岡越前守公に移るの由内意(③4/26)
本庄氏			元文元年⑤5/14	
本多伊予守忠統	若年寄		享保20年①5/4 ②8/16 ⑩10/13	中条藤大夫若年寄本多伊予守内 本多伊州殿、『寛政譜』11-246
本多紀伊守正珍	駿河国田中城主4万石		元文4年③3/14-15, 18, 20, 22-23, 26-27 ④4/1, 3, 8-9, 11 元文5年⑤1/5, 12, 2/17, 21, 30 元文2年⑥2/21	元文2年閏11月12日中奥小姓『寛政譜』11-233)
本多玄蕃頭忠煥				酒井謙岐守後任、下野国古河城主5万石。従四位下侍従。帯懸間詰。宝暦元年7月15日卒去。年62(『寛政譜』11-221)。
本多中務大輔忠良	老中		享保20年①5/23 享保21年⑤4/3, 6 元文元年⑥8/6-7, 9/27 ⑦10/1 元文2年⑧1/2 ⑨9/26 元文4年⑩4/9, 11-12, 16 ⑪8/8 ⑫12/1	御膳奉行へ役替(③3/10)。3年12月15日留守居、4年6月13日死去、年72(『寛政譜』11-254)。
本多筑後守忠英	京都町奉行、御旗奉行、留守居		元文元年⑤4/29 元文2年⑥2/15, 28, 3/10 ⑩10/13, 15, 12/19 元文3年⑪3/16 ⑬6/17	
本多長右衛門			享保21年⑤3/15	元文元年8月12日小普請奉行就任。12月16日従五位下近江守叙任。前職は新番頭。下野国塩谷郡等内3000石。元文4年作事奉行。寛延3年致仕、明和2年6月24日死去。年73(『寛政譜』11-294)。
本多弥八郎正庸	小普請奉行		元文元年⑥8/12	
本武治(次) 郎左衛門			享保20年②7/29, 8/1, 3, 7, 9/7 享保21年④1/5	
本間六右衛門	鈴木平八傍輩		元文3年⑦7/9	
前田隠岐守玄長	商家		元文元年⑦11/4	『寛政譜』21-84
前田(佐藤)弾治			元文4年⑧7/25(前田) ⑨10/23, 25-26, 28, 30, 11/1-6, 9, 11(佐藤), 13-14(佐藤), 15, 18-19, 12/4(佐藤)	
牧野越中守貞通 (越牧公)	奏者番兼寺社奉行	深川、中屋敷浜町	享保20年①5/2, 23-24, 27, 6/20-21 ②7/17, 8/3 ③11/21 享保21年④1/4, 9, 2/17 ⑤4/17, 23, 29 元文元年⑥5/2, 4, 12, 16, 26, 29 ⑦6/13, 8/3, 7-8, 15, 17-18, 9/2, 23 ⑧12/10-11 元文2年⑨1/6 ⑩5/4 ⑪7/3, 8/7, 18, 9/22, 25-26, 29 ⑫10/3, 7, 8, 10, 1-15, 19, 28, 29 11/2, 18, 21, 26, ⑬11/2-5, 16, 28, 12/7, 15, 16, 17, 19, 20, 25 元文3年⑭1/7, 10, 12, 22, 24-25, 2/13-14, 17, 29, 3/11-14, 16, 20-24, 26-27 ⑮4/3, 5-6, 8, 10-11, 13-16, 21, 5/1-3, 7-8, 10, 12, 19, 25, 6/2, 10, 12, 20, 22, 26, 29 ⑯7/19-20, 22, 29, 8/4, 7, 9-10, 16, 20, 9/1, 8, 15, 26 ⑰10/3, 6, 15-16, 19, 22-24, 26, 11/1, 2, 9, 11-12, 18, 25 元文4年⑱1/9, 20, 25, 2/3, 7, 16, 23, 28, 3/7-8, 16, 22, 30 ⑲4/3, 8, 22, 5/4, 7, 11, 15, 21, 26, 28, 6/6, 21 ⑳7/8, 10-12, 16-17, 20, 22-25, 8/24, 28, 9/4 ㉑10/19, 12/11, 27-28 元文5年㉒2/12, 21-23, 3/7, 9	日向国延岡城主8万石。従五位下。宝永4年生まれ。寛延2年9月13日京都にて卒去。年43(『寛政譜』6-279)。屋敷は深川、4992坪4合(『東京市史稿』15-573)。辻宮記(⑧8/16, 20)
牧野十郎左衛門	松平乗邑公用人		元文元年⑥6/17	
牧野常喜			享保20年①6/21 元文4年⑥6/21	
牧野駿河守忠寿	越後国長岡城主		享保20年①5/16, 23, 27, 6/20-21 ⑩10/13 ⑪10/13, 11/10 元文4年⑫6/20-21 ⑬7/20	享保14年奏者番辞職、20年10月2日卒(『寛政譜』6-270)
牧野民部少輔忠周	越後国長岡城主、忠寿子息		元文元年⑨9/2	享保20年11月25日越後国長岡城主74000石余。延享3年4月4日致仕、安永元年6月28日卒去。年54(『寛政譜』6-270)。

人名	身分・続柄	所在等	出典(○冊, 日付)	備考
牧野河内守英成	丹後国田辺城主	丹後国田辺	元文元年⑧8/4 元文2年⑩2/4	丹後国田辺城主3500石。享保9年12月15日京都所司代、従四位下侍従、13年6月12日河内守、19年6月6日致仕、寛保元年9月19日田辺にて卒去。年71(『寛政譜』6-286)
孫三郎		帯刀町	享保21年④2/8	初面話・故郷の義経談(④2/8)
政野女	水戸御守殿表使		元文3年⑨6/26, 29 ⑩7/1, 25, 8/6, 28, 9/30 ⑨12/4, 17 元文4年⑨2/12-13 元文4年⑩7/22 ⑨12/6, 12, 15	割屋親(⑩6/26)
益子仁大夫	細田時以家老		元文2年⑩9/19	小林勘藏兄(⑩9/19)
益田三左衛門			元文3年⑨12/8	
升屋才兵衛	伊勢御前宿	日本橋元大工町	元文4年⑨9/13	
升屋伊兵衛	伊勢御前宿	日本橋元大工町	元文4年⑨9/13	
又右衛門			元文2年⑩9/30	
又藏	板倉勝澄取次		享保20年②8/7	
又兵衛			元文4年⑨12/26	
松口殿			元文2年②2/3	返事左仲方～登又(⑩2/3)
松井久大夫			享保20年①6/2	
松井郡司			元文2年⑩8/10	
松井豊太	松平信綱家中		享保20年②8/21, 10/24 ⑩12/29 享保21年④2/21, 2/29 元文元年⑤5/22 ⑥7/12, 23-24, 9/26 ⑦10/12, 18, 29, 12/30 元文2年⑧1/28, 2/26, 29, 3/22 ⑩7/26, 9/1 ⑪11/28, 12/6 元文3年②1/12, 3/25-27, 29 ⑬5/13, 16, 24, 6/4 ⑭8/3, 23 ⑮10/18, 11/4, 22, 28, 12/7, 17, 25, 27, 29 元文4年⑩1/4, 2/22, 24 ⑰5/10 ⑱7/24 ⑲11/16, 12/11, 18 元文5年⑳1/8, 13, 3/2	高倉家衣紋の門入相濟權(⑩9/1)
松下嘉平次	十人目付		元文5年②2/21	
松下見林	儒医・国学者		元文2年②6/7	
松嶋久兵衛	井上正之役人		享保20年②7/17, 8/16, 9/5, 7 ③11/16, 12/17 享保21年④1/28 ⑤3/25 元文元年⑧8/17, 28, 9/5, 22, 28 ⑦10/5, 8, 17, 20, 11/1, 4, 7, 18, 12/1, 7, 17 元文2年⑧1/18, 25 ⑨7/26	元来京都の姓、泉涌寺宏天長老弟子正雅由緒(①5/4)
松田黒左衛門	酒井忠恭家中		享保20年①5/4, 6, 6/11, 13, 19 ②7/30 享保21年④2/1-2 ③3/8, 19 元文4年⑩6/11, 13, 19	
松平淡路守			元文3年⑬5/7	
松平権之助氏盛	松平信綱養子		元文3年⑭7/8, 29-30, 8/1-3, 9, 15, 20, 22-23, 25 元文4年⑯1/9 元文4年⑰11/5, 18, 12/8-9	信綱養女(信綱長男信辰女)を妻とす。寛延3年4月3日遺跡を継ぎ小普請、宝暦9年7月4日御小性相、明和8年3月28日死去、年61(『寛政譜』1-136)。引越、御内婚弘(⑲11/18)
松平字門(右門)	松平信綱子息		享保20年①4/20 ②7/26, 9/27 ③10/15 ④4/16 元文元年⑥7/12, 25, 9/24 元文2年⑧2/5 ⑩10/6 元文3年⑫1/12 ⑬4/5, 5/24, 29, 6/1-2	
松平宮内少輔			享保21年⑤3/15	
松平相模守			元文4年⑨4/17	
松平越中守定賢	越後高田藩主11万石		享保20年③10/11	『寛政譜』1-303
松平庄次郎(庄二郎)			元文元年⑧8/7 元文2年⑧1/6 ⑨5/13	
松平周防守			元文4年⑨5/13-14	
松平日向守勘敏	御普請奉行		元文4年⑩2/6	『寛政譜』1-175
松平主殿頭忠刻	肥州島原之城主65900石、松平勘敏嫡子		享保20年②8/27 元文4年⑩2/6 ⑰4/11, 17 元文5年⑱2/17, 30	長崎造台寺争論(⑳享保20年8/27) 元文3年5月27日に藩主就任する。『藩史大事典』
松平伊賀守忠愛	信濃国上田城主、奏者番		享保20年①5/4 享保21年⑤4/16 元文元年⑥6/25 元文2年⑩9/26 元文4年⑰5/4	濃国上田城主53000石。寛延2年8月2日致仕、大内記。宝暦8年3月6日卒去。年59(『寛政譜』1-52)。

人名	身分・統柄	所在等	出典(○冊, 目付)	備考
松平対馬守近貞	豊後国大分郡高松城主		享保20年①4/30 元文元年⑥6/15	豊後国大分郡高松城主21200石、雁間詰。初昭奉。元禄2年生まれ。延享2年9月18日致仕。宝暦7年5月13日卒去。年69〔寛政譜1〕-84)。屋敷は小日向上水端311坪7合8勺〔東京市史稿1〕8-227)。
松平市正親純			元文3年⑬4/25	〔寛政譜1〕-195
松平大隅守(島津継豊)	薩摩鹿兒島藩主728700石		享保20年⑨12/12	〔日本人名大辞典〕
松平右京大夫輝貞	老中		享保20年①4/22-23, 26 元文元年⑥6/18, 8/22, 9/26 元文2年⑧1/21, 2/5 ⑨5/7 ⑩9/19	
松平出雲守(前田利通)	加賀国大聖寺藩主7万石		元文3年⑳1/29	屋敷頼姫(⑳1/29)
松平権之助(⑩)12月以降、備後守)信綿(信富)	享保16年2月28日西城新番頭、元文2年閏11月18日西城御小性組番頭、12月16日従五位下備後守		享保20年①4/20, 5/27-28, 6/2, 8, 24 ②7/1, 18, 20, 23, 28, 8/15, 16, 17, 19, 9/9, 27 ③10/1, 5-6, 11, 15, 11/8, 12/1, 11, 19 享保21年④1/4, 9, 2/1, 5-6 ⑤3/3, 7, 15, 19, 4/8, 11, 16, 21 元文元年⑤5/23-24 ⑥6/1, 7-8, 21, 26, 7/6, 13, 18, 23 ⑦10/7, 12/14, 27 元文2年⑧1/6, 14, 20, 2/5, 11-12, 14, 3/10 ⑨5/5 ⑩7/8, 9/6, 15, 16, 18 ⑪10/1, 6, 7, 13, 12/6, 7, 12/12 元文3年⑫1/12, 2/11, 3/24, 28 ⑬4/5, 5/16, 21-23, 25-26, 29, 6/2-4, 6, 10, 19 ⑭7/3 ⑮10/27, 11/27, 12/17-18, 21, 25, 27, 29 元文4年⑯1/25, 2/4 ⑰4/2 ⑱7/6, 22, 28, 8/27-28, 9/1 ⑲11/18, 12/1, 8-9, 20-21, 25 元文5年⑳1/8, 2/15, 21, 23, 3/2, 12	初信允。元禄6年7月12日父氏辰遺跡武藏下総河内内采地2000石を分与、舎合、宝永元年11月15日御徒頭、12月11日布衣、4年9月15日御學院組頭、正徳元年5月15日御先頭、享保5年御持簡頭、10年西城勤仕、寛延2年7月6日西城御書院番頭、3年正月14日死去、年72、牛込法正寺に葬る、妻は酒井甲斐守忠正女〔寛政譜1〕-136)。
松平伊豆守信祝	老中		享保20年①4/14 享保21年④1/5, 9, 2/2 元文元年⑥6/5, 8, 13, 8/14 ⑦11/4 元文2年⑧1/2 ⑨5/15, 6/7 ⑩8/21 元文3年⑫3/27 ⑬8/28, 9/21 ⑭10/25 元文4年⑰4/11, 14	摂津国高槻城主50000石。従五位下。帝鑑間。元禄9年生まれ。元文4年3月4日神社の職を辞す。宝暦13年11月20日龜山にて卒去。年68。〔寛政譜1〕-131)。屋敷は一ツ橋外、4572坪、内西ノ方行留り道272坪共〔東京市史稿1〕8-983)。
松平紀伊守信岑	丹波国篠山城主、享保20年6月22日奏者番兼寺社奉行	一ツ橋外	享保20年①6/22, 24-25 ②7/1, 17, 18, 8/16, 17, 9/5 ③10/1, 15, 12/1, 7 享保21年④1/4 ⑤3/7, 15, 26, 4/21, 23 元文元年⑥5/13, 15 ⑦6/13, 9/13, 23 元文2年⑧1/6, 20 ⑨5/17-18 ⑩9/22, 25, 30 ⑪10/1, 3, 5-6, 8, 12/19 元文3年⑫1/7, 3/11, 27-28 ⑬4/5 ⑭7/29-30, 8/1-2, 15 元文4年⑯1/9 ⑰4/9, 6/22, 24-25 元文5年⑲1/12	本多中務後任、1万石加増、黒田大和守御役屋敷へ引き移る。和字御門入(⑩9/19)、〔寛政譜1〕-67
松平能登守乘賢	西丸御附家老		享保20年①5/23 元文2年⑩9/6, 19	下総国佐倉城主60000石。初乗益。従四位下侍従。元文2年に勝手掛老中となり幕府財政の再建に取り組む。延享元年には享保改革期の年貢徴収量のピークを示すが、強引な年貢増収政策は各層からの反発を招き、同2年架如罷免され、八丁堀の邸宅に豊居。3年4月16日卒去。年61〔寛政譜1〕-61。大石学、『日本近世人名辞典』竹内誠・深井雅彦編、吉川弘文館、2005年)。
松平和泉守乗佑	松平乗昌嫡子		元文2年⑧1/20 元文4年⑭4/6, 8	〔寛政譜1〕-61
松平半左衛門			享保21年④1/9	
松平備前守	御書院番頭		元文4年⑰4/15	役替御側(⑰4/15)
松平(伊達)陸奥守吉村	陸奥国仙台城主62万石		享保20年③11/28 元文2年⑩7/24 元文4年⑲5/22 ⑳7/18 ㉑12/22	
松平(伊達)越前守宗村	伊達陸奥守嫡男		享保20年③11/28	利根姫君嫁入輿(③11/28)
松平佐渡守致乗	御小姓組		元文5年⑲2/10	〔寛政譜1〕-69
松平(前田)加賀守吉徳	加賀国金沢城主1025020石		元文2年⑩12/13	〔藩士大辞典1〕3-164

人名	身分・続柄	所在等	出典(○冊, 日付)	備考
松波筑波守正春	町奉行		元文元年⑥8/12	8月12日就任、前職は勘定奉行、元文4年大目付(『寛政譜』4-407)
松前伊豆守嘉広	元禄期京都町奉行		享保20年③10/15 元文4年⑧8/2	元禄5年4月14日京都町奉行、9年2月2日伏見奉行兼帯、10年4月14日町奉行、享保16年8月晦日死去(『寛政譜』3-203)
松宮善右衛門			元文3年⑥6/10, 17	
松本主計少允			享保20年③10/16	
松本竹丸	松本為寛子	稲荷社	享保21年⑤4/16 ⑥8/5	罹病疾落命(⑧8/5)
松本駿河守為雄	上社祝	稲荷社	元文3年②2/30	五位加役(②2/30)
松本播磨守為胤	正祝	稲荷社	享保20年①6/3 元文元年⑦10/11 元文3年②2/6 元文4年①6/3	
松本主水為親		稲荷社	元文3年⑩10/2 元文4年⑩11/15	
松本伊豆守(内藏助)為寛	上社禰宜	八丁堀亀島稲荷屋敷(根本所持)に旅宿→湯幡吉丁目石屋九兵衛店屋根屋五郎兵衛方(①)→稲荷社(⑤)→江戸(②)	享保20年④4/13-17, 19-20, 28, 30, 5/1, 3-4, 6-8, 12-16, 18-24, 26-28, 6/1-2, 5-6, 8, 12-19, 22, 24-26, 28②7/1-4, 7-9, 11-25, 27-30, 8/1, 2, 7, 13-15, 17, 19-20, 22-29, 9/1-16, 18-21, 23-26, 28-29 ③10/1-4, 6, 8, 10-11, 13-16, 20-22, 24-25, 27-29, 11/3-4, 6, 8, 10-12, 15-19, 21-22, 24-29, 12/2-5, 7, 9-13, 15-19, 21-22, 24-26-29 享保21年④1/1-4, 6-9, 13, 15, 17, 19, 22, 25-29, 2/1-6, 8, 10-11, 13, 16, 18-22, 24-25, 27-29 ⑤3/1-4, 6-8, 11-16, 18, 20-21, 23-30, 4/1-3, 8-9, 16, 24-25 元文元年④4/29, 5/1-4, 16 ⑥6/7-8, 12, 19, 7/5, 16, 20, 8/5-6, 13, 29, 9/4, 12-13, 25 ⑦10/11, 19, 11/11, 12/19, 21, 29 元文2年⑧1/4, 2/8, 17, 23, 3/1-10, 12-13, 16-21, 25-26, 4/1-3, 5-8, 10-16, 18-19, 21-27, 29-30 ⑧5/2, 4, 9-14, 17-18, 21, 23, 25-27, 29, 6/2, 9, 11, 13-15, 17-18, 24, 28, 30 ⑨7/2, 4-7, 11-13, 15-16, 21, 8/4-5, 7-9, 11-12, 15-16, 18-19, 21-24, 26-28, 9/4-7, 10-11, 13, 15, 17, 18-21, 28-30 ⑩10/1-3, 5-8, 12, 13, 15-18, 20-23, 28 11/2, 8-12, 15, 20-23, 25-26, 29-30, ⑪11/1, 4-5, 12, 16, 26, 28, 12/2, 6-17, 19-22, 29 元文3年⑩1/3-4, 16, 22, 24, 28, 2/4, 13-14, 26, 28-30, 3/9-14, 16-19, 21-22, 25-29 ⑫4/2-6, 9-10, 21, 23, 25, 27-28, 5/1-2, 4-6, 13-14, 18, 24-25, 27, 6/6-7, 9, 12-14, 17-18, 20, 22, 24-25 ⑬7/3-4, 8, 10-13, 15-22, 27, 8/1, 3-4, 7, 9-16, 18, 20-21, 27, 9/5-6, 10-12, 14, 27, 30 ⑭10/3, 23, 11/16 元文4年1/5-6, 16 ⑮4/8, 19, 5/8, 6/1-2, 5-6, 8, 12-18, 20, 22, 24-26, 28 ⑯7/12, 8/11-12, 18, 24, 30, 9/22 ⑰10/20, 11/6, 24 元文5年⑱2/25, 3/6	従五位上、元文5年2月26日卒、35歳。官名を内藏助と可改旨林善左衛門養因之由(①)、湯幡借店へ移る(⑤5/16)、養母病氣看病のため今朝江戸発足(⑤4/2)、子竹丸罹病疾落命(⑧8/5)、未刻江戸到着(⑨3/10)、湯島天神前揚弓場二被居(⑨7/22)、為寛直親在京候儀第二被出之処為寛上京之儀御評容(⑨8/11)、先月23日卒去(⑨3/6)
松本丹波			元文2年⑩4/4	
松屋伊織		新道	享保20年①5/28 ③12/8, 25, 29 享保21年④1/5, 9, 23 ⑤3/11, 14, 16 元文元年⑦7/14 ⑩10/2, 12/5 元文2年⑩1/4, 11 ⑦7/4, 5, 12, 15-16, 19, 21, 24-25, 27, 8/6, 8, 11-13, 21-22, 9/10, 15-16, 30 ⑩10/6, 7, 27, 11/19, ⑪11/7, 12/27, 28 元文3年⑫1/4, 10, 18, 22, 28-29, 2/3, 5, 8, 16, 19-21, 24, 26, 29-30, 3/1, 5, 8-9, 11, 26, 28-29 ⑬4/1, 28, 5/13, 18 ⑭7/4-5, 7, 13, 8/11-15, 27, 9/1, 3, 9-10, 15, 17-18, 25-26, 30 ⑮10/1, 3, 10-11, 13, 16-20, 22, 28-29, 11/1, 7, 9, 13, 19, 26-27, 12/4, 9-10, 14-15, 20, 22, 26-29 元文4年⑯1/1, 7, 13, 19-20, 23, 2/1-2, 4-5, 16, 28, 3/3-4 ⑰4/1, 4, 7, 12, 17, 19-20, 5/8, 12, 15, 19, 22, 26, 6/9 ⑱7/14, 8/27 ⑲10/4, 19-20, 11/8-11, 15, 17, 20-21, 23, 12/12-13, 22, 28 元文5年⑳1/1, 11-12, 15, 20-21, 28, 2/8, 11, 15-16, 19, 3/4, 6, 12, 末尾	初面会(⑤5/28)、平生指之大小柄巻直頼遣(④1/9)、神田新道の家買取の世話(⑨)、親冬ら参着の届書に「神田鍛冶町式丁目松屋伊織方ニ旅宿」(⑨3/11)
松屋善右衛門	松屋伊織子		元文2年⑩8/22 元文3年⑪9/28 ⑫10/11, 11/7, 12/26-27 元文4年⑬1/27-28, 2/4, 18, 3/24, 26-27 ⑭4/4, 16 ⑮7/9, 9/16 ⑯11/8-9, 11, 15, 12/22 元文5年⑰1/1-2, 11-12, 19	
松屋惣助(宗助)			元文5年⑱1/15, 20-22, 2/22, 24-25, 3/1, 4	
松屋藤兵衛	松屋伊織子		元文2年⑩7/12	
松山氏			元文元年⑤	
松山儀伯(義伯)	左門殿家老、松山軍司父	本庄猿江	享保20年①4/26, 5/8, 6/11 ②8/14, 9/4 ③11/20, 12/2 享保21年④3/3, 4/24, 5/19 元文元年⑦12/26 元文2年⑧6/29 ⑨8/16, 19, 8/16 ⑩10/19 元文3年⑪2/1, 3/1 ⑬4/23, 28 ⑮12/9 元文4年⑯4/11, 15-16 元文5年⑰3/12	義伯は深尾多仲妻の里元(①4/26)
松山軍司	松山義伯子息	本庄猿江	享保20年①4/26, 5/8, 20, 6/11 ②7/13, 20, 22, 8, 11, 9/4, 22 ③10/13, 17, 24, 27, 29, 11/3, 12/3 享保21年④1/7, 2/21 元文元年⑦7/28, 8/26 元文2年⑧2/30 元文3年⑨1/16 ⑬5/26 元文4年⑯2/18 ⑰6/11 元文5年⑱3/12	
万里小路民部卿植房			元文2年⑩2/24 元文3年⑪8/11	荷札之儀～被頼込候処早速許容(⑩8/11)、『公家辞典』530
三浦正大夫			享保20年②8/7 元文4年⑨11/24	
三浦志摩守義理	京都御所手代の家来三河国刈屋城主(延享4年三河国西尾城主)、延享元年奏者番		享保20年②9/20, 25 元文元年⑦7/10, 8/16, 19, 9/2 元文2年⑧1/2 元文3年⑨1/12	2万3千石、従五位下、宝暦6年7月3日卒去、年61(『寛政譜』9-42)

人名	身分・経柄	所在等	出典(○冊, 日付)	備考
三浦肥後守隆次	西城御書院番頭		元文2年②2/13	享保19年11月10日西城御書院番頭、元文2年8月15日西城御側(『寛政譜』9-44)
おき多	水戸御守小上殿		元文3年⑤11/21	律女おき多方へ差出す(⑨11/21)
三河屋三郎兵衛		小伝馬町	享保21年⑤3/30 元文元年⑤4/29 元文5年②1/7, 14	
三木松盛			享保20年①6/17 ②7/8, 21, 9/23, 24 ③10/5, 25, 28-29 享保21年④1/5, 28 享保21年④4/16 元文元年⑤5/19 ⑥8/24 ⑦12/20 元文2年③2/1 元文3年②1/8 元文4年⑥1/16, 3/5 元文元年⑥8/24 元文3年④4/25, 4/27 元文元年⑥9/20	
三木松仙(松泉)	三木松盛子		享保20年①6/5-6 元文2年③4/18 元文3年⑩12/27	享保20年6月5日条、3千石加増、西丸附 『寛政譜』6-61 『寛政譜』6-53
水谷茂右衛門			元文5年②1/11-12, 3/10	安鏡初穂到来(⑩4/5)
水野老岐守忠定	西丸若年寄		元文4年⑦12/12	
水野備前守勝彦	町奉行		元文4年⑦4/5	
三田豊太			元文3年⑤10/28	
三井采女	細井次郎大夫門弟		元文4年⑨9/13 ⑩10/14	
三井孫兵衛	尼津寺家老		元文4年⑩4/1 ⑩11/7-8, 24-25 元文5年②1/7	
三根与平治			元文3年②2/26 元文5年③3/6	
水戸御家門(水戸御守殿)			享保20年①6/25 元文4年⑩6/25	
水戸家			元文3年②2/13-14	
箕田源右衛門	松平信岑次次	神田明神内	元文元年⑥8/14, 9/23 元文2年⑧1/1 元文3年②1/1 元文4年⑩1/1, 3/5 ⑩7/1 元文5年②1/7	霜月已後旅宿を神田明神内美濃屋十兵衛となる(⑩2/13)
美濃屋十兵衛(重兵衛)			元文4年⑩5/7, 9-10, 12-15, 6/8-9 ⑩7/22, 25-26, 8/22, 24 ⑩10/6, 11/6, 15-16, 25, 12/1, 3-5, 21, 23-24, 27-28 元文5年②1/9, 12, 14, 16, 18, 2/11, 21, 3/2-3, 7, 10-11, 18	杉浦国頭世話を以て根本氏方養子の取組(⑩5/7)、日本紀素読の義教訓(⑩5/15)
宮城(宮木)勾当			元文4年⑩4/27	昨夕着府(⑩12/28)
三宅参次	三宅友之進舎兄		元文4年⑩5/7 ⑩7/26	
三宅主膳	三河国猿投社司		元文4年⑩5/7 ⑩7/26	
三宅修理	三宅友之進親		享保20年①6/2 元文元年⑥7/6, 23 ⑦12/27 元文2年⑥6/11 ⑨9/16, 18-19 元文3年②1/12, 2/11 ⑤12/25, 27, 29 元文4年⑩6/2 元文4年⑩12/9, 21, 25 元文5年②2/10	
三宅主税			享保20年②8/18 ③10/5 元文元年⑦10/4, 12/4 元文2年⑧1/3, 2/19 元文3年②1/4 ⑩7/3, 29	
宮下方右衛門	松平信綱家来		元文4年⑩11/19	
宮代(茂左衛門(茂兵衛))	大久保忠胤家中心(用人)		元文元年⑤5/22 元文4年⑩1/16-17 ⑩4/7	追付着府・井上公殊外懇意の者・北尾氏別懇(③10/5)
宮成玄内	池谷源六と相役(敬忠通)		元文4年⑩2/14-15, 18 ④4/3, 24, 26, 28-29, 5/1, 6/15	菊女病氣(⑩6/15)
宮林有斎	茶師、上林又兵衛支配		元文5年②1/22	正忌故禁足(⑩1/22)
御山要女	神田明神下社家		元文2年③3/21, 4/14	
御山要人	祖母		享保20年①5/11, 6/1 ②7/13, 8/6, 28, 9/12 元文元年⑨9/13 元文4年⑩6/1	
妙寿院			元文2年⑩12/21	
三輪市十郎	三輪執斎子息		享保20年①5/11, 29, 7/27, 8/17, 9/13-14, 21, 29 ⑦12/4, 14, 21 元文2年⑧1/3, 2/4, 3/23, 4/12, 19, 21 ⑤5/4, 20, 6/8, 14, 16, 30 ⑩7/21 元文4年⑩8/19, 23	
三輪熊之助(脇屋熊之丞)			享保20年①5/11 元文3年②1/8	
三輪七之助			元文4年⑩3/18	
三輪執斎	儒者、寛文9年-延享元年		元文2年③3/20 元文3年②3/19 元文4年⑩7/24	制札
三輪文之進(文之丞)		派町		
民部	常慈院の僧			
民部卿法印				

人名	身分・続柄	所在等	出典(○冊, 日付)	備考
向井伊賀守政暉	京都町奉行		享保21年⑤3/23-24, 26 元文元年⑤5/15 元文元年⑥6/21, 9/10, 20-21 ⑩11/29, ⑩11/6	上野国群馬郡等采地900石。元文4年7月2日京師にて死去。年56。彼地の常楽寺に葬る〔寛政譜⑫2-289〕。
藤森大膳大夫		京都	享保20年②9/30	
武者小路 むら源五	大久保忠胤物頭		享保21年④1/16 享保21年④2/26	渋谷氏～懐紙案箱入遣也(④1/16)
村上養順	医者		享保20年③10/27	大沢養因の師(⑩8/23)
村山口次右衛門	朽木直綱家老		元文2年⑩8/23	
村越飛騨守	上野新宮附		享保20年②9/23	
村田左平次			元文2年⑩3/3	
村本因幡守	湯嶋備恋稲荷社社主		享保20年①6/19 享保21年④1/23, 2/24, 25 元文2年⑧1/10 元文4年⑩6/19 元文5年⑩1/28, 末尾	
目方長門守	医御小性		享保20年①6/28 ②9/15, 16 元文2年⑧1/1, 2/1 元文3年⑩1/1 元文4年⑩1/1, 3/5 ⑩6/28 ⑩12/22	山本七大夫懸意(⑩11/15)
望月宗庵			元文2年⑩11/13, 15	
物部茂卿(莪生組 徂)	儒字者		元文4年⑩7/22-23, 27, 8/8, 9/3	
桃井硯水			元文元年⑥6/6, 26, 7/17	
森勘右衛門	西湖亭姉婿		元文2年⑤5/6, 18, 20, 6/27 ⑩7/13, 17, 8/7-8 元文3年⑩10/25	
毛利甲斐公英(甲 州)		稲荷社	享保21年④2/8	
毛利三河守公広 (河州)	上社社主	稲荷社	元文元年⑥7/5 元文2年⑩8/19 元文3年⑩11/16	
森三大夫	神職人、陰陽師	住	享保20年①5/14 元文元年⑥7/5 元文3年⑩1/26, 3/11 ⑩3/4/12 ⑩7/13, 8/2, 14, 9/5, 10, 30 ⑩10/11, 13, 11/16, 20 元文4年⑩11/24	初出会・上方素性(⑤5/8)、鈴木重経仕官の義依頼(⑨11/22)
森新七	森三大夫甥(⑩)、森三 大夫子息(⑩)	御弓町米木津出 羽守長屋	元文4年⑩1/17 ⑩11/9, 22-23 元文5年⑩1/24	
毛利伊賀守治建 (伊州)		稲荷社	享保20年①5/19, 6/12, 19 ②7/5, 8/10 ③10/8, 11/19 享保21年④1/29 ⑤3/15, 4/19, 24 元文元年⑤5/8 ⑥6/7, 12, 9/13, 25 ⑦11/11, 12/6, 10, 12 元文2年⑧1/27-28, 2/24, 3/7, 30 ⑨9/1, 19 ⑩10/14, 12/9, 12/21 元文3年⑩1/26, 2/16, 19, 3/11, 29 ⑩4/11-12, 4/14 ⑩8/9, 12, 28-29	享保17年10月25日正祝辞職。元文3年8月14日卒、53才〔大社年表⑪〕。急病死之由(⑩8/28)
森縫殿助野亮	田安宗武附き小十人、そ の後小普請		元文5年⑩1/27, 2/2, 3/6-7	〔寛政譜⑪18-368
森彦之進		京都	享保20年②8/23	
森正喜	松山藤伯弟		享保20年②9/4	
森又左衛門	牧野貞通用人		元文4年⑩7/9, 8/13, 26	
毛利美濃守			元文4年⑩7/9, 9/29	
森民部少輔			享保21年④1/13 元文元年⑥8/10 元文2年⑧1/12, 18 元文3年⑩9/12 元文4年⑩1/16 ⑩10/9 元文5年⑩1/9, 11, 13, 16, 23, 26-27, 2/2-3, 6, 10, 3/6, 7, 12	嫡子兵部当四日死去(⑩1/16)
森姫	田安宗武夫人、近衛家 久女		享保20年③12/18	右衛門督様(田安宗武)～入興(⑩12/18)
森村撰津守	神主		元文3年⑩2/28	
森勘立賢	医者、松平周防守家来	不忍池端茅町2 丁目幡津而隣方	元文4年⑩5/13-14	
諸岡卯八			元文5年⑩1/11-12	
阿三郎	鯉籠の者		元文3年⑩4/26 ⑩8/28	京より到着(⑩8/28)
安田右京(左京)		上野	元文2年⑩2/19-20, 23-24, 3/2-4, 6	
安田重右衛門(十 右衛門)	井出新三郎家来		享保20年①4/26, 6/2 ②8/23 元文3年⑩9/7, 19, 22 元文4年⑩6/2	
安田撰津守		稲荷社	享保21年⑤4/24 元文元年⑤5/2	
安田周防守親教	安田親冬子		元文3年⑩3/11 ⑩4/1 元文4年⑩5/8 ⑩9/7	卒去の由(⑤4/24)

人名	身分・続柄	所在等	出典(○冊, 日付)	備考
安田大学親春	中社神主安田親冬弟	稲荷社	享保20年①4/14, 26, 5/14, 18-19, 22-24 ③11/10 元文元年⑧8/9 ⑦12/29 元文2年⑩1/4, 13-14 元文3年⑩2/13-14, 26, 29, 3/11 ③4/1 元文4年⑧8/11-12, 24	病氣のため出府せず神入尾崎八郎を差下さ(⑤5/19)、耳不自由(⑩2/14)、正月十五日死去(⑩2/26)
安田備後守親冬	中社神主	稲荷社→江戸	元文元年⑦7/5, 8/5 元文3年⑩2/28, 30, 3/10-14, 16, 18, 21-22, 26-29 ③4/1, 4, 18, 23, 28, 5/1-2, 4-5, 7-8, 11, 17-18, 24-25, 27, 6/8, 12, 20 ⑩7/7-8, 10-13, 15-17, 19-20, 30, 8/1-2, 4, 6-7, 9-12, 14-16, 18, 20-21, 27, 9/4-6, 10, 12, 27, 30 ⑤11/5, 12/10, 18 元文4年⑩2/2, 4 ⑧8/24 ⑩11/24	未知江戸到着(⑩3/10)、元來中症にて言不自由(⑩3/11)、持病眩暈差発(⑩3/12)
安田長門守親安	権禰宜	稲荷社	享保20年①5/5, 14 ③12/22 享保21年④2/4 元文元年⑨9/13, 20, 25 ⑦10/4, 9 元文2年⑧2/1, 3 ⑩閏11/28 元文3年⑩2/30, 3/11 ③4/8, 12, 6/17 元文4年⑩1/5, 16 ⑧7/12	
安田藤五郎	井出半兵衛家中		元文2年⑩8/27	
安田内記		上野御本坊長屋 三田の旅宿に寄宿	元文2年⑧3/20-21, 4/19	23日帰郷(⑩3/21)
弥三兵衛	駕丁		享保20年①4/13, 23-24	4月25日頃帰京(①4/23)
矢田部伊織	伊豆国三嶋社神主		享保20年②8/6, 28, 29, 9/8 ③10/16 享保21年④1/8 元文2年⑩1/20, 4/19, 21	病氣養生のため出府(⑧4/19)
柳田権藏	隣家		元文3年⑩11/17-18, 12/27 元文4年⑩1/17	
柳屋彦右衛門	松本為寛家来、元治の母方の叔父	桜田久保町内備前町	享保20年①5/20, 23	愛染寺は柳屋彦右衛門真屋に借店(①5/20)
屋根屋五郎兵衛	母方の叔父		享保20年①5/24, 27 享保21年⑤4/21, 25	訴訟中の家請・宿請を依頼
姫主計頭忠通	西丸御側		元文4年⑩11/19	
山置治部藏	板倉勝澄取次		享保21年④1/12	
山口甚左衛門	細井安明取次		享保20年②7/9	
山口修理弘長	常陸国牛久城主		享保20年②8/27	元文4年6月21日大坂定番『寛政譜』18-192)
山崎字内	大久保忠胤近習頭		享保20年③10/5 享保21年④1/4, 2/10-11, 2/25-26 ③3/16 元文元年⑨7/25, 8/3, 17, 9/5-6, 23-24 ⑦11/29, 12/14 元文2年⑩1/3, 16, 24 ⑤5/4 元文3年⑩1/4 元文3年⑩1/13, 末尾	
山崎権右衛門			元文元年⑤5/16	
山崎千藏			元文4年⑩2/22, 24, 3/25	
山路鉄三郎	細井安明取次		元文5年⑩2/27	
山路甚内			享保20年①6/9 元文4年⑩6/9	
山地(山路)甚平	松本為寛家来(⑩)		元文2年⑧4/8, 19 ⑨5/9-10, 18 ⑩7/13 ⑩10/20, 11/25, 閏11/25, 12/2, 6, 14, 17, 21 元文3年⑩1/16, 2/2-4 ⑩5/7-8 ⑩7/15, 9/13 ⑤10/11, 17, 28, 11/12, 28, 12/27 元文4年⑩1/11 元文4年⑩10/30, 11/8, 12/2-3 元文5年⑩1/9, 2/5, 11, 21	山地甚平(⑩閏11/25) お直出迎、在端方へ五位夏袍權借頼来(⑩7/15)
山田甚兵衛	表使		元文3年⑩4/25, 5/16, 21	
大和屋久兵衛	質屋、大和屋弥七弟	網や町	元文4年⑩10/16	
大和屋治兵衛	旅籠	石町三丁目	享保20年①6/21	
大和屋弥七	質屋	網や町	元文4年⑩10/16	
山名因幡守豊敬	寺社奉行		元文4年⑩3/15, 18, 20, 24, 27 ⑦4/3, 8, 10, 5/1-2 ⑧7/22-23 ⑨11/6 元文5年⑩2/21, 3/10-11	大坂に行き留守(⑩10/16)
山中吉兵衛			元文4年⑩4/16	山内に誤記(⑩3/10)、元文4年3月15日寺社奉行『寛政譜』12-81)
山宮悠賢			元文2年⑩2/5	
山村寛道	法術	京都	元文4年⑩8/24	
山本左門			元文2年⑩6/5	松本為寛療治(⑩8/24)
山本七六夫(長右衛門)広満	岩城隆留家来		享保20年③10/11, 16, 11/2, 12/24-25 享保21年④1/1-12 ⑤3/5 元文元年⑤5/19 ⑦12/10 元文2年⑩3/25 ⑨5/9, 19-20, 22-23, 27 ⑩11/13, 15 元文4年⑩1/13 ⑦5/24 ⑧7/21, 24, 9/1	寛丸神祇道の門弟執学の仁・始号平大夫・松平越中守家来役人号八郎右衛門・今又改長右衛門(⑩10/11)、長右衛門七大夫と改名(⑦12/10)
山本甚十郎	松平権員代参		元文2年⑩5/7	
山本十太夫(十助)	杉浦大学伯父(叔父)		元文3年⑩1/26 ③4/4	初面話(⑩1/26)
山本左右太	大岡忠相公用人		元文元年⑤5/12 ⑧8/25, 9/3, 5, 23 ⑦12/24 元文2年⑩1/7, 3/10 ⑨9/5, 11-13, 25 ⑩10/3, 11/6, 26, 12/16, 25 元文3年⑩2/12, 14, 3/6, 11-12, 20-22, 26 ③4/19, 6/3, 6, 9, 11 ⑩7/20, 24, 26, 28-30, 8/1, 4, 10, 15, 9/21 ⑤10/15, 29, 11/9, 12/21 元文4年⑩2/25, 3/21 ⑦4/1, 5, 5/30 ⑧7/22-24, 26 ⑨12/11	
山本又右衛門	松平信岑家役人		享保20年②7/17 元文2年⑩9/30	

人名	身分・統柄	所在等	出典(○冊, 日付)	備考
山脇弥治右衛門 (弥次右衛門)	井上正之家寺社役		享保20年①6/8, 21, 25 ②7/28, 8/11, 26 ③10/23 元文元年⑧8/7 元文4年⑩6/8, 21	
湯原助三郎	湯原清右衛門養子、小出守秀出生の男子		元文4年⑨10/26	母は愛染寺体分か、親類の由、長成の間長尾文相養育、父子共に死去、同腹の妹は鍋島信濃守奥方へ勤仕のところ当春嫁付(⑨10/26)
湯原清右衛門(主馬)	湯原助三郎養父		元文4年⑨10/26 元文5年⑩3/9	父子共に死去(⑨10/26)、小出淡路守安腹の男子が養子となる(⑩3/9)
養仙院	水戸徳川吉孚藩中八重姫、徳川綱吉養女		元文3年⑩7/30 ⑩10/10 元文5年⑩1/18	辻女表向御目見(⑩7/30)
横井源八		麻布谷町	享保20年①5/18, 6/2 ②7/11, 18, 30, 19, 9/23 ③10/18, 27, 11/2, 17 享保21年④2/10 ⑤4/12 元文元年⑥7/12 元文4年⑩6/2	明後十一日出立の由(④2/10)
横山内記清章	横山忠知子息、火事場見廻	青山	元文3年⑩4/1 ⑩8/11, 9/4	相統高五千石(⑩4/1)、元文元年5月9日遺跡を継ぐ(『寛政譜』10-102)
横山左門(民部)忠知	大坂川方奉行(御船手)		元文3年⑩4/1 ⑩9/4	先年死去・安田親冬の子息親教の妻は左門未女(⑩4/1)、元文元年2月16日大坂にて死去(『寛政譜』10-102)
横山初負賀忠	横山清章倉弟		元文3年⑩9/4-5	三十歳未滿・聡明才発之性質(⑩9/4)
芳雄	本願所留守居、坊主		元文2年⑩10/2	
吉田	長田元鋪家中		元文3年⑩1/12	
吉田宇左衛門	酒井忠存用人、北条茂兵衛妻の叔父	酒井備後守上邸の長屋	元文2年⑧2/7, 27	
吉田喜六	井上正之元		享保20年③10/19, 23, 11/25, 12/3 享保21年④1/28, 2/27, 30 ⑤3/21 元文元年⑥6/2, 9/29 ⑦10/20, 22, 25 元文2年⑧1/3, 4/27 元文3年⑩1/18	
吉田家			享保20年①6/28 元文元年⑧8/15 元文2年③3/1, 7 ⑤5/22 元文3年⑩2/28 元文4年⑩10/6 元文5年⑩2/6, 12, 21	
吉田庄兵衛	荻原宗隆家来		元文3年⑩7/15	
吉田政右衛門	町与力	八丁堀	享保20年②8/7 享保21年④1/5 元文2年⑧1/18 ⑨5/9 元文3年⑩1/8 元文4年⑩1/13 ⑩9/4, 20-25 ⑩10/1, 5, 9, 12, 11/13, 23-24, 12/3, 14, 21 元文5年⑩1/12, 23, 26, 2/2-4, 6, 13, 16, 22	
吉田丹波			元文元年⑦12/18 元文2年⑨5/20, 26 元文4年⑩2/16 ⑩8/2, 9/18	
吉田友兵衛			享保20年①4/20 元文4年⑩1/9	
吉田友隣			元文3年⑩5/7	
吉野忠左衛門	有馬氏倫家老		享保20年①6/15 ②7/9, 9/27 ③12/11, 25, 27 享保21年④2/5 ⑤3/16, 4/8 元文元年⑤5/12, 16 ⑥6/26, 8/15 ⑦12/15, 17 元文2年⑧1/6, 3/10 元文3年⑩1/23 元文4年⑩1/9 ⑩6/15	
吉野屋源兵衛		京都荷山前中町	元文2年⑩12/5 元文3年⑩2/11	
与次平右衛門			元文2年⑩12/12	当五月初四ツ時立寄候旨自修理亮被示開也(⑩12/12)
依田伊織			元文元年⑦11/23	
米木津周防守			元文4年⑨11/22	森三大夫家内米木津周防殿長屋へ引越(⑨11/22)周防と出羽どちらか誤り、同一人物か
米木津出羽守			元文4年⑨11/9	
米屋三郎兵衛			享保21年③3/29	
与兵衛	南部屋弥三次手代		元文2年⑩12/21 元文4年⑩4/28	京都帰着(⑩12/21)
理助			元文3年⑩8/16	藤之進方へ吉平頼三付雇度旨申遣也(⑩8/16)
律女	在満安女、藤三郎母		元文2年⑩11/12, 25 元文3年⑩10/5-7, 11, 11/17, 20-21 元文4年⑩1/27, 2/23, 3/12 ⑩11/5 元文5年⑩1/29	直子と共に江戸着(⑩11/25)、夜前安ノ刻安産男子出生(⑩10/6)、辻女世話により水戸御守殿小上臈おみ多殿方へ差出す(⑩11/21)
隆庵			元文3年⑩5/16	
龍山	愛染寺		享保21年⑤4/16 元文元年⑤5/25 元文2年⑩12/17, 19, 20 元文4年⑩10/19	

人名	身分・続柄	所在等	出典(○冊, 日付)	備考
立昌			元文3年⑩4/25	
渡雲院前大僧正		上野	享保20年②8/4 享保21年④1/24	
渡雲院大僧正		上野	享保20年①5/11 ②7/9 ③12/27 享保21年④1/24 元文元年⑧8/8 ⑦11/23 元文2年⑧1/3 ⑨6/27	
了覺	常徳寺弟子		元文3年⑩7/27, 30, 9/1	
涼泉院	上野護国院常慈院の弟		享保20年②8/4 元文元年⑦7/9, 8/25 元文2年⑧1/3	
靈成院寂僧正			元文2年⑥6/5	
冷泉前大納言為久	武家伝奏		享保21年⑤3/11, 13-15, 23 元文2年⑧4/21 ⑩9/4	
蓮谷坊	護国院の出家		享保20年①6/27	
六角主水	(渋谷良信用人か)		享保20年①4/29, 5/4, 6, 12	向後問合せ等の事蹟<無用(①5/12)
若井六右衛門			元文4年⑦5/15	
和田五兵衛	京堺町御門番		元文4年⑩2/4, 3/5	
渡辺玄昌	渡辺玄隆子息	松平左近將監上 屋敷長屋へ滞留	元文元年⑤5/30 ⑥6/2 ⑦10/1, 22 元文2年⑧1/20, 29, 3/8 ⑩10/4, 12/12	病疾此節別而急難之容体
渡辺玄隆	松平乗邑医師		享保20年①5/16 ②7/29, 30 ③11/20, 12/11, 19 元文元年⑤5/12, 18-19, 30 ⑥6/2, 17, 19-20, 7/10, 23, 9/22, 25 ⑦10/1, 22, 26, 12/18, 26 元文2年⑧1/2, 20, 29, 3/8, 4/30 ⑩7/8, 8/18 ⑪10/4, 12/12 元文3年⑫1/8 ⑬4/4, 6/9 ⑭7/4, 9/12 元文4年⑰4/8 元文5年⑱1/9	妻元文元年7月3日病死(⑤)
渡辺佐渡			元文3年⑬4/4	
渡辺左内			享保21年④1/29, 2/1 元文3年⑬4/19-20	
渡辺伝兵衛	板倉勝澄家老		享保20年②8/2, 7 ③11/8 享保21年④1/12 ⑤4/17, 19 元文元年⑥6/26 ⑦12/23 元文2年⑧1/6 ⑩7/3 元文3年⑪1/12 元文5年⑲1/4, 末尾	
渡辺集太	渋谷良信家老		元文4年⑩1/13 ⑰5/6	
渡辺安芸守雅	西丸御小納戸頭取		元文5年⑳3/9	
渡辺立意			元文4年⑱12/23	『寛政譜』8-124 遠州より飛札、先月大坂で食傷にて急死 (⑱12/23)
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 屋字八		京都	享保20年②9/16	
<input type="checkbox"/> 村三太左衛門	渋谷氏家来		享保21年④2/7	
<input type="checkbox"/> 嶋氏			元文2年⑩9/10	
<input type="checkbox"/> 丈助	浪人		元文4年⑰2/1	根本治胤懸意・売居の家を望む仁(⑰2/1)
<input type="checkbox"/> 忠大夫	<input type="checkbox"/> 丈助親父		元文4年⑰2/1	

東丸神社所蔵史料にみる印譜集

東丸神社所蔵史料にみる印譜集

宮部 香織

東丸神社所蔵の東羽倉（荷田）家文書には七二八三点の史料が収められており、その内容は荷田春満自筆の著作草稿や写本をはじめ、門人による講義筆記の類、和歌詠草や書簡、社家・社務関係の文書類など種々の史料で構成されている。これらの史料の中には、東羽倉家のほか、伏見稲荷社の社家・社務の人々の印が捺されているものが少なくない。そこで、本稿では、東羽倉家文書にみられる印を分類・整理して紹介したい。

諸文書に捺されている印は、写本や版本などの蔵書印、漢詩詠草の落款などの用途として朱で以って捺された印、伏見稲荷社の関係文書などの神道関係文書の中で社家・社務の人々による署名とともに墨で以って捺された印の二種に大別できる。本稿においても、この二種の分類に基づき、さらに家別に分類して掲載することとした。各家の人名の配列は、『伏見稲荷大社年表』（伏見稲荷大社御鎮座千二百五十年大祭奉祝記念奉賛会、一九六二年）所収の「稲荷社社家系図」に依拠した。なお、文書への捺印は確認できるが、墨にて印影の大部分が塗り潰されているものや印影が極薄にて判読不能なものについては掲載しなかった。

今回掲載した印譜のほかに、明治期以降の近代に作成されたと思しき印譜集が二点存し（D-11-109・110）、主に羽倉可亭氏の印が収録されているものと思われる。

A. 主に蔵書印として使用されている印（朱印）

(一) 荷田（東羽倉）家

1. 荷田信満の印



「信満」白文方印
(3.5×3.4cm)



「宗基」
黒文櫛円印
(1.7×1.2cm)



「里麿」白文方印
(3.4×3.4cm)

2. 荷田信郷の印



「荷田信郷」白文方印
(2.5×2.8cm)



「信郷之印」白文方印
(1.7×1.7cm)



「信郷」白文方印
(1.1×1.2cm)



「荷田信郷」白文方印
(1.7×1.7cm)



「荷田信郷」朱文方印
(2.4×2.4cm)



「子晟」朱文方印
(1.1×1.2cm)



「三峰」朱文方印
(1.7×1.6cm)



「三峯」朱文方印
(1.5×1.8cm)



「口行氏」朱文方印
(1.9×1.9cm)



「荷田信言」白文方印
(1.0×1.0cm)



「瑞谷主人」白文方印
(3.0×3.0cm)



「青楓」朱文方印
(1.1×1.1cm)



「信言之印」白文方印
(1.9×1.9cm)



「通議大々之章」朱文長方印
(2.5×2.8cm)



「信義之印」白文方印
(1.0×0.9cm)



「荷田信義」白文方印
(2.8×2.7cm)



「延年」白文方印
(1.7×1.7cm)



「東廼屋」白文方印
(0.9×0.8cm)



「信義」朱文円印
(直径 1.7cm)



「大齡」白文方印
(1.7×1.7cm)

3. 荷田信言の印

5. 荷田信義の印

4. 荷田延年の印

6. 荷田信真の印



「信真」白文方印
(1.2×1.0cm)



「信真」朱文方印
(0.9×0.9cm)



「信真」白文方印
(2.0×2.0cm)

(三) 近代に押印されたと思しき印

1. 「荷田氏」白文方印



(1.8×1.8cm)

2. 「荷田家蔵」白文方印



(4.6×1.6cm)

7. 竈家の印



「稲荷山竈」白文方印
(4.1×4.1cm)

3. 「荷田氏珍藏」朱文方印



(4.9×1.6cm)

4. 「羽倉蔵書」朱文方印①



(3.0×3.0cm)

(二) 荷田(北羽倉)家

1. 荷田信俊の印



「信俊」白文方印
(2.4×2.0cm)

2. 荷田信平の印



「荷田信平蔵書」朱文長方印
(2.3×1.8cm)

5. 「羽倉蔵書」朱文方印②



(3.1×3.1cm)

※A-1-3-25「東丸哥集 雑上案五」の封紙に「故信朗ノ遺言により進呈す 羽倉信真殿 羽倉八重」とあることより、北羽倉家の蔵書印と推測される。

7. 「羽倉文庫」朱文方印



(3.0×3.0cm)

8. 「稲荷」朱文円印



(直径 2.7cm)

C-3-2-30「京稲荷本山社法格式」の享保十六年羽倉撰津守の署名下にも捺印されており、近世の可能性もあり。

(四) 大西家

1. 大西家の印



「稻荷神主大西文倉」
朱文長方印
(6.1×3.1cm)



「大西」朱文円印
(直径 1.7cm)

2. 大西親盛の印



「親盛之印」白文方印
(2.3×2.3cm)

3. 大西親臣の印



「秦親臣印」白文方印
(2.7×2.7cm)

4. 大西親篤の印



「秦大宗原」朱文方印
(2.8×2.7cm)

(五) 祓川家

祓川親亮の印



「秦氏親亮」白文方印
(2.2×2.1cm)

(七) 森家

1. 森家の印



「稻荷山森家」朱文橢円印
(6.0×3.9cm)

3. 森公柁の印



「森公柁印」白文方印
(1.6×1.5cm)

(六) 中津瀬家

中津瀬家の印



「中津瀬印」朱文方印
(5.6×5.6cm)

2. 森公府の印



「秦宿祢公府」白文方印
(3.7×3.7cm)

(七) 毛利家


毛利家の印




「毛利家印」朱文方印
(1.5×1.3cm)

B. 署名印として用いられている印 (黒印)

(一) 荷田 (東羽倉) 家

1. 荷田信詮の印

 「信詮」
 黒文円印
 (直径 1.5cm)

3. 荷田春満の印

 「政勝」
 黒文楕円印
 (2.1×1.5cm)

5. 荷田信郷の印

 「信郷」
 黒文方印
 (1.5×1.5cm)

7. 荷田信義の印

 「信義」
 黒文円印
 (直径 1.7cm)

2. 荷田信友の印


 「信友」
 黒文円印
 (直径 2.0cm)


 「斎」
 黒文楕円印
 (2.1×0.9cm)

6. 荷田信純の印


 「信純」
 黒文円印
 (直径 1.7cm)

4. 荷田信名の印



 「信名」
 黒文方印
 (1.5×1.5cm)


 「真」
 黒文楕円印
 (1.6×1.0cm)

(二) 北羽倉家


 「□□」
 黒文方印
 (1.5×1.5cm)

荷田信興の印


 「信純」
 黒文円印
 (直径 1.7cm)

(三) 荷田 (西羽倉) 家

1. 荷田信辰の印


 「御□」
 黒文円印
 (直径 2.0cm)

3. 荷田信舎の印

 「信舎」
 黒文方印
 (1.5×1.5cm)

4. 荷田信之の印


 「信之」
 黒文方印
 (1.4×1.6cm)


6. 荷田信資の印

 「信資」
 黒文円印
 (直径 1.7cm)

2. 荷田信元の印


 「信元」
 黒文方印
 (1.6×1.5cm)


 「家重」
 黒文楕円印
 (2.1×1.3cm)

5. 荷田信賢の印

 「鳥飼」
 黒文方印
 (1.5×1.6cm)

7. 荷田信度の印

 「信度」
 黒文円印
 (直径 1.7cm)

④ 荷田（京羽倉）家

1. 荷田信美の印



「信美」
黒文円印
(直径 1.7cm)

2. 荷田信愛の印



「能信」
白文方印
(1.5×1.5cm)

3. 荷田信充の印



「信之」
白文円印
(直径 1.7cm)

⑤ 大西家

1. 大西親友の印



「口」
黒文楕円印
(1.6×1.1cm)

2. 大西親盛の印



「親盛」
黒文円印
(直径 1.4cm)

3. 大西親篤の印



「親寛」
黒文円印
(直径 1.4cm)

4. 大西親真の印



「親真」
白文方印
(1.4×1.4cm)

5. 大西親栄の印



「口」
黒文円印
(直径 1.3cm)

6. 大西親孝の印



「濟」
黒文円印
(直径 1.3cm)

7. 大西親定の印



「親定」
黒文円印
(直径 1.5cm)

8. 大西親方の印



「親方」
黒文円印
(直径 1.4cm)

9. 大西親典の印



「親典」
黒文方印
(1.5×1.5cm)

⑥ 祓川家

祓川親賀の印



「栄」
黒文円印
(直径 1.4cm)



「口」
黒文方印
(1.3×1.3cm)

(七) 安田家

1. 安田親夏の印



「家」
黒文円印
(直径 1.7cm)

2. 安田親冬の印



「親」
黒文円印
(直径 1.5cm)



「唱」
黒文円印
(直径 1.5cm)

3. 大西親当の印



「親」
黒文円印
(直径 0.9cm)

4. 安田親安の印



「親安」
黒文円印
(直径 1.7cm)

(八) 松本家

1. 松本昌為の印



「直」
黒文方印
(1.0×1.0cm)

2. 松本為房の印



「親納」
黒文円印
(直径 2.5cm)

3. 松本為邑の印



「為」
黒文方印
(直径 1.5cm)

5. 松本為以の印



「為以」
黒文円印
(直径 1.6cm)

8. 松本三位の印



「為」
黒文方印
(直径 1.6cm)

4. 松本高誠の印



「福徳」
黒文円印
(直径 1.7cm)

6. 松本為名の印



「為名」
黒文円印
(直径 1.6cm)

9. 松本内蔵の印



「為栄」
黒文円印
(直径 1.6cm)

(九) 中津瀬家

1. 中津瀬為親の印



「為親」
黒文円印
(直径 1.5cm)

2. 中津瀬為雄の印



「宿祢」
黒文方印
(1.6×1.6cm)



「公林」
黒文円印
(直径 2.2cm)

4. 森公林の印



「口口」
黒文円印
(直径 1.9cm)

1. 森公建の印

(十二) 森家



「高道」
黒文円印
(直径 1.5cm)

1. 鳥居南高道の印

(十) 鳥居南家



「忠紀」
黒文円印
(直径 1.7cm)

3. 中津瀬忠紀の印



「公府」
黒文円印
(直径 1.5cm)

5. 森公府の印



「秦公康」
黒文方印
(1.9×1.7cm)

3. 森公広の印



「高任」
黒文円印
(直径 1.7cm)

2. 鳥居南高任の印



「忠勝」
黒文円印
(直径 1.7cm)

4. 中津瀬忠勝の印



「富」
黒文円印
(直径 1.5cm)



「口」
黒文円印
(直径 2.3cm)

(十一) 毛利家



「公溢」
黒文円印
(直径 1.7cm)

3. 毛利公溢の印



「政也」
黒文円印
(直径 1.5cm)

1. 毛利政也の印



「公昌」
黒文円印
(直径 1.5cm)

8. 森公昌の印



「公麻」
黒文円印
(直径 1.7cm)

6. 森公麻の印



「公溟」
黒文円印
(直径 1.6cm)

2. 毛利公溟の印



「公枸」
黒文円印
(直径 1.5cm)

7. 森公枸の印

荷田春滿和歌關係資料集

付『伊勢物語童子問草稿』補遺

荷田春満和歌関係資料集 付『伊勢物語童子問草稿』補遺

一戸渉・早乙女牧人・中村正明

はじめに

本稿は『新編荷田春満全集』第十二巻（おうふう、平成二十二年）未収録の荷田春満及びその門人による和歌関係資料十二点を翻印し、全集の補遺とするものである。加えて、同全集第七巻（おうふう、平成十九年）所収『伊勢物語童子問草稿』の遺漏を補うべく、同書刊行後に確認し得た春満自筆草稿断簡二点の翻字を付した。併せて、各資料の解題を稿末に掲げた。和歌関係資料は既に全集十二巻解題で言及のあるものを含むが、改めて解題を行った。その際、前解題との記事の重複や内容上の相違等について逐一断ることはしていない。なお本稿を成すにあたって資料の翻字は執筆者三名が共同で行った。個々の資料解題に関しては、執筆者名を各項末尾に（ ）内に注記した。

目次

荷田春満和歌関係資料集

翻印

〈和歌〉

享保五年六月十三日当座和歌留書

詠梅和歌六首

〈添削・歌評〉

門人歌評春満評

門葉

門葉 正徳三年癸巳

享保十一年六月廿二日独吟一日八十首

享保十三・十四年添削歌

享保十九年寅門葉

荷田信名和歌懐紙詠草綴

荷田信章和歌懐紙詠草和文綴

荷田信名和歌詠草集

〈門人歌会〉

春満先生靈祠

解題

付『伊勢物語童子問草稿』補遺

翻印

解題

凡例

翻印にあたっては、読解等の便宜のため、適宜、次のような処置を加えた。

- 1、漢字は、原則として通行字体に改めた。
- 2、変体仮名は、現行の仮名に改めた。また「ハ」「ミ」「ニ」等も原則として平仮名に改めたが、明らかに片仮名表記の意識で書かれているものは、原文のままとした。
- 3、踊り字は、原則として漢字は「々」、仮名は「く」「ん」「ゝ」を用いた。
- 4、明らかな誤字、脱字や衍字等については、適宜、右傍に「ママ」などと注記した。
- 5、通読の便宜を考慮し、和歌を除いて読点を付した。
- 6、虫損、破損等で判読の困難な箇所はその文字数分の□で示し、文字数を見積もることのできない場合は、「破損」と標記した。
- 7、抹消、見せ消ちは、当該字句を【】で括り、訂正字句のある場合は、（ ）で括って示した。また、抹消部分が判読不能の場合は、【■】のように示した。
- 8、和歌の歌題・詞書は和歌の行頭より二字下げに統一して記した。春満によ

る添削や歌評を娘の荷田直子が整理し、春満が後に加筆したものと思しい『享保十九年寅門葉』に関してのみ、春満の筆跡と確実に判断される部分について（春満筆）を冠し、当該部分を「」に括って示した。

9、和歌添削のために記された批点は、抹消、見せ消ちと区別するため、被添削箇所の左傍に「と」で表記した。また添削後の字句は、右傍に示した。

〈翻字例〉

いたつらに世をふる軒の立花はむかし神にかゝるも弊あはれ也のへと袖かをる也

10、和歌に付された評語・注記は、その記載された位置（行間、頭書、脚書等）に関わらず、和歌の次行に和歌の行頭から三字下げに記した。

11、和歌の行頭に付された合点は「ゝ」、圏点は「〇」を用い、和歌の左肩に移して表記した。

12、和歌の評語・注記以外の頭書、脚書等については、（頭）（脚）等の注記を冠し、当該箇所を「」に括って示した。

13、朱筆は、当該箇所を「」で括り、その後（朱）と注記した。ただし、これらの記号によつて原本の現状の表記が困難な場合は「」内に小字で注記した（墨書に朱筆で重ね書き等）。

14、原本で左傍に表記されている字句は、そのまま左傍に示した。

15、「荷田信名和歌懐紙詠草綴」「荷田信章和歌懐紙詠草和文綴」「荷田信名和歌詠草集」は複数の懐紙・詠草・断簡等を綴じ合わせた資料であるが、この三点に関しては、便宜的に通し番号を付し、資料の形態・添削の有無・筆跡などに関する最低限の注記を付した。なお解題も併せて参照されたい。

16、翻印の掲載にあつて、原資料に適切な内題・外題等が備わらないものについては、編者によつて新たに資料名を付したものがあつた。原資料の形態に関しては解題を参照されたい。なお、資料名は各々の翻印冒頭に大字で示した。

17、その他、校注者による注記は、すべて「」内に記した。

〈和歌〉

享保五年六月十三日当座和歌留書

六月十三日 当座

遠夕立

□□□

遠方に夕立すらしなる神のおとも雲のよそにきこゆる
夕立は遠山つたひ行雲のこなたの空も風そすゝしき
風早み遠山つたひ行雲のよそめもすゝし夕立の空
此里はくもりもやらて遠方にすくもすゝし風の夕立
遠方は空かきくもり夕立のくものこなたにひく鳴神
遠方に夕立すれば鳴神のおとはの瀧はひくましけり
めに及ふとは夕日の影さして外山そくもる夕立の空
鳴神の音も及はぬ遠方やくものいつくの夕立の空
いかばかり夕立すゝしする墨の色なる雲の遠方のそら
あま雲のよそにきこえて鳴神の音羽の山をすくもる夕立
たかりに夕立すらし鳴神のおとはの山にかゝるむら雲
里遠みへたつる雲の日影にもしはしすゝしき夕立の空
鳴神の音羽の峯や夕立ぬせきの小川のすゑにこる也
はけしさの風よりつれてうき雲を吹よするかたや遠の夕立
かきくらす山の端遠く鳴神のおともすゝしき夕立の雨
かきくらす雲も尾上にへたゝりて遠さかり行夕立のそら

夏夕月

夏木立青葉かすゑにほのめくはまたくれあへぬ山のはの月
蚊遣火の煙は風の吹わけてゆふへすゝしくすめる月かけ
夕立の露もかはかぬ木の間よりもりくる月の影の涼しさ
夕立のはれ行峯の木の間よりやかてほのめく月の涼しさ
あつさをもわすれてむかふ夕月夜さすかた遠き影もすゝしき
夏の日のくるゝをまちし暑さをもわすれてむかふ夕月のかげ

暮かゝる空すゝしくも夕立のすくる雲間を出る月かけ
涼しさのひかりもさすや住の江のつきの出しほの夏の夕暮
涼しさに夏わすらめや夕月のやまのは出る影のさやけさ
やとれ月露をひかりに夕影の花もはかなきかきねながらも
雨過る野もせの草の露ことにやとるもすゝし夕月のかけ
堪かねしあつさも空にわすられてすゝしくむかふ夕月のかけ
端居する夕を秋とおもふまでそてに待とる月の涼しさ
かやり火も今はなたきそ打はれてみてたにさえぬ夕月のかけ
夏ながら庭の雪かとみしからにすゝしさまさる夕月のかけ
夏山の木すゑすゝしく風過て秋も及はぬ夕月のかけ

詠梅和歌六首

梅

袖ふれてうつるいろ香にあかさればたちさりかたき梅の下陰
なかめこし代々のこと葉の花にたにあまるいろかの春の梅かえ
雪に見しこそそのはやしをそのまゝにうつしてさける花の梅かえ
なへて世の梅のさかりは棹姫の霞の袖も香に匂ふ也
いろは猶たくひもあれとさく梅の花のほひにしくものそなき
めつらしとたれめてさらんさく梅の花こそ花の春のはつ花

信元

桃庵

隄風

東丸母

信名母

東丸

〈添削・歌評〉

門人歌評春満評

子二月三日当座

窓前梅

朝夕に匂ふもしく我宿のまよにま近く咲る梅か枝

此歌、久見、長邦、高林、三輩の評は大概同じく、可否の愚判を加ふべきほどのことも侍らす、治胤の評に、下の句詞つたなしとあるは上の句はよろしきとにや、心得かたき評也、下の句はさせる難もなく、作者、題の前の字に力を入れて、窓にまちかく咲ると詠て、窓梅といふ題と窓前梅といふ題を差別したる意あるへければ、下の句つたなしと難すへきことにあらず、却て上の句はつたなしともいふへし、信舎評に、此歌咲る梅か枝などよみ出せるは仕立おさなくといへることはいかにそや、咲る梅か枝とよむことおさなきならば、古今の歌人皆おさなき難をうくへし、是はなはたいはれなき評なるへし、たゞ信名評に我宿の窓とよみたるはいと拙といへる、尤可然難なるへし

あけぬれば袂も匂ふ春風にたえず吹来るまよの梅か、

此歌五評ともに初五文字を難せらたり、尤下の句に五文字の詮きこえねは其難のかれかたかるへし、其内治胤、長邦、久見の三輩の評は初五文字のみを難せられて、外の句の難もなし、治胤の評には、窓前もすはりかねたるなるへしといへるはあたらす、信名と信舎の両評に春風にたえず吹来るといへることを甚難せり、尤よろしき難なるへし

影きよくさし入月の光さへ花にそ匂ふまよの梅か枝

此歌、久見、高林、信名等の三評ともに初五文字猶有へきよしおもへり、尤しかり、花にそ匂ふの一句もよろしくは聞え侍らす、光を花にといふ句あれともそれとはこと也

呉竹の起ふしあかすなるゝ也窓深き夜に薫る梅か香

此歌、五評の褒貶まち／＼にして、いつれの評相当れりともいひかたし、先久見の評に、此歌一鉢面白く働有て聞え侍るとあるは、難有歌なれば此賞かなへりともみえず、長邦の評には此歌窓梅の鉢にて窓前の詮立かたしとあり、窓梅窓前梅の題は作者の工拙にその差別心得有へけれと例は相通して詠きたればしひて難すへきことにあらず、治胤の評に、窓ふかきよとの詞いかなることによといへるは巨難とせる意なるへし、窓をも深窓といひ夜も深夜といへは相兼て窓ふかき夜といへること難すへきことにあらず、信名と高林との評難に、信名は窓前の梅とは聞得かたしといはれ、高林は窓の詮うすくや侍らんといへること不当也、吳竹を風情にいひかけたれば窓前の題には叶へるといふへし、且くれ竹の起ふしとつゝけ、窓ふかき夜とよみたる詞つゝきよろしく、歌のすかたもなすらか也と信名の評に賞せられたるは尤しかり、しかれども上の句下の句したしからすといへる評難、それとさせる所なければ、あたれる評難ともきこえ侍らす、評高林の評に、下の句に深き夜にかほると有て上の句に起ふしあかすとは如何と難せる、可然難也、起ふしといへは日夜朝暮のことにかけていふはあらず、又花の光を窓にうつすといふ心もきこえ侍らすとあるは心得かたき難なり、且高林の評に、句へ猶雪にとのつゝき如何しく侍るとある難、心得られず、猶といひては何とつゝくるといふ定れるつゝき有ることによ、又猶の字もその所を得ざるやうに聞え侍るといへるかとは猶々心得かたきことに覺え侍る

集めこしまとの白雪それならて句ひそ深き庭の梅か枝

此歌、長邦の評に、あつめこしといふ五文字聞え侍らすとある評は却てきこえ侍らす、又庭の梅か枝とあれはまとの詮も立かたし、一体くた／＼といへるもあたれる難とも覺え侍らす、集めこし白雪などをいへは窓前の詮立たるなるへし、しひてくた／＼といふ所も見え侍らす、勿論窓前梅

に庭梅か枝とよめることは不好、しかれども此歌上の句に窓をすゑたれば窓前の梅には庭の字も強て難とすへきにもあらず、窓梅の題ならば庭の字は用捨すへし、此外の四評は大概おなし、信舎、信名の両評にも庭の字を難とせり、尤庭の字を去て猶下の句有へ【し】(き)歌也
是も又まとの光と咲梅や集ぬ雪を枝にみすらん

此歌、久見、長邦、治胤、信舎、高林、信名、六評ともに難なく賞美せられたり、此歌は愚詠にて侍る、幸に評難をまぬかれて一巻の眉目に覺え侍る

さ夜ふけて窓ふきいるゝ春風にちらさてみせよ軒の梅かえ

此歌、五評各その難をいへり、尤巨難のかれかたし

梅そ今さかりをみせて異木にもさきたつ花の窓のま近さ

此歌、信舎評に一鉢聞え侍る、されと盛をみせての詞、宜も不聞といへること、却てよろしくも不聞おほえ侍る、此歌は信名評に、下の七文字にて歌の拙なりていと口惜といへる、尤可然、然とも信名評に、こと木にも先たつ花なとつゝけたるは、一ふし有ぬへき趣向ならんをといへるはいかゝ、梅のこと木に先たつことはいひふるしたれば一ふし有趣向(以下欠)

門葉

年内立春

春の来るしるしもわかすしら雪のまたふるとしの三木の杉むら

春雪

咲ぬまの花の面かけ先見せてえたにかつちる春のあわ雪

木々に咲花とみるまで白妙になほふりつもれ春のあわ雪

またき咲花とこそみめふりつもる庭の木すゑの春のしら雪

朝鶯

朝日かけさすか春とて雪もまたきえせぬ軒にうくひすのなく

雪もまた消あへぬ谷を出て今朝おのか春しるうくひすの声

長閑なるよの春つけて此朝けのきはの竹にきなく鶯

沢若菜

氷あし山沢水もとけそめてねせりつみにと出る里人

余寒

更に又冬にやかへす春きてもあらしさえぬる夜半の衣手

今更に雲けの雪の立かへりころも春風吹も寒けし

春きても猶雪さそふ山風にかすみもあへぬ雪の寒けに

梅薫風

よしさらは吹なたゆみそ押なへて梅かゝさそふ春の山風

若草

雪氷とけゆくまゝに日にそへてみとり色そふ野辺の若草

(頭)「巳上正徳二十月廿八日」

立秋天

吹かはる此朝風にそらすみて月の名におふ秋はきにけり

立秋日

初風をまつの木陰の夕すゝ□^(註)またよはからぬ秋の日影に

初秋夕

秋風の立そめしより夕くれのくものはたての色そ身にしむ

初秋暁

吹かはる風より先に秋きぬと八声の鳥やおとろかすらん

初秋夜

秋きぬと萩の葉そよく小夜風にかたしく袖もあへす露けき

初秋雲

またきより哀をこめて昨日けふ雲にしくるゝ秋の初風

待七夕

さはるへき契りならねと明日をまつ星の思ひそ空にしらるゝ

七夕雲

忘れぬほとや雲井にめぐりきて幾はつ秋のほし合の空

七夕霧

天の川霧な隔てそ玉くしけ二夜ともなき星のあふせを

七夕橋

恋わたるかきりやいつこ星合のほともはるけき天の川橋

七夕衣

織女のいほはた衣今宵きてかたしく袖のうらみ残すな

七夕船

夕風のまほにや吹て出船の梶とりあへぬ天の川長

夕露

夕暮は秋の草葉のうへよりも露のうき身の袖そしほるゝ

(頭)「巳上同十月晦日綱宥」

立春

春は今朝立にしものをいとはやもかすみにけりな四方の山の端

朝日さすみきはの氷解そめぬ四方に長閑き春や立らん

子日

千とせへん子日の松に今日よりは猶万代の春やかそへん

(頭)「巳上同十一月朔日 信義」

春月

さやかなる秋の空にもおとらめや霞むならひの春の夜の月

帰雁

名残あれや翅もみえず霞むよにおほつかなくも帰る雁かね

初花

けふ幾日まちし恨もとけ初てみる色ふかき花の下ひも

見花

見る程にあかぬ心も幾しほか日々にそめます花の衣手

咲しより身は花そめのかり衣きつゝなれぬる春の木の下の

翫花

永き日のくるゝもしらすみるに猶あかぬ心そ花にそひぬる

惜花

山風に散行花はあと絶てかたみあたなるみねのしら

くらへ見すいつれまさらんさくら花まちし恨とをしむ名残と

落花

日かすこそ花のあらしよ山風のさそふをいかてうらみはつへき

松藤

幾春か契りかはして松かえのちとせのいろにかゝる藤なみ

みさほなる松も緑の色かへて花むらさきにかゝるふちなみ

暮春

吉野川岩波早く行春をしからみかけてわくよしもかな

吉野山むなしく暮て行春の花のかたみや峯のしら雲

(頭)「以上十三首同月六日」

首夏

山くのかすみもはれて今朝ははやなつ来にけりと峯のしら雲

聞郭公

おほつかな今一こゑをほとゝきす夢かうつゝか鳴て定よ

一こゑはきゝも定すさよふかき雲のいつこの山ほとゝきす

思ひねの心やかよふほとゝきす夢のまくらの夜半の一こゑ

早苗

百草の花にはめてぬ山かつもうへてさなへの秋や侍らん

浜五月雨

五月雨の日数ふるから波こえてみるもあやうき谷のかけ橋

五月雨の日をふるまゝに□□れて底ともしらぬ谷のかけはし

夏草

放ちかふ牛の立ともみえぬまで夏野ゝ草の葉山しけ山

夏月

涼しやと待出る空に影ふけてみな程もなき短よの月

出るかとみしほともなくかたふきてしのゝめちかき夏のよの月

待出てしはし見るまも半空にやかてあけゆく夏のよの月

(頭)「以上十一首同月十五日」

都早春

出る日も今朝そ霞に匂ふなる花の都の春の光りに

雨中梅

誰としも音にしられぬ春雨の梅かゝしめるまとの春風

海辺霞

立出て風もなきさに詠むれば霞にやとるおきつしら波

余寒

二月やさらに雪けの雲風のさえかへる空は春としもなし

対月思昔

幾世々かめてこし人のかたみ（玉掛）□とむかへは月の影もなつかし

晚鐘

はかなくてけふも暮ぬと聞すてぬ入相のかねに袖そしほるゝ

鳴立沢にて

哀さは今もかはらず鳴たてるむかしはさそな秋の夕暮

（頭）「以上七首同月十六日」

寒松霜

保江

秋にあてし木々の木の葉は散はてゝまつにそ霜の色はみえける

神無月十四日、大樹の薨御を

全

いかなれは時雨もまたて神無月世をおほふ袖の独くちけん

（頭）「以上二首同月十七日」

乞巧奠

星合の空の光となりぬらん雲井の庭のともしひのかけ

七夕の心やしめる秋風の更行庭の灯のかけ

星合のあかぬ手向と請ぬらん雲井の庭に匂ふそら焼

秋夕

心なき草木も袖の外ならてなへてしほるゝ秋の夕かせ

初雁

おほつかなたか玉章を夕霧の空にかけてもわたる雁かね

桐の葉もまた落あへぬ秋風にさそはれ来なく初雁のこゑ

夜鹿

夜を寒みつま恋鹿にね覚しておなし思ひのねをのみそなく

秋風のふけゆく夜半の山里につまこふ鹿のこゑそかなしき

曉虫

露霜の夜寒やわひて鳴虫のこゑもかね行野への暁

哀さを誰にきかせん草の戸のあけあたしけき虫のこゑく

草の戸にたれを恨てきりきりくすあかつきちかくこゑしきるらん

山月

まち出て見るかひありや雲霧もはれてあらしの山のはの月

雲霧をはらふ嵐に山の端を出てかひある秋のよの月

（頭）「以上十三首同月廿日」

湖月

さゝ波やあかす鴉てる月をのせて秋のよ渡る浦のつり舟

波さはくひらねおろしにすむ月もかけやすからぬ鴉の海つら

秋風に鴉の海つら霧はれてよ渡る月の影そくまなき

野月

いつるより山もさはらて秋の月すむかけひろきむさしのゝ原

さらてたにさやけき影を置露のひかりにみかく秋のゝの月

玉ぬけるのもせの草の露ことに光もらさてやとる月かな

関霧

鳥か音に関の戸さしはあけなからゆき過かたき霧の八重山

関の戸はあけ行ものを立こめていらへ隔つる秋の朝きり

立こめて猶霧ふかき関の戸はしはしあけゆく方もしられす

聞擣衣

さなきたにね覚淋しき手枕にあはれうちそふ夜半のさ衣

打しきるきぬたの音にね覚してまた見もつかぬ夢の手枕

重陽宴

けふことに雲の上とて天つ星を手につむと見ゆる白菊の花

杜紅葉

幾度かそむる木の葉そ霜霜にぬれて色そふ衣手の森

日にそへて露も時雨も秋の色を千入にそむる衣手の森

時雨ゆくなきさの森は今日も猶夕波かけて紅葉しぬらん

河紅葉

紅葉々の移ふ秋のからにしき波のあや織山川の水

川波のかけていつしか染ぬらん峯根色つく鶯のみちは
立田姫名に流たる川波に木々のにしきそ織はへて見ゆ

九月尽

をしめとも庭のみちも散はてゝ名残もみえず秋そ暮行
したふその涙の露の玉ゆらも嵐の木す多秋そとまらぬ
けふのみを秋の名残と思ふ（主語）□そ猶袖ぬるゝ夕暮のそら

（頭）「以上廿一首同月廿三日」

立春

主模

出る日のひかりも今朝は長閑にてそらにつきせぬ春はきにけり

霞

信義

春に今空ものとかに出る日のにほへる山に霞たなひく

鶯

同

いとはやも谷の戸出て鶯の春告わたる声のゝとけさ

若菜

同

雪もきえ長閑き春としめしのにけふ諸人そわかなつむなる

（頭）「以上四首四月廿四日」

初冬暁

網宥

雲のよそに秋は暮ぬとしのゝめのそらに時雨て冬は来にけり

々々朝

見し秋の露もさなから冬きぬと今朝よりむすふ霜の浅ちふ

々々時雨

冬きぬ□色はわかねと岡のへのまつに音するはつ時雨かな（主語）

谷時雨

峯つゝき雲はあらしの吹過てしくれもとはぬ谷の下庵

杜時雨

幾めぐり定なき世に年ふりて老その森に時雨をそきく

関時雨

かたもなく不破の関屋は荒て今哀をとむる夕しくれかな

野時雨

さそひきて一むら時雨ふるほとも嵐にさわく野へのかや原

里時雨

風寒みいつしか冬にならの葉のふりにし里そまなく時雨るゝ

朝落葉

嵐ふく梢の月はあけなからおち葉にとつる山の下庵

夕落葉

淋しさを梢にみせて霜枯のこのはをはらふ庭の夕風

（頭）「以上十首四月廿四日」

山榊

網宥

とことには色も替らす千はや振神のみむろの山の榊葉

嶺椿

松もいさしら玉椿かみ山のくもゐる峯にいく世へぬらん

澗榊

色かへぬ榊の木すゑを軒にみていつまですまん谷の下庵

杜鹿柴

吹通ふ峯のしらへの松風に麓のま柴こゑあはず也

杜栢

玉かえは散ての後も置露にひかりみせたる杜の下道

門杉

尋ね入人もいかなる人ならしく年月か杉たてる門

窓竹

かけ陰高く生のほりては緑なる葉山もみえぬ窓のくれ竹（主語）

籬草

まかなくに何を種としてししけるらん荒れしまかきの葎蓬生

峯忘草

草の名の忘れははてゝうきことのつものきしに生しけるらん

野笹

夕附日さすやみなのゝ玉さゝに一夜はかりはかり枕せん

右十首霜月廿五日

初冬時雨

神無月空にもしるく冬きぬといふはかりにや今朝時雨らん

落葉

見し秋の色はさなから苔むしろちりしく惜き庭のみちは

木のもとにつもりもはてゝ紅葉ゝをかせのいつくへ誘ひ行らん

山川の岩うつ波もこの比はおち葉によとむ水のしからみ

寒草

かれ残る冬のゝ尾花色あせてまねくも寒き袖の夕風

浅雪

霜とのみまかふはかりに降そめてまた浅茅生の庭のしら雪

積雪

さそなく日をふるまゝに三越路ののきはは雪の山つくるらん

池氷

冴／＼し夜半の嵐を今朝みせて幾重ともなく氷る池水

豊明節会

乙女子か日影のかつらくり返し星のあかりはあかすも有かな

冴わたるとよのあかりの月かけにかへすもきよき山あゐの袖

冬月

秋暮て色なき野への霜の上にこほれる月のかけそさひしき

ちりはてゝ一葉も今はあらしふく梢の月のかけそ寒けき

庭清く池の鏡にかけさえてこほりにみかく冬のよの月

鴻千鳥

夕汐のみちてやきぬる難波渦むれある千鳥こゑさわく也
更行はあらしもいらしなるみ鴻波にしほれて千鳥なく也

歳暮

数ふれは残りすくなく呉竹の一夜二夜に年そせまれる

心にはいそかぬものをいつしかとことしも終に暮て行らん

右十七首同月廿八日

寄月恋

見る程に空は泪にうきくれぬ契りし夜半の月をかたみと

寄雲恋

いかにせん人の心のうき雲にこひぬ思ひはやるかたもなし

いつまでか人の心のうき雲の空にたゝよふおもひをやせん

寄煙恋

くらへ見はあまの塩やく煙よりくゆるおもひは立まさるへく

寄関恋

みちのくにあらぬ名こそその関すゑてへたつる中はふみも通はず

寄滝恋

わかかへる思ひにたえて身は終に泪の滝に沈みはてなん

袖の上にあまる泪のたきつせは心ひとつにせくかたもなし

寄原恋

契りしも浅茅か原よ秋風 □ 人の心のいろかはりゆく

寄橋恋

うき中はふみみることもたえ／＼につらき月日をふるの高橋

恋渡る身はうき橋の中絶てふみもかよはず朽や果なん

寄湊恋

波さわく袖の湊にしつむともたれ □ かゝる身とはしらせし

右十一首同月廿九日

残雪

信義

春日影さすかにうとき山陰はひさしく残るこそそのしら雪

梅 同

薰り来る風をたよりに尋ねみん梅のありかはそこしらねと

柳 同

春風になひくとみれば池水のなみよらるゝ青柳のいと
はゝ木々にあらぬ柳の枝たれて幾度風に庭はらふらし

早蕨 同

ふみわけて軒はやをらん太山へのおとろか下にもゆるさわらひ
衣 同

あかなくに旅ねやせまし立よりてかへさわするゝ花の下陰

春雨 同

昨日けふ庭の草木も春雨のふるほとみえてみとりそひ（五世）□り

春駒 同

若草におのか心とつなかれてさはへこなれすあそふ春駒

右八首十二月朔日

〔二丁分墨付ナシ〕

夜灯

かゝけてもくらき心をいかにせんまなひのまとの夜半の灯

つくゝとうき身のほとを思ふ夜は心としめる闇のともしひ

かゝけても心としめる老（五世）□□のふけゆくまゝにむかふ灯

嶺松

山姫のあかすかきならずしらへかもをことにかよふ嶺の松風

里竹

朝夕の煙に里はしられけり竹一むらの立へたてゝも

磯巖

しら波のあら磯岩の苔衣ほすひまもなく幾世へぬらん

嶋霧

所えて立もはなれぬあしたつはこゝにちとせやまつかうら嶋

岡篠

いひしらぬ玉とみたれて岡への露のさゝ原風わたる也

江芦

風にふし波にゆられて難波江にうきねを見る芦の村立
難波江や入江の風に折ふしてあしのうき葉そ波にたゝよふ

浦船

うきにさは又此うへも波風をよすかにしたる浦のつり舟

柚山

柚人のおのゝひゝきのかすゝにあはれこたふる山ひこのこゑ
右十二首一卷十二月九日

岸苔

むす苔はねさしもあらて川きしに幾年波をかりてへぬらん

山家嵐

絶す吹松のあらしを世のうきにきゝかへしすむ山の下庵

田家雨

な（しつ）かめふる小田守庵の【苔】をあらみなかめふる夜に袖しほらん
とことこと

旅行

行暮て宿をいつくにかり衣うつつの山辺のうつゝともなき
末そとていそく旅路もふる郷に心の駒のひかれてそゆく

旅宿

露（つ）むす草の枕のかりねにはともにもかくにも袖そしほるゝ

露む

せめてたゝ草の枕の夢にたに都の人を見るよしもかな

旅泊

しはし見る夢もやはある浦風の音さわかしき波の枕に

うつし絵もいかで及ん住の江に霞かたとる春の海つら

寄社祝

万代も守りつきせぬためしかそ神の社にしける榊葉

住吉や栄もしるく神垣の世々にふりせぬ松のことの葉

住吉や松にかひある神垣にかけてそいのる世々のことのは

寄日祝

かしこしなあまてらす日の幾めぐり出るも入るもくもりなき世は

明初て出る岩戸の朝日影こそくもりなき世のためし也けれ

出る日の光のことく玉ほこの道もたゞしき御代の行すゑ

右十五首一卷十二月十二日

帰雁

信義

咲花に心もとめす行雁はおのか越路の春やいかなる

喚子鳥

おほつかなかすめる春のみ山へにたれよふこ鳥鳴わたるらん

苗代

穂に出ん秋をたのめて苗代の水口まつる春の里人

菫

ふる里のみかきか原のあれにしを道はかはらす咲すみれかな

杜若

杜若花むらさきのゆかりとてつゆも匂へる露もにほへる

藤

紫に松のみとりもいろかへてこすゑにかゝる池の藤波

款冬

風わたる岸の山吹枝たれて浪の底にも花そみたるゝ

八重一重咲ともいはぬ色みせてまかきにふかく匂ふ山ふき

暮春

をしむととまらずなから花鳥の色音をしたふ春の暮方

右九首一卷十二月十三日

寄天恋

網宥

逢事のかきりもしらてうはの空にものおもふ身のはてやいかなる

寄月

おもひわひななむるまゝにぬるゝともおほえぬ袖にやとる月影

寄風

つゝめとももらしやすらん玉すたれひまもとめくる袖の追風

寄煙

こりすまのあまのたくもの夕煙くゆるや同しおもひなるらん

寄霞

晴やらぬおもひはいつとわかねともはるは霞の名にや立らん

寄露

此まゝに消もはてはや鳴ぬとておき別行道しはの露

寄雨

かこつへきかたこそなけれいとほるゝ身をしる雨にしほる袂は

寄霰

槇の屋にふるや霰のたまゝもあはぬ恨みに身をくたくへき

寄稻妻

秋の田のほに出さねと稻妻の光のまにも恋やわするゝ

右九首一卷十二月十四日

歳暮

行年の世のいとなみに事しけきこゝろの駒もあしはやすめす

歳旦

あら玉の年もかへりて限りなき御代のはしめの春は来にけり

右二首十二月廿七日

歳暮

天つ空に心のまゝの関もなくなけれ行としをしはしとゝめん
なすわさのなくて過こし月も日も暮行としにおとろかれぬる
暮て行年のいそぎに何くれと心のこまも足はやすめす
花の春紅葉の秋のわかれよりくれ行としは惜くも有かな
たれも今憎まさらめや暮て行日かすすくなき年の名残を

除夜

月花をあかすめてきていつしかとまた一とせは今宵つきぬる
一とせは今夜はかりにくれはてゝあやなく過し日数をそ思ふ
一年の尽る今宵そ惜まれぬあはれ老の数もそふ身は
あけなはとむかへん春のまたるゝに年の一夜を惜むわりなさ

歳旦

天の戸もつきせぬ春に明そめて出る日かけも今朝そ霞める
長閑けしな高き賤きなそへなく恵みある世の春をむかへて
天の戸の春に明行あしたよりさすか日かけの四方に長閑き
たれも今朝よはひをのふる若水に春の心そくみてしらるゝ
庭の雪軒のつゝらも解て今朝日かけのとけき春は来にけり

右十四首十二月廿八日

門葉 正徳三年癸巳

門葉 正徳三年歳次癸巳

元旦

中井光瞭

いはふ也よはひもちよと久かたのそらにつきせぬ春をむかへて

歳暮

黒田惟繇

おとろかぬ人はあらしな年なみの音も聞えずよせてくるゝを

右正月

更衣

花の香に染し衣はをしけれと今朝ぬきかふる袖そすゝしき

卯花

朝夕に見るかけきよし玉川のきしのむかひにさける卯花

葵

氏人のけふのみあれも葵草かけてそいのる千世に八千代と

郭公

一声の名残おもふにほとゝきすはかなく明るみちか夜の空

菖蒲

諸人のけふを待えてめつらしくのきはくにあやめふくらん

早苗

きのふけふ田子のもすそはぬれてほすいとまもなく早苗とる也

右六首正月五日

歳旦

木村師親

鳥かねもはからぬ御代にあふ坂の関のひかしの春そ長閑けき
わつかなる垣ねの内もわか草のうらめつらしき春はきにけり

壬辰歳暮

やとことしめ引はへてくる春をまつたつるまでに暮る歳哉

右三首同七日

歳旦

松平信允

〔和歌欠〕

右四首

子日祝

君か代のかはらぬ春のためしにやねの日の松を引初にけん

正周

引うゑて五百枝さすまで二葉なる子日の松に千代をちきらん
末遠き千世のためしと二葉より契る子日の松のことぶき

右三首同廿日

初春

浅みとり霞のま袖打なひきひるうらくと春は来にけり

身につもる朝をなけし年月もまたわすらるゝ春は来にけり

めも春と草木か上も打けふりみとりにかすむ空の長閑さ

霞

そことなくかすめる春の海原はあまも心やおきつしら波

鶯

鶯のこほれる泪いつしかとうちとけてなく声の長閑さ

春雪

春きても薄き霞の衣手につゝみかねてや淡雪のふる

花と見る木々のしら雪それをさへはらふはつらき春の山風

若菜

里人も長閑き春と打むれてのへよりのへ【も】(に) 若なつむみゆ

たか為と野にも沢にも打むれてわかなつむなる春の里人

梅

あしかきのまちかくさける梅かゝにまどの内外もわかす句へる

袖にのみうつしもはてす梅かゝをさそふはつらき春の山風

立かへす春の霞の袖よりもあかすもりくる風の梅かゝ

柳

落葉してさひしき枝もめも春のみとりにかへる庭の青柳

枝たるゝきしの青柳打なひきつなてひかるゝ春の川舟

春雨

ふるまゝに野山のみどり色そへは花もほとなき木のめ春雨

右十五首同廿五日

歳旦

浦鬼延広

千はやふる神代も今に引しめのすくなる道に春は来にけり
けふといへは八島の外も幾千里のとかに霞む春の初空

述懐

老ぬれはめさへ耳さへこのみさへ心ならさる身をいかにせん

右正月廿六日

歳旦

三十一になりにければ

興津正辰

しけらめやことしやまとの言のはの数にたくへる春をむかへて

右正月廿七日

帰雁

秋霧に別れこし路や思ひ出るかすめる空にかへるかりかね

立かへり又来ん秋をたのめても別れはをしき春のかりかね

行さきも霞わたりて雁かねの〔下句欠〕

花

あかて猶さらぬ小蝶の心さへおもひしらるゝ花の木のもと

あかす思ふ心の駒にひかれつゝ花の山路にけふもくれゆく

山風のまたさそひこぬ梢にもこゝろゆるすな庭の花もり

いたつらにちりなはをしき花盛見る人さそへ庭の春風

花は今峯より峯に咲みちて色香にかすむ小初せの山

色に香にあかぬ心を種としてうゑて見はやす庭の桜木

春月

ならひとはおもひなからもともすれはおほろ月夜に恨もそそふ

款冬【山吹】

行はるををしともいはぬ色みえてさくやまかきの山吹の花

藤

紫の色のゆかりに匂ふなりふち咲宿の庭の松かれ

打よする波かあらぬか白藤のふちに〔以下欠〕

【暮春】

三月尽

しひて猶をしみ尽さん今日のみに暮行春の別と思へは

けふのみと哀の袖をうらみても引とめかたき春のわかれ路

右十三首同月晦日

野霞

本雀綱宥

野辺は今草木か上も打けふりみとりにかすむ色そのときき

橋霞

末遠くいく野の道も春に今霞そわたる天の橋立

江霞

いく春かふる江の柳陰ふかく緑をこめてかすむ明ほの

滝霞

ちりかゝる花の空めやみよしのゝかすみに落る滝のしら波

海霞

はるかなる波路の末ものとかにてかすみそわたる春の海原

湖霞

世は春の時そともなくしほ風に霞も波も吹あけの浜

渡霞

わたるへき浅瀬もわかす立こめてよとの川波かすむ夕は

里霞

わきて猶霞も春にかほるらし花の名におふさくらゐの里

初鶯

雪ふかき谷より出て鶯のけさめつらしき春の初こゑ

雪中鶯

梅花咲もさかぬも色わかぬ雪のふるえにきあるうくひす

曉鶯

思ふ事ならてきかまくあかつきのねさめの庭のうくひすの声

夕鶯

朝ちかく立も離れす夕はへの花にめてゝやきなくうくひす

右十二首二月朔日

郭公

心あらはしはしかたらへほとゝきすかけもほのめく夕月の空

聞あかぬ心ならひにほとゝきす待えて後も猶またれけり

またて聞人や有明の月影に声すみわたる山郭公

夏月

夏のよもみるほとなくて山のはに出来はあくるみちかよの月

明やすき光そをしき夏のよの霜とみるまですめる月影

五月雨

天つ日の光も見せず雲とちてなかめそはれぬ五月雨の空

暮しわひぬ軒の糸水くり返し日数ほとふる五月雨の比

夕立

此里は草はの露も置とめすおとのみ過る夕立の風

名残あれな雲のあしとくみるか内にすゝしく過る風の夕立

納涼

立よりて結ぶ清水に今日の日のあつさわするゝ夕暮の空

あつかりし日は入はてゝ山のはに月待出るほとそ涼しき

右十一首二月三日

立春

信義

立そめし春のしるしに今朝よりはかすみてみゆる四方の山のは

歳暮

をしめともやすらはて行とし月としりつゝしたふけふの夕暮

右二首二月四日

初秋

しほるへき草木より先うき秋は身にしてみてしる今朝のはつ風
いとはやも秋たつ音に桶のはの今朝よりさやく風そ身にしむ
昨日こそ御被はせしをいとはやも川瀬の波に秋はたちけり

七夕

神世よりいかにちきりて天の川ほしをあふせの秋に絶せぬ

七夕後朝

彦星のあふよ喜しく待えてもつひにあけゆく空そつれなき
今朝ははや遠き渡りにへたつらんきのふあふせのやすの川波
織女の立わかれゆく衣手や引とめかたき横雲のそら

萩

いつの間に秋は来にけん萩原の葉わけの風の音そ身にしむ
おのつからね覚かちなる秋のよの哀をそふる萩の上風
秋風のやとりしらせて夜もすからそよくも淋し軒の下萩

萩

紫に匂ふゆかりに咲萩の葉に置露の色もえならす

紫のゆかりの色に宮城の行過かたき萩の下道

薄

置としも見るほとそなき秋風になひく尾花か袖の夕露

虫

秋更る夜や寒からしきりくす枕の下に鳴あかす也

鹿

さらたに露けき秋の手枕に涙そへたる棹鹿のこゑ

初雁

秋風に雲の衣を吹かへしうらめつらしく雁は来にけり

右十六首二月十一日

月

雲もきえ星もまれなるよもすから独空行月そさやけき
見る人の心さへすむ秋のよの月はうき世の鏡なるらん
雲のみか心のちりも山の名のあたしにすめる夜半の月影
雲霧をはらひつくせは秋のよの月の為なるみねの松かせ
山のはの雲にひかりを先立てやとすみのほる月そまたるゝ

擣衣

里人のいをねぬ程そしられけるよるはすからに衣うつこゑ
ぬは玉のよや更ぬらんよそなから聞も身にしむ衣うつこゑ
露霜を袖にかさねて誰為とよさむうらみて衣うつらん

紅葉

露時雨もる山陰のもみちははいつくはあれと色まさりゆく
立ならふ松さへ色のかはるかで見ゆるはかりにそむるもみちは

暮秋

惜めとも庭の浅茅も色かへてけふにくれゆく秋のさひしさ
長月の影もいつしかくれゆくとおもへはをしき秋のわかれち
いつしかと尾花の袖も霜かれて暮行秋の色そさひしき

めてあかぬ菊やもみちの名残猶おもへはをしき秋のわかれち

右十四首同月十六日

初冬

秋にみし野への千種はうら枯ておく霜寒く冬は来にけり
晴くもる空も寒けくしくるゝはあらしや冬をさそひきぬらん

落葉

村時雨ふるかとききは山風に木のはみたれて窓を打声

此比は軒の木のほふる音にしくれせぬよも夢そ絶ぬる

色くの峯のみちは散しより錦をひたす谷川の水

見し秋の色は程なくなら柴の落はに埋む庭のさひしさ

冬月

山風にかかゝれ出る冬の夜の月のかゝみの影そ寒けき

雲はらふ嵐にさえて更る夜の空の水や冬の月かけ

雪

時雨にはつれなくみえし松の色も今朝白妙に雪そつもれる

十かへりの花ともみはや降初て今朝めつらしき松のしら雪

歳暮

老ぬれは春に心もいそかれすひたすらをしき年の暮哉

何事をなすとはなしに明暮てつひにことしも残りすくなく

右十二首同月十九日

初恋

置初る涙の露の手枕にいつかはくへき夜をや頼まん

恋の山ふみわけ初ぬ行末のくるしかるへき程はしらねと

かけ初ていとはや袖はひちにけりすゑいかならん道芝の露

忍恋

もらさしと独おもひをつゝめとも猶堪かたき夕暮の空

うきにそふやつれしなくは我袖の涙は露といひもはてなん

いかゝせん忍ふとすれとくれなるのふかき心のいろに出なは

不逢恋

いかにせん身はうら波のうつせ貝あはて月日のつもる恋ちを

一度もよりあふこともかた糸のおもひみたるゝ身こそくるしき

消ねたゝいつまで草のいつまでかつれなき中の露のうき身は

浮雲の立へたてつゝ行月のかけたにみえぬ人のつれなき

初逢恋

こひ衣うらみもなしや下ひもの打とけそむる人の心に

夢うつゝわけそかねぬる初枕かはす今宵の心まとひに

へたてこし恨をいへは逢夜半の喜しきにしも袖はぬれけり

暁別恋

うき物のかねてやはしる袖の露かゝるわかれのあかつきのそら

右十四首同廿一日

後朝恋

しるや人起わかれこし朝露の又ねの床にきえかへる身を

まとふそよ身も消ぬへく朝露の置わかれしは夢かうつゝか

逢不逢恋

別にしそのあかつきをかきりにて月のみそらに在明のかけ

敷妙の枕もしらしありしよのその一ふしにたえんものとは

契り置し床の別れのかねこともはかなき夢になしやはてなん

もろともに見しよは遠く待てきてつれなく残る袖の月かけ

中絶てあひ思はねは夢にたにありし契りを見る夜半もなし

幾夜かく寝覚の床に思ひ出てありし契りを忍ひはつへき

思はずよなれしそのよの嬉しさに今のつらさのまさるへきとは

逢みしを思ひ出つゝひたすらにしほるたもとそ朽果ぬへき

忘恋

いつのよの何のむくひにわすらるゝ身をはうらみて人の恋しき

身は露ときえかへりても替らしとちきりしことは夢になしけり

難面を我心ともしらてこそいつか人をわすれ果ぬれ

忘らるゝ身は浮草のたくひなれかりにも人の音信そせぬ

忘れゆく人の心をつしらて何たのみけん末の契りを

恨恋

幾夜かく恨らみかさねん思ひあまりかへす衣のかひもなき身は
かはりゆく人の心の秋風に今はまくすのうらみのみして

右十七首二月廿八日

暁

起出ていとむ業を思へとや明ぬと告る鳥のこゑく

孫さかす鳥かねならていつの間にあかつきをしる老となりぬる

松

あまをとめ衣ほすからふるきよのためしを今も三保の浦松
年のはに緑をそへて住の江やよをふる松のかけそ茂れる

竹

雪霜に葉かへぬ心す直なるすかた友なふそのくくれ竹

おそくあけはやく暮ぬる窓の内は軒端の竹や茂りあふらし

生しける宿のさかえも先みえて散葉かさなる庭のくれ竹

山

麓にて入ぬとみえし月かけもみねにはしはし有明の山

川

くみしらはたれかにくらし山河の清きなかれの水の心を

橋

今も猶むかしなからの橋はしら朽てもくちぬあとを伝へて

関

おのつからとさゝぬ御世は道ひろく往来絶せずあふ坂の関

すまの浦は波の音さへ打そへて関吹こゆる風のさひしさ

旅

草枕幾夜かさなるおもひねに都を見つる夢そ喜しき

思ひやる心のはてもしら雲のいくへ隔つる古郷のそら

へたてゝもおもひやるから都路によるくかよふ夢のうきはし

右十五首三月二日

郭公未遍

里わきて我にやをしむ初声をきかぬうらみの山ほとゝきす

雲外郭公

一声は夢かうつゝか鳴すてゝ雲のいつこに行ほとゝきす

暁郭公

山かつらたか為かゝるね覚かはやよほとゝきすしはしかたらへ

朝

夜もすからなとつれなくて天の戸のあけ行空になくほとゝきす

夜郭

忍ひ音を我にはもらせ時鳥なをさりにまつ人はぬるよに

山郭公

手向とやその神山のほとゝきす卯月のいみのゆふかけてなく

杜

郭公まつにつれなき年をへはおいそのもりの老とならん

原

絶夜をしみあかして片岡のあしたのはらになくほとゝきす

関

ぬは玉の夜はあけぬとや時鳥名乗て過るあさくらの関

滝

夜たゝなく宇治のわたりの時鳥伏見の里につまや恋らん

夢中

待うらみまどろむ夜半の一声はゆめ路をたどるほとゝきす哉

郭公幽

ほのかにも聞しやいつく夕闇の雲のいつへの山ほとゝきす

右十二首木笹綱宥詠三月三日

夜露

宵の月は入野の草の上に猶光ある露のしら玉

原露

秋萩の花さく比はむらさきのいろなる露をみやきの原

野露

年月をふる野の秋の草の上の露のしら玉あかぬかすかも

径露

夕ぐれの秋の哀や道のへの草葉の上にあまるしら露

故郷露

八重葎しけれる秋のふる郷ははらはぬ露の置所なる

庭露

月かけもなれてやゝとる置まゝにはらはぬ庭の浅ちふの露

苔露

岩かねの松吹おろす朝風に苔より苔に露そみたるゝ

浅茅露

すむ人の心や秋に堪ぬらんあたりにふかき庭の夕露

袖露

問はやな我身ひとつの秋ならてよその袂も露やしほと

枕露

物おもふね覚の床の枕より露置そめて秋は来にけり

夕萩

人は来ぬ軒端を過る音つればたそかれ時の萩の上風

夜萩

袖は猶露そ夜深き萩かえに音する風の吹たゆむまも

江萩

夕されは小野の湊の流れ江に音吹送る萩の上風

庭萩

露はまたむすひもあへぬ萩かえに音つれそむる庭の秋風

簷萩

秋ことの契りもかれす植置し軒はの萩にやとる夕風

野萩

紫の是もゆかりとむさしのゝさく色ふかき秋はきの花

行路萩

心なくたかわけはてし路ならん下折したる真野々萩原

右十七首同詠三月六日

山家

明暮に絶すあらしのたゞくかな人はとひ来ぬ松のとほそを

問人もなき柴の戸の明暮に出入ものは月日なりけり

田家

かりそめの芦の丸やの二つ三つ見ゆる田面の秋のさひしき

秋過る山田の庵はあれ果て月かけのみそもりあかしける

露霜のもるにまかせて秋過る荇田の庵のあれて淋しき

述懐

月花をなかめくはてはては老となり行ならひ悲しき

さしあたるうき身ひとつをかこつかなまさるつらさの人も有世に

いかにせん幾年月をかさねても又たくひなきおろかなる身は

懐旧

惜からぬ身をなからへていつまでかありしむかしを恋しのふへき

夢

たらちねを二たひ見つる喜しさも覚てわりなき夢の手枕

夢や小蝶小蝶や夢の世かたりをうつゝにたのむそれもはかなし

神祇

代をてらす光もしるくいなり山あふくに高きみつのともし火

君か代はなかくさかえん天つ社国つ社のふかきぬ恵みに

たえ
こと

石清水清きなかれの末かけてにこりなき世と神や守らん
釈教

世をてらす光は空にかはらぬとはしまよひにくもる月かけ
祝

誰もみな仰さらめや治りてゆたかなりける御代のさかえを

右十六首三月十日

秋雨

さなきたに秋は露けき手枕によ【夜】ふかき雨の音そ身にしむ

秋花

置露のきえせぬほとを盛そと見るもはかなき朝兒の花

秋霜

秋の色にそめぬ小さも此朝け置霜白き色そさひしき

秋恋

秋ふかき山の紅葉の色ならてそての千入をいかてしらせん
あたにふく人の心の秋風に葛のうらみをいやまさりゆく

秋夢

さま／＼に見るもさむるも独ねは枕さひしき秋のよの夢

秋旅

旅衣春立比に見し木々もいろかはりゆく秋の山みち

色／＼の花の秋の草まくらかるかりねは露もいとほし

秋祝

露霜の秋をかさねてことのはのちかひかれせぬ和歌の浦松
民草のうるほふ秋そしられぬいなはにあまる露の恵みに

享保十一年六月廿二日独吟一日八十首

春くれは

春くれは人の心も氷るしの沢の水も打とけにけり

けふの子日

引植るけふの子日の姫小松ちよへんかけとみるもはるけし

植ると見るといか

霞たつ

朝日かけ匂へる山に霞たつはるの気色に及物そなき

鶯きゐる

咲匂ふ花も色香をいそけはや鶯来ゐるその梅か枝

咲匂ふと有て又色香いか

若なりけり

春日野とふひの野への雪間にももえ出るものは若な也けり

雪消ぬ

雪きえぬ松の梢も春くれははなや匂ふとみよし野々山

匂ふいか

梅の匂ひ

さそへなほ梅の匂ひに空焼も薫りあひたる袖の春風

空焼、居処の詞ならてはいか

青柳の

長閑しな音せぬ風に青柳のいとよりみする春の姿は

此春の姿、何のすかたにや、柳の姿か風の姿か

早蕨あさる

狩人の入野々きすこゑ立てさわらひあさる有かしれつ □

けふの春雨

明日まてはつきてなふりそ待得たるはなの紐とくけふの春雨

さくらはな

信名上

桜花さかりの比は三吉野々みねの白雲晴立ちなれず日もなし
こことここ

沢辺の駒の

いさみ行沢辺の駒の沢水にうつれるかけも友とみつゝや
かへるかり

天雲のよそに見みすてゝ帰る雁みやこの春の花の梢も

苗代水の

やつか穂の秋のみのりも打まかす苗代水の絶ぬめくみに

よふこ鳥哉

村きもの心もまとふ深山深林□かなたこなたとよふこ鳥深林□

もゝのはな

もゝのはな盛の菌にからにしき立ならふへき色もやはある

咲藤波の

匂へ猶咲藤波の立かゝるいけの汀の松のみとりも

すみれつむ

知るしらぬゆかり有けに葦摘むらさきの野ゝ春のもろ人

井手の山吹

なかれ行水底清くかけ見えて井出の山吹咲匂ふなり

春の明ほの

あはれさのいつはあれとも咲花の霞てかほる春の明ほの

雉子なく

雉子なく野への春草うら若みおのれねよけに声の聞ゆる

あかる雲雀

雲高くあかるひはりも今はとてしはふにかへる夕暮のこゑ

かきつはた

咲うつる影さへ匂ふかきつはた沢辺の水に色をふかめて

岩つゝし開

暮しとも花の光にてらせ猶岩つゝし開山の下道

玉椿かな

置露もひかり清らにつら〜とつらなり咲る玉椿かな

棹ひめの

棹ひめの心ゆたけく立こめてかすみにお深林□ふ野山海つら

心ゆたけくきこえず

山なしのはな

春雨に山なしのはなほころ深林□□にほひこほるゝ露もえなら深林□

つはくらめ

時そとて雁はかへるにつはくらめ古曾のふるすをとめて来にけり

蛙なくなり

山吹をおのか花とや所えて蛙なくなり井手の玉川

春の暮哉

さま〜の色音に馴し花鳥の名残りつきせぬ春の暮哉

夏ころも

夏ころもかへても袖に残れなほきのふの春の花のうつり香

卯花かきね

咲しより卯花かきねさ夜じに曇る夜も空にしらぬ月そ宿れる

あふひ草

代々かけて祈る二葉のあふひ草神と君との深き恵をたえぬみかけ

山ほとゝきす

幾夜しも待し恨の重なれ深林□山ほとゝきすいつかなかなん

待心はいかゝ

あやめふく也

けふといへはのきの蓬に刈添て賤か草屋もあやめふく也

軒の蓬いかゝ

早苗とる

早苗とる田子のかさの取々に山田沢田にいとまなくみゆ

花橘の

窓近く花橋のかほる夜はしらぬとこよを夢にもやみん

五月雨に

けふ幾日雲の波立五月雨に滝津瀬となる山川のみつ

蛩飛かふ

白露の玉江のあしに打み□□ほたる飛かふ影ぞ涼し□

水鶏なりけり

さす程もなき夏の夜に槇の戸を間なくたゝくは水鶏也けり

ともしする

ともしする山のさつをのさを鹿に目をあはさて明る短夜

蝉の諸声

秋近き蝉の諸声さそひ来てすゝしく過る松風の音

蚊遣火の

よそなから見るもいふせく蚊遣火の煙ふすふる賤かふせ屋は

扇の風の

うつし絵の草木もしはし手に任す扇の風の袖に涼しき

床夏の花

ちりをたにすえねは露も玉みかく光り涼しき床夏の花

あちさぬの

あちさぬのひもとく野へ【に】(の)分入てぬるゝも涼し袖の夕露

池蓮

水清き池の蓮に真珠なす露さへ花の光をそそふ

氷室山

あたりさへ涼しき蔭のひむろ山守人いかに夏をしらまし

むすふ泉に

涼しさも身にむはかり袖ひちてむすふ泉に秋そ通へる

夏祓かな

祓川波の白ゆふふりすゝく心涼しき夏はらへ哉

祓川と有て又夏はらへいかゝ

秋来ぬと

秋来ぬと風より先に教□□もろき一葉の音そ身に□□

七夕つめ

一夜しも織女つめに宵てなん千五百の秋も絶ぬ契りは

秋萩の

宮城野ゝ露分行は秋萩のはなすり衣袖も匂へる

女郎花

吹風になひくを見ては白露もをみなへしにや心置らん

はなすゝき

穂に出てまねくとやみん白妙のそてにもまかふ花すゝきかな

刈かやの

刈萱のみたるゝ野への秋風にもろくもちるか袖の夕露

荻の上風

窓近く荻の上風打そよきあはれさひしき音そ身にし□

あはれとさひしきと身に「破損」ことおほく候、歌内「破損」し

たことく候

蘭

むらさきの色に匂へる藤袴たかぬき捨しゆかりならまし

ゆかりならまし、きこえす

うつら鳴也

荒行は籬におのか床しめてうつら鳴也庭のよもきふ

日くらし声

秋ふかき片山かけに露落てかせにくたくる日くらしこゑ

秋の田の

秋の田のかりほの床に露雫もり来てぬるゝ袖の月影

鳴も立也

そことなく鳴も立也夕露も哀も深き秋の野沢に

夕霧も哀も深きとはいはれず

秋風に

淋しさの音も身にしむ秋□□露けき袖のいと□□

尾上の鹿の

さそひ来る嵐の音も高円のをの上のしかの声そかなしき

槿の花

白露のおき出て見るかひもなく日かけにもろき槿のはな

下の句、あまり勿論候

初雁の

初雁の鳴て渡れば袖の上も涙露けき秋の夕ぐれ

野辺の白露

秋ふかき野への白露置からに草の葉ことに宿る月かけ

霧こめて

鳴の立山沢野沢きりこめてあはれそふかき秋の夕暮

前に出候鳴も立也と同一こと歎

衣うつ也

秋風の更行夜半に音冴てころも打也みよし野々□□

望月の駒

雲の上にさしもいさみていはふなるこゑもさやけき望月の駒
こゝこゝこゝこゝこゝ

秋の月

秋の月幾年ふれと曇なきよゝの鏡と見るもさやけし

はた織虫

あやなすやはた織虫も糸萩の露ふき結ふ風にたくへて

きりくす

露霜の草の床なるきりくすよをさむしろのこゑよはり行

野辺の鈴虫

秋の夜のあはれもふかくすむ月にへの鈴虫振出てそなく

松虫の声

よなくによはり行哉秋も□□末野ゝ原の松虫の□□

稲妻の

稲妻のいな葉を照す露の間もひかりとゝめぬ影ははかなし

秋の時雨の

夕風に秋の時雨をさそひ来てなほ露ふかき庭の蓬ふ

白菊の

つもりては淵ともなれや白菊の花にこほるゝ露も匂ひも

もみちの色に

野も山も秋にはもれす草も木もみちの色にうつろひそ行

秋の別を

心なき草木もしるや露雫もれぬうき世の秋の別を

露雫もれぬうき世、きこえず

享保十一年六月廿二日独吟一日八十首

享保十三・十四年添削歌

添削歌〔原表紙・春満筆〕

享保十三年歳次 申 添削歌

八月

秋地儀

好安

野辺は今萩の錦のから衣秋にきてみぬ人はあらしな

錦のから衣とつゝけたる証歌有歟

海辺秋月

あかしかた浦風なきて興津波よるともみえぬ月のさやけさ

河月似氷

秋風の身にしみわたる川水をこほりとみればすめる月影

秋地儀

東湖

武蔵野は千種の花をこきませて果なき秋の錦をそしく

たか草のうつし絵にせむ野は千種山は紅葉の秋の色とり

古寺残月

花にあけし折も有しを初瀬山尾上の鐘に月そ残れる

秋地儀

好全

秋深きなかれもみえて淀川の淀みにうつる月の静けさ

田家見月

夜寒むをはわひつゝやみる【や】のをか小田守軒の秋の月影

秋地儀

政乗

薄きこき色を移して紅葉々の錦をひたす秋の山川

尚量

むすふにもあかさりし物を秋きては岩井の清水身にそしみける

月下擣衣

たれか又哀をそへてきかさらむ月の夜寒の衣打こゑ

秋地儀

寿齋母

押並て春に縁の野も山も枯行秋の色そさひしき

寿齋

空に吹風のみならず秋来てはひゞきもかはる山川の水

正辰

秋の月やとす為とや広沢の池の心もすみわたるらん

月多秋友

いか計年へて老となるとも猶めてなれむ秋の夜の月

郭公稀

またきより人の秋にもあはしとや間遠に語らふ山ほとゝきす

ま

嶺上松

嵐吹雲の絶間に一村の縁や遠のみねの松原

秋地儀

延精

花に咲千種は露に色つきて野辺の盛は秋にそ有ける

古橋

露霜の染るのみかは夕月日さしも色とる秋の山／＼

成従

影うつす梢の空を行雲の時雨に染る秋の川水

湖上月明

山のみか海も鏡といふはかりにほ照月の影そくもらぬ

惜別恋

後を又契り置てもちきらてもいつをしたはぬ別とやせん

月契千秋

契り置千世のはしめのあきらけき月も猶すめ宿の行末

松契千年

信章

色かへす契るよはひそ千とせ山さかゆく末を松に契りて

朋理

契り置て千とせを松にさかゆへき花もめてなん岩は此岩

信舎

契り置いて見るや此人此宿に松の千とせも茂る榮えも

信名

〔歌欠〕

親盛

かきあつめみるもあかしな此宿の千とせを松に契ることの葉

秋天象

江波

風の音雲の色さへ身にしみて秋の哀は夕暮の空

秋地儀

唐錦敷かとそみる野も山もなへて草木の紅葉する比

方塾

分わひぬ秋の稲葉のなひきあひて有ともみえぬ小田の中道

真崎

いつしかに薄むら萩秋たけてやゝ霜寒き野への通路

紅葉々のかけをうつして秋深き色になかるゝ谷の下水

国頭

うらかるゝ芦辺をかけて湊江によるも淋しき秋の夕波

野辺は花田面〔虫標〕□稲葉葉国越えに見わたす秋の色そ身にしむ

秋動物

秋に照月にまとひて小よ〔マツ〕鴈よるならぬかとねくらにやなく

真崎

風になるひたにはなれてよる鹿にむら鳥さわく秋の小山田

方塾

山ちかみ秋そわひしき鳴鹿〔マツ〕の憂をましろの声も添きて

故郷虫

里荒れて秋風さわく葛の葉の恨みに堪ぬ虫や鳴らん

新秋雨

風さほふ空はきのふの夕立の雲の返し秋のむら雨

薄似袖

露にしほる袖とみながら白玉をつゝみもあへぬ風のほ薄

月前鹿

すむ月に立とあらはになりぬとや夜ふかき峯にをしかなくらん

秋動物

好安

霍公名残をおもふ夕暮の空になくさむ初雁の声

歳中立春

年はまた残る日数にいとはやも春たつ空と霞そむらん

松契千年五十賀

植置て枝葉さしそひさかゆへき松の千とせを宿にかそへむ

月契千秋七十賀

秋ことの光りをそへて幾千よも共にすむへき宿の月影

夕納涼同 夢想開

釣船もかへるを三保の松陰は立去かたく夕涼みして

松歴年下野国宇都宮社へ奉納題の内

霜を経て枯ぬ恵みも幾年をふる枝にしるき神垣の松

秋動物

東湖

男鹿なく尾上の月の哀さに哀をそへてわたる雁かね

霞遠山衣

いつのまに霞の衣染て今朝〔虫標〕□かく山に春はきぬらん

夏夜雨

堪かたき暑さも夏の宵過て窓打雨は秋ちかき声

野月露深

秋毎に置露いとゝ深草そやとれる月の野とは成ける

名月

なからへてむかふはかれし此秋も世にみてる名の月の光に

月前露

月やとす千種の露の色〔マツ〕に心みたるゝ秋のさ夜風

よろしく候

月契千秋七十賀

友となる月社しらめ千々の秋面かはりせぬ人のよはひは

秋動物

成徒

秋来れはなれ（虫世）□ふるすをふりすてゝ帰るつはめの心しらし

荻風近枕

聞ちかき荻の葉風は心せよいく夜みはてぬ夢の枕に

夏鳥

よもすからたゝく水鶏もまかはめやとふ人またぬ草のとほそは

秋動物

寿齋

秋風の立時しると雲のよそにきくも身にしむ衣かりかね

寿齋母

深山にもを鹿鳴らし秋ふかみ野辺の哀は虫の声〜

政乗

吹過る夕風よりも秋のゝに身にしむものは虫のこゑ〜

延精

秋もはや末野の原を分来れは千種かくれにうつらなく也

古橋

此比の秋霧深き山陰はひとり（コト）鷹のこゑそ明ゆく

尚量

秋風に千草みたるゝ床寒みさ社うつらや野辺になくらん

六月立秋

いとはやも秋来にけりな夏はまた皆尽はてぬ空も涼しき

秋動物

直定

秋風にさそはれつれてこし路より衣かりかね哀とそきく

霧織女帳

星のあふ夜床みせしと久方の天の戸はりに霧や立らん

橋落葉

好安

谷風にきしの木の葉を吹かけてみとりを埋む苔の岩橋

春曙

梅薫り鶯きなく曙の空のけしきに似る空そなき

秋夕

うき秋は草木より先物おもふ身にしられぬる袖の夕露

夏暁雲

入かたの月にかゝるをうき雲とみるまも夏の曙の山

橋落葉

好全

紅葉々のつもるか上に落そひて（虫世）□□埋む谷のかけはし

政乗

此比の風の木の葉に埋れて（虫世）□るもふかき谷の柴橋

延精

此比は落る木の葉に埋みつゝ朽めもみえぬ谷の板橋

秋地儀

博芳

此比は野もせ山もせ名もしらぬ草木も秋の色に出けり

月前松風

雲霧も猶ふく風に晴て後月かけ高き有明の山

冬暁月

秋よりもさえこそまされ霜みちて月かけ氷る有明の空

秋動物

哀さは花野に（虫世）□□く虫よりも秋も末葉のかれ〜の声

梅香留袖

花のみか移ろふ梅の香をさへに留てもさそふ袖の春風

枕上聞虫

草の庵は夜すから虫のしきる音も枯行声も枕にそきく

橋落葉

今更に紅葉やわたすちらぬまはありともしらぬ峯のかけ橋

春風

ふくからにゆらく玉のをえならずよ柳か枝の露の朝風

故郷菽

高円ののをのゝ秋萩昔にもかはらぬ色に花は咲らし

秋動物

正辰

つはくらの帰るさいそく露路より田面におつる雁の声く

水郷柳

あまのすむ里の煙とみゆる哉入江になひく風の青柳

橋落葉

散しける木の葉に埋む橋の上は梢を渡る心地のみして

川水は中く今そよとむらし木の葉の雨のふるの高橋

春月

さえ渡る影よりもけに哀さは霞にふくる春の夜の月

新月

満ぬへき影を□□まで此夕秋の光をみか月の空

溪蕨

成従

山人もひろふ爪木をよそにして先折はやす溪のさわらひ

秋雨

軒近き桐の落葉に音たてゝ過るもはやき宵のむら雨

秋霧

直定

山路ゆく人やたとらん打靡【立】重へたつる秋の朝霧

橋落葉

人はいさ山風のみや渡るらん落葉にうつむ谷のかけはし

寿齋母

あやうしな谷の梯埋れて落葉の上をわたる山人

寿齋

散敷て一すちみゆる紅葉々や風の吹わたす谷のかけ橋

東湖

谷川や峯の嵐にちりかゝる紅葉の橋をわたる柴人

砌蘭

ふちはかま近き砌に植おけは尚むつまじき色そみえける

初花

とにかくにあかぬ心か咲花をみそめては又さかりまたれて
日数へて待につれなき恨みまてけさとけそむる花の下紐

夕菊

暮るとも天つ星とはあやまたし匂ひにしるき菊の夕風

閑庭菊

しつけさの心を種□□にうつしうゑて山路なすなる庭のしら菊

花盛

親盛

昨日よりけふは色香も咲そひて枝も梢も花になりゆく

七夕

いかなれば星のあふせの一とせを中にへたつる天の川波

惜月

せんかたもなかく雲のかゝるより入かたちかき山の端の月

夢中恋

あふとみしはかなさよりもはかなきはさめてもしたふ夢の面影

橋落葉

国頭

山川は風の落葉に橋はしら立よる波も紅葉しにけり

政喜

散かゝる紅葉をもとのいるなれやにしきなからの谷のかけ橋

江波

山川や嵐わたれば板はしの朽めもみせずつもる紅葉々

秋動物

鳴子にもなるれは秋の小山田に立もさわかぬ雀村鳥

河千鳥

政喜

音羽川氷る波の音たえて千鳥しは鳴声そ更ゆく

江波

河風や友まとはして梓弓生田のおきに千鳥なくらん

方塾

あすか川風さゆる夜をいたつらに妻なし千鳥鳴あかすらん

遠炭竈

雪ふかき遠の山辺【を】(も)一筋の煙にしるきをのゝすみかま

旅宿時雨

風さえて時雨ふりきぬさなきたにかりねわひしきすゝのしの屋に

氷初結

さ夜寒みうきすの鴨のねぬ縄にむすひそめたる池のうすらひ

歳暮松

月も日もともにつもれる雪の松それさへ花の春いそくらし

遠炭竈

雪の上の煙は遠きふしのねの佛にたつをのゝすみかま

真崎

春にやかてかすまむ色をすみかまの煙にみする遠の山端

江波

朝日さす遠山もとは空はれて煙そくもるをのゝすみかま

よそめには雲とそ峯の雪の上に煙たゝよふすみかまの山

小野山や遙けき峯に炭やまのすむと計の煙立らん

雪白き遠山の端のうす曇りこれや炭焼煙成らん

旅宿時雨

真崎

うき旅のね覚をやとふ都にて聞しに似たる夜半の時雨は

雪似花

ふる雪に梢は花の佛を春より先にみよしのゝ山

河千鳥

国頭

つまこひのうきせあまたに聞ゆ也大川のへに千鳥なく声

河千鳥

東湖

さえし夜の上毛の霜も日かけさす川辺にとけて遊ぶ【水】(をし)鴨

遠炭竈

さゆる日を時とや賤か炭かまの煙立そふ雪の遠山

川千鳥

尚量

冬川はよそめにみるも寒けきをいかに馴つゝあそふ水鳥

遠炭竈

遠方も炭焼里はしるきかな煙絶せぬをのゝ山もと

川水鳥

寿齋母

陸にたにしつむうき瀬も有物を身をやす川に遊ぶ水鳥

寿齋

山川にうかぶ紅葉のそれかとも汀にあそふをしの毛衣

政乗

河水にむれておりゐるあしかもの羽風に波も立さはくらし

遠炭竈

炭かまはそこと計もみね遠く立や煙の火はしらの山

川水鳥

成従

風寒み川音絶て氷る夜は声のみさわく瀬々の水鳥

直定

山川はおのかつはさに散かゝる木の葉に馴てあそふ水鳥

遠炭竈

雪ふかき山のそなたに宿しめて誰すみかまの煙立らん

博芳

雲のよそにみるもはるけく立のほる煙さひしき峯のすみかま

川水鳥

山川にひまなく落る紅葉々を霜ならなくに払う水鳥

明月

月は秋々は最中のことのはの偽もなきこよひ也けり

川水鳥

古橘

夜を寒み氷る川せに水鳥の下安からぬうきね鳴らし

遠炭竈

吹たゆむ風のひまに立のほる烟にしるき炭かまの山

歳暮

よとむ間も早瀬川には有もせめ行年波はせくかたもなし

立春

さえくれし雪けの空を今朝よりは霞へたてゝ春そきにける

川水鳥

好安

朝川の氷のひまやあさるらん寒けも波にか□□水鳥

遠炭竈

いかはかりほと遠山か立とみる烟もほそき峯のすみかま

川水鳥

好全

終夜なく音もたえす川風にともねのをしの床やきゆらむ

遠炭竈

降埋む音にも堪てすみかまの絶ぬ烟をよそにこすらん

峯款冬

船よせぬ人はあらしな山吹の花咲匂ふきしの下かけ

橋落葉

尚量

柴人もまたわたらすや紅葉々の散敷まゝの谷のかけ橋

盛花

一枝片枝咲出し時の色も香も盛の花に似るへくもなし

河水鳥

延精

こく舟の往来もなれて冬川に立もさわかぬたかへをしかも

遠炭竈

山高み峯をへたてゝ立のほる烟も遠きをのゝ炭かま

橋辺藤

谷川に渡せる橋の上までも波かとみえてかゝるしら藤

川水鳥

正辰

早瀬にはなれてもうきや山川のよとみに鴨の床しめてなく

遠炭竈

遥なる烟の末にしら雲の色もすゝけてみねの炭かま

連日苗代

日数をもふるの山田にまく種は千町の苗と〔以下破損〕

深山曉月

秋の夜もたれかみ山に月独只有明の空にすむらん

享保十四年己酉正月

毎日有春

好安

さを姫のかすみの衣昨日けふ立かさねたる空の長閑さ

寄月恋

頼めてもこぬ夜あまたに成ぬれば独有明の月もうらめし

竹石改色

よゝをへてかはらぬ竹の枝も葉も緑猶そふ春の一入

落花

よしの山千本のさくらちる比は風にあまきる花の白雪

毎日有春

好全

のとけしな柳桜のめも春にかすむることの「破損」

梅香何方

たか宿のこすゑを風のさそふらん上の空にも梅かゝそする

毎日有春

春なれや雪けの空を引かへてきのふもけふも霞む山く

霞隔行舟

見るか内に漕行舟をいつくとも波路へたてゝかすむ海原

毎日有春

正組

春きてはかすみの衣あさなくたえぬ日もなき空の長閑さ

帰雁離々

いかなれはおなし越路にともなはてかくれ先たち雁の行らん

寄筵恋

いかにして人には見せむさ筵に独かたしく袖のなみたを

松契千年

頼もしなけれせぬ友と引うゑて千とせを契る庭の松かえ

毎日有春

直定

のとけしな春立しより朝な〜むかふ日ことに霞む山の端

春風解氷

春風の今朝吹わたる跡みえて氷とけゆく庭の池水

毎日有春

成從

うつりゆく日数にそひて花鳥の色香になる〜春そ楽しき

梅咲て鶯来なく朝より春の色香をめてぬ

薄暮松

東湖

さひしさは鳥もねくらに入相の鐘より後の松風のこゑ

古郷草

すみすてし軒端に生る草のしのふむかしの色は忘れず

沢畔菊

大沢や嵯峨野の御幸伝へてもきくに昔の秋そしのはる

毎日有春

博芳

昨日よりけふは【みとり】(花田)のいとはやも春の色そふ青柳の陰

寄風恋

今ははやおもひたえにし夕暮にたれを松風庭にふくらん

夏朝

照日にはよられし庭の夏草もみとりす〜しくむすふ朝露

氷室

此比のたへぬ若さも氷室もるみやまの人そあらすかほなる

毎日有春

古橘

冬籠春しきぬれは山〜に霞の袖をかけぬ日もなし

花鳥もなれゆくま〜に猶あかす春の日数に色香そふらん

正辰

春月朧々

山風に雲ははれても影は猶かすめなましの春の夜の月

寄橋恋

かけてのみ思ふと人にいつまでかしらられて年

対亀争齡

池の亀もいかで及はむことしより八十万代をふへきよはひは

松契千年

引植る松やしる人此宿に契る千とせのすゑの栄えも

毎日有春

寿齋

しるやいかに春の恵みに花鳥も日毎におのか色香そふとは

野辺の松沢辺の若菜とり〜にあそふ日毎の春の長閑さ

遠炭竈

雲けふりそれとも【みえ】(わか)すむれたつはたく炭かまや大原の里

山ふかみ世にすみかまのいとなみも心ほそくや煙たつらん

寿齋母八十賀の歌

老の波よしやかけなん八十瀬川渡るもやすきみ世にあふ身は

対亀争齡

寿齋

尽せしな汀の亀にともなひて幾万代と契るよはひは

池にすむ亀のよはひをとりそへは八十の後もはちとせやへん

池にすむ亀やしる人ことしより千世万世とかそふよはひは

花下言志

水戸御鷹中敷無名

春毎に契りかはして木の本に立よる心さく花やしる

暮春蛙

なれも今暮行春を惜みてや池の蛙のもろと

花下言志

正辰

ことの葉にいひも出すはさくら花そむる心をいかにみえなん

正辰

破損

なく

花鳥春友

花鳥はいかなる春の友なるや身をまかせつゝなれぬ日もなき
憑契恋

一すちのわかまことよりいつはりの有よをしらぬ中と頼まむ

花下言志

好安

うつし植て朝夕あかすみる花によし野はつせの山もおもはず

夜余寒

さえかへり窓うつ風のさゝ竹にいとゝみしかき春の夜の夢

社頭松

むかし今つきぬめくみに言の葉の色もそひ行住吉の松

花下言志

尚量

世のうさをおもひも出すみる人の心も花の春の木のもと

鶯知春

百鳥の囀るよりも長閑しなゝかき春しるうくひすの声

每日有春

政乗

朝な／＼山の端ふかく立籠て霞に春の色そそひ行

花下言志

古橘

ちりゆかは猶木の本にかりねして夢にもみはや花の□□^{五世}

花下言志

好全

花やしる幾春毎にみても猶色香にあかすむ□□^{五世}心を

驕中橋

ふる里はさそへたつらん旅衣きそちの橋に今日そかゝれる

松契迎年

七十賀

みとりそふ春に契りて幾かへり千とせをもへん宿の松かえ

対亀年齢

八十賀

池にすむ亀もともなへ幾千とせかきりもしらぬ人の齢に

松契千年

五十賀

契りおきて千世をこそへめ朝夕にみとりもふかき庭の松かえ

花下言志

博芳

なかけてふ春の日かけもわすられてみれともあかぬ花のこの本
霞中月

春とても余りに雲のかすむ夜は月も行方をしらぬ顔なる

互惜別恋

さゝ分てゆく人のみか残る身も露にしほるゝきぬ／＼の袖

行をしたひ残るを思ひきぬ／＼にかさねてしほる道芝の露

梅香留袖

在満

立よりしかきねゆかしく此ねぬる朝けの袖も梅かゝそする

每日有春

野も山も霞の衣きのふよりけふを春へと色そゝひゆく

橋辺藤

板橋のいたつらにみて渡らめや峯の藤波かゝる「破損」りを

花下言志

正組

心さへ散かたそなき吹風も言せぬ春の花の木陰は

惜落花

咲ぬまをまちし恨は何ならず風にまかする花におもへは

待夜寒恋

何事をさはりになして必と契りし夜半も宵過にけり

花下言志

東湖

夢にたに我身胡蝶となりてかな千里の花のかけにあそはん

山家夕煙

すむやたれ夕けの煙たえ／＼にみえてさひしき庭の山もと

松契迎年

のとけしな老せぬ門は十かへりの花の春をも松に契りて

好安

此宿の友と砌の松か枝は色そふ春を幾千代やへん

每日有春

方塾

みるもきくも春ならぬかは野辺山辺昨日の霞今日の鶯

戸前梅花

朝戸明てむかふもしるく咲梅【の匂ひをさそふ】(に吹たひかほる)庭の春風

竹籬聞鶯

政喜

春来てもまた霜返る竹垣におのれのとけき鶯の声

今よりは竹の籬を 「空白ママ」 かれす宿とへ春のうくひす

さく梅の花やおそきと鶯は籬の竹そうつり「破損」く

戸前梅花

咲梅の花にしらみてまきの戸をおしあげかたにかほる春風

ね屋の戸のひま水めくる春風に枕あやしく薫る梅かゝ

梅移水

陰うつす梅の下枝を吹たひにさゝ波薫る池の春風

咲梅の影をうつして谷川の波の花さへ薫る春風

竹籬聞鶯

江波

陰ふかくなひく籬の【くれ】(さん)竹を春の宿りと鶯やなく

戸前梅花

門ちかく植てし梅の荅咲て柚の戸ほそに匂ふ春風

竹籬聞鶯

国頭

朝日さす霜のまかきの笹竹に声うちとけて来鳴うくひす

戸前梅花

柴の戸にさしとる枝の春風は梅かゝふかくやとの明ほの

梅移水

玉嶋の水の光に影そへて梅かゝなす春の川つら

嶺上望花

方塾

陰高き松も埋れて咲花の光にしらむ峯の明ほの

折陰蕨

春日かけ及はぬ木々の下もえに折ほともなき初蕨哉

陰ふかき片山松の下わらひほとろ成迄行人もなし

寄川恋

流れての世をとそ頼む思ひ川やるかたもなくつ「破損」に

暮春残鶯

成従

とゝめえぬ春のわかれに鶯は帰るふるすを忘れてやなく

根にかへる花におくれて鶯は今はた暮る春をわふらん

好安

花は皆残らぬ枝に折におくれゐて春の別を鶯やなく

首夏

今朝ははや花のいろ香も夏衣うすき袂に風そまたるゝ

晚秋鹿

秋のゆく哀もふかき夕霧に立ともみえすをしか鳴也

暮春残鶯

花もちり春の日数もほとなきに絶すをきなけ軒の鶯

江寒芦

〔以下欠〕

享保十九年 寅 門葉

享保十九年 寅 門葉

歳旦

直

春にけさみやこのふしは雪きえて霞時しる空の長閑さ

鶴馴砌

博芳

春は猶こころのとかになれ〜てみきりをさすねふる老つる

なれぬれば 砌もさすて雛鶴の一千とせふるてふおひさきもみん

夢のさもともに千年やすきてましなれてみきりにねふる老鶴

(春満筆)「初五文字いか〜」

南北梅花

一木さへこのもかのもにかたわけてみなみよりさく梅の初はな

日のめくるそなたのみかは日陰まで【春】(春)とやこころに梅のさくらし

(春満筆)「日かけといふに日陰と書例をしらす、日かけ日影の事也」

春風来海上

けさははやかかすみにけりな潮路さへ春くる風のたよりすこさて

浦風もけさはのとかに蒼海の浪さへ春のいろ木たちくる

春風の今朝ふくからに海神の浪はかすみにたちかはるなり

霞

秋霧は千重まさるとも浅緑かすみはかりのほひやはある

又たくひあらしもなきて海山もひとつにかすむ春の長閑さ

暁

あかつきをつくるは老のとり〜にさそな世にふる人はきくらん

子日に雪のいたくふりしに鶯のなき侍りければ

ふる雪にはつねの松は埋れても老はうもれぬ野への鶯

初春海

たちわたる霞に匂ふ海童のかさしの浪や春の初花

浦浪も春のいろなる霞蒼海に今一しほと霞たちくる

春草

今ははや雪ものこらてもえ出る谷のさわらひ野へのわか草

社頭

たのもしな七の社にあとたれて七の道の国まもる代は

遠柳

青柳のいともはるかにかすめともそれとみどりのいろはわかれて

(春満筆)「青柳といひて下にみどりといふ事このまぬ事、いひならはし

候」

花雨

いとほめや木々にふりくる雨そ〜き花の香なからぬる〜袂は

竹裏鶯

春風の竹のさえたをふくからにこゑもみたる〜その〜うくひす

不逢恋

限にはしらぬあふよをあふとみるゆめのさとしをたのむはかなさ

旅

たひころもやつる〜袖にやとしきぬ月を都のしる人にして

海路

浪風もうら〜なる日に漕出てはけによはなれし海のうへ哉

圓珠院の庭の線、桜盛なる頃、花見にまかりて

春風にみたれて匂ふ糸さくらいと〜われうき花のもと哉

同じ時あるし

うきはへて猶さきにほへ糸桜花ゆゑにこそ人はとひくれ

(春満筆)「初五文字心へかたし」

返し

ことのはの花もにほへるこのものは雪とふるともあかさくらん

又の日消息の序に

ゆく人を引はとめて糸さくらしいともさひしき花のもと哉

南北梅花

親盛

八重葎つきの南のあなたこなたさし入かけに匂ふうめかゝ庭もとは東風吹風のふきわけて咲散梅のいつれとか見ん

閑中春曙

長閑さは世の春ならてやま深きかすみのおくの宿のあけほの光なき谷の戸さしははるなから花の色香のあけほのものなししつけさは秋の夕へも春にいまおもひしらるゝ宿のあけほの

南北梅花

恵門

咲そふるあまた垣根のうめの花北も南も匂ふはる風
春霞たつやみ空も匂ふ哉北みなみ咲梅のさかりは
北南たちやかくろふ春かすみうしとは□うつる色香を

浦霞

博芳

奥津浪磯山松の声までもかすみにしつむ浦の長閑さ
たちわたる霞にこめて満塩もわかすてなくか和歌の浦鶴

余寒

佐保姫もおもひわふらし北東風にこのめはる雨雪になる空
山端のかすむとみしは空目にてやかて雪気に冴かへる也

苗代

いかばかり水まかせてか通路もたえくみゆる小田の苗代

神祇

くもりなくうつるにそしる広前のかゝみを神の心なりとは

木残雪

深山木に今さへ雪の残れるはなまちつけてきえむとやする
木々にさく花かとみしは消のこる雪のこすえのそらめ也けり

柳露

白露はちるもむすふも青柳をいによりくる風のまゝなる

雨にけさぬれてをたてる青柳に玉をかけたる枝のしら露

ふく風にみたるゝ露や青柳のうちたれかみのあかぬ色なる

見花

ものおもひもなしといふへきみならねと花をしみれはうさもわすれて
つくく〜とみれともあかささきの世に花の種しも我やまき劍

桃花曝錦

ひめかきによりそひてたつ姫桃の花はにしきの袖かともみゆ
からもゝのから紅にさくころはにしきおりかくまかきとやみん

(春満筆)「からもゝいかん」

うすくこき花をまちへて一むらのにしきおりかくもゝの花園

忠直

おりかけし錦とやみん春雨にぬれて色こき花のもゝその

野外雉子

わけゆけはすそのゝ露もほろく〜とうちおとろきてきゝすたつ也

(春満筆)「ほろく〜はよろこぶこゝろに用るにあらずや」

若草は妻こもれるをつまこひにやけのゝきしのほに出てはなく

わか草も妻こもりぬるむさしのゝ野をなつかしみきゝすなくらし

疑問

一、余寒愚詠こしの五文字沈思に候へ共、難及愚意也、北東風にて一首はきこえ

候様に被返候へ共、けやけき詞其上出所も夫木集にて御座候へ共、いかゝ御

さらん哉、風寒みにては少事たらぬ様に被返宜、御添削奉願候、惣而夫木集

ノ詞ノ用捨いかゝ相心得宜御座候哉、けやけき詞も本文など直し候は、とり

用候而も不取事に御座候哉、堅々御教示奉願候

(春満筆)「北東風の詞不好候、然共よりくる風情によるへし、南北梅花

などの題にて北の字より所あるへく候、さなくは北といふより所なく

候、夫木集之詞も証例にはなる事にて候得共、用捨歌によるへく候」

夫木集源仲正

北東風にけさの床までこほり鶴こゆきはこすのふるま也けり

一、池のうきなといふは泥土の事か、いかなるゆゑにうきと申にや、和歌の伝有
事にて候

一、和歌会読師は講師よみときかたきよみ申ためにて御さ候哉、宗匠又巧者
の設にて御さ候哉、講師はよみあけいたし候人の厄目か、発声は披講ノ人
ヲ申候哉、又は匠に相心得給又はその相違も御座候哉、御教示奉願候

(春満筆)「右之通に御心得よく候」

一、余寒愚詠在満見成従なども及相談候得共、一決難致候故、上野会ノ懐紙は先
風さむみと存差出し置申候、御加筆候上相改可申候と御返被下候

(春満筆)「さえかへりにてもしかるへき哉、猶あるへく候」

残花何在残花 博芳

恨こし風かぜにやとはんたつねても猶なつ山の花の有かは

たつねみん青葉の雲にうもれては風にしらぬ花も社あれ

更衣惜春 東叡山兼題

春はるををしむ深き心の色はけさうすき袂にえこそつまね

けさかふる花の袂のきぬ〜とあかぬわかれといつれまされる

東叡山へ花見にまかりし時空潭大僧都のもとより酒肴など給ひけるに盃を
のこしおきて又の日返しつかはすとてつゝみし紙にかき付ける

をしまれてさしもとゝめし盃を袖にくらふと人やみるらん

庭に松桜など植置しに花盛なりければ

散ちりといふことをはしらて松か枝のとき葉にならへ庭のさくら木
松にさく花もなにせん桜はな先まち付しけふの盛は

博芳妻

いさ桜花のさかりもたちならふ松にならひて千代をへならん

博芳女

春はることに見れともあかす此庭の松にさくらの花の盛は

忠直

いつかはと千とせの花を松かえにたちましりさく庭のさくら木

春 「四季当座花郭公月雪」(朱)

世よのわさに心もちらて花をのみなれて軒端にみよしの〜おく

夏

まつ人につれなければやなか〜に己か名たかき山郭公

秋

真木まぎの屋も葎の宿も秋にすむ月はことなるひかりやはある

冬

風かぜかよふ軒端の松のおとつれもたえて日をふる雪の山里

松風正月寒 「東叡山春当座」(朱)

まつ風は夏ともいさやしらかさねうすきをわふる五月雨の比

「しらかさねは更衣によみならはし候、それも官家の事にてなへては不好候」

(朱)

田家同

里さとの子はなれてかりほのいなむしろいとはいはてや門田もるらん

夜花

「〜」(朱)

木のもとによもすからみんあひにあひて月もあり明の花の盛は

「第一二句猶有へしと被仰下候、よるさへそのもとにみんと仕候は少増
り可申候はん哉」(朱)

遠柳

青柳

青柳のいともはるかににかすめともそれとみどりの色はわかれて

「青柳といひて下に緑といふこと不好よし被仰下候、なひくすかたはそれと
わかれてと改候はゞきこえ可也哉」(朱)

冬月冴

たくふへき玉もあらしな風にみる雪にみかける月の光は
「かすまぬ」(朱)
「かやくか」(朱)

「上の句猶あるへしと被仰下候、さえわたるかきりならましと仕候はゞ少増
り可申候半哉」(朱)

寒草霜

かはかりは秋もみさりき押並て霜のはななく霜のむら草
「こ」(朱)
「こ」(朱)

「猶上句有へきむね被仰下候、五文字中々にと置かへ候はゞきこえ可申候哉」
(朱)

恋十五首

初祈請恋

真淵

おもひかねけふそ祈りの初せ路にいつかあゆみのしるしをも見ん
しるしあれな祈りは今日そ初せ川はやくの恋を神はしるらん

忍経年恋

花の露紅葉の色にてる袖と人にはいひて春秋もへぬ

契違約恋

露ちりもはらふ夜床のかひなくて契らぬ月にとはれぬる哉

馴不逢恋

あふことそかたしの浦の友千鳥立るは同じ波になれとも

待夜深恋

月かけのさすかたのめて待よはあまりにふかく成にける哉

邂逅遇恋

手枕に消てほとへしうつり香を又いつまでかこよひ残さん

後朝隠恋

しのゝめの雲にあひぬと見し月の西かけはかり我に残して

憚人絶恋

もしほ草かき絶けるか住虫の我からならぬ中の人めに

頭後悔恋

名取川今うき波のさきたゝぬくるの八千度袖ぬらす也

隔遠路恋

波風の便りをのみそまつらかたひれふるともしらぬさかひは

人伝怨恋

わかうらみなたむる人や人に又いひしはかりは伝へさるらむ

遇隠名恋

何にとてもかゝるえにしは有物をなとなのりその名のらさるらん

被厭賤恋

うらみしよいやしきもとの垣ほにははゆれといとふ草かつくかは

被忘後恋

おもひ初る我とも又やいひよらんしらぬ人にも成はてし身は

互有恨恋

もろともにかくいひて恨みなは終にはいかにならんとかしる

五月五日

信的

諸人のむすふあやめも袖の上に五月のたまや千代かをる也

千代かけてむすふあやめのたまかつら五月のはつかあかれやはする

五月五日

信満

露なからあやめのかつらふきそへて軒端にかほる玉かとそみる

露なから今朝はあやめをふきそへてかやか軒葉も風かをる也

沙月忘夏

信的

月かけも秋の霜夜と見し内に明て涼しき庭の真砂地

月かけを置霜とのみみしか夜の明れは夏の庭の真砂地

砂月忘夏

信満

白妙の霜かとまかふ月影の涼しくすめる庭のまさこ地

霜とのみ見えまかひつゝすむ月の影に夏なき庭の真砂地

路卯花

信的

空にしらぬ露かとやみん卯の花のふらてつもれる道の白妙

そらにしらぬ雪に分入心ちかな卯の花山の道の白妙

新樹露

同人

花の木もいつかわか葉の一つ色になかめそしける露の涼しさ

花の春めてにし木々もいつしかにわか葉に茂る露そ涼しき

沙月忘夏

親盛

月影や浜の真砂に置霜の見るめ夏なき夜半の涼しさ

涼しさはなつともしらしらはまの月そ真砂の霜の色なる

涼しさは夏ともいさやしら浜の真砂をてらす霜の月影

沙月忘夏

博芳

夏そとはいさやしら浪月影に霜をいつはる浦の真砂地

すむかけを霜とやみらん涼しさはまさこの月にたつそなくなる

なつそとはかけてしら浪白妙のまさこにみかく月の涼しさ

夏草滋

わか草の妻こもる頃におもひきやかはかり野へのしけるへしとは

しけるともとはとふへき庭草をはらはて人のこゝろをもみん

河夏祓

みそき川みをは思はず年浪をかけて千世もといのこのため

忍久恋

ひたすらにつれなかりせばかくはかりしのふる中に年はやましを

更衣惜春

よしやけさはぬきたにかへし花衣はるのわかれをしたふあまりに

わけいりてみよや夏野はしけるとも遊ぶはかりの道はたゑしを

心東山花

さきしより花にいしへの嶺こしてかよふ心はやすむまもなし

馬上花

梓弓いそくゆくへものる駒のむちをも花にわすれてそみる

山家嵐

【山里に松にあらしふくらん】

山里にうちななめぬるあらましを嶺のあらしそいさめかほなる

いつこにかうき世のさかはきえ果ん山もあらしの松にひきて

夜水鶏

とふ人は昼たにたえし松の戸を夜半に水鶏のなにとくらん

夕納涼

松ふくも昼はぬるみし夕間暮秋をいつはる風の涼しさ

河夏祓

芳野川花のなにあるさくら麻のぬさたにけふはなかしすてぬる

尋郭公

信的

いく夏も又や尋ん霍公もらす初音のきかまほしくて

いくなつも山ほととぎす尋ね入ぬをしむ初音のきかまほしさに

山郭公

ほととぎすおのか五月は山たかく声もおしまて峯になくらん

声たかくやまほととぎすなのかにそおのか五月のかひもありける

窓早苗

ときとぬとうふるうへめの手もたゆくいそく早苗の千町田毎に

ときとぬといそく早苗を手もたゆく千町の田子のうゑわたすらん

曳菖蒲

池の面に曳やあやめのかほりこそたかきやしきへたて顔なし

ふく宿はたかきいやしきへたてあれと曳やあやめのいろはわかれす
簷廬橘

昔おもふ折しもさそふ夕風に匂ひえならぬ軒のたちはな

さ夜風もなつかしきかな昔おもふ折しも薫る軒のたちはな

五月雨

晴るゝかせおもへと天の八雲たつ一かたならぬ五月雨の空

一かたも晴間はみえず八重雲のたち満にけり五月雨の空

五月雨晴

雲とちしさ月の雨の四方晴て千里を照す日かけ嬉しき

雲とちしさ月の雨もけふ晴て千里の外も日かけ見るらん

嬉しきと云詞はことによりて用候得とも、先は好ぬ事にて候、よまぬ詞に

てはなく候へとも、ならひある事にて候

五月雨

信満

軒端まで雲かさなりてそことしも庭の菖蒲もわかぬ五月雨

五月雨に雲かさなりてそことしも庭の菖蒲もわかぬ比哉

尋郭公

けふもまた尋ねくらしつほとゝきすななくかたの山ほとゝきす

いつくにかけふは尋ねんほとゝきすななくかたの山【郭公】(をしらねは)

尋郭公

久満

尋ねぬる山ほとゝきす心あらは今一声の音つれを待

尋ね入山ほとゝきす心あらはたゝ一声はもらせと思ふ

夕立

信的

見るかうちにゆふたつ雨の雲足もよそに晴れ行軒の涼しき

おほよそに夕立くもと見るか内にやかてふりくる雨の涼しき

瞿麦

信的

花のいろはから紅のうすく濃くまかきを染る大和撫子

【夏草】

【信的】

(和歌欠)

夏草

信的

夏ふかくしける草葉のひとつ色も心に花を咲せてやみん

花に咲く秋もほとなし庭ふかく茂る草葉もはらはてやみん

わけ入て道をはたれにとわまはや夏野々草の葉山しけ山

わけ入らん道をは誰にとひてまし

山夏月

信満

夏山の木々のこす【多】(へ)に夕立の露は残りて月そやとれる

更行は身にしむはかり涼しきは葉山の月に秋やかよへる

路卯花

信満

みかきなす玉江に生ふる菖蒲草曳手に浪のよるそ涼しき

路卯花

信満

山深み残る雪か見えまかふ路しるたへに咲る卯の花

山夏月

信満

山夏月

信満

夕立の名残の露は玉なれや猶みかきなす山の端の月

夕立の名残りの露にみかゝれて涼しく出る山の端の月

夕立

信満

夏山の木々の梢におく露の涼しさ増る夕立のあと

夏山の木々の梢に露をみて名残り涼しき夕立のあと

夏風

信的

涼しさは秋にたくへん梢かなみとりの露の夏の朝風

秋風

信満

秋風

信満

【涼しさは秋にたくへん梢かなみとりの露の夏の朝風】

秋風

信満

【涼しさは秋よりもけに雨はるゝ庭の梢の露の朝風】

秋風

信満

荻のはのなからましかは秋風の何にたくへん夕暮の声

秋風

信満

山夏月

信的

夏山の木の間へをもるかけのはや明る夜の月をしそ思

冬風

信満

紅葉に秋見しやまも白妙に雪ふきおろす風自身にしむ

山夏月

一山

しけりあふ風さへもらぬ夏山の木の間をわくる月の影哉

哉とめはならひを得、ゆるしを得てよむ事にて候へはいか

山夏月

正信

山深み風も涼しく霜とのみ梢にやとる夏の夜の月

春風

久満

山かけの此下庵に匂ひくる軒端の梅にかほる春風

草にもあらず、木にもあらぬ竹のいほりの、おきふししけき身の昔の風雅し

たわすしもあらねとも、大和和言の葉の繁人、目出度事を師にたより道にの

そまん事を希て

尋て和歌の浦辺もしら浪の浜の真砂をのそみかそへん

和

春満

和歌の浦やつきせぬ浜の真砂路に玉出嶋あり猶尋ね見よ

山夏月

璠利

さらぬたにいぬる間もなきみしか夜のはや明わたる山のはの月

氷室

信的

春風のなごりにとけぬ氷室こそさなから冬のかたみなるらし

納涼

夕されの夏なき風の吹こして波のよる川辺涼しき

河風は夏をよそにも吹こして波のよる汀は涼しき

夏滝

久満

見わたせは梢もふかく茂り生ふ葉山の滝の音は涼しき

見わたせはといふ言を第一句には必ツ縁あるましく候ならひ有事にては、

(頭)「夕されの言」

夕されのと、の文字を用ゆる事はなき事にて候、いつとても夕されと云時

は、はと用ゆるてにはのならひにて候、古人も此てにはをあやまりて、夕

されにとよめる五文字有之て、後世のわらひ草に成候歌御座候、此たくひ

あまた有事にて候、夕されは夕くれと同し言と心得たるあやまりあまた候、

春され秋されのたくひみなならひ有言にて候、かさねても夕されはとは御

詠可被成候、夕されにとも夕されのとも必つよみあるましく候

六月兼題

晩夏蟬声

恵門

夏もはや暮とはかり秋風を木すゑにさそふ蟬のもろ声

夏はつる梢涼しく鳴蟬の声ものしくれかぬ「る」脱カ」下宿

晩夏蟬声

信満

またきより秋は近しとしられけり涼しくすたく蟬の声には

またきより秋は近しとしられけり涼しくすたく蟬の声には

夏草

分入らむ道はそこともわかぬ迄青葉か山に茂るなつ草

露むすふ大和なてしこけさみれはから紅の玉そちりける

瞿麦

朝日さす大和なてしこ咲しよりから紅に露そ置ける

晩夏蟬声

信的

猶もなく夏をきこりの木かくれに秋風いそく蟬の声

猶あはれいかに夏皆尽の木かくれに秋風いそくせみのこゑ

鶉舟多

見なれ棹さすや鶴ふねの大井川波をやくらんかゝり火のかけ
添削 見なれ棹さすやうふねの大井川なみやきなすかゝり火の影

晩夏蟬声

正信

夏小立早秋風のかよひ来て青葉にすかるせみのもろ声

添削 秋風や木すゑにかよふなく蟬の下葉にすかる声しきる也

晩夏蟬声

久満

夏木たち青葉かくれになくせみの秋にちか付く声のすゝしさ

なつ木立青葉かくれになく蟬も秋にちか付くこゑのすゝしさ

夏風

夏をさへしらぬときは山の端を涼しくかよふ野辺の夕風

添削 春秋もわかぬときはの山陰に涼しき夏の夕風

蛩過窓

信的

いたつらに文もひらかぬまとの内よそめになして蛩飛かふ

添削 いたつらに文もひらかぬまとの内よそに見なしてゆく蛩かも

園中扇

空に吹風なき夜はのすゝしきは園の扇を手にかせぬる

添削 風のともしき夜はやかにせん園たらしのあふきもなき世なりせば

山田苗

信的

五月雨のふるの山田の若苗もうゑし日教に老も社すれ

夏夜雨

同人

ふる雨の音ぞ涼しき夏の夜はたえぬあつさも忘れてやぬる

夏草滋

同人

萩すゝきおのか秋には花咲てしける草葉も名をや分ん

添削 萩すゝきおのかあきにもほとちかししけらはしけれ庭の夏草

河夏祓

同人

御祓して今年も半たつた川よるせそ早く夏もとまらず

添削 いつしかと今年も半たつた河なかれて早きみそきをそする

郭公稀

同人

つれなさもあたにはせましほとゝきすしはしかたらえ稀の一声

添削 五月こそすくともあかち【しはし】(ほとゝ)きすしはしかたらえ稀の一声

六月祓

久満

麻の葉にゆふしてむすふみな月のみそきのせゝにかよふ秋風

添削 麻の葉にゆふなみかけてみそき河はやせ涼しくかよふ秋風

夏山月

さらてたにみる人もなき夏山のしけみのかるゝ月の光りは

添削 もるとてもみる人はなき夏やまのしけみのよそに月やすむらん

氷室

信満

夏ころもけふは何より涼しきは氷室の山の山風そふく

何とにかなつとはわかん氷室山冬をときはと松風そふく

夏ころもけふ、とかきりたる事心得かたし

納涼

夕されは秋やかよへるはしぬにも猶月待もすゝしかりけり

夕されは秋をおそしとはし居しひて風またぬ日も夏の此比

簾橋

折しもあれむかしの夢をみしか夜の枕にかをる軒の立花

聞え候へとも、いひふるし候

君とひて世をふる軒の立花は昔の香にそ猶匂ひける

軒ふりてしのふもふかき立花はいとゝむかしの香にそ匂へる

猶といふ詞、用所習有事に而候

熊谷晚鐘

正信

みの上につもりしつみもきえぬらんくまかへ寺の入相のかね

さも社はつくりしつみも尽はてめくまかへ寺の入相のかね

晩夏蟬声

博芳

くれ行も夏をはさのみをしまぬを何うつせみの音にはなくらん

夏もはや今日みな月となくせみのこゑのしくれる秋やかなしき

首夏山

今ははやかすみもやかて大空のみとりにつゝ夏山の色
夏来ても過にし春の名残とやかすみ峰（つた）に立そのこれる

早苗

一代もこゑのこさしと賤女はくるゝもしらてさなへとるらん

菖蒲

草の庵はふけるあやめもえそわかぬ軒のしのふの風のみたれに

夏月

棚引し雲はのきはの山風にふかれて出る月のすゝしさ

垣夕顔

さきにけりあやしき賤かかき根にもたかゆ（光を花の）露やかゝる夕かほ

時鳥恋

ほとゝきす夢か現かうつゝとは今一こゑをき（なまて）ゝきためん

泉避暑

涼しさを何こととは山彦も石ねの水の音にこたへん

篠輪津池のほとりなる所にて人々歌よみける序に池納涼といふことを

さきつたへ池の蓮のはてしなく香をさそひたる風のすゝしさ

春夜

春といへは月の光も花のかもたゝ穉夜の匂ひ也けり

夏暁

あさいする人はしらしな夏ながら寢覚の枕風そすゝしき

秋朝

よもすから鳴つる虫の音もかれて秋はあしたもさひしかりけり

冬夕

かれのこる小田のひつちの夕霜に猶さえくゝてあらしふく也

もとむとてよそにはいかて求むへきさとればさとる己か心を

能滅諸有苦 （五三法師 法家勸進）

なへて其くるしき道ものりえてはうかへる船のよるへこそあれ

火坑変成池

もゆる火のあなおそろしとみしも此ちかひきえては幾日嬉しき

観音妙智力

たのもしなおほれこかるゝ水も火もあせきゆるてふ法のちからは

恵日破消闇

烏玉のよはのやみ路にまよひしも出る日よりにそさそはれぬる

六月祓

右四首、仏道誠にしらぬ事にて候へは、さも可有とおしはかるのみ二而候

松下納涼

年波のよる瀬は早き飛鳥川けふは流に御祓してまし

榎夕顔露

ひかりそへてむすふしら露夕顔の花のひもとく賤か垣ねに

添削よりてみん賤か垣ほの夕顔にひかりそへてもむすふしら露

垣夕顔露

たそかれにそれともいかて涼しきは垣ねに結ふ夕良の露

添削おく露のひかりしなくはたそかれにそれともみえし垣の夕良

垣夕顔露

花のひもとくやかきねの夕良にむすひ置ける涼しさ

いたつらに世をふる軒の立花はむかしし（袖にかをるも袖あはれ也）のへと袖かをる也

六月祓

みな月夕波かけて御祓河汀涼しくかよふ秋風

添削いつしかと夏み無月の御祓河なかれてきよき心涼しき

垣夕顔露

咲かゝるかきね夕かほ風こえてあたし白露こほれもそする

添削 夕顔の咲るかきねに風こえてあたしひかりの露そこほるゝ
五月雨晴 同人

五月雨の露は軒端に残れとも雲間晴るゝ日影見るらん

添削 かきくれしそらめつらしく五月雨のはるゝ雲間に日影をそ見る

二星契久

信的

あふことの契たらなき七夕の世々をかさねし天の羽ころも

あふことのうらみはあらし七夕のよゝをかきぬる天の羽ころも

七夕迎夜

同

〔和歌欠〕

二星適逢

同

〔和歌欠〕

【初】(早) 秋風

同人

〔和歌欠〕

七夕後朝

信的

こきかへる舟路は同じ天の河もきのふには来ぬうき瀬なるらし

七夕の帰るあしたの袖の露はあかぬわかれの泪とや見ん

七夕後朝

信満

天の川かへさの道の朝露は置いてわかれのほしのなみたか

添削 天の河かへさの道の朝露は置いてわかれしなみたなるらん

七夕の暮をまつ間とくらふれば今朝の別そ恋まさるらん

【七恨】

同人

七夕恨

同人

一とせのつもるおもひもはれやうらて雲井に明る星合の空

思恋

同人

風動野花

正信

草かくれなかるゝ水は我なれや絶ぬおもひを知人そなき

風動野花

正信

名にめてし露たにもろき女郎花いたくな吹そ野辺の秋風

添削 露にたによはけになひく女郎花いたく吹そ野辺の秋風

風動野花

信的

いとへとも野への千種の秋風に花とくの色やあらそふ

添削 秋風に野への千種のうちみたれ花とくの色そあらそふ

風動野花

信満

秋野ゝにをはなおしなみほにいてゝなひくや風の吹は成らん

初秋はまたなき竹のみしか夜に夢おとろかす荻の上風

風動野花

道員

風動野花

秋風の千種へたてす吹からにひとつになひく野辺の花哉

もゝ草はゆるく計の秋風に野辺の尾花そひとりみたるゝ

風動野花

恵門

みたれあふはよし見ん花のすゝき〔以下欠〕

風動野花

博芳

みる人の心をさへにみたるゝは野辺の千種の花の秋風

ふきわたる野もせの風の跡みえて花はみながら乱れあひぬる

水辺菘

河風になひくまはきの枝ひちて花のにしきを浪洗ふみゆ

七夕月

あひにあひて月さへ晴ぬ今宵しもふたつのほしや思ひくまなき

七夕歎

小車のめぐりあふよは彦星のうしてふことも思ひかけしな

七夕扇

秋といへはすてし扇も色にめてゝまたとり出ぬ星【は】(の) 手向に

七夕祝

天川さゝれは岩となりぬとも猶かはらしなほしのあふせは

雲外郭公

一声はきくともあらて天雲のよそになりゆく郭公かな

隠恋

世をはよも人はいとはし我ゆゑに身のかくれ家やとめ成らん

秋恋

暮をのみ松ふく風のあきを経てくすのうらみにいつかはりけん

秋思

夢は秋あきはゆふへの思ひをもらしてや告る入相の鐘

田残雁

うれのこる冬田のひつちそれをたにしたふやこゝに雁のおちくる

落葉

昨日まで時雨に淋（時を）雨そめし木々もはやおちにはかかる庭の淋しさ

萩浮水

咲おほふ早瀬に浮ふ萩か枝は水にや秋の色を見すらん

添削 咲萩の枝をひたしてゆく水はそこにも秋の色を見せけり

風にみたる川辺の萩か花すりは浮ひて流れの錦なるらし

風にみたる川辺の萩のさかりとてうきて流れの錦なるらめ

萩驚夢

吹は又おとろかされて独りねの夢もむすはぬ萩の上風

添削 吹たひにおとろかされていく夜半か夢もむすはぬ萩の上風

残暑

秋風もおそくや吹かん吹ぬまは夏を忘れぬ端居こそすれ

秋風の吹とはすれと暮ぬまはのこる暑に端居のみして

荷田信名和歌懐紙詠草綴

一、和歌懐紙（三行三字）

夏日同詠浦夏月和歌 暗満

奈都衣うすきそてしのうら浪にあかす涼しく宿る月加牙

二、和歌懐紙（三行三字）

詠名所擣衣和歌 撰津守荷田信名

阿機賦玖流預波能按半連文布可九三乃左昔八万麼良二古呂毛宇都故衛

三、和歌懐紙（三行三字）

詠卯月霍公和歌 正五位下荷田信名

浣餓蘇泥而那瀟多播加里諦保登等藝須奈仁弘宇都紀迺會良禰珥椰奈句

四、和歌横詠草添削（添削、評は春満筆）

朝折瞿麦 信名上

おき出て折も涼しく朝露またきの手にたにすかるなてしこの花

折出ではかつ袖にこほるゝあさ露ことの光も匂ふ撫子ほ児のはな

てる日にはしをれやせんと朝露のおき出てをる床なつことの花

しをる、起出てをる、折字不好

表第一は花の字あしく第二は光の字あしく候、よりて花を露にかへ光を

袖にかへ候、かくも起出て折、理りなく候へは、両首とも猶御心有事に

候、歌はかやうの所を案することにて候

乎類加羅爾奴類々毛面遅武奈遅志古能多毛登爾須我類播奈能安佐都由

五、和歌横詠草

卯月郭公 信名上

咲匂ふ今の花月高ねよりこゑほのめかす山時鳥

我も世をしのふ卯月の心もてになみたかはしてなく時鳥

妻こひにはやしのひねも神なみのもりてきこゆる山郭公

誰かかたにまつもらすらん時鳥うの花月のほのかなる音を

我袖に涙はかりてほとゝきすなにをう月のそら音にやなく

葵

神山のふかき恵にあふひ草いく代つきせぬかさしにそとる
玉たれの小實のすけきも露なからかくる葵の色そ涼しき
仰け猶幾とせかけて葵草かみと君との恵ある代を
白露もとる手にすかる葵草かけてすしき玉かつらかも

六、和歌横詠草（評は春満筆）

虫声随風

信名上

むら雨のふるかとまかふ小夜風にしのにみたるくすむしのこゑ

秋もはや更行まゝになく虫もさそふ野分に声むせふ也

さそふ野分といふ句不好

たか方に人まつ虫のおのか音をたくへてこすや野への夕風

たくへてこすやといふ句不好

七、和歌横詠草（評は春満筆）

名所擣衣

信名上

秋ふくる夜半のあはれも深草の里の屋ことにころもうつ声

里の屋とつゝくる句例覚えす候、里といへは家になる事にて候、たとへ

は山家と云題に山里と詠るにて候

夜もすから打やきぬたのたか宿も音羽の里のおともたゆまず

八、和歌横詠草（添削は信名筆）

閑庭霜

暗丸

人とはぬ庭によるとやあさな霜に跡ある鳥の通路

はなに見し庭は千草の露消て霜一入のいろそ淋しき

河落葉

暗丸

もみち葉の風に時雨々音羽河唐紅の水かさそふらん

歳暮

行年をくしむのみかは老か身のよはる勤を重ぬるもうし

九、和歌横詠草（添削及び「雪にみし」歌は春満筆）

浦松

信名上

うら波も幾代かかけて浜松の千とせのかけにみるめからなん

しけりはふ百枝のかけに幾千代のことの葉つきぬ和歌のうら松

朝霞

のとけしな出る日かけもあさみとり霞る空に匂ふ光りは

朝日かけにほふ高ねはさを姫の引や霞の春の山まゆ

雪にみし面かけ今朝はひきかへて霞に匂ふ春の山眉

一〇、和歌横詠草（添削は春満筆）

晩夏蟬声

信名上

秋近き涼しさそひてなつもはやこすゑにしきる蟬のもろ声

なつもはや梢涼しく鳴せみのこゑのひきにかよふ秋風

句へなほかやはかくるゝふるとしも色こそ雪の花の梅か枝

一一、和歌横詠草（添削は信名筆）

歳内早梅

暗丸

みゆきふる年の内にも咲花の色香えならぬ菌の梅か枝

句へなほかやはかくるゝふるとしも色こそ雪の花の梅か枝

しつけしな風もかとはとふ人をまつに音せぬ雪の朝なき

夕日影花に匂へる気色より雪に暗たる四方の朝あけ

一二、和歌横詠草（添削は春満筆）

半出月

信名上

花やかに差出る月の山の端に半にほへる影そえならぬ

山の端に半は見えてにほひ出る月のかつらそえもいはぬかけ

時今は月のひかりもますますかゝみくもりなきよの秋にすむかけ

寄月祝

時今は月のひかりもますますかゝみくもりなきよの秋にすむかけ

あふけ猶幾秋かけて益鏡くもらぬよゝのつきの光を

九月十三夜

さやけしな大和嶋根に今宵しも名高くすめる月の光は

ことさへてからには後の今宵ともしらてやめてん長月のかけ

〔以下、紙背〕

さ夜風のさえしはさそなさしもけさ結ふ氷の上にしられて

濁なき【池】の心も続成氷にみする庭の池水

一三、和歌横詠草

浦松

うら波も幾代かかけて浜松の千とせの蔭にみるめから南

朝霞

長閑しな出る日影もあさみとり霞る空に匂ふ光は

朝日かけにほふ高ねに棹ひめの引や霞の春の山まゆ

一四、和歌横詠草

暁郭公

信名上

暁の雲にあひてもほとゝきすなか一こゑは定かにそきく

誰か里に夜かれやすらんほとゝきす暁かけて鳴過るこゑ

やすらはて待得しかひそ有明の月にかたらふ山郭公

一五、和歌横詠草

鳳閣寺大徳、此日ころやつかれか長く敷旅のやとりを、すかの根のいとねん

ごろにとひあはれみ給ふころさしは、海よりも深く、しけきめくみのかけは

山よりも高く、又山の井のそこゑもなく、したしみむつみ侍る、折ふし物語の

序大とこの賢兄来るつ春五十年のとしみなるよし聞えければ、やつかれか

拙きことの葉は、つゝりの袖にもつゝむへく、はかりの関のはかりなれと、

大徳のかくあはれみゑみ給ふ志の報にもと、ことふき奉りよみておくり侍る

荷田信名

老の波立居もやすくこゆるきの五十ちの末は八千代をそへん

一六、和歌横詠草

披書知昔

信名

したふそよ流ての世の今もなほのこるをしえの水茎の跡

なき人もなほしたはれて見るふみに残るをしえの代々の古言

一七、和歌横詠草（添削は春満筆）

遠近鶉川

信名上

かつら河月なき夜は、遠近にさすや鶉船のかゝり火の影

桂川月なき夜はは、う川の勿論にてめつらしからむ

彼方も差やう船のこゝかしこ是川なみに灯るかゝり火

をちかたに見ゆるほかけも爰にさすおなしう船のかゝりなるらん

一八、和歌横詠草（添削は春満筆）

伴菊延齡

信名上

千とせをものふる心にててあかぬ露のま垣の花のしら菊

めてあかぬころは花に千代もへむ八重咲菊のいろしあせすは

幾代へむ来る秋こゝにめてあかぬ心を菊の花にのはへて

二星適逢

たまさかにあふてふ星の玉かつらくるゝ日待もまとふかるらん

稀にあふ今宵一夜に七夕の千々の思ひの言つきめやも

まれに巻とても今夜は星合の空たきものゝかにそしむらん

十六夜月

きのふ見し秋の最中のさかけさも更にかはらぬ十六夜の月

かくるをや世の鏡とも照月の影はくもらぬいさよひの空

つき今宵いさよふのみを隈なれや空には障る雲霧もなし

一九、和歌横詠草（添削は春満筆）

余寒月

信名上

さえかへり空は雪けに曇るをもかすむよと見る春の夜の月

佐縁加徹里曾良波由貴怪耳久毛留平聞香須牙与苔美類播婁能与農都枳
山風のふけ行まゝにはるの夜の霞む光も寒 □月かけ

山家花

住やたれいろ香えならず咲つゝく花も奥ある山さくら戸に
色香えならずなどは山家の風情ならさる詞候
こもり居てめつる心も奥ふかし山桜戸のはなの主は

二〇、和歌横詠草（添削は春満筆）

竹籬聞鶯

信名上

朝日かけさす篠竹のかき穂より声ほのめかす春のうくひす
霜さやく竹の筥（籬カ）にいとはやも心とけてや鶯のなく
さゝ竹をしめゆふ賤（すむやしまの）か籬（すむやしまの）にも春はへたてぬ鶯のこゑ
こゝこゝこゝこゝ

戸前梅

咲梅（てんぢかく）の花の光にまきの戸のすきまあらそふ夜半（よるぢうはん）の月かけ
こゝこゝこゝこゝ
無用に誰さしこめん真木の戸の前に間近く匂ふ梅か香
咲梅の真木の戸近きはなの香をさそはむ風も透間あらずな

二一、和歌横詠草（添削、評は春満筆）

幾代へむ五百枝差そふ松か枝に千とせをかけて契る齡は
こゝこゝこゝこゝ
百枝さし栄る宿の松か枝に千世を契りて万代そへむ
契りおく松に千とせの老の坂こえ行末はかきりしられず
松契千年といふ題に五百枝の松はいかゝと覚え候、数千年もへすは五百
枝までに及ふましく候、松は千歳を限りとも申伝へ候へは、年へし松に
契るは千歳の末短く心得るへく候、よりて今よりといふ詞をそへ候は、
百枝の松などはくるしかるましき歎、猶沈吟有へく候

二二、和歌横詠草（添削は信名筆力）

八月十五夜

信名上

秋の今夜ひかりも影もたゞはせる最中の月は傾くもをし
ここの葉にかけて楓の枝もいはぬ月（あたまにけり月のひかり）そ最中の秋にすむかけ
こゝこゝこゝこゝ

二三、和歌横詠草

名所沢

信名上

としあれとたのむの沢の夕風にひく稲葉のつゆそこほるゝ
秋近くなひく稲葉のつゆちりて田のむの沢に風わたる也
はるつみしゑくのわか菜の夏たけてふしみの沢におひしけるらむ
涼しさは秋もや通ふあさ沢のみくさを渡る露の夕かせ

二四、和歌横詠草（添削は春満筆力）

山花如錦

信名上

秋に見し木々の錦もおもかけに立田の山の花のこのころ
泊瀬山（よるせ）ひはらか末にさきつゝく花は錦の色に匂へる
こゝこゝ
浅みとり木のもも春とさ□□□□山は錦の□□□□る

夜雪

風薫り月も霞まはいかにみんさえ行夜半の雪の梢を
花かほり月かすむ春のよはに見はなほいかならん木々のしら雪
降り積る雪の梢（さき）ははなとみるそらめに月の影もかすめる
こゝこゝこゝ

二五、和歌横詠草（添削は春満筆力）

野鶉

信名上

風さむみ露の野もせにしめおきし床や鶉の秋ふくるこゑ
いとゝなほ秋の哀も深草のあれし野もせにうつら鳴也

葛風

信名上

さはかりに吹なみたしそ置露の玉まく庭のくすのうら風
来る人は音せぬ庭のまくすはらうらさひしくも風わたる也

二六、和歌横詠草（添削は春満筆）

暗満上

野亭螢火

夜々にたのむニやはかな一光有ともはかなしや野守四の窓は草に三ふかきの〔挿入符〇五「よるの」〕螢を
露深くしける夏野こことこくさの戸におのかやもりと螢とひかふ
ほたる飛かけもはかなし玉蜻こことこのあるかなきかのへの草の戸

二七、和歌横詠草

東丸の君もおん水くきの、いとうるはしくかきつらね給ふことの葉の、
いろ香も深きくれないの梅とよもにめて、かんし給ひてつらね給ふ歌
いつれをかわきてめでましことの葉の色をあらそふ梅のくれない

荷田信章和歌懷紙詠草和文綴

一、和歌横詠草（添削は信章筆力）

秋天象

天てらすひかりも秋はますみなす月の鏡の影も曇らて
天てらす光なと秋のことにあらず
あまの戸を閉し霧も晴て今月すみ渡る秋の中空
世々へても光替らていく度か秋来る空に月やすむらん
天照らす日影は暮て月そ今光ほのめく秋の中そら
あきの日の暮るもよしや暮れはまたさやけき影一の月をめて南二夜をいそぐかも

二、和歌懷紙（三行三字）

冬日同詠雪中待人和歌 従五位下荷田信章
ころろさすやとならずとも降雪にみちふみたかへとふ人もかな

三、和歌横詠草

古渡望月

名にしおふ月に遊ふかかすあまた淀の渡に舟そたゆとふ
よと河やちかき渡に来てみればくまもなみ間の望月の影
最中てふ月にめて、やうち渡遠方ひとの舟そたゆとふ
淀河や近き渡と舟出してたくひなみ間の月をこそ見れ

四、和歌横詠草

嶺上望花

遠こちの峯も分れすこの比はな【め】てそかゝるはなの白雲
立まよふ高ねの雲の絶間よりやゝみへ初る花そえならぬ
いつれをかまざるとはみん峯つゝき咲も劣らぬ花の色香は

五、和歌横詠草（添削は信章筆力）

信章上

信章上

信章上

待花

咲にほふころと思へはあさゆふに待たゆまれぬ花の面影

かきりありて咲てふ花を 待帰る心つくしそこゝろからなる

またき咲ぬ花の梢を昨日といひけふと暮して待も久しき

昨日といひけふと暮して咲やらぬ花を待間も日数へにけり

六、和文詠草

〔前欠〕給ひ中比そこの家の先の祖父信次のぬしはかけまくもかしこき
後陽成院の

おゝんみことのりをうけ給ひ、百首の和歌をよみて奉り給ふのみか、人しらぬみことのりの伝ことをさへうけ参給ひてより、其名高く世にもきこえ、遠くあつまのよそ迄もひろまりぬとき、伝侍りぬ、それよりこのかた、そのの家この家の先のつかさゝの人々も、此道の心さしは、猶山下水のたへすつとめ侍り給へと、これかれ得給ふところ、得給はぬ所、たかひになんありけると聞侍る中に、ちかき世にあたりては信盛のきみのみ、ひとり歌の心しりにてましますとなれば、さいわいにやつかれら此家に生れて、此君のおしえにあたらんこと恒身【に過】にそなはり、たのしみ心に【写り】（いさみ居）侍れば、かく此度送り与給ふ道しるへの書、御しめしのことの葉の末、なかく幾春秋もあら玉のとしのをたまきくり返し心にしめてもち伝へ、此敷嶋の和歌の道たとりたとらん折々のしるへにこそなし侍らんのみ、御返し的心まてよみて奉れる

荷田信章上

和歌の浦の道をしるへに今よりはたとらでゆかん末の世までも

荷田信名和歌詠草集

一、和歌横詠草（信名筆、添削は春満筆力）

岡月

秋風に雲も煙もはるゝ夜の松にふけ行岡の月影

雲霧もなほ吹はらへよもすから月にむかひの岡の秋風

二、和歌横詠草（添削は春満筆力）

古池菖蒲

けふをのみたのむの池の菖蒲草一夜かりねのきのつまにも

一夜はかりのかりねなからも

寄津雑

うみ渡る世をうき船の浮てのみなにを難波のつにつとひよる

おのか身のしけき思ひは諸人のつとふ大津のつにもしかめや

三、和歌横詠草（添削・評は春満筆力）

七夕

織女の今宵待得てから衣うら珍しく重ねきぬらん

七夕の今宵はさそな重なれるうらみの衣引合すらん

徑女郎花

女郎花あたたな立てそ玉梓のみちの行手の袖ふれしとて

笹槿

とこと

上

信名上

信名上

夕た部さたにしらぬそはかな見る程もつゆのまかきのこ槿の花
朝あ日ひかけへたてもやらすしほれ行きりのまかきのこ槿の花

近初雁

仙住の軒端を近く鳴過るこゑ珍しき雁の一つら

誰か方にかけて行らん玉章も手に取程の雁の初声

右両首、可有改詠候

関月

荒果てもる人もなき不破関たゞ月のみそひとりすむらん
すまの浦や更行夜半の月影をなみまに留る関守も哉

社頭月

三の峯五の宮の月影はやほ萬代の秋も曇らし

紅葉せしかつらか枝も照り添てひかりさやけき月よみの杜

近擣衣

手枕にひくあはれも深き夜にうちもたゆまぬ賤かさ衣

身のうさを語りあひつゝ小夜衣うちまじりたる賤かこゑ

九月尽夜

うきことも思ひ尽なんかこちこし夜を長月も今宵計に

今宵のみとおもへはをしき秋の夜の長をうしとかこちにし身も

四、和歌横詠草（訂正は信名筆）

太上天皇の崩御を奉惜て親盛ぬしの許より長歌反歌二首おくり給ふ、その
ことの葉の露の玉光りもそひて、一人にみとりの色いと深く、かなしみな
けく心しもいやますはかりに聞え侍る折しもあれ、五月雨のふるやの漸の
しのふ草しのふにも、猶あまりあるなけきはたれもおなしければ、かしこ
みなからやつかれも老木のくちはそこはかとなくかきつゝり侍る

暗丸

うつせみの 世のならひとは いはまくも あやにかしこみ ことのはに

かけまくも猶 岩降す かしこけれとも 八角十六 和胡大君は 明津神

神なるからに いかなれば 神ひもまさて あら玉の 御としもいまた

四十にも たりましまさて いかにもや 御玉のをしも みしか夜の【夏の】

（ころしも）卯月【の】二十日余り 三日のその日も ゆふたすき おもひ

もかけす いやたかき はこやの山に てりまさる 月の光の たちまちに

雲にみかくれ 大そらに 神み上らせ ましますと 聞しはいかに いまは

しき およつれことか これやそも ゆめか現か 誠ことゝも おもほえな

くに 賤たまき 数ならぬ身の 心にも かしこみながら ふしなけき か

なしみしたひ たてまつる 心にしみて おもひやる あはれはさこそ さ

す竹の 大宮人は いか計 おもひ乱て 刈萱の かりそめならぬ かなし

みの むねのみいたみ むらきもの 心の雲も とちはてゝ はるゝかたな

く なけくらん 折にふれつゝ 五月雨の 空もとゝろに ふる雨の 下に

住へる【世の】（もろ）人の 涙の雨も ふりそひて 水かさそ増る 涙川

よるへもそこと あらたへの 藤の衣て きつとひて はこやの山の おく

ふかき みとりの泪の みあらかの 内の【重】（重）外の【重】（重） もろ

人は ますらをなから を心も なかゝ今は 手弱女の こゝちのみにそ

わきてまた 朝夕さらす 大王の 御左右近く 仕へます 宮人たちは 御

まくらへ 御跡へののみ うつゝなす いはひはらはひ【重】（重）とちゝの

つゝみもやれて【重】（重）くろかみの 打乱てそ なきいさち【し】のひかね

おしひさけひて かしこみも したひましても それそとも みことものら

す 御こたへも 絶てな【かれは】（からん） かなしさは いかにともまた

いはんすへ せんすへしらに したたへの きぬ引かるき 射干玉の【夜】

（よる）はずからに ひるばもよ なけてのみそ くれ竹の いせをもうら

みて 今さらに やみちにもたる ともしひの はたや消にし こゝちして

せんかたなみの 夜としも ひるともさらに しら露の わか玉のをも 今

はたゝ【重】（絶）ねとはかり こいまるひ ひれふしてのみ 敷たへの

袖は涙に ひちくたすらん

反歌

世の人の心の雲もとちはてゝはれまたになき五月雨の空

五月雨のをやみはありとも宮人のこゝろのくものいかてはるへき

【宮人のなけきはさそな】

【君をのみしたふあはれはしのふ草しのふにあまる涙なるらん】

【宮人】

たれも今なかめふるやのしのふにもなほあまりあるなけき【なるらん】（ならまし）

〔以下、同横詠草の紙背〕

親方ぬしの、まだ桜町の旧殿につめ侍る事のいかはあり、あはれにもものう

【■ ■ ■】かなしからんことをおもひやりて

おもひやるあはれもふかし朝裳吉きみなき山になけ木こる身を

御襦を引し牛の二日三日へておちたるをいたみて

なれ【■ ■ ■】らまくめくみをしきしきみまさぬ世にすむこともうしとしにきや

〈門人歌会〉

春満先生靈祠

元文元年辰十月十三日

兼題 落葉不待風

冬きてもさゆる嵐の音はせてこのはちり敷庭そ淋しき

成誉上人

木枯風のちからをも入す紅葉はもろく落はとふりはてにける

藤原国頭

ありはてぬ世はかくしもそ吹過る風よりのちに落るもみち葉

藤原暉昌

幾度の嵐を庭にしき来て霜にやあへす紅葉ちるらん

源清兼

風もまたさそはぬ先にもみちはの落ては庭の霜にくちぬる

藤原朝郷

おのれとも落る紅葉を山風のたゝはやはてとたのめつる哉

藤原然丸

浮雲の袖時雨ても木からしは音せぬ庭に落るもみちは

藤原正真

山風のさそふもまたて此頃は霜にちり敷庭のもみちは

秦直親

此頃の霜にや堪すこからしもさそはぬ庭にもみちしくるゝ

藤原国香

ふかぬ間は見つゝあらしとわひ人のたのめはかなく落る紅葉か

賀茂真淵

霜に染時雨にくちてもみちはは風も待あへすちるそのうき

尼紅葩

おのつから霜にや朽て散成らん風しつか成木々のもみちは

尼慈法

したふそよ風も音せぬ庭に今おのれふりゆく霜の紅葉ゝ

荷田女真崎

荷田女中秀

さそふへき嵐も有をいかなとおのれもろくも木のはちるらん

同 能武

思ひきやめてあかなくにもみちはの嵐もまたてちらんものとは

同 真佐

此頃の風はさそはてあさな／＼霜にやもろくこのはふるらん

同 宇梅

さそふへき風たになきに置や今おのれのみちる霜の落葉よ

源女喜久

吹風のさそふもまたて紅葉ゝの霜にくちてやおのれ散らん

籠口女多見

はかなくも紅葉ちる也しつけさは小春てふ名の風吹ぬ日も

籠口妻理津

嵐山名にさそはれて吹ぬ間もこのはちり敷色そ淋しき

籠口方塾

あをかりし稲荷の山も冬木成もみちは風もまたてちりぬる

当座堀河題冬十五首

初冬

暉昌

きのふ見し露は一よに玉さゝの霜とかはりて冬は来にけり

時雨

真崎

神無月まなく時のふることもおもひそ出る此ころの空

霜

李津

見し秋の草はに置し白露をむすひかへぬるけさの初霜

霰

清菊

小笹原夜半の嵐に音添へて庭にあられの玉そみたるゝ

雪

多見

草も木もみとり色なく埋れて光りさむけき雪の朝あけ

寒蘆

正真

あさな／＼置添ふ霜にかれふして風も音せぬ池の村あし

千鳥

秀盛

夜もすから声もたかしの浜千鳥みきはの浪に立さわくらん

氷

慈法

絶々に流るゝ音もあさな／＼氷にとつる谷川の水

水鳥

朝郷

さよふけて鳴音も寒しをしかものうきねの床や今氷るらん

網代

真淵

明ぬれば波による見しかゝり火の行方もしらぬうちにあしろ木

神楽

方塾

ふけ行はゆみはり月も影したふ雲井にさゆる本末の声

鷹狩

然丸

はしたかの尾ふさのすゝのふる雪をわけてもからんふか草のさと

炭竈

成蒼

心あてに見るもはかなし山風にけむり吹しくをのゝすみかま

爐火

喜久

さえ氷るよはもわすれてよもすからのとけくむかふうつみ火の本

歳暮

国頭

花もみちめてしもきのふけふとへて今はたしたぬ年の別路

以上

奉行 藤原国頭

読師 藤原然丸

講師 賀茂真淵

発声 藤原暉昌

会主 籠口方塾

解題

〈和歌〉

・享保五年六月十三日当座和歌留書

東丸神社蔵。写本。大本一冊。縦二五・三×横一六・九糎。仮綴装（近代後補のボール紙表紙を付した改装）。「門人歌評春満評」（本稿所収）と合綴。内題外題共になし。荷田春満筆。全四丁。文書番号七〇五。目録番号E—三—三—一〇。整理書名「（当座和歌留書）」。本稿への翻字掲載にあたり資料名を新たに付けた。巻頭「六月十三日 当座」とあるのに続き、署名らしき部分あり。「蕪木落」とも読めるが、意通ぜず。左に図版を掲げて大方の御示教を得たい。



当該資料は春満の当座歌会での自詠を書き留めたものと考えられる。署名などは備わらないが、筆跡から春満筆と判断され、また荷田信郷編の春満歌集『春満歌集夏部二』（新編荷田春満全集十二巻所収）に「夏夕月…」「やとれ月…」歌が確認される。更に同全集十二巻所収『春満歌集草稿四』（荷田直子筆）一一九—一二〇頁にも「夏夕月」題での「やとれ月…」歌及び「享保五年六月十三日当座遠夕立」との題で「なる神の音羽の峯や夕立ぬ関の小河の末にこるまで」とあり（結句「まで」は当該資料では「也」）。ここから当該資料は享保五年六月十三日開催に行われた歌会での当座題に応じた腹案と推定される。（一戸）

・詠梅和歌六首

一戸渉蔵。写本。一軸。本紙寸法、縦二三・四×横三三・四糎。箱書「歌貴／荷田東麿大人族親六家詠梅和歌六首」（外箱）「荷田大人書詠梅和歌六首」（内箱）。端裏書「荷田東丸大人詠梅和歌六首」。内箱蓋裏に「大中臣康章鑑蔵」と墨書あり。印記「湊西書画舫記」「神品」「康章宝蔵」。印記等より近代の漢方医である中野康章旧蔵。但し当該資料は春満の筆とは認めがたく、筆写者は未詳である。本紙中央に折跡があり、元は袋綴装の半紙本であった一葉を軸装したものである。出詠者の顔ぶれから享保二、三年頃の初春、京都において歌会等の場で詠じられ

た歌を書留めたものと目される。春満歌「めつらしと…」に関して、直子筆『春満歌集草稿一』に「早梅」題で、「珍しと誰めてさらん冬木成春に先たつ梅の初花」及び「冬こもり春よりさきに咲やこの花は花といふ花のはつ花」（全集では結句を「花のはつ春」と翻字したが、ここに訂正させていただく）との字句の似た二首が並記され（新編荷田春満全集十二巻七七頁）、更に在満筆『春満歌秋冬』にも同題で同歌二首あり（同巻一七〇頁）。当該資料所収のものの方がより表現として整った印象があることから、これらの二首はあるいは腹案か。なお、本稿への翻字掲載にあたり箱書をもとに資料名を新たに付けた。（一戸）

〈添削・歌評〉

・門人歌評春満評

東丸神社蔵。写本。大本一冊。縦二五・三×横一六・九糎。仮綴装（近代後補のボール紙表紙を付した改装）。「享保五年六月十三日当座和歌留書」（本稿所収）と合綴。内題外題共になし。荷田春満筆。全五丁。文書番号七〇五。目録番号E—三—三—一〇。整理書名「（当座和歌留書）」。本稿への翻字掲載にあたり資料名を新たに付けた。当該資料にも署名は備わらないが筆跡は春満のもの判断される。久見・藤ノ森長邦・源高林・荷田信名・根本治胤・荷田信舎の六名による和歌及び和歌評に春満が評を加えたもの。「是も又…」歌を「愚詠」と述べることから、当該和歌は春満のものと思われる。末尾で文章が完結していないと判断されるため（以下欠）とした。なお、本資料に続けて「（上句欠）」とをあまたにけふは尋ねむ」との一行のみある一丁（春満筆）が合綴されているが、前後が続かず、別資料と判断されるため翻字では除いた。巻頭に「子二月三日当座」とあり、登場する門人の顔ぶれから、享保五年ないし享保十七年のどちらかの折の催しかと思しいが、臆断は控える。（一戸）

・門葉

東丸神社蔵。写本。横本一冊。縦一五・三×横二〇・九糎。近代後補のボール紙表紙を付した仮綴装。全二〇丁。荷田春満筆。文書番号二九九二。目録番号A—一—二—二五九。整理書名「門葉（春満門人等の和歌集）」。本稿所収「門葉 正

徳三年癸巳」他の春満筆の雑記類と合綴。内題「門葉」。先述の近代のボール紙表紙に「門葉 二冊」「見聞雑記」と墨書あり。荷田春満筆。門人の和歌への添削を整理したもので、和歌指導のための参考資料としてまとめられたものである。なお、当該資料の前丁に『文選』の語釈と思しき覚書の断簡があり、その末尾に「五十賀 可休／石の上いそちの春のことしより千世やふる野の花に契らん」との一首が春満筆で書かれている。ただ別資料と見られるため、翻字には省いた。「正徳二」の年記が見え、また「神無月十四日、大樹の薨御を」とあるのは正徳二年の徳川家宣薨去に際してのものであるが、全体の排列が時系列順であるかは未詳。出詠者は木笹綱宥・信義・保江・主模。春満が江戸滞在中であった正徳二年頃の和歌添削指導の実態が知られる資料といえよう。(一戸)

・門葉 正徳三年癸巳

東丸神社蔵。写本。横本一冊。縦一五・三×横二〇・九糎。近代後補のボール紙表紙を付した仮綴装。全二〇丁。荷田春満筆。文書番号二九九二。目録番号A一一二―二五九。整理書名「門葉(春満門人等の和歌集)」。本稿所収「門葉」他の春満筆の雑記類と合綴。扉題「門葉 正徳三年癸巳」。内題「門葉 正徳三年癸巳」。先述の近代のボール紙表紙に「門葉 二冊」「見聞雑記」と墨書あり。出詠者は中井光瞭・黒田惟繇・木村師親・松平信允・橘正周・浦鬼延広・興津正辰・木笹綱宥・信義。先掲の「門葉」と同じく、正徳三年中の門人への和歌添削を整理したものと見られる。(一戸)

・享保十一年六月廿二日独吟一日八十首

東丸神社蔵。写本。一冊。横詠草七葉を仮綴装。縦一五・九×横四四・四糎。卷末識語「享保十一年六月廿二日独吟／一日八十首(荷田信名筆)」。本文は荷田信名筆、添削及び合点は荷田春満筆。全七丁。近代の茶封筒に「荷田信名詠草／春満添削／【平郷】」と墨書あり。文書番号八七三。目録番号A一一―一四三。整理書名「独吟 一日八十首」。「信名」との署名があることから、享保十一年六月廿二日に詠じた八十首を、師春満に添削を受けるべく信名が提出した詠草と見られる。歌題は定家『拾遺愚草員外』所収「一句百首」、慈円『拾玉集』所

収「勸句百首」、『公衡集』所収「勸一句詠百首和歌」での和歌句題を用いたもので、本来ならば百首を詠むべきもの。何らかの理由で途上に終わったもの。(一戸)

・享保十三・十四年添削歌

東丸神社蔵。写本。大本一冊。縦二五・一×横一七・三。近代後補のボール紙表紙に外題「春満門人添削歌(近代のもの)」。原表紙の外題「添削歌(春満筆)」。内題「享保十三年歳次 申 添削歌」「享保十四年己酉正月」。原表紙右下端に「紙数二十四枚(印「信真」)とある附箋貼付。筆跡から荷田春満筆と判断される。全二十四丁(裏打あり)。文書番号六九三。目録番号A一一―一七。春満が添削後の門人和歌を書き留めたものかと思しい。本稿への翻字掲載にあたり資料名を新たに付けた。前半は享保十三年中のもので、出詠者は芝崎好安・東湖・芝崎好全・月岡政乗・尚量・山口寿斎母・山口寿斎・興津正辰・延精・古橋・木村成従・荷田信章・杉浦朋理・荷田信舎・荷田信名・大西親盛・江波・柳瀬方塾・杉浦真崎・杉浦国頭・西東直定・秋田博芳・政喜の二十三名。後半は翌年の享保十四年中のもので、出詠者は芝崎好安・芝崎好全・今泉正組・西東直定・木村成従・東湖・秋田博芳・古橋・興津正辰・山口寿斎・山口寿斎母・尚量・月岡政乗・荷田在満・柳瀬方塾・政喜・江波・杉浦国頭の十九人。「水戸御簾中興無名」は、注記から水戸藩主徳川宗堯の正室美代姫の詠であることを臆化したものか。(一戸)

・享保十九年寅門葉

東丸神社蔵。写本。大本一冊。縦二七・七×横二〇・三糎。「春満公門人詠草 添削 二冊」添削和歌 一／門葉 筆写直子 一」と書かれた近代後補のボール紙表紙を付す。筆跡から荷田直子筆。全二二丁。内題「享保十九年寅門葉」。印記「稻荷山籠」「青楓館」「羽倉蔵書」。文書番号六九七。目録番号A一一―三一〇。整理書名「春満門人詠草添削」。門人和歌の春満添削を整理したのか。添削・評語は直子と春満の筆跡が混在しており、両者の手が酷似しているために、弁別は困難である。翻字にあたっては確実に春満筆と判断可能な部分に限って、「春満筆」と冠し、「」に括って表記したが、ただし、添削自体は全て春満のもの

のと考えるべきもので、直子の代筆と見てよからう。出詠者は荷田直子・秋田博芳・実溥・大西親盛・釈惠門・忠直・秋田博芳妻・秋田博芳女・賀茂真淵・釈信の・荷田信満・久満・正信・一山・荷田春満・多賀道員。(二戸)

・荷田信名和歌懐紙詠草綴

東丸神社蔵。当該資料の現状は全三十三葉の荷田信名及び信章による和歌懐紙詠草和文の類を二十八枚の厚手紙に貼付し仮綴したもの。文書番号三二七〇。目録番号A―二―一四九。合点や添削・評言などは大半が春満の筆と思われるが、極めて短文のため、判断を保留したものもある。翻字にあたっては、前半の信名筆の和歌懐紙詠草を「荷田信名和歌懐紙詠草綴」と題し、後半の信章筆の和歌懐紙詠草和文を「荷田信章和歌懐紙詠草和文綴」と題して分割した。本項では前者について解題する。

写本。全二十七葉。整理書名(「暗満和歌懐紙綴」)。なお、以下の書誌は、翻刻の通し番号と対応している。

- 一、和歌懐紙(三行三字) 縦三三・三×横三八・五糎。檀紙。
- 二、和歌懐紙(三行三字) 縦二八・〇×横四二・〇糎。楮紙。
- 三、和歌懐紙(三行三字) 縦三三・七×横四六・一糎。檀紙。
- 四、和歌懐紙添削 縦三二・二×横四三・九糎。楮紙。添削及び評言は春満筆。
- 五、和歌横詠草 縦三一・六×横四四・二糎。楮紙。
- 六、和歌四首詠草 縦一四・六×横四〇・八糎。楮紙。評言は春満筆。
- 七、和歌横詠草 縦一六・二×横三七・〇糎。楮紙。評言は春満筆。
- 八、和歌横詠草 縦三一・五×横四三・七糎。楮紙。添削は信名筆。紙背に春日社執行正預祐富宿彌御目代宛書状(信名写か)あり。
- 九、和歌横詠草 縦三二・六×横四三・六糎。楮紙。添削及び「雪にみし」歌は春満筆。

- 一〇、和歌横詠草 縦三二・二×横四四・四糎。楮紙。添削は春満筆。
- 一一、和歌横詠草 縦三一・四×横四三・九糎。一部切り取りあり。楮紙。添削は信名筆。
- 一二、和歌横詠草 縦三二・二×横四四・〇糎。楮紙。添削は春満筆。紙背に信

名筆の和歌二首あり(別歌題)。

- 一三、和歌横詠草 縦三二・〇×横四四・三糎。楮紙。「浦松」三首は無記名ながら同歌が通し番号九の横詠草にあることから信名の詠。
- 一四、和歌横詠草 縦三〇・七×横四五・二糎。楮紙。

- 一五、和歌横詠草 縦三三・四×横四五・五糎。檀紙。
- 一六、和歌横詠草 縦一六・〇×横四四・三糎。楮紙。
- 一七、和歌横詠草 縦一五・九×横四三・八糎。楮紙。添削及び評言は春満筆。
- 一八、和歌横詠草 縦三三・一×横四五・二糎。檀紙。添削は春満筆。
- 一九、和歌横詠草 縦三二・四×横四四・七糎。楮紙。評言は春満筆。
- 二〇、和歌横詠草 縦三二・一×横四四・八糎。楮紙。添削は春満筆。
- 二一、和歌横詠草 縦三二・二×横四四・四糎。一部に切り取りあり。楮紙。添削は春満筆。

- 二二、和歌横詠草 縦一六・九×横三四・五糎。檀紙。添削は信名筆か。紙背に書状断簡(信名筆)あり。

- 二三、和歌横詠草 縦一六・四×横四八・二糎。楮紙。
- 二四、和歌横詠草 縦二八・三×横四〇・〇糎。楮紙。添削は春満筆か。
- 二五、和歌横詠草 縦三〇・五×横四五・六糎。楮紙。添削は春満筆か。
- 二六、和歌横詠草 縦一五・九×横四四・九糎。楮紙。添削は春満筆。
- 二七、和歌横詠草 縦一六・二×横四四・五糎。楮紙。(中村)

・荷田信章和歌懐紙詠草和文綴

東丸神社蔵。文書番号三二七〇。A―一―一四九。「荷田信名和歌懐紙詠草綴」項で既述した通り、「荷田信名和歌懐紙詠草綴」と合綴された信章筆の和歌懐紙詠草和文全六葉をこのように題して翻字したものである。ただし、通し番号一の和歌懐紙詠草は貼付けられておらず、単に挟み込まれている。以下の書誌は、翻刻の通し番号と対応している。

- 一、和歌横詠草 縦二八・九×横三八・三糎。楮紙。添削は春満筆。
- 二、和歌横紙 縦三三・五×横四五・三糎。檀紙。三行三字。
- 三、和歌横詠草 縦三二・六×横四四・三糎。楮紙。
- 四、和歌横詠草 縦二八・三×横四〇・〇糎。楮紙。
- 五、和歌横詠草 縦二八・三×横三九・九糎。楮紙。添削は春満筆か。

六、和文詠草 縦三二・三×横四四・六糎。檀紙。前欠。 (中村)

・荷田信名和歌詠草集

東丸神社蔵。写本。全四葉。文書番号三三一五。目録番号A―二―一四二。信名筆の和歌懐紙詠草四葉を厚手の鳥の子紙(紙背は稲荷勸請式目録)の台紙に貼付。整理資料名「(古池菖蒲他信名和歌詠草)」。以下の書誌は、翻刻の通し番号と対応している。

- 一、和歌横詠草 縦一六・三×横二一・〇糎。料紙は、染色の楮紙(歌題部は赤褐色、詞書・歌部は藍色)。添削は春満筆か。
- 二、和歌横詠草 縦一六・五×横六五・九糎。楮紙。添削は春満の筆か。
- 三、和歌横詠草 縦一五・九×横一三八・〇糎。楮紙。添削及び評言は春満筆か。
- 四、和歌横詠草 縦一五・二×横二一五・三糎。楮紙。訂正は信名筆。紙背に詠草あり。長歌は元文二年四月の中御門院崩御の折か。 (中村)

〈門人歌会〉

・春満先生靈祠

東丸神社蔵。写本。卷子装一軸。文書番号二七。目録番号A―一―一九。内題「春満先生靈祠」。牡丹唐草紋布表紙。見返は銀箔地に布目型押。卷子装にされたのは近代のことと思われる。巻末署名「会主 籠口方塾」の字高が他より一段低い点、及び筆跡から柳瀬方塾筆と考えられる。縦一八・一×横二三三・五糎。本紙は縦一五・六×横二〇五・〇糎。楮紙。本紙に薄青枠線あり。元文元年十月十三日、浜松の門人らが催した春満追悼歌会。参加者は会主方塾のほか、奉行藤原国頭、読師藤原然丸、講師賀茂真淵、発声藤原暉昌を中心に、成誉上人、源清兼、藤原朝郷、同正真、同国香、秦直親、尼紅葩、尼慈法、荷田女真崎、同女中秀、同能武、同真佐、同宇梅、源女喜久、籠口女多見、籠口妻理津等。当座に「堀河題」とあるのは堀河百首に倣った歌題との意。なお本資料は羽倉信真著『賀茂真淵翁伝新資料』(昭和十年・井上文鴻堂書店)に既に翻刻あり。 (中村)

付『伊勢物語童子問草稿』補遺

凡例

翻印にあたっては、先の「荷田春満和歌関係資料集」の凡例に準拠したが、独自に以下の処理を加えた。

- 1、『伊勢物語』本文を基準として、問答はその一字下げ、「童子問」「答」は適宜改行した上で二字下げにて表記した。
- 2、『伊勢物語』での該当する章段番号を「一」に括り、本文より三字下げにて表記した。
- 3、國學院大學所蔵「荷田春満消息貼込屏風」は全十葉の断簡を上下二段の形で順不同に屏風仕立てにしたものである。翻印にあたっては原型を復原する形へ排列を改め、また屏風上段右側から左側へ、続いて下段右側から左側へと各葉に通し番号を付し、「一」に括って「以下(以上)、第〇葉」等と表記し、各葉の範囲を示した。その際、本文が連続していない場合には「一」内に「前欠(後欠)」と注記した。

國學院大學所蔵「荷田春満消息貼込屏風」

〔二一段〕

〔以下第四葉・前欠〕とよみおきて出ていにけり、此女かく書おきたるをけしう心おくへきこともおほえぬを何によりてかかゝらんといたうなきていつかたにもとめゆかむとかとに出て、とみかうみ見れれといつこをはかりとおほえさりければ、かへり入て

童子問

闕疑抄にけしう物、恠のけの字也、あやしき也、又ことにと云心也、恠異といふによりてことなると云儀相当せり、なにゝよりてか男の心の中に〔以上第四葉・後欠〕〔以下第二葉・前欠〕見るへし、はかりともいへるはのちによみたかへるなるへし、

おもふかひなき世なりけり年月をあたに契りてわれや住あし

童子問

闕疑抄にか様に出ていなんとは思ひの外の事也、まことにおもふかひなき世なりといへり、あたに契りて我やすまひしを我やはいひて真実に契りしに人はおもふかひなきと云一説有、御説には左様にみては人の上に一方にとりをきする間いかゞ也、唯身にはおほえねとも我身にもあやまりや有らむ、随分年月を契るとおもへとも、もし不足なる事も有しつらんと云か業平の心也、女をば「以上第二葉・以下第三紙」恨すして我を觀する、これ真実毎篇にわたるへき事也と有、此説しかるへきや

答

しかるへからず、あたに契りて我やすまひしは、やの字のてにをは古歌さたりたる事也、我はあたに契りてすまひはせさりしにおもふかひもなき世なりけりとうらみてよめる心明かなるへし

といひてなかめをり

人はいさおもひやすらん玉かつらおもかけにのみいとゞみえつゝ

童子問

闕疑抄云、是も【お】(を)とこのよめるなり、おもひやすらんは出ていける女のおもひやすらん、思ひやせさるらんと云心なり「以上第三葉・後欠」

「以下第八葉・前欠」の種をまかせすもかなと云也と有、此説はしかるへきや

答

忍ふ草は生すとも忘草の種をまかせすもかなといへる、面白き注なり、しかれども此贈答は作者の意ことなる歟、しりかたし、いかにとなれば人の心にといへる詞、闕疑抄の意ならば君の心にといふへきを人の心といふは出て行たる女の心にといふ儀に「以上第八葉・後欠」

〔四〇段〕

「前欠・以下第九葉」やらぬ也とあり、此説はいかゞ

答

さも有へし

人の子なればまた心いきおひなかりければとゞむるいきおひなし、女もいやしければすまふちからなし、さる間におもひはいやまさりにまさる、にはかに親この

女をおひうつ、男ちの涙をなかせともとゞむるよしなし、ゐて出ていぬ、男なく
／＼よめる

童子問

同抄云、人の子なれば、業平をいふ、とゞむるいきおひなし、おひやらんとするををしてとゞめむ共せさる也、業平の心をやふらぬ義也と有、此説しかるへしや

答

しかるへからず、人の子なればといふ詞心得られず、業平をいふは例の妄説なり、真名本をみれば仁之掣成者苗流勢無とある正文なるへし、子といふに掣の字を書へきことにもあらず、やつこなればといふなるへし「以上第九葉・後欠」
「以下第七葉・前欠」書史漢にも逐の字をひうつとよめり、男ちの涙をなかせともふかく物をおもへは涙血におつる也、大和物語に僧正遍昭はつせにてもとのつまにあひし時出て物をいはむとおもへともくひしはりて有しに、蓑に血の涙かつきたるといふ事有、其心也、ゐていてゝ引ゐてよそへやる也、又御説血のなみた時鳥の血になくと同じ色のことにてはなしと有、此説いかゞ

答

女もいやしければと有を、上と不相応といへるは、男を業平とみる説よりはこそ不相応なるへし、男をも奴の子とみるめよりは、女もいやしければといふこそ上と相応する詞也、いやしきとは女のわかきをいふ也とは語証なき妄説也、逐の字をおひうつとよむは逐難などの義にさもよむへし、しかれども真名本には率尔仁母此女乎逐尔追捨とあり、いつれか是わきまへしるへし
出ていなき誰か別のかたからん「以上第七葉・後欠」

「以下第五葉・前欠」けふの別のかなしきを有、死にまさりけふはかなしもといへるなるへし、此歌は業平の口風とみえたれば業平の歌とは六帖を証拠とすへし、猶厭の字をいとふと訓も常のことなれども厭は飽也といふ字注もある上、此歌の返歌にあかぬ別のなみた川とよめるを以て初五文字はあかれてはなるへしと思ふ、僻案なれば発句にうたかひあるとはいひし也

童子又問

此厭而者の歌に女の返歌ありとは何の証拠ありてき云へるや

答

此返歌の事後にいふへし

とよみてたえ入にけり、おやあはてにけり、猶おもひてこそいひしか、いとかくしもあらしとおもふにしんしちにたえ入にければまとひて願たてけり、けふの入相はかりにたえ入て又の日のいぬの時はかりになんからうして□き出たりける、□かし〔以上第五葉・以下第六葉〕のわか人はさるすけるものおもひをなんしける、いまのをきなまさにしなんや

童子問

同抄云、おやあはてにけり、女のおや也とあり、此説しかるへきや

答

厭而者の歌をよみて、そのまゝ男のたえ入にけりも心得かたく、たえ入たるか女ならば女のおやあはてるも理り也、男の絶入たるは男のおやなるへしと注にはかくへきことなり、ことはりかなはず

童子又問

同抄云、猶おもひてこそ我は随分に我人の為をもしりてこそか様には云つれ、実義に如此あれば迷惑したる也、かくしも真実をまめやかにもよむへきと云説あり、しんじちにてもよきなり、からうして辛勞して也、むかしのわか人業平也、今の翁と云はむかしのわか人と云に對して書り、末世には人をおもふも深からぬよし也、作者の筆法妙也とあり、此説しかるへきや

答〔以上第六葉・後欠〕

〔四一段〕

〔以下第一〇葉・前欠〕父にしたかひ、中年にしては夫に従ひ、老ては子にしたかふならひなれば、か様にいやしきことをもするなるへし、女の手つから男の衣を洗ふ哀也、しはすのつこもりとある、さもあらん也、毛詩服澣濯之衣と云り、ろうさう緑衫、六位の袍也とあり、此説しかるへきや

答

うへのきぬ五重なり、惣の上の衣也といへるよろしからず〔以上第一〇葉・後欠〕

〔以下第一葉・前欠〕しかるへしや

答

しかるへし、古今集にては草はみなからの詞、論有こと也、六帖に下の句、草はなへてもなつかしきかなと有、みなからといふ詞みなからといふ詞也と先達いへり、心得ぬ詞也、

〔四二段〕

むかし男色このみとするく女をあひいへりけり、されとにくはたあらさりけり、しはくいきけれと猶いとうしろめたくさりといかてはたえあるまじかりけり、猶はたえあらさりける中なりければ、ふつか三日はかりさはる事有てえいかてかくなむ

童子問

闕疑抄云、にくはたあらさりけり、はたは又也、我はかりを頼むまじき物と兼て分別したれはにくからぬなり、是恋路のならひ也、しはくいきけれと常の所よりもうしろめたければしけく行也、されとも猶うしろめたく心をかゝる也、さりといかてうしろめたくありとてそのまゝゆかすしてもあらぬ也、猶はたえあらさりけり、又うち頼むへき様もなき也、猶はたは□といさめてすてんと思へ共捨かたき也、二日三日はかりと有は、まへにしはくと云て〔以上第一葉・後欠〕

東丸神社所藏「閑庭露滋和歌懷紙紙背」

〔五八段〕

〔前欠〕心つきてといふ詞もうけれ□、一には心やつきてともあり、又はよしつきてともありて、一決せざる発端の詞也、真名伊勢物語にて昔榮而と有、此榮而の二字心つきてといふ詞に用ゆへからず、一によしつきてといふ詞は榮の字を儀訓に用ゆへき歟、榮は華也と云字注もあればみやひてと訓すへき歟、もし榮は閑の字の誤にて閑而の□□ならん歟、「破損」閑「破損」みや□てと用ゐたる歟、閑の字ならは問暇間□□も義訓有へし、榮の字を心つきてとよむへき義なし、又宮腹爾と有を桓武の御子などの事にやといへるも昔男を業平とさたむる□見より桓武の御子たちなとかといふ説も出くるへし、昔物かたり「破損」いつ比のことゝもしれす「破損」しひ□時代をさして

いふ□きにあらす、こと「破損」女ともはし□いなき女也、宮つかへの女とも也といへるも心得られず、こともなきといふはほめたる□□に用ゐ来れり、うつほ物語にもこゝにも「破損」こともなきむすめなといひ□か□□もいとこともなしなといへり

田からんとては隣の家をみん便りに女とも田からんとて打つれたちてよりにみるなるへし

あれにけり、哀しく世の宿なれや□□ん人のおとつれもせぬ

童子問

「破損」云古今集十八読人しらすの歌也、業平のたちかくれたるを女のとかめてあるしのなき心におさへてあれにけりといふ、あるしもなく人もなきはいく世の宿にてかあるらん、住ける人の音つ□もせぬとよめりと有、此説しかるへしや

答

古今集の雑下に入て題不知読人しらすと有歌なるを業平といふこと何を証とするにや、此古今集の題不知□□人しれぬをとりて「破損」語の詞を作り合せ「破損」ものにて皆虚事なる事「破損」かなり古今集の題不知□歌を「破損」□□此物語の「破損」かへりて古今集よりは伊勢か書たる物□に「破損」るき□□ともお□へ「破損」ことなく□「破損」にて明□□也「後欠」

解題

・國學院大學所蔵「荷田春満消息貼込屏風」

國學院大學蔵。函架番号 貴三六一三。整理資料名「荷田春満消息貼込屏風」。一双。春満筆。写本。縁、縦四九・〇×横一八六・〇。台紙、縦三六・五×一七二・四。識語「東麻呂／真蹟也／休々齋証（花押）。箱書「東丸風呂先 有□什」。現状は『伊勢物語童子問』十葉の断簡が順不同で風炉先屏風に貼付られている。春満宛書状の紙背が用いられており、勝見奎之介、芝崎宮内少輔、秋田民部といった差出名が確認できる。

・東丸神社所蔵「閑庭露滋和歌懐紙紙背」

（早乙女）

東丸神社蔵。目録番号A—1—3—1—4（文書番号10）。一幅。春満筆。写本。楮紙。本紙寸法、縦三〇・二×横四三・一。軸装。端裏書「東丸大人／閑庭露滋和歌 稲麓／青楓館蔵」。現状は春満の「閑庭露滋」題での和歌懐紙を表として軸装されているが、紙背は春満筆『伊勢物語童子問』の一部である。本稿では紙背のみを翻字したが、軸装された本紙の裏側に書かれているために、判読不能部分が非常に多いことを断っておく。共箱あり。箱木口に「東丸大人閑庭露滋和歌」と墨書。箱内にはペン書による一紙（当該資料の和歌部分を翻字したもので、末尾に原資料にはない「享保二年七月／四十九才」との注記がある）、及び印記「二千六百歳歴史展覧会印」（朱文方印）を捺す一紙が収まる。当該資料は、『伊勢物語童子問草稿（自筆本）』（『新編荷田春満全集』第七卷、おうふう、二〇〇七年）所収、一三一頁）で「紛失」とされている箇所該当する（後掲「新編全集との対応関係一覽」参照）。表の「閑庭露滋和歌」に関しては『新編荷田春満全集』第十二巻に翻字と解題が備わる。

《参考》新編全集との対応関係一覽

※「旧全集」は『荷田全集』第一卷（吉川弘文館、昭和三年）、新編全集は『新編荷田春満全集』第七卷（おうふう、平成十九年）を指す。

○國學院大學所蔵「伊勢物語童子問断簡」

〔二一段〕 第四葉 旧全集二二頁九行目〜二三行目・新編全集八二頁欠落分。

第二・三葉 旧全集二二頁二行目〜二五行目・新編全集八二頁欠落分。

第八葉 旧全集二二頁一六行目〜二〇行目・新編全集八二頁欠落分。

〔四〇段〕 第九葉 旧全集一六四頁一六行目〜一六五頁六行目・新編全集九八頁欠落分。

第七葉 旧全集一六五頁二行目〜一六六頁一行目・新編全集九八頁欠落分。

第五・六葉 旧全集一六六頁最終行〜一六七頁一六行目・新編全集九八頁欠落分。

〔四一段〕 第一〇葉 旧全集一六八頁二行目〜一四行目・新編全集九八頁欠落分。

〔四一・四二段〕 第一葉 旧全集一六九頁一〇行目〜一八行目・新編全集九八頁欠落分。

○東丸神社所蔵「閑庭露滋和歌懐紙紙背」

（目録番号A—1—3—1—4）

〔五八段〕 旧全集一九七頁二行目〜一九八頁七行目・新編全集一三二頁欠落分。

東丸神社所蔵の延喜式関連史料について

東丸神社所蔵の延喜式関連史料について

宮部 香織

はじめに

東丸神社(東羽倉家)に所蔵されている史料群には、荷田春満自筆の著作や講義録の類をはじめ、その門人による著作なども数多く収められており、いわゆる「前期国学」の体系を為す荷田家の学問が集積されている。荷田春満は「国学の祖」として「国学の四大人」のひとりに称されるが、前近代の律令学において「近世律令学の祖」とも呼ばれている^①。

國學院大學による東丸神社所蔵「東羽倉家文書」の従前の史料調査の中で得られた荷田家の律令学に関する知見に関しては、國學院大學百二十年の学術事業として刊行された『新編荷田春満全集』(全二巻、おうふう、平成十五〜二十二年)のうちの第九巻「律令」や、昨年度(平成二十四年)の百三十周年記念展示「国学の始祖 荷田春満」展の展示および図録などで公にしている。これまでに公にされたのは、春満が幕府より委嘱を受けて訓読・本文校訂作業を行なった『故唐律疏議』(巻第三〜六)、同じく幕府より『令義解』『令集解』の本文校訂や注釈執筆の委嘱を受けて、門人たちと開催した講読会の講義筆記の類である「令解(一名、令集解考)」「荷田春満自筆」、「令義解問記 一・二」(荷田在満講義・大西親盛筆記)、「令集解問記 一・二・三」(荷田在満講義・荷田信名筆記)、「令問答」(荷田春満・下田師古の諮問録)の翻刻と解題を『全集』に収録し、また、將軍徳川吉宗による逸書搜索令によって幕府に呈せられた『類聚三代格』(二巻一二冊)について鑑定を命を受けて偽書と鑑定した『偽類聚三代格考』(荷田春満自筆)を展示・図録で紹介した^②。

このように荷田家の律令学の律・令・格研究については、大凡の部分が明らかとされたことになる。しかし、律令の法体系は、「律」「令」「格」「式」の四つの法典が相い須つかたちで機能するものであり、律令研究に際してもやはりこの四種すべてを総合的に探究するのが望ましいとされる。荷田家の律令学においても、数は多くないが式法典に関する注釈類が著されている。これらは分量・内容ともに些少ではあるものの、律令法を体系的に研究していたことを示すものとして紹介する意義はあると考えられるため、本稿では東丸神社所蔵の延喜式関連の史料を紹介していきたい。

一、『延喜式』について

『延喜式』は、延長五年(九二七)に撰進され、康保四年(九六七)に施行された五十巻からなる法典である。『延喜式』とは通称であり、弘仁・貞観・延喜の三次にわたって編纂されたため、延喜度の式法典を示すものとして『延喜式』と呼ばれているが、法典としての正式名称は『式』である。その内容は、律令、おもに令法典の施行細則であり、律や令が規定の内容にもとづいて篇目を立てて条文が分類・配列されているのに比して、式は省・寮・職といった官司ごとに関連条文が分類・配列されている。

現在、『延喜式』は巻第十三の冒頭部分を欠くのみにて、そのほぼ全篇を伝えている。しかし、これらは古代・中世以降、近世・近代を通じて何事も無く伝えられてきたわけではなく、律令法典の大部分は戦国の乱世の間に亡佚した。江戸に幕府を開いた將軍徳川家康が発した慶長の逸書搜索令により、所在不明となっていた律令の法典類が幕府に呈せられ、『延喜式』についても慶長十九年に院の御所より善本(巻第十三・二十四を欠く四八巻)が貸し出され模写されている。その後、正保年間に中原職忠により欠

伏していた巻第二十四が発見され、続いて、尾張藩主徳川義直の働きにより、巻第十三が京都九条家より発見されて全五十巻が揃うに至ったのである^③。

二、東丸神社所蔵の『延喜式』の注釈関連史料

(1) 版本

書入れ本 (A—1—107—1094—1011)

「神祇式」巻第一から巻第十までの一〇冊、寸法二六・七×二〇・五糎。

各冊の表紙遊び紙に「親盛之印」白文方印 (二・三×二・三糎)、各冊第一丁表右下に「琢己」朱文田印 (直径二・二糎) あり。

寛政七年版の版本。これは「神祇式」巻第一から巻第十までを別版で刊

行した本で奥付に「浪華書肆」として「心齋橋筋 河内屋喜兵衛」らの名前が掲載されている^④ (当該書入れ本では、この奥付は欠)。

朱筆による本文校訂や訓点の加筆修正、龍頭に朱墨による本文校訂の注釈の書き入れあり。語釈は、『倭名抄』などの字書類の引用が主である。大部分は大西親盛の筆によるものと思われる (一部他筆を含む)。

(2) 著作類

①外題「延喜式筋紀 自神祇式至太政官式」(A—1—1—193)

墨付四八丁、寸法二三・八×一七・四糎。外題の「紀」はママ。表紙から第一丁までに一部欠損あり。

内容は、『延喜式』序文、巻第一「神祇式」の祈年祭条から巻第十二「中務省式」の相撲司条までの注釈。「令義解筋記」や「令集解筋記」と同様の体裁で執筆されており、『延喜式』の本文の語句を大書きで抜書きし、その直

下に二行割の形式で注釈を記している。但し、前掲二書のように条文ごとに行を改めるということはず、そのままベタ書きされている。注釈の内容は、語句や文言の意味を解説した語釈がほとんどであり、本文校訂の注はなされていない。また、一ヶ条ずつ全条文にわたって注釈を施すものではなく、言及のない条文も存する。荷田信章の筆と推測される。

②「延喜式私考」(断簡) (A—1—1—196)

一丁、寸法二七・八×二〇・二糎 右上に「荷田氏珍藏」の朱文方印 (四・九×一・六糎) あり。

内容は、「上延喜格式表」(延喜格式を上る表)、「延喜式序」についての語釈であるが、後半部分は語句を抜き出したに留まり、執筆中途の断簡である。荷田春満の筆と推測される。

③内題「延喜式字類」(断簡) (A—1—1—217)

三〇丁、寸法二四・〇×一七・一糎、「国語類聚」の紙背にあり。

内容は、『延喜式』に出てくる語句を分類した字書の断簡。「扇類」「場類」「革類」「制類」「振類」「楯類」「当類」「明類」「薪類」「子類」「符類」「歌類」「租類」「守類」「茵類」「旨類」「蓋類」「父類」「刀類」「幣類」「斧類」「官類」「祀類」「部類」「東類」「丁類」「板類」「押類」「桁類」の分類が設けられているが、断簡のため順不同の可能性あり。分量としては多いもので半丁程度、少ないもので一語句となっており、執筆途中で反故にしたものと思われる。荷田春満の筆と推測される。

④外題「延喜式略頌、令略頌」(E—1—1—199)

五丁、寸法二四・三×一六・八糎

『延喜式』および『令』の解題であり、『延喜式』の巻立て、各巻の篇目名、『令』の成立年、巻立て、各巻の篇目名などを記す。末尾に「延享元子十二月」「直親」とあり、祓川直親の筆と思われる。

⑤外題「主税式内問」

六丁、寸法二四・三×一五・六纏

幕府書物方奉行下田師古からの荷田春満宛の諮問の写し。体裁としては「令問答」などと同様であるが、問いのみで春満の回答はない。

おわりに

近世における『延喜式』の研究については、本文校訂に関しては前掲の中原職忠をはじめ林道春や松下見林などによって行なわれ、彼らの成果を反映した版本が数次にわたって刊行されており、これら版本を利用して『延喜式』の内容研究を行なうことも比較的容易となった。しかし、近世の国学者や漢学者による『延喜式』の注釈執筆などの内容研究は、「神名式」「祝詞式」に関するものは数多著されているが、『延喜式』の他の篇目に関しては部分的なものに留まり、まして全篇を通しての注釈については、その後の近代はおろか現在に至るまで作成されていない。

このことは『延喜式』自体が大部な史料であるとともに、内容が古代の行政全般に関わるような多岐にわたるものであることに起因すると考えられよう。また、律令の法体系の中でも施行細則という位置づけの法典であるため、中には無味乾燥な何の面白みもない条文も多く含んでいる。そのような意味でも『延喜式』の全篇注釈を作成するのは、古典に関する多種多様の知識を要するとともに粘り強い根気を必要とする非常に苛酷を極め

る作業であったであろう。

本稿において紹介した東丸神社にのこされた『延喜式』関連の注釈類も途中で執筆が止まっている断簡のようなものがほとんどである。しかし、それらの内容を見ていくと、『延喜式』を冒頭より順を追って注釈を施していこうとした「延喜式筋紀(記)」や、『延喜式』の語句を分類して字書を作成しようとした「延喜式字類」など、『延喜式』を部分的ではなく全体的に捉えて研究しようとする姿勢を窺うことができよう。

なお、本稿においては、法制分野としての視点から『延喜式』を取り上げたため、「神名式」や「祝詞式」に関する注釈については言及しなかった。

註

①石尾芳久「荷田春満の令集解考証」『関西大学法学論集』一一一六、昭和五十九年

②なお、官幣大社稲荷神社編『荷田全集』(全七巻、吉川弘文館、昭和三七七年)の第六巻には「令義解筋記」、第七巻には「田令俗解」「令三弁」などの『新篇荷田春満全集』には収録していない史料の翻刻が掲載されている。

③『延喜式』に関しては、虎尾俊哉編『訳注日本史料 延喜式』上(集英社、平成十二年)所収の虎尾俊哉「解説」、近世の律令学に関しては、利光三津夫「江戸期における律令学」『律令制の研究』(慶応大学法学研究会、昭和五十六年)などを参照。

④『延喜式』の版本については、早川万年「延喜式の版本について」『延喜式研究』一、昭和六十三年を参照。

享保二十年稻荷社司寺社奉行所出訴一件

享保二十年稻荷社司寺社奉行所出訴一件

石岡康子

はじめに

稻荷社司と稻荷社本願所預かり愛染寺の争いについては、すでに伏見稻荷大社『朱』編集部稿「稻荷社本願所愛染寺について」^{〔註〕}で詳細に論考している。その要点を挙げると左の様になる。

①神仏混淆期の稻荷社には、規模の調った神宮寺は存在していなかった。それは平安初期に稻荷社が東寺の鎮守とされたことにかかわりがあると思われる。②南北朝の頃の稻荷社には神仏習合の跡が顕著に認められるものの、僧侶による神勤ということはかつて無かった。③応仁の大乱による罹災から再建への過程で数多の勸進僧が活躍した。勸進僧・勸進沙門のことを「本願」といい、その居住するところが「本願所」であった。従って後世の愛染寺に引き継がれた本願所の創建は、諸社殿再建に向かって本願たちの活躍がはじまった大乱後まもなくの頃である。④稻荷社に愛染寺という寺号が見られるようになったのは近世になってからである。稻荷社本願所を預かった愛染寺初代を宗海（天阿）といい、両部神道の立場から稻荷の神道的活動をもちあげ、社家と協力し稻荷本社社殿造営の訴訟では幕府の寺社奉行と折衝をするなど愛染寺発展興隆の基礎をかためた。本願所預かり二代目愛染寺亮雄がそれを継承し、元禄七年、愛染寺第三代目乗龍のとき稻荷社本殿造営が成就し、愛染寺が稻荷本願所預りという稻荷社における寄生的立場から、社家と並ぶ本願所愛染寺として、秦姓三神主・荷田姓御殿預・目代の五正官につぐ地位を得た。それを可能にしたのが元禄七年の奉行小出淡路守有利の下した掟目である。⑤元禄七年に小出淡路守が掟目

を下した理由は、稻荷社の造営・遷宮の執行をめぐる社家内の対立を愛染寺が利用したからである。⑥稻荷社を唯一神道とする社家に対して乗龍が元禄七年に両部を主張したことは、すでに愛染寺が相当な力を保ち社経営の実態面においてもかなりの地位を占めていた。⑦乗龍は卓越した手腕の持ち主であった。⑧経済面において社家側がかなり逼迫状態にあるのに対して、愛染寺側には相当な経済力があつた。⑨元禄七年掟目が下知されて以来、享保十七年まで社法格式が元禄七年以前のように行われていた理由は、掟目によつて稻荷社における重要な地位が公に認められ、経済的な困窮もなく、社家多勢に寺家一人という環境の中で、それぞれが家格について高い誇りと自負をもつ社家中の不満を表に出さないよう配慮した愛染寺側の態度による。⑩在来の社法格式が当然の基準と考えられるようになっていた享保の時代になって、社司が元禄七年の小出淡路守が下した掟目の存在に気付き、社中と愛染寺の間に激しい争いが起きた。⑪元禄七年十一月二十日小出淡路守が稻荷社を参詣した折に、淡路守の下知状を撤回するよう断つたというのは、社家側が己の主張の正当性を理由づけるために造作したものである。

同じく『朱』編集部稿による「社中と愛染寺の抗争について」^{〔註〕}では、本稿で取り上げた、享保十六年末、大破した大鳥居を唐金鳥居に建て替えることに端を発した社中・愛染寺の紛争が、八年を経て漸く一応の決着を見せるまでを伏見稻荷大社に伝わつた多くの史料を使い論述している。

愛染寺については大森恵子氏が、全国各地に奉祭された稻荷社のうち、伏見稻荷総本宮愛染寺（真言宗）より勸請祭祀したと伝えられるものを摘出し、文献・木札・御神体・証書・社伝の上から、愛染寺を伏見稻荷の本願所（別当）とした上で、『朱』第三四号別冊所収の史料及び解説を紹介した。その中で、配下に御師や修験者などの宗教者を組み入れた愛染寺は、

仏教的稲荷信仰を諸国の民衆へ流布し、その見返りに初穂や参物・祈祷料を得ていた。それは諸国の人々の依頼により祈祷や祈願をしてその幣物や参物を収入の一部にしてきた社家を経済的に衰微させた。さらに享保二十年、愛染寺が伏見稲荷の氏子の町々へ社中に相談もなく勸進活動を行い寄進物を収納した事が、町奉行所へ社司が「去ル子ノ年社法混雑新規之事並本願所留主居新規不法之ヶ条」を提出した原因となったと指摘した^(註3)。

本稿は前掲論文では明らかにされなかった享保二十年の社司の出訴に対する寺社奉行・幕府の対応を、主として出訴のため江戸に滞在した稲荷社御殿預かり羽倉撰津守信名の日記と、寺社奉行の吟味に備えて作成された書類や提出した文書に基づき、社司側の主張と出訴に至る迄の過程を述べ、享保期から元文期における寺社奉行所の裁判の実態や、稲荷社司と愛染寺との争いに対する寺社奉行の見解を明らかにする事を目的とした。

(文末の文書名およびNo.は『近世国学の展開と荷田春満の史料的研究』東羽倉家文書目録番号である。また*数字は本論文の最後に一括して掲載した関係史料番号である。)

註(1) 『朱』編集部稿「稲荷社本願所愛染寺について」(『朱』第二四号別冊 平成三年六月 伏見稲荷大社発行より引用)

(2) 『朱』編集部稿「社中と愛染寺の抗争について」(『朱』第三四号別冊 平成三年六月・『朱』第三五号別冊 平成四年六月 伏見稲荷大社発行より引用)

(3) 大森恵子『稲荷信仰と宗教民俗』第五編伏見稲荷と信仰流布第一章愛染寺の稲荷信仰流布 岩田書院 平成六年 より引用)

一 出訴の原因

稲荷社司の主張によれば、社司と愛染寺との争いは、元禄七年五月、稲荷社の修復中、社司五人と愛染寺が京都町奉行小出淡路守有利に呼び出され、幕府から下された修復料を淡路守が預かったまま社司には渡さず、愛

染寺を社司と同列に押印させた修復料の請取書*₁を差し出す様命じた事により生じた。同年十月には、社家・社僧は社用向諸事を相談するようにと、正官五人の後ろに愛染寺の名を加えた書付*₂を見せ、同意しなければ社職追放遠島流罪にすると威し、承知する旨の請書を差し出させた(『元文三年差上書付留』○三二―四〇)。

稲荷社への下知状や制札は所司代が下すもので、京都町奉行が下した事はなく、淡路守が唯一人で下した下知状であった*₃。その後淡路守は社司の要求によりこれらの下知状を撤回すると約束したが、約束を証明する文書は残さず、約束を果たさないまま同年十一月江戸へ下向し、同九年京都町奉行職を病気のため免職し、同十二年には死去した。社司は淡路守との約束があったため、元禄八年より享保十六年までの間は、下知状のうち朱印状に反する事になる稲荷社式^(註4)に関しては、淡路守の下知状を守らず、特に所司代に関係する松茸献上や二条城の饅松の御用に愛染寺は関わらなかつたが、所司代から淡路守の下知状に従うようにとの下知もなかつた(『江府要門之日記(十二)』B―一八五(一五二九)元文二年十一月十九日の条。東羽倉家文書『日次』(B―一―二五(八五七)元禄七年五月九日・二十四日の条)には、淡路守が請取書や請書の下書きを見せ、その通りに乗立が清書したとあり、威されて押印した事や、下知状の撤回を要求した記事は無い。

(註) 社式：東羽倉家訴訟関係史料では神社で行う行事や勤めを意味する。

二 愛染寺

愛染寺とは、社中の衆会所を本願所と言い習わし、その留主居に僧侶を置いたため、その者が持つている仏の名を以って本願所を地藏院・雨宝院・愛染寺等と勝手に呼び名としたもので、連綿の寺号では無く、寺院を意味するものでも無かつた。また社中の会所であるため本寺は無い*₅。

本願所留主居の始まりは明応年中で、羽倉家が本願阿弥を置いた。その後断絶したが、文禄三年に社家が再び置き始めた『江府要門之日記(九)』元文二年六月十三日の条。断絶した証拠は、天正十七年の民部卿法印(前田玄以)の制札の表に寺院について記載がない事を傍例とした。『江府要門之日録(十八)』B一三一九四(二五三五)元文四年七月二十四日の条)。

本願所を預かった僧侶は「本願所預かり証文」を稲荷社司へ差し出し、稲荷社の衆会所に置かれた者であり、稲荷社の修理・上下社頭の廻り・馬場以下の掃除を職分とした。その費用は本願所預かりが勧進してまかった。元文四年十一月十一日に目安箱へ差し入れた書類の写し「稲荷社本願所預かり証文之写」*4によれば、文禄三年から享保七年まで、歴代本願所預かりの就任時期は、文禄三年地藏院字円・寛永四年長識・寛永十年愛染寺宗海・寛文三年雨宝院・天和三年愛染寺乗龍・享保三年愛染寺円龍・享保七年愛染寺龍山と続いた。寛永十年に本願所預かり三人目となった宗海が初めて愛染寺を名乗った。

慶安元年十月十八日天皇は愛染寺天阿に上人号の繪旨を給い、天下太平宝祚安永を祈らせた^註。

元禄七年八月三十日、本願所預かり五人目の乗龍は近衛基熙と小出淡路守の内命を受けたと称し、稲荷社本殿内陣に参入し五座の御神体を繪図に写し、同年十月六日京都町奉行の命により大師堂・文殊堂・弁天堂は愛染寺が預かる事になった。同年十月三十日には御神体を押し^註、同十一月の正遷宮では拜殿において勤行を行い『江府要門之日録(十八)』B一三一九四(二五三五)元文七月十七日の条、同年十二月には淡路守の差図により稲荷社修復の御札言上のため社司と共に江戸へ下り、本願所預かりとしては先例のない將軍への御目見を果たした『江戸在府之日記(八)』B一七八一(二五二六)元文二年三月二日の条。淡路守は帰府したあと白狐石を奉納した^註。淡路

守は愛染寺へ一方ならず肩入れをしたと言える。

元文二年二月の寺社奉行へ提出する書類の下書きには、乗龍の妹は小出淡路守の愛妾で、男子まで出生したと書かれているが『差上書付之留』C一三二四〇)、淡路守が関係する出産記事は前掲『日次』に、江戸の淡路守の息女に男子が出生し、社司が嘉儀を申したとあるだけである。

(註)『伏見稲荷大社年表』伏見稲荷大社御鎮座二千二百五十年大祭奉祝記念奉賛会

編輯、一九六二年。

三 社司と愛染寺龍山の対立と和順^註

享保十六年十一月、稲荷社鳥居建て替えが始まる前に、稲荷社正官五人と正禰宜・正祝両人が愛染寺龍山を呼び寄せ、①本願所の役義 ②小出氏寄進の手水鉢の繕い。③二月初午のとき供部屋に仏像を置いた事。④火焼神事のとき火除けの御札を売った事。⑤諸国に受け売り人を置き稲荷社の御札を配賦した事や、他境の者に稲荷社の神印の御札を印刷させた事。⑥丹波国玉の井村で稲荷市采女という者に稲荷社御札を配賦させた事。⑦日勧進の者へ院号・官名を名乗らせた事。⑧社中へ相談も無く稲荷社修理のために産子の町々へ勧化をした事について詰問状を出した。龍山は同十七年正月社中へ書付を出し小出淡路守の下知状を守るように促し、享保十七年正月社家惣中は町奉行へ、龍山が小出淡路守の下知状を守らず、社中へ相談もなく新規の企てをして稲荷社の社法を乱すと訴えると共に龍山改易の準備を進めた。同年三月龍山は逆に、稲荷社修理方の儀は往古より愛染寺の職分である事や、社中へ公儀の下知状を守らせるよう町奉行へ訴えた。また同月、社司は稲荷社を唯一の社と申し立て、愛染寺を破却するよう企み、寺内に仏像を置く事を妨げ、法事をする事を嫌うが、稲荷社は両部習合の社であると訴えた。その後も両者は互いに主張を繰り返したが、同十

七年六月双方は争いを止め和順することになった^{註2}。この和順により左の三つが確認された^{註3}。

①京都市司代小笠原佐渡守長重・京都町奉行小出淡路守有利より社家・愛染寺へ下された掟目下知状の趣、社家・愛染寺より指し上げた請証文連判の次第を守り、右の趣に背いていたなら改める事、掟目の通り社頭諸色山林境内の儀は六人が立ち会い相談の上、連名連判をもって勤める事、惣印は六人が相対して月番で預かる事。

②修理方の手取と勸化は愛染寺の職分であり、諸雑用勸化寄附物等は多少によらず具に勘定を立て、山林境内のすべてについて社司五人とともに立会勘定をする事。

③諸方旦那廻り御札配賦は旧例通り愛染寺に限り行うが、願主方への配札は社司・愛染寺双方が行う。但し牛王板木を他のものへ行わせる事は双方共にしない事。

享保十九年十月、元正祝毛利治建は元禄七年に変えられた社法^{註4}や社式を元に戻すよう伯家へ訴えた。同二十年二月十五日、社司は再び京都町奉行へ、享保十七年愛染寺が社法を破った事を簡条書にして訴え出た。同十六日町奉行は、「小出之下知状」(元禄七年に小出淡路守が稲荷社司と愛染寺に下した下知状を言う)についてはすでに結論の出た事であり改められないというものであったが、所司代土岐丹後守頼稔は、朱印状と「小出之下知状」との関係については吟味が済んでいないので、朱印状の写でも差し出し吟味を願うのであれば所司代で吟味しなくてはならないが、江戸での吟味を願うなら添翰^{註5}を出すとこの事であった『日録』B―1―六七(九九二)。

註(一) 和順・東羽倉家訴訟関係史料では、和順とは裁判所が関与する和解を意味する。

(2) 『朱』編集部稿「社中と愛染寺の抗争について」『朱』第三五号別冊 平成四年六月 伏見稲荷大社 発行

『享保十六年日録』(B―1―六二(九九八))

『享保十七年日録上・下』(B―1―六三・六四(九九七・九九八))

(3) 社法・東羽倉家訴訟関係史料では唯一や習合という神社の思想を意味する。

(4) 添翰・訴訟手続きの際に添付する文書。そえ状。『日本国語大辞典』

四 寺社奉行へ出訴

享保二十年閏三月九日、上社祢宜松本伊豆守為寛^{註6}・羽倉撰津守信名の代理権預羽倉石見守信章・氏人安田大学親春が、伯家へ出訴の断りをして江戸へ出発した。本多筑後守から下された添翰は長さ八寸余り幅二寸余りの状箱留紙包みで、寺社奉行井上河内守・仙石信濃守・北条近江守へあて、京都町奉行本多筑後守・向井伊賀守が差出した旨が書き付けられた板札がさし込まれ、青細引でかがられ封付されていた『日録』B―1―六七(九九二)。

閏三月二十二日、出府の社司三人は月番の寺社奉行井上河内守正之へ、京都稲荷本山社司惣代松本内蔵助・安田大学・羽倉撰津守を訴訟人とし、社中会所本願所留主居無本寺真言宗愛染寺を相手とし、唯一の社が元禄七年小出淡路守の下知状が原因で習合であるかの様に乱れてしまった事を正したい旨の訴状を提出した^{註7}。訴状は受理され、四月六日河内守から裏判を頂戴し伏見へ持参、四月十九日裏判の請取書案文^{註8}と共に龍山へ渡した。龍山は五月三日出府し、五月二十七日河内守邸において河内守・牧野越中守列座の上、社司方の訴状と愛染寺の返答書につき河内守の吟味があつた。①稲荷社は唯一の社であるのか。②朱印状は愛染寺には宛てられていない事。③愛染寺が社家側へ提出した本願所預かり証文と愛染寺が証拠として差し出した条目についてであった。河内守の見解は次のようであった。

①社辺に前々より堂舎が四ヶ所ある事や、社の屋敷の内外に仏が有ることから唯一の社とは言えない。

②本願所預かり証文と条目は、社家方が証拠となる証文本紙をすべて所持している事から、稻荷社は社家が支配していると見える。

『江戸在府中要門之日記(巻)』B―169(二五二九)。

七月二十日にも河内守から吟味があった。社司は、裁判の目的は唯一習合の争論をしたくないのではない。社頭諸式境内等は代々の朱印状の文面通り社家が支配し、本願所の留主居は社法諸式に関わることなく、預かり証文の通りに、身分相応に勤めさせたい旨の口上書をもって返答した*。

その後裁判は滞った。河内守家臣吉田喜六は、「將軍から今まで通りに差し置くべしとの意見が出され、河内守の考えとは異なるため裁判は進まず、外の裁判でも何かと將軍からの叱責が入りそのままにしておかれている」と語った(『江戸在府之日記(六)』B―177(二五二四)元文元年六月二日の条)。

その上元文元年三月下旬頃から河内守が発病し、遠国より裁判のため出府している者達へ帰国するよう仰せ渡しもあり、裁判は滞ったままであったが、河内守担当の裁判がすべて滞った訳ではなく、壬延山の出入は松平伊豆守の差図により河内守の同僚の寺社奉行に渡されている(『江戸在府之日記(六)』B―177(二五二四)元文元年八月五日の条)。

元文二年河内守は回復し、三月七日と三月十三日に、河内守の寺社役深谷二郎右衛門による内吟味が行われた*。寺号等の従来行われて来たものについては河内守の一存では改められず、將軍へ御窺の上で決まるとの事であった(『江戸在府之日記(八)』B―181(二五二六)元文二年三月十四日の条)。河内守は病が再発し同年九月十七日に卒去した。

(註) 為寛：老中と官職名が同じであるため、後に伊豆守から内蔵助へと改める。

五 牧野越中守による吟味

井上河内守の跡役寺社奉行は当面任命されず、稻荷社の公事(註)担当の寺社奉行はくじ引きにより牧野越中守貞通となり、担当の寺社役は新(荒とも)井伊左衛門がなつた。河内守が担当していた諸願公事は三奉行へ分けられ、越中守は五十人口を請け取つた(『江戸在府中要門之日記(二)』(B―185(二五二九)元文二年十月十三日の条)。

元文二年十二月十九日在府中の松本内蔵助為寛と羽倉撰津守信名、本願所龍山と伴僧が召し出された。午の刻過ぎに湯漬の饗応があり、未の刻公事場に召し出された。社司と愛染寺の間に寺社役新井伊左衛門が座り、愛染寺が提出した大小の稻荷山の絵図に間違いがない事を確認してから越中守の吟味があった。内容は次のようであった。

①牧野越中守：会所の留主居として唯一の社に僧侶を置いた理由は何か。羽倉撰津守：稻荷社は特に知行高の小さい零落した社であったため、氏子中からの毎日の寄附により社辺の掃除・境内小破の修理または会所の留主居をさせた。俗人より僧侶の方が寄附を乞う時信仰してもらえる。俗人は所帯を持ち、知行高の少ない社では扶助出来ない。

越中守：唯一の社に社司が自ら僧侶を置いたのは社司の不調法であり、有る間敷き事である。

②越中守：愛染寺が差し出した絵図を社司共は見たのか。
撰津守：井上河内守の吟味の時に一覽したが相違は無い。愛染寺が差し出したので社司からは絵図を差し出さなかった。

③越中守：愛染寺という寺号を自分で付ける事はしてはいけない事である。会所留主居として差し置きながらどうという訳で寺号を名乗らせたのか。社家側へ取り置く証文にも書けたのはどうという訳か。

社司兩人：初めは地藏院、次を長職、愛染寺、雨宝院という風に、時々

の坊主が所持した本尊仏の名を呼び名にした。寺格等の事は社職の者共は不案内なため、現在も何院彼院と呼び、住居している願人坊主が名乗る通りに名乗らせて来た。

越中守…社司がその程度の事を弁えぬとは不埒の申し分である。

④越中守…愛染寺の基立と由来、愛染寺と云う寺号について説明せよ。

龍山…愛染寺とは寛永年中より称してきた。基立というものは無いが、愛染寺は弘法大師の建立で、往古より社僧は居た。文明年中も時の本願が諸国の勸進をして御社を造立した。社僧六人が経所に出仕していた。証拠は撰津守家の記録にある。その上京都將軍の時、稻荷社の僧に凶徒退治の御教書が下され、愛染寺に所持している。

越中守…御教書がどこへ宛てられたものか不明、証拠にはならない。

④越中守…寛永年中天阿上人が参府し稻荷社修復願いをしたと言うが、留め書きの外に証拠はあるか。

龍山…寛永年中天阿上人が参府した時の願書の留に別当愛染寺と記してある。御上の帳面に留めが有るはずなのでそれを吟味して欲しい。

越中守…年暦が過ぎ委しい留め書きは公儀には無い。愛染寺の留だけでは証拠に成らない。

⑤越中守…小出淡路守の定書を何故領掌したのか。

社司兩人…一人でも違背すれば即座に社職を召し放ち遠島流罪にすると威された。幕府の援助による稻荷社修理の最中であり、遷宮もあるので請けた。その後淡路守が稻荷社へ参詣した折に、定書が朱印状に反すると撤回を求めた。淡路守も聞き届けたので、定書が出る以前の古法を守り勤めなくてはならない。愛染寺も和熟し、古法に相違しないよう勤めなくてはならないと淡路守から直に仰せ渡されたので、それ以来古法の通りに諸事を勤め、淡路守の下知は守らなかつた。

越中守…その時淡路守が定書を改めなかつた理由は何か、社司が守らなかつた証拠は有るのか。

撰津守…淡路守は稻荷社へ十一月二十日に参詣し、同二十四日に関東へ発足したので定書を改める時間がなかつた。淡路守は京へ戻らなかつたので定書を改める手づるが無く、定書はそのままにして置いた。しかし一度断つてある上は下知状が朱印状に反するため、大切な社式等は淡路守の在役中から古法の通り行い、特に所司代が関係する公用の松茸献上や二条城の饒松等に愛染寺が関わることはなかつた。所司代から淡路守の定書を守るか守らないかについての下知もなかつた。元禄八年から享保十六年まで古法通りに勤めてきた。

越中守…京都は所司代が支配するもので、町奉行の下知状は絶対に成立しないということもあるが、先奉行が出した定書であれば一度請けてそのままにして置いたのはなぜか、元禄七年以来下知状を守らなかつた証拠が無くては下知状を改めることは出来ない。

⑥越中守…元禄七年の請けてはいけない下知状を請け、その上享保十七年京都で下知状をめぐり争つた際に、和順書まで差し出しながら下知状を破棄したいという願いは叶いがたい。江戸へ出訴した理由は何か。社司…享保十七年の和順書の時も元禄七年の通りで、争いの理非を吟味せず、何度も断つたが愛染寺が書き出した願の通りに和順させられた。京都奉行所で和順しなければ江戸へ出訴することは出来ない。

越中守…和順書は奉行所が書き出しそれに捺印させたのか。

撰津守…双方から和順したい事を書き出し出したが、愛染寺が自分に有利に書き出した和順書で和順を命じられた。

越中守…先の奉行の下知状でも改められないという事はないが容易ではない。元禄の時の下知に従わずまた今回出訴した事も裁許破り(註)

である。

⑦越中守…和順書に連判の五人の内二人だけが出府した理由は何か。

撰津守…稻荷社は社領が少なく社司共は残らず禁裏奉公を兼ね社職も勤めている。連判の者は悉く奉公しているため、禁裏へ御暇をして参府すれば社司は牢人し、妻子を養えなくなるので、禁裏奉公をしていない両人が惣代として参府した。

越中守…追って連判の者共からも尋ねなくてはならない。

⑧越中守…愛染寺は何を告知したのか。

龍山…何も社家へ下知していない。

⑨越中守…龍山が我が儘をして社司へ下知をするとはどの様な事か、証拠が有るのか。

撰津守…別紙簡条書で言上した通りである。

越中守…我が儘とは何か。

撰津守…近年諸国へ神札の請売人を置き、神印の札の板木を許容し似せ神札を印刷させ請売の運上を取り、稻荷別当と申し触れている。既に社中へも、諸方へ勧進するときは事情を説明するとの証文を差し出しているのにこの様な不法な事をする

越中守…請売人等の事はどの国でどの様な人という証拠があるのか。

社司…証拠は取り置いてある。また稻荷社修理職という職号を勝手に称し、本願所の供部屋に信者が群参する時には新規に仏象を出し開帳場の様に構えている。

越中守…愛染寺、撰津守の言う通りか。

龍山…諸方へ旦那廻りをする事は前々から愛染寺が諸国でして来た。

越中守…証拠は有るのか。

龍山…社中の祓川佐渡からの、旦那廻りをする事を神役人の親類共の

内から頼みに来たという書状や一札等有る。

撰津守…社中へ本願所預かり証文を差し出して置いて居る者が勝手に稻荷社の神札を配布する訳はない。預かり証文の文面にも、勧進したならば社中へ事情を説明しなくてはならないと書き出しているのを何と心得ているのであろうか。

⑩越中守…前々より留主居として差し置いた証文は有るのか。

兩人…五人目までの証文本紙は元禄の時淡路守が見たいというので差し出した。その後の二人の証文本紙は所持している。龍山の証文は井上河内守の吟味の時に提出した。

撰津守…龍山の証文は先達で差し出した。龍山の前の円龍の証文本紙はこちらに留め置いたのでこれも差し出さなくてはならないか。

越中守…差し出さなくてはならない。

⑪越中守…愛染寺は本願所預かり証文を提出したのか。淡路守下知状に記載がある上はしてはいけない事である。証文を提出した理由は何か。

龍山…証文の事は先住の円龍が入寺の時、社家共が無理にさせたので、先住も入寺の時であり穏やかにと考え証文を提出した。私が入寺の時も仕方なくした。これは大方成らず龍山の不調法である。

⑫越中守…会所とは寄会所の様な物か。

兩人…本願所と言ひ、愛染寺の屋敷を使い神事神供の時や公用の時には社中が衆会し、魚鳥を取り扱つ。

仰せ…愛染寺その通りか。

龍山…愛染寺は神前の脇にあつたので社人共が神供の時お下りの神酒等を寄り合つて頂戴する場所にしていた。頼まれて愛染寺の縁を貸していたのが例に成り、今も愛染寺の客殿を借用している。

兩人…愛染寺その方社中に預り証文を差し出し置きながらその申上

様は何だ。御上を騙すことである。

撰津守…あのように嘘を言い騙すが、今までに一院一寺として存在した事はない。宝永五年にも五人目の留主居兼龍が一院一寺としようとする謀をして、本願所において灌頂を執行したいと社中へ願ったが許容しなかったので奉行所へ訴えた。所司代は松平紀伊守、町奉行は安藤駿河守・中根撰津守の時である。社中から会所の訳や社法格式等を説明したところ灌頂は許可されなかった。

越中守…その時奉行所より裁許書の様な物が出たのか。

撰津守…奉行所よりは出されなかったが稲荷社の伝奏白川殿より教訓の下知状が出され、愛染寺が所持している。社中にもその扣がある。そのため灌頂は愛染寺が自分で止めた。

越中守…一院一寺としたいというのであれば兼ねて願っていたという位の事、どの様に止めたのか、一院一寺と成らなかった証明には成らない。

撰津守…強訴を自然と止めた。

越中守…白川方よりの下知書は証拠に成らない。例の無い事なので自分で止めたのであろう。社中も不得心の事なので無用の事と得心して止めたのであろう。であるから確固とした証拠とは言えない。何分先奉行の下知状が有る上、又々和順書を請けたのでは元禄の定書を打ち破る事は出来ない。その後守らなかつた証拠が有つたなら差し出せ。撰津守…元禄以来座次連名に関しては下知状の通りには行わなかつた。愛染寺が古法通りに神人や諸役人の末に連判した物が有る。

越中守…それは何にあるのか。

撰津守…年々宗旨改の帳面留にある。

越中守…社司がその帳面を差し出し、愛染寺も証文を差し出したなら

下知状を自身で破いた事になる。双方共不埒の事であるので、愛染寺の座次連名に関する証拠を差し出さなくてはならない、口書はまださせない。来春になってからよく吟味する事になる。

『江府要門之日記十二』(B-1185(二五二九))

同三年三月十日、裁許のため伏見より御召の輩安田備後守親冬・大西下総守親方・松本内蔵助為寛・安田大学に代り祓川宮内直親が参着し*10、同年三月十四日、越中守が病気のため役人新井伊左衛門と執筆人の兩人から奥座敷で親冬・親方・直親へ吟味があり、「元禄の請証文と享保十七年の和順については社司の越度である。是まで勤めてきた古い社式を社司が強いて破つたという意味になり、下知状を改めるための証明にはならない」という新井伊左衛門の見解であった。

同年三月十六日牧野越中守の吟味でも、「下知状」と「和順書」を改めるのは難しいという口振りであり、「稲荷社は唯一であるが境内は習合の地」というものであった(『江府要門之日記(十二)』B-1187(二五三〇))。

註(一) 公事…相手方の存在する事件のことをいい、訴訟とは相手方が存在しない願を提出する場合と、相手が応訴する以前の一方的な訴の提出を指す。公事にあつては裁判の手続き上、相手方が存在したことから、原告側の訴状に対して、被告側の返答書の提出を必須の条件とする。(『徳川幕府事典』東京堂 二〇〇三、より)。

(2) 裁許…江戸時代、本公事・金公事などの民事訴訟事件に関して、当事者同士を対決させ裁断を与えること。対決。審問。裁許破りは中追放の刑が科せられた(『日本国語大辞典』より)。

六 大岡越前守屋敷における内寄合

元文三年二月十二日、大岡越前守の用人で寺社役である山本左右大は羽

倉撰津守の甥荷田在満へ、「井上河内守の卒去後は諸事格違いに厳格になり、寺社奉行二人が毎度熟談した上、將軍の裁きを請ける様になった」と裁判の様子を語った『江府要聞之日記(十二)』B―一八七(二五三〇)。

同三月二十七日、大岡越前守屋敷で行われる内寄合へ羽倉撰津守・安田備後守・大西下総守・松本内蔵助・安田大学に代り祓川宮内・愛染寺が召し出され、寺社奉行三人、牧野越中守・松平紀伊守・大岡越前守から、唯一の社地へ社司側自ら坊主を置いた事、元禄の請書、享保の和順書について権柄づくにしかりつけられながらの吟味があつた。これに対し撰津守は、朱印状*11に書かれた「社廻百六石事并境内諸役等免除」とは稻荷社に下されたもので、愛染寺はその中には入っていない。元禄の「小出之下知状」の内容は、朱印状の内容に反すると主張し、社法式が「小出之下知状」が出される以前の古法の通り行われるように訴えた。牧野越中守・大岡越前守も「小出之下知状」と朱印状の内容については追つて吟味が必要との見解を示し、社司達は内寄合から退出した(『江府要聞之日記(十二)』B―一八七(二五三〇))。

元文三年四月三日、牧野家寺社役新井伊左衛門の吟味に対し、松本内蔵助・祓川宮内は、愛染寺はもとから居る者なので社司の下知に従えばそのまま置くつもりである。朱印状には「社家中進止」と書かれている。愛染寺を「小出之下知状」に従い、正官と同列に社頭諸宮山林境内の支配をさせることは朱印状に背くので出来ないと答えた(『江府要聞之日記(十三)』B―一八八(二五三二))。

撰津守が昵懇になつた駒込の常德寺は、日比谷の越中守の屋敷で越中守から「社司は七分之利順*12」という裁許をしたいようであるが、社司に不調法の怠りが有るので出来ない。將軍へ御覧に成る」と聞いた。(以上『江府要聞之日記(十三)』B―一八八(二五三二)、元文三年六月二十六日の条)。

七 口書印形

元文三年八月九日、牧野越中守邸で終日待ち夕飯が出され、未の下刻から対決が有つた。同年春二度対決の通り越中守が吟味した上で、左の様な仰せ渡しがあつた。

①社辺に弁天・大黒・文殊・弘法の堂舎が有る上は、社は唯一であつても社地は習合の社地である。朱印状だけでは唯一の社とは言えない。
②淡路守の一判しかない納得出来ない下知状でも、先奉行が定めたものは容易には改められない。

③元禄・享保二度の証文が有る上は社司共の願を取り上げないが、京都において朱印状の文面についての吟味が無く、今度吟味が必要と判断した。

越中守の考えだけで決められず口書を申し付けるので捺印するよう仰せ渡しがあつた。愛染寺は別室で口書に捺印した。社司五人は口書に称号名・歳を書付、一通り読み聞かされた。新井伊左衛門からはどれ程深更に及んでも今晚印形を取り、越中守へ見せずに退出は出来ないと申し渡され、文章に納得出来ず訂正を申し入れても少々文段の所を直すだけであつた。書き直しが済んだものに、社司が印形を渡し筆者役が捺印した。裏続目毎に社司の印を捺した。夜九ツ前に退出した(『江府要聞之日記(十四)』B―一八九(二五三九))。

元文四年七月八日、牧野越中守より召状が到来し、未の下刻公事場の次の廊下へ呼ばれた。新井伊左衛門・奥用人寺社方惣宰・筆者一人・目付一人が列座して口書一通を出し、勘定帳の事・愛染寺修理職という称号を勝手に名乗つた事について吟味があつた。社司は愛染寺が勝手に修理職を名乗つた事から一件が起こり、京都で無理に和順を仰せ付けられ、江戸まで

出訴した。その大本を抜くような口書にしてほしいと主張した。越中守からは口書印形を無理には申し付けず、口書の奥に「御朱印之義奉願」と書き添え捺印するよう命じられたが、社司は考えた上で返答したいと言った。越中守は納得した上で返答せよとの事であった。以後口書の簡条一々について吟味があり、納得した上で口書に捺印した。

同九日、愛染寺は奥の間で先に昨夜新井氏吟味の簡条書に口書をした。祓川宮内と羽倉撰津守は新井伊左衛門と同役の森又左衛門が立ち合い、愛染寺方が享保十七年京都奉行所へ差し出した和順書の内、境内地支配立札・松茸献上・立松・土台輪について吟味があった。

十日には愛染寺も呼ばれ、この上出訴する事にならぬ様にと前日の口書の簡条書一々を両方へ確認するための吟味があった。享保十七年の和順後の事については、社司の申分は一簡条も認められなかった。ただ朱印状に書かれた「進止」という文言ばかりが吟味された。境内立札・松茸献上に立ち合わなかった事について愛染寺も不埒であると咎められた。

十七日には元禄七年の遷宮の節拝殿において愛染寺が勤行した事。天正・慶長の二度、竈家（東羽倉家）へ下された参銭（散銭・賽銭）の告知の所在について吟味があった。

十八日には羽倉撰津守・祓川宮内が小出淡路守の定書の内、

①社頭諸宮山林境内の事は五人の正官と愛染寺、この六人が立会相談の上支配する事。

②座次連名の事が朱印状の文面と相違する事。

③本願所が月番を勤める事。

右の三つを止めさせたいと越中守へ書付を差し出した（『江府要門之日録（十八）』B一―丁九四（二五三五））。

同廿日、越中守から朱印状について「進止」と書いてあったからといっ

て境内支配の意味にはならない。その上朱印状によって社へ下された境内地であっても、事により支配の者を指し加えて成らないものではないとの見解が示された（『江府要門之日録（十八）』B一―丁九四（二五三五））。

撰津守と親しい、二條城番頭朽木和泉守の家老進藤源之允は、評定所の儒者土田孫三郎と青木文蔵から「進止」の二字は免税地を心任せに支配する意味と聞き、青木文蔵からは進止の二字の出所や古来より用いてきた字義の注考が進藤源之允へ届けられ、撰津守へ「進止」の意味が知らされた（『江府要門之日録（十八）』B一―丁九四（二五三五）七月二十九日の条）。

八 仰せ渡し

元文四年八月二十七日、牧野越中守屋敷公事場において越中守の仰せ渡しがあった（『江府要門之日録（十八）』B一―丁九四（二五三五））。愛染寺との出入については、

①元禄年中の定書が成り立つ上、享保十七年に和順証文を差し出し今更願いを叶えることは出来ない。

②朱印状の文面について申し立てているが、朱印状にある「社家中進止」という文言は社領についてであり、社法や社中支配の意味ではないので社中の願いは叶えられない。

③元禄年中の下知状は和談証文の通りに守り、今後愛染寺とは和融せよ。④愛染寺は社中に対して勝手に新規の企てをしてはいけない。もし左様の事が有ったなら罰を申し付けなければならない。

双方へ奉書横折の書付を渡された^{*13}。稻荷社と同じく出訴中の宇佐八幡の到津兵部少輔が牧野家で聞き及んだところでは、愛染寺へも今後社司の命に従い新規の企てを禁じる書付が出された。社中へ裁許破の科を通れさせるため、裁判と言う事ではなく仰せ渡しとした。社司の首尾は十分に

あるという事であったが、『江府要聞之日録(十八)』B―194(二五三)元文四年九月朔日の条、仰せ渡しを受け入れがたい社司は二度目安箱へ訴状を入れた。しかし取り上げられる事はなく評定所において焼き捨てられた。『江府要聞之日録(二十一)』B―197(二五四)元文五年正月十二日・同年二月十一日の条。

まとめ

元禄七年の前例のない京都町奉行小出淡路守有利一判の下知状により、社司の命令を請け稲荷社の修理・上下社頭の廻馬場以下の掃除を職分とする愛染寺の身分は、享保十七年に至り小出淡路守の下知状をめぐる争いに京都町奉行本多筑後守忠英から和順を命ぜられた事により、稲荷社境内の支配に参画する者である事が確認された。これは社中へ下された朱印状の文面にある「境内等社家中進止可仕」という文言に反するものであり、唯一の社を習合の社とさせかねないものであった。

稲荷社司は享保二十年閏三月、愛染寺を相手として、愛染寺が朱印状に反して稲荷社の支配にかかわる不法を江戸の寺社奉行に出訴し、不法を働く原因である小出淡路守の下知状を取り除くよう訴えた。

同年五月と七月に寺社奉行井上河内守正之邸で吟味があり、「稲荷社は社家が支配していた」と河内守の意見が示されたが、「今まで通り差し置くべし」という將軍吉宗の指示により裁判は滞った。將軍の、「今まで通り差し置くべし」という方針は、稲荷社以外の出入でも同様であった。元文二年三月井上河内守寺社役深谷一郎右衛門による内吟味が行われた。寺号等、今まで継続して行われてきたものについては將軍へ御窺の上で決まると告げられた。

同年九月河内守は病死し、牧野越中守貞通が稲荷社公事の担当となった。

河内守卒去後は公事の仕方が段違いに厳格になり、各寺社奉行が担当している公事は、毎度寺社奉行全員が評議を行った上で將軍に窺う事になった。稲荷社の公事は寺社奉行の内寄合にまで召し出され吟味があった。評定所で行われるのと同様の吟味が行われた。

吟味の結果、前例のない京都町奉行が下した下知状でも、一度幕府が定めたものを覆す事は難しいのが幕府の大法であり、その上に和順している事から小出淡路守の下知状は改められなかった。

公事の焦点は朱印状の文面と小出淡路守の下知状の内容に整合性が無い事を、幕府の大法と、「今まで通りに差し置くべし」という將軍の意向に添うよういかに捌くかという事であった。

寺社奉行は稲荷社を、社は唯一、境内は習合の地であると認め、朱印状にある「社家中進止」という文言は社領についてであり、社法や社中支配についてはないので小出淡路守の下知状を取り除くという社中の願いは叶えられないとし、愛染寺が境内の管理・経営に関わることを社司に認めさせた。愛染寺へは社家へ対し勝手に不法な事はしないよう命じる仰せ渡しとなった。

裁判という事ではなく仰せ渡しになった理由は、社中の裁許破りの科を遁れさせるためであった。

羽倉撰津守が裁判を有利に進めるため働きかけた幕臣やその家臣・寺社奉行の家臣からは、裁判の情勢を聞くことは出来たが有利にすることは出来なかった。

【史料】

*1: 『在府中御奉行所上書付之留』(B―173(二五二八))より

口状之覚

京稻荷社司 羽倉撰津守

同断 松本内蔵助

京稻荷社御修理金之事、元禄七戌年五月八日、京都町御奉行小出淡路守様^正正官五人本願所被召寄、別紙之通手形ニ印形可仕旨被仰出候故、本願所ニ為致加印候儀終ニ無御座義故、再三御断申候得共御承引不被下、証文請書迄被差出押^而被仰付、右之通始^而為致加印申候、将又右之金子直ニ淡路守様御預り被成被置、其節之一式淡路守様ニ^而御支配被成候義ニ御座候、已上

請取申金子之事

合千五百式拾五両者 但小判金也

是は今度山城国稻荷社堂修覆被 仰付、右料金被下置請取申所如件

同 本願所 愛染寺 判

元禄七甲戌年五月 同 惣目代 羽倉玄蕃判

同 御殿預 羽倉主膳判

同 上神主 松本左近判

同 中神主 大西備前判

同 稻荷社務 松本信濃判

加藤大和守殿

松平玄蕃殿

八木庄兵衛殿

北尾市郎左衛門殿

服部半左衛門殿

小林十右衛門殿

*2: 『口上之覚』(社家中愛染寺和順ニ付証文)

(C—三—二—二五六八—二)より

指上申一札之事

一此度稻荷御修覆被 仰付、社家・社僧兼^而奉存候よりハ結構ニ出来仕、難有仕合奉存候、此上ハ弥天下御安全之御祈祷之儀、朝暮奉抽丹誠相勤可申事

一此度万事御改被 仰出候御書付之趣、一々御尤奉存、社家・社僧共

ニ少も可申上様無御座候事

附、少も違背之儀御座候は只今申上候様ニと被仰付候得共、何も

御尤奉存一言之申分無御座候故、則手形仕候事

一万事細ニ御改反故ニ罷成候^而能書付等は、此度御改之家々ニ持来候

旧記家伝之書付は、不残御返奉請取候事

附、遷宮被 仰付候時分、社中・社僧より指上候願書は、永々為

証拠御公儀^江御留被遊候事

右之条々少も違背可仕儀無御座候故、何も判形指上候上は、社家・社僧は不及申一社中和順仕、御社を大切ニ仕相勤可申、一札差上候処如件

毛利 掃部

毛利 伯耆

毛利 豊後

吉田 織部

安田 下野

松本 数馬

羽倉 駿河

羽倉 豊前

元禄七甲戌十月

大西 隱岐
安田 監物
松本 薩摩
祓川 佐渡
大西 播磨
安田 美作
松本 主水
松本 筑後
毛利 出雲
橋本 将監
愛染 寺
羽倉 玄蕃
羽倉 主膳
吉田 左近
大西 備前
松本 信濃

小出淡路守様御組

入江 安右衛門殿

松前伊豆守様御組

西尾 仁右衛門殿

*3: 『差上書付之留』(小出淡路守定書之儀御尋ニ付書付)

(C-11-140(1566))より

一従古来当社江被出候御下知状御制札等は悉従御所司代被下置、終ニ町御奉行より御下知状等被出候は無御座、将又其節御同役松前伊豆

守殿御在京ニ御座候得共御列座も無之尤御名御判共ニ無御座、淡路守殿御一判ニ被差出、其上出入争論等有之被差出候御裁判書ニも無之、勿論社家より願候而被差出候御定書ニも無御座、曾存掛も無之不意之御定書、殊ニ御ヶ条之内、御代々之御朱印之御表ニ相違仕候御趣共、社家中何分納得難仕ニ付、同霜月御修理成就仕御遷宮相濟、同月廿日淡路守殿御参詣被成候故、社中罷出右御書付之義御請難申上段御断申上候得は、御聞届之上如何様共社中了簡ヲ加可相勤旨御直ニ被仰渡候、因茲淡路守殿御在役之内より元禄七年已来も古法之通相守差御社之害ニも罷成候、外様用向之義は愛染寺ニも為相勤置申候、勿論、御朱印之御表并唯一之社法ニ相違仕候義は毛頭相勤させ不申候(後略)

*4: 『元文四未年十一月十一日御箱願之扣』

(C-11-145(2001))より

稻荷社本願所預り証文之写左ニ奉差上候

当社本願所被預置ニ付以一書申入候

一御修理等之義随分無油断可仕事

一上下社頭之廻馬場已下掃除之義堅可仕事

一御社家役儀并伯殿年頭之御礼錢可致運上事

右之条々不可有相違候、其上諸事御意次第ニ可相働候、若一社中於背御意は雖為何時御かいゑきなされ町人江可被仰よし各江御申たのミ存候、以上

地藏院

文禄三 学内判

二月五日 請人鶴屋町

宗久判

尾崎右兵衛尉殿

御しやけへやくき之事

一 正月五日各へ御礼、同御出之時一こん

一 伯殿御礼錢五百文

一 春夏百疋ツ、

一 五月六日各申入儀

一 七月六日二うりとをツ、五人江同正祝殿へ五ツ、てん上へ十以上年々ニ出、かくのことくニ候

文祿三

地蔵院

二月五日

かく円判

本願所預り二人目長職証文之写

本願所御預被成忝奉存候、然は当社御修理并上下社頭之まはり馬場已下掃除無油断可仕候、猶以御社家中御意次第二可仕候、若社中様御一人成共御意ニそむき申候ハ、改易可被仰付候、其時一言御侘言申間鋪候、後日之状如此

寛永四年正月日

長識判

御社家中様

参

本願所江被仰付役義之事

一 伯殿江年頭之礼米之事御社務江五斗急度相渡シ可申事

一 御社中へ御祝義之事

一 諸方江勸進申付候ハ、御社家中江御案内可申候事

寛永四年正月日

長識判

御社家中江御披露頼存候

尾崎帶刀殿

参

本願所預り三人目宗海証文之写

本願所被成御預ケ忝奉存候、然は当社御修理并上下社頭之廻馬場以下掃除無油断可仕候、尚以御社家中御意次第二可仕候、若社中様御一人成共背御意ニ候ハ、改易可被仰付候、其時一言御侘言申間鋪候、後日状如此

愛染寺

寛永十年四月廿一日

宗海判

御社家中様

参

本願所江被仰付役義之事

一 伯殿へ年頭礼米之事

一 御社務へ五斗急度相渡シ可申事

一 御社中江御祝儀之事

一 諸方江勸進申付候ハ、御社家中へ御案内可申候事

愛染寺

寛永十年四月廿一日

宗海判

尾崎帶刀殿

参

本願所預り四人目雨宝院証文之写

一 当社并当寺之例或先住持相勤候条目之通、長住持仕候は至于拙僧一
□更ニ不可有相違候、仍而為後日如件

寛文三年九月四日

雨宝院判

御社中

参

天阿上人有生之中ハ如此二候、其後は相談を以可相究候也、以上

本願所預り五人目乘龍証文之写

本願所被成御預ケ忝奉存候、然は当社御修理并上下社頭之廻り馬場已下掃除無油断可仕候、尚以御社家中御意次第二可仕候、若社中様御志人成共背御意候は改易可被仰付候、其時一言御侘言申間鋪候、後日状如此

愛染寺

天和三年癸亥七月廿五日

乘龍判

御社家中様

参

本願所江被仰付役義之事

一伯殿江年頭札米之事

御社務江五斗急度相渡シ可申事

一御社中江御祝義之事

一諸方江勸進申付候は御社家中江御案内可申候事

愛染寺

天和三年癸亥七月廿五日

乘龍判

一藪数計殿

参

右証文之本紙元禄七年小出淡路守殿御覽被成度との御事二而、同十月十四日差上置申候、将又宝永五年右本願所二而新規ニ灌頂執行仕度旨、其節之留主居乘龍相企京町御奉行所江御願申候二付、社中より差留候節も右証文之留并社法格式書京町御奉行所江差上置申候
本願所預り六人目円龍証文之写

稻荷社本願所之義拙僧預り住職相勤申候、然は御社法諸式從 御公儀之御条目等之義今迄之通相守可申事

一伯殿江年頭之札米之事毎年五斗ツ、御社務江相渡シ可申事

一御社中へ御祝義之事

一諸方へ勸進申付候ハ、御社中江御案内可申候事

右先格相違無之様ニ相勤可申候、為其如此二候、以上

本願所

享保三戊戌年六月廿九日

愛染寺円龍判

御社家中

参

本願所預り七人目龍山証文之写

稻荷社本願所之義拙僧預り住職相勤申候、然は御社法諸式從 御公儀之御条目等之義只今迄之通相守可申事

一伯殿江年頭之札米之事毎年五斗ツ、御社務江相渡シ可申事

一御社中江御祝義之事

一諸方江勸進申付候ハ、御社中江御案内可申候事

右之通無相違相勤可申如件

本願所

享保七壬寅年九月五日

愛染寺龍山判

御社家中

参

*5: 覚 (愛染寺一件和順連判請書)

(C1111126 (2071)) より

覚

一 今度社家中愛染寺出入之儀双方御憐愍之上和談可仕之旨被為 仰出候二付和順仕候、然上ハ先年 小笠原佐渡守様・小出淡路守様より社家・愛染寺江被成下候御掟目御下知状之御趣、并社家・愛染寺より指上候御請証文連判之次第弥堅相守、右之御趣ニ自然と相背来候儀は自今互ニ急度相改、御掟目之通社頭諸色山林境内之儀不依何事六人立会相談之上連名連判を以相勤可申候、且惣印は六人相對仕月番次第二預り可申候御事

一 御修理方之手取并勸化等仕候儀ハ本願之職分ニ而、旧例之証拠在之候間弥愛染寺より相勤、諸雜用勸化寄附物等不依多少具ニ勘定相立、并山林境内之惣物は亦六人立会勘定可仕候事

一 諸方旦那廻仕御札賦候事ハ旧例ニ而是迄愛染寺ニ限而相勤来候間、愈唯今迄之通ニ可相勤候、但願主方江御札等遣之候儀は双方共ニ格別之儀ニ御座候、且牛王板木差許候儀杯ハ双方共ニ堅仕間敷候事
右之通社家・愛染寺和順仕候二付為御断如此御座候、以上

同 本願所 愛染寺^印
同 惣目代 羽倉伯耆守^印
同 御殿預 羽倉撰津守^印
享保拾七年子六月 同 上神主 毛利三河守^印
同 中神主 安田備後守^印
種荷社務 大西近江守^印
御奉行様

「口上之覚」(社家中愛染寺和順二付証文外)

(C)一一一一一一(二五六八一一)より

口上之覚

一 此度出入二付從 御公儀双方和談被 仰出、致和順相証文指上之候二付、互ニ相改可申条々如左ニ御座候
一 御修理方勸化等仕候儀、拙僧方におゐて相勤申答ニ候得は、鳥居御取立已来之御勘定被成勸化帳面仕様帳等此方へ近内御渡被成、早速鳥居御成就之様ニ打寄御相談之儀可然存候、拙僧儀も其節ハ随分鳥居御成就之様ニ存寄共御相談可得御意候事
一 御松茸御用之事

右此度之相証文之通を以、自今六人順番ニ相勤候様ニ御相談之儀御尤ニ存候、但順番ハ六人之内何方ニ而候共、触促は当役之月番より相勤候様ニ御相談被成候ハ、可然存候事

一 御立松御用之事
右此方より御役人江指上候目録之名前、御役人より此方江被遣候名当送り状之名前等、向後は六人之連名連判ニ御改候様ニ御相談之儀御尤ニ存候事
一 山林境内立札之事

右相証文之通六人連名ニ御改御尤ニ存候事
一 宗旨御改帳面并帯刀御改帳面、或ハ 御所司様 御奉行様御目付方御巡見之節々指上候軒数付、又ハ夜番山廻番之次第等名前順列之事
右此度之相証文之通自今は御条目御請証文連判之次第を以、正官五人・愛染寺・祢宜・祝・氏人之次第第二御改被成候様ニ御相談可被成候事

一 諸事之御公用社用ニ付六人立会相勤候節、現病故障ニ付名代ニ而相勤候ハ、本人之名前印形ニ而相勤候様ニ御相談可然存候事

右品々ハ拙僧存寄候改うちの儀共ニ御座候、此外ニも相改候可然品

も御座候ハ、又重^レ可及御相談候、若又此度之相証文之上ニ付、各方よりも御改被成候儀も御座候ハ、御相談可被仰聞候、右之品々ハ申迄も無御座、各様ニも御改可被成候得共、万一臨時ニ彼是申候^レ御公用御社用之妨ニも罷成候^レハ如何敷奉存、存寄候分壹度ニ書付得御意候、所詮和談トハ乍申 御公儀^ニ相濟候儀捨置候事 公辺之恐も御座候間、其内御相談被成相改被置可然様ニ存候、且亦惣印相封も近内打寄被成被置候ハ、可然存候、以上

子八月

*6: (享保廿年『日録』B―二―六七〔九九一〕四月十九日の条)

閏三月廿二日於江戸寺社御奉行御月番井上河内守殿^{江指上}

申願書之写左之通ニ候

乍恐以口上書奉願候

京都權荷本山社司惣代

訴訟人 松本内蔵助

社法旧式混雜之出入

同 安田大学

同 羽倉撰津守名代

同 羽倉石見守

社中会所本願所留主居無本寺真言宗

相手 愛染寺

一 京都稻荷本山之儀は日本社稷第一之神社唯一嚴重之大社^ニ、從權現様御代々之御朱印社家中^{江被下置}、社頭以下山林境内之沙汰、且亦献上之御用等社司共無滯相勤、數百年無異論立來候、然所元祿七年当社御修理之節、京町御奉行小出淡路守様より不存寄新規^ニ御一判之御下知状ヲ被指出、社中会所之留主居愛染寺乘龍と申者を御

書加被成候、右留主居之義は文祿年中ニ始^レ社中より指置役義等申付、乘龍迄五人目^ニ、尤替り目毎ニ社中^{江証文指出シ}会所之留主居相勤候迄之者^ニ、社法神式ニ相拘り候義^曾無御座候処、御下知状ニ被書加候、以來色々新規之義を相企社法相乱シ候故一社得心不仕候、右之次第は別紙ニ奉言上候、当愛染寺龍山義も別^レ我儘之義共日々相重り候ニ付社中難默止、去ル子ノ年社法を破り候義共箇条書ニ相認、牧野河内守様京都御役之内町御奉行所^{江相願候得共}御吟味不被成下、和順可仕旨被仰出社中迷惑ニ奉存、和順難仕訳段々御断申上候得共御聞届無御座、愛染寺一分より指上候和順書之通ニ和談仕候様ニ押^レ被仰付、夫より社格不殘新規新法ニ混雜仕、是迄無事ニ相勤來候社法旧式廢失ニ及、只今^ニは自往古証文指出シ留主居相勤候身分を忘却仕、却^レ諸事社中^{江下知仕候様ニ}罷成、社中難相立仕合ニ御座候、因茲去ル寅十月亦々御願申上候得共御取上不被成下候故、是非ニ不及今度江戸御表^{江御願申上度旨}書付指上候得は、土岐丹後守様^{江去ル二月十六日}社中被召出、願之通御添簡可被成下候間、御当地^{江罷下り}御願申上候様ニと被仰付、則御町奉行所より御添簡被成下候ニ付、今度參上仕奉言上候、則 御朱印之写、次ニ社法格式書・愛染寺由來書并証文之写・宝永五年京町御奉行所^{江指上}置候願書之留、社格混雜之書付奉指上候、御憐愍を以右之次第聞召被為分御吟味被成下、愛染寺新規新法之義を相止、前々之通社式ニ不相拘自古來社中^{江指出置候証文之通}相守、社家中^{江被下置候}御代々之御朱印之御表相立、一社靜謐ニ相治り候様ニ被為 仰付被下候ハ、社中一同難有可奉存候、右愛染寺被召出御吟味被下候様ニ偏ニ奉願候、以上

社司惣代羽倉撰津守名代

享保廿卯年

閏三月

寺社御奉行所

社司惣代

安田大学 印

社司惣代

羽倉石見守印

*7: (享保廿年『日録』B1-167(九九二)、四月十九日の条)

自此方指遣御裏判請取之案文紙

江戸寺社御奉行所御連名之御裏判之訴状巻通、墨附損シ無之、慥ニ請取申候、為後日如斯ニ御座候、以上

享保廿年卯四月十九日

羽倉石見守殿

安田大学殿

御社中

*8: 『在府中御奉行所江上書付之留』

(B1-173(二五二八)より)

七月廿日依り御召対決之節唯一習合之義ニ付差上候書付之留

口状之覚

京稻荷社司惣代

羽倉撰津守

同断

松本内蔵助

一今度愛染寺より差上候返答書之趣色々と虚妄之義を以唯一習合之出入之様ニ申紛シ候得共、社司共毛頭左様之義を論申候義は無御座、乍恐御代々之御朱印之御表相立候様ニ奉願候外他事無御座候

一乱世之節は様々乱雑之義も可有御座奉存候、然共稻荷之義は其時節も

社司一格ニ支配仕り来候、則証明之御教書等数多御座候得共乍恐権現様已来、御代々之御朱印之外ニ可奉守証明は無御座御儀と奉存候故書上不申候

一社辺ニ堂舎有来候義は何之由来因縁御座候儀ニは曾無御座候、其始高貴之御方より御寄進被成其儘ニ有来候迄之儀と奉存候、既二元禄七年当社御修理之節も小出淡路守様京都神泉苑町ニ有之候弁才天を稻荷之社辺へ被引移、于今其儘ニ有来申候

一伊勢・賀茂・松尾等ニも社辺ニ堂塔御座候へとも何も唯一之神社と相立来候

一唯一之社ニも尼寺供僧等有之、于今読経之例式執行之所も御座候へ共、於当社は毛頭左様之義も無御座有来候、堂舎も社家ニ持来候義、自古来寺院僧徒之混雑無之証明ニ御座候様ニ奉存候

一社中之衆会所を本願所と申習シ、為留主居剃髮之者差置申候ニ付、其者持来候時々之仏之名ヲ以地藏院・雨宝院・愛染寺杯と自分之呼名ニ申来候、連綿之寺号ニ無之候故右之通人々ニ相替り長職と呼候者も御座候、寺院を申ニは無御座、社中之会所ニ候へは本寺と申義可有之様も無御座、尤其所ニ魚鳥を用申候、則当愛染寺も社中へ預り証文差出し罷在候

一当社之儀は、元明天皇和銅四年二月初ノ午日始御鎮座と伝来仕候、世俗之一説ニ弘法大師東寺之鎮守ニ勸請と申儀は時代相違後世附会之俗説ニ、正記実録二見及不申義ニ御座候

一当社之社法ニ、御旅出より祭礼迄之間は神主以下社職之者老人も供奉不仕、神輿等は旅所ニ罷在候神人と申者へ預ケ置、本山之社司共は相構不申候、右御旅出之道筋故東寺門前ニ、所之信仰ニ付神輿へ供物等献上仕由ニ御座候得は、此儀は当社之社式ニは無御座候、勿論

東寺之僧徒杯本山之神式ニ相拘り候義曾無御座候

一本社撰社末社迄も仏像仏具等毛頭無之、尤年中之神供悉魚鳥を献上仕り、且古来より神事神供之節は庭上^江僧尼来入之禁札迄立来り申候

一天子行幸又は 勅使を被為立候節も於当社は悉魚味を被為用候御事、諸家之旧記ニも分明ニ御座候

一社司并未々之神役人妻子迄宗門御改ニも神道と被立置被下候

一朝廷より被下置候社職官位等、社家之外老人も僧徒之類無御座候

一御代々之御朱印社家中と被成下御文言之内ニ僧徒之文字も無御座、境内等社家中進止可仕旨被為 仰付被下、一山之義社司計ニ奉守護来候証明如此ニ御座候

右之通 御代々御上より被為 立置候御社之義、愛染寺一分之為ニ

色々と申紛し候段、 勅命 御朱印之御表ニも奉戻り候義と奉存

候、乍然於社司共は唯一習合之爭論を申上候義ニ無御座、只数百年来無事静謐ニ相立来候社法古式、僅近年之内ニ混雜、新規之義共出来仕り、既本願所之留主居超過之余リニ如今度色々之偽事ヲ申立爭論

仕候様ニ罷成候仕合、社司共重々難忍奉歎義ニ御座候条、弥社頭諸式境内等之義 御代々之御朱印之通社家ニ限り進止仕り、本願所之留

主居義社法諸式ニ不相拘、前々証文之通身分相応之役儀計相勤候様ニ被為仰付被下候御義幾重ニも奉願候、以上

卯七月

*9: 『在府中御奉行所^江上書付之留』

(B—173(1518)より)

〔三月七日同十三日、井上河内守様社役深谷一郎右衛門内吟味ニ付、同廿日差上証明之別記・御教書・制札等ニ差添上ル口上書之留

奉差上口上書

一稻荷社和銅年中御鎮座之事

右社伝之旧記は応仁之兵火ニ悉焼失仕候得共、社司之口授ニ伝来仕候故自古来毎度 御公儀^江も右伝来之通書上置申候、尤諸家之記ニ相見候も右社伝之通ニ相違無御座候、則世上流布之記有増書抜別ニ差上申候

一本願所方より藤森縁起之義書出シ申候事

右縁起ニ弘仁七年弘法大師三山之麓ニ稻荷社勧請と有之候へ共、当社之義弘仁七年已後中世迄も山上ニ被成御座候義は社司之家伝ニも相伝仕来、諸家之記録ニも相見へ申候、且山上之半腹ニ有之候車坂牛廻道歸り坂等之旧跡は行幸之時より起候地名ニ御座候、当社行幸ハ後ニ条院延久年中より始り候得は是以時代相違仕候、則諸家之記録古録等別ニ書拔差上申候

一元祿七年之節本願所乘龍謀計之工ヲ以、吉田兼連卿猥ニ仏家之偽作妄語之一説ヲ被書出、当社ニ社僧等附来候との事

右乱世之砌は不存、自往古当社ニ社司之外社職官位等被成下候儀曾無御座候、行幸之節或は位階又は禄物等下され候ニも、社司之外僧徒之類一人も無御座候、則諸家之旧記之内稻荷行幸之処抜粹仕差上申候一当社祭礼之節神輿御通之砌東寺ニ神輿へ供物献上之事

右本願所方より事々敷書成シ、本山之社式之様ニ申紛シ候、曾^左様之儀ニ無之、神輿御通之節路次ニ之義毛頭当社之式ニ無御座候、尤東寺不限御通之路次ニ供物等捧候義は所々ニ有之事ニ御座候、勿論御旅之内とても東寺之僧徒杯相拘り候義曾無御座候

一京都將軍之御時、凶徒退治之御教書屯通、本願所方より差出申候事
当社本願所留主居之義は文祿年中より初^ニ差置申候処、右御教書之義

難心得義ニ御座候、乱世之砌は如何様之者入込候も難計義候得共、自然他所之僧徒抔入込候^而其者へ被下候哉、又何方へ被下候御教書ニ候哉不分明義ニ奉存候、於当社敷其砌も社司計^二支配仕候儀、則為証明義政將軍之御教書之写差上申候、且其後も寺院等無之証明之為、天正年中民部卿法印制札之写差上申候

一寛永年中本願所ニ差置申候天阿と申者、御修理之願ニ參府仕候と申上候事

右寛永十一年御上洛之節、於京都社司共罷出御修理之義御願申上候得は、(原文空白)江戸へ罷下り可奉願旨上井大炊頭様・酒井讚岐守様被為仰渡候、然共当社之義小知^二、社司共禁裏御奉公相兼罷在候故早速參府仕候義難成候處、天阿義知音之方々も有之候由申候故、翌十二年七月先見聞合之為社中より申付差下し申候、表向之御願ニ差下し候義^二は無御座候、於京都社司共罷出奉願參府可仕旨被為仰渡候御義、彼者抔老者可差下様無御座候、乍然其節如何様之義拵置候義も其段は難計義ニ奉存候、右見聞合之義も不相調二付、承応四年二月本願所留主居役之義断申越候故、先一兩年其儘ニ相勤候様ニ申下し候、往來之書状は紛失仕候得共、右之趣社中之日記ニ留置申候、惣^而前々より社中^江証文差出し諸事一社之下知を以相勤させ候儀を一分之格式ニ^而相勤候様ニ色々と申紛候義ニ御座候、是又元禄七年之御修理之義、依願被為仰付候との被仰渡は曾^而無御座候、其比桂昌院一位様上方之諸社御信仰被遊候二付、平野・稻荷・今宮等之社一列ニ御修理被成下候由承及候

一元禄七年御修理之節本願所乘龍相勤候例格之事

右御修理之節京都町御奉行小出淡路守様^江何と申掠候哉、其節之一式社法格式之不及御吟味、何事も乘龍心任ニ被仰付、淡路守様御權威を

以新規無躰之儀共乘龍恣ニ相勤申候得は、於其節之義は一向格外之御事共今更何共難申上訳ニ御座候条、元禄七年以前二何^二も御公武より之証明之物并社法例式等之義御吟味被成下候様ニ奉願候、以上

同断 松本内蔵助印

巳三月 京都稻荷社司惣代 羽倉撰津守印

御奉行所

* 10 : 『在府中御奉行所^江上書付之留』

(B—二七三(二五二八)より)

午三月十一日御召之輩参着之御届手札

京權衛中神主 安田備後守

同 祿宜 大西下総守

同 同断 松本内蔵助

同氏人安田大学代り

祓川宮内

右之通相認新井伊左衛門へ相渡之、外旅宿付一通、左之通認差出也

京權衛社司 安田備後守

同断 羽倉撰津守

同 大西下総守

同 松本内蔵助

同 祓川宮内

右旅宿神田鍛冶町式丁目松屋伊織方ニ罷在候、已上

一同日大岡公・松紀伊公へ御届之手札

京權衛社司 安田備後守

同断 羽倉撰津守

同 大西下総守

同 松本内蔵助

同 祓川宮内

右今度御召ニ付参府仕候、仍為御届参上仕候、旅宿之義は神田鍛冶町
式丁目松屋伊織方ニ罷在候、以上

午三月十一日

口状之覚

一私共願之義段々御吟味被成下、御裁判可被成下御趣難在仕合ニ奉存候、
然は乍恐 御代々被下置候 御朱印之御文言之通、当社境内等之
義社家ニ限進止仕候様ニ弥願奉候事

一元禄七年小出淡路守様御定書之義、小立^也原佐渡守様・淡路守様御在
役之内より御定書之通は全不被相立候、証明之義は先達^而帳面等差上
申候御事

一権現様已来享保三年 当御代迄頂戴仕候 御朱印ニも、当社境内
之義社家中進止可仕旨被成下候御事

一享保三年同七年、先愛染寺当龍山兩人共如先規替り目之節之本願所預
り証文差出し、御社法諸式只今迄之通相守、先格無相違相勤可申旨社
中へ証文仕罷在候事

右御代々之御朱印之御表次ニ式通之証文証明ニ相立不申訳ニ御座候^而
は、当社歴代連綿之社家惣中今度既ニ及廢亡候仕合、迷惑至極奉歎段
乍恐御憐愍ヲ以被為聞召分被下候様ニ奉願上候事

一乱世之砌は各別、自往古当社之義社司計ニ^而奉守護来、僧徒寺院之混
雜無御座候、証明之義諸家之旧記等抜梓仕、先達^而井上河内守様へ差

上置候、且天正十六年之制札ニも

一社家并役人之所寄宿之事

如此有之、社僧寺院之義は無御座候、則制札之本紙奉入御覽候事
一於京都和順可仕旨被仰出候、証明之義は、則愛染寺方より書出し候和
順書之文言ニも御座候

一今度社家中愛染寺出入之義、双方御憐愍之上和談可仕旨被為 仰
出候ニ付和順仕候

右之通書出し置候、且社中和順難仕段御断申上候書付之留、別ニ差上申
候事

右出入之義去子ノ年正月廿一日、長田越中守様社中訴出候へハ、即日
愛染寺被召出返答書可差上旨被仰付候处、病氣と申立三月十一日迄引籠
罷在候、越中守様ニは二月十三日御参府被成、其後本多筑後守様^ニ而只
一度御聞被下候計^ニ而、御吟味之御沙汰ニは曾^而及不申和順可仕旨被仰出
候、然处愛染寺方より筑後守様・越中守様被逐御吟味、既ニ及御裁許候
处、社家より乞和順候と偽^而申上候義御吟味奉願候事

右等之義被為聞召上御裁許被成下候様ニ乍恐奉願候、以上

同 祓川宮内 同

同 松本内蔵助 同

同 大西下総守 同

同断 羽倉撰津守 同

京稻荷社司 安田備後守判

御奉行所

* 11：御箱願之扣（C一三二一四五（二〇〇二））より

稻荷明神社領山城国紀伊郡、社廻百六石事并境内諸役等免除、依当家

先判之例社家中進止永不可有相違者也

享保三年七月十一日

御朱印

* 12：享保撰要類集 第一卷 評定所之部

六十四 前々裁許相濟候儀再吟味願出候共、容易ニ取上申間敷候書付

伺書之事

享保二十一年辰年正月十四日、松平左近將監殿御渡候御書付

二奉行江

奉行所并地頭ニ前々裁許相濟候儀を、裁許非分之由を申立、再吟味願出候共容易ニ取上申間敷候、然共前々裁許慥ニいたし損しと相見候ハ、伺之通詮議ニ取懸可申事

畢竟再吟味願候者之方、十二七分以上之理分於無之ハ、取上さる儀と可被心得事

右は訴訟人之願ニ依而再吟味之事ニ候、若奉行所ニ評議之上前々裁許改候儀は格別之事

辰正月

享保二十一年辰正月廿六日、松平左近將監殿江上候処、同五月十四日

御掛紙被成御渡候

此間御渡被成候御書付之儀ニ付相伺候書付、下ケ札之通相心得可申旨被仰渡承知仕候

辰五月十九日

評定所一座

* 13：申渡（愛染寺出入二付和談遵守之旨申渡）

(C—三—二—四—一—二五八五—一—)

(包紙)

「元文四年未八月於江府社家愛染寺出入之節

被 仰渡候御書付

申渡

京稱荷社司惣代

羽倉撰津

松本内蔵助

祓川宮内

其方共愛染寺と出入之儀逐吟味候処、元禄年中京町奉行より差出候下知状有之、去ル子年出入之節も和談之証文取替し置候上は今更可及異論様無之、勿論御朱印ニ有之候社家中進止之御文言社領之儀ニ、社法并社中支配之儀ニ而無之、其方共願難相立候、弥元禄年中下知状并和談証文之通相守、愛染寺と可致和融候、此上右之儀申出候ハ、急度可申付候

八月

申渡

京稱荷社僧

愛染寺

此度社家共と出入之儀吟味之上、元禄之下知状并去ル子年和談証文之通弥可相守之旨社家共江申渡候、其方儀も右之趣急度相守、此上社家共江対し我儘不法成儀仕間鋪候、若相背候ハ、急度可申付候

八月

寛文期稲荷山における山林管理と

松茸採取について

寛文期稲荷山における山林管理と松茸採取について

岩橋 清美

はじめに

本稿は、東羽倉家に所蔵されている寛文九年（一六六九）・一〇年（一六七〇）の日記をもとに稲荷山の管理や利用のあり方について分析するものである。東山三六峰の一つである稲荷山は約二三九メートルの山で、稲荷村の東部に位置する。頂上が三つに分かれているため三ヶ峰とも言われ、東から一の峰・二の峰・三の峰と称した。同山は古来より信仰の対象であったが、周辺の百姓にとつては肥料等に使用する落葉を採取する場でもあった。山内の立木は、稲荷社の神事等に用いられ、時には売買されて堂社の修復料にあてられた。近世期の同山は「公儀山」であったため、二条城への飾り松献上や京都所司代の松茸狩りが行われていた。松茸採取は、管見の限りでは寛文一〇年に始まっており、それ以後、毎年九月・一〇月に行われていた。

また、稲荷山は古代から和歌に詠まれる名所でもあり、明和八年（一七七一）には、荷田信郷が、稲荷山の名所を詠んだ漢詩をまとめ、『稲荷山十二景図詩』として刊行した。

近世における稲荷山の管理と利用を考える時、寛文期は後の基準となる様々の規定が成立した時期であると言える。東羽倉家文書の中には、山荒し穿鑿の請書（寛文九年）^①、山荒し・盗木禁止の遵守を約した稲荷神主等の請書（寛文九年）^②、山荒し禁止についての社家・庄屋・肝煎等の請書（寛文九年）^③、松茸制法（寛文一〇年）^④等がある。

寛文期の山林利用については、松茸採取・献上との関係で論じた『朱』

編集部の研究成果がある^⑤。そのなかで、京都所司代・京都町奉行が、寛文九年一〇月頃から稲荷山を公儀山として支配するために山絵図を作成し、伐木の禁止等を行ったと論じている。松茸狩りについても山林管理の一環と位置づけ、寛文一〇年の松茸制法は社中の自発的な意思・判断ではなく、所司代等幕府役人の示唆に従ったものであると述べている。当該期の畿内の広域支配においては、寛文六年（一六六六）の「諸国山川掟」の制定が示すように、自然の保護と利用を併せ持つ「自然管理」が重要な政策であった。これに、寛文八年（一六六八）の京都町奉行の設置という支配体制の改変を加味すれば、畿内における自然管理・保護政策は寛文期に大きく変容したと評価できよう^⑥。

また、日記には稲荷山の管理の実務に当たる山廻や庄屋・年寄の間に問題が生じていたことを窺わせる記述も見られる。そこで、本稿では山の管理・利用をめぐる記述が増加する寛文九年・一〇年の日記を通して、稲荷山をめぐる京都所司代・京都町奉行・社家・山廻・庄屋・年寄の関係に着目し、山利用の規定が整えられていく過程を明らかにすることを目的としたい。

まず、東羽倉家について簡単に述べ、後段の前提とする。東羽倉家は伏見稲荷社の御殿預を勤めた家である。同家は竈家とも称され、明応期の社殿の造営で活躍して以来、社内では重要な位置を占めていた。同家は御殿預として神事に携わる一方、社殿や社領を管理し社中の経営にも大きな力を持っていた。同家文書中に、稲荷山の管理や利用に関わる史料が伝来しているのもそのためである。東羽倉家文書中で、まとめて現存している史料に同家の日記がある。万治三年（一六六〇）から大正六年（一九一七）まで四四〇冊余が残されている。本稿で分析対象とする寛文九年・一〇年の日記は同家当主羽倉信詮によって書かれたものである。

信詮は秦氏系の稲荷社家祓川親賢の長男として生まれたが、母方の縁により東羽倉家の養子となった。明暦三年（一六五七）二月二十六日に家督を相続して主膳正を称し、従五位に叙せられた。荷田春満は信詮の子である。日記の記述の中心は、稲荷社の祭祀や朝廷との関係であるが、山林管理をめぐる京都所司代・京都町奉行・社家・稲荷村の庄屋・百姓・山廻の關係が窺える記述も多い。⁸⁾

一、稲荷村の概況について

稲荷村は伏見の北側に位置し、村の西側には鴨川が流れ、東側の大半は稲荷山が占めていた。村名が示すように、村の中核として稲荷社が存在していた。村高は五六〇石八斗九升三合五勺五才で、内訳は玉虫左兵衛代官所（幕府領）一八石九斗六升八合、稲荷社領一〇六石八斗九升六合五才、北小路御局明知七七石、東福寺領一九〇石、南禅寺領一三四石九斗五升五合五勺、清和院領四一石七升四合であった。村内の伏見街道沿いは早くから町場化が進み、北から稲荷榎木橋町・稲荷中之町・稲荷御前町の三つの門前町が形成されていた。町場は、村落とは異なり伏見奉行の支配下にあった。稲荷村の百姓の多くは門前町に居住し土産物屋や料理屋を営んでいた。⁹⁾

稲荷村の百姓には、山札を持つ本百姓・小百姓と山札を持たない入人の区別があり、このうち本百姓は村政や稲荷社の神事に関わることができたという。山札については後述するが、寛文一〇年二月十九日、京都町奉行の申渡によって山内掟が定められたとき、社家一軒に二枚ずつ渡された。この山札は落葉の採取の許可を示すもので、村中にも渡された。山札は物件化し、質入されることもあった。¹⁰⁾

稲荷村の庄屋・年寄は、日記に見る限り前者が二名、後者が二〇名程い

たようである。寛文九・一〇年の庄屋は五兵衛・庄兵衛が務めた。このほか、村には山内管理の実務面を担当する「山廻」が存在した。山廻は三人おり、西村市助・西村市兵衛・樋口助兵衛がこれを務めた。この三人と百姓たちは山内利用をめぐる対立関係にあったようである。正徳二年（一七一二）に山役人がおかれるが、それ以前は山廻がその役割を担っていたと推測される。

稲荷山の立木・枯木は堂社の修復や神事に使われていたが、木の伐採や枯木の処分については、下社神主（社務）大西親修、中社神主松本為利、上社神主松本高広、御殿預羽倉信詮、目代羽倉延重等の合議によって意思決定を行った後、中社神主・御殿預・目代・本願（愛染寺）・山廻が京都所司代あるいは京都町奉行所に出向き許可を得ていた。伐木・枯木を受け取る際には、山廻が京都所司代・京都町奉行に手形を提出していた。日記によれば、この頃、盗木がしばしば問題になっており、奉行衆による切り株改めも行われている。本願は盗木の風聞や町奉行所との交渉に関する事等、山内管理に関わる様々な情報を信詮に提供しており、そうした情報は寄合の場で社家たちに伝えられていた。山内管理は社中の合議を基本としながらも、実務は御殿預と目代が中心となっており、日常的な管理は山廻が担っていた。神事等に用いる木を伐る時には、御殿預と目代が山廻・庄屋・百姓とともに山に入った。

以下に、一例として、毎年正月二日に行われる御武射に用いられる御用木の伐採に関する史料を掲げておく。

【史料一】

今度御公儀より当山敷布御吟味二付、武射神事之御用木之事、御公儀社中より申上候処、如例年伐用可申由被仰付候間、山廻三人当村庄や両輩呼出シ、神事之御用木切候事

一 御的立木六本

一 御供所薪枯木壹本

但シ本口三寸計也
所ハ小島北原
所ハ弘法が池

右羽倉主膳・大西対馬守・神人尾崎外記御用木ヲ見立きらせ申候、則
出合候衆中ニ為念為致判形可申候、如書付御用木御請取可被成候、已
上

寛文十年

正月十一日

出處 西村市介書

同 同名市兵衛書

武射当人

同 樋口助兵衛

目代筑後守殿

出處 西村五兵衛書

同 同名庄兵衛書

山廻助兵衛ハ親病氣致候トテ

コトワリ有テ不出間無判形

武射とは現在も行われている神事で、奉射祭のことである。いわゆる御
弓始神事で、年頭において邪気や陰気を祓うものとされ、神官が大的を射
て、その年の豊凶を占った。【史料1】は、山廻と庄屋が武射当人羽倉延重(目
代)に提出した、「御的」と「御供所薪」に使用する用木の請取書である。
用木伐採にあたり、前日、その年の武射当人である延重が京都所司代板
倉重矩と京都町奉行雨宮正種のもとに行き伐採の許可を得ている。これを
うけて、翌二一日、信詮が神人尾崎外記・山廻・庄屋を連れて山へ入り、
社務代である田中社祝大西親光立ち合いの上、伐採を行った。この請書は
後日の証拠とするために作成したものである。日記によれば、伐採には、
目代も同道するはずだったが、武射当人であるため立ち会えなかつたとあ
る。この事例は、稲荷山が「公儀山」であるため、たとえ神事で使うもの
であつても、京都所司代・京都町奉行の許可を得なければ伐採できなかつ

たことを示している。「公儀山」になったことで、当然ながら、稲荷山は京
都所司代・京都町奉行の支配下に置かれることになり、様々な規制が加え
られていった。寛文期は、こうした規制を通じて、近世期の山林管理・利
用の基盤が成立した時期である。以下では、日記を通して、その過程を辿
っていきたい。

二、山絵図の作成

寛文九年閏一〇月二四日、京都所司代・京都町奉行は稲荷山全山の絵図
の作成を命じた。この絵図は、後に「寛文之大絵図」と称され、稲荷山と
周辺村との村境を確定したものである。絵図が完成した同年一二月二日、
以下のような請書が作成された。

【史料2】

差上申一札之事

今度稲荷山御検分絵図被仰付、四至境目何_茂立合相違無御座候、御山
年々伐荒申候段御検分二付、領境之者トモ向後御山之木并下苅等伐荒
申候急度曲事ニ可被仰付候、御山荒申盗人見出し聞出し候者御奉行
所迄早速可申上候、若右之盗人見遁、他所より露頭候者庄屋・肝煎と
も曲事ニ可被仰付候、為其連判一札指上ケ申所如件

寛文九年

酉極月廿一日

稲荷中神主松本主水書 稲荷庄五兵衛 同所庄兵衛

稲荷御殿預主膳正同 東福寺後筆壽久 同金 三

稲荷正員代羽倉筑後守同 同所庄や四郎兵衛 泉涌寺役人正意

同 若狭 同所庄や与七郎

裏尋肝煎市左衛門 粟之山庄裏左二右衛門 同肝煎六兵衛

西山肝煎七左衛門 同断半介 深草村馬太兵衛 同肝煎久右衛門

【史料2】は山見分に立ち会った中神主・御殿預・目代をはじめ、稻荷村庄屋、深草村庄屋・肝煎、東福寺役者、泉涌寺役人等が境域を確認し、盗木や山荒しをしないことを誓約したものである。これは、京都所司代・京都町奉行が公儀山としての管理を徹底すべく、その手はじめに行った政策であった¹⁴。しかし、日記を見る限り、盗木は、以前から問題になっており、本願が信詮に「山又ス人」の風聞を伝えていた。また、西村権右衛門の居宅の門柱に張訴がなされるなどの事件もおきていた¹⁵。東羽倉家には寛文九年九月から一二月までの日記が欠けているため、山絵図作成の経緯について十分に検討することはできないが、十二月の記録から関連する記述を紹介しておく。

【史料3】(寛文九年十二月)¹⁶

十七日早朝山廻西村権兵衛・同名市兵衛・樋口助兵衛・本願雲海同道シテ来リ、今度当山ノアセタル御吟味ニ付我等トモノ難義、ナニトソ此度之事ニテ御座候間、社中ヲ奉願由ノ詔言状ノ連判仕持参スル、朝飯後社中惣代ニ付尾崎外記・同名長兵衛・同名市兵衛当山アセタル吟味ニツキ四人ノ与力衆ヨリ呼ニキタリ、役人トテ遣、尤村中庄や・年寄・右三人ノ山廻トモ、呼ニ来行ク也、四人ノ与力衆申分ハ当山コトノホカアセタル様子社中ノ衆モナントシテかやうニアセタルトノ口上書御上可有ト也、村中庄や・年寄・山廻トモマテモ右同断也、(後略)

十八日朝飯後本願所へ社中寄合相談也、口上書ニ山アセタル事社中ハ不存、山廻共ニ御尋可被遊候、略承候者山廻トモ大形アラシ申由風聞ニテ御座候ト計リ書上ル也、又社中木ハかき取候事、馬場前ノ牧

野佐渡守殿御制札ニちかひたる也、与力衆不審たる故、其義者従古来より仕来候由書付ル也(後略)

十九日日出時分予・目代延重・神人尾崎外記与力衆寄合之所へ口上持参スル、則与力衆と対顔、書付指上ル、又稻荷山ハ古来より社ノ山ニ御座候、数通之証文太閤様より板倉周坊殿御奉行被成タルマテノヲ社中ニ持申スヨシ物語ス、午刻帰家、尤三人ノ山廻村中ヨリモ山タレアラシタルノ口上書銘々指上何モカヘル也(後略)

廿日早朝時雨少有、即刻晴、明日角倉会所へ与力衆寄合、当山絵図出来トテ、当山ノ四至境目ノ庄や・年寄・肝煎等マテ呼レ連判ヲ指上スル間、社中ニモ惣代ニテハ稻荷ノ御山ニテ吟味イカ、トテ中神主松本主水・御殿預籠主膳・正目代羽倉筑後守両三人行ク、当山絵図名前ノ書付ニ上社・中社・荷田之社、世俗三人呼家ハ籠主、荷田下モイア也、絵図ニハ此細字ノ書付ナケレトモ遠祖ノ社ナルユへ委細ニ後生ノタメ如此也、本社ノ旧跡今ノ四ノ本神ノ社也、コレモ豊後園ニハナケレトモ、後生至老伝、又ハ昔時迄干ク荒業ノ間持ル也

其外名所無相違社家中の覚書付有間、右ノ三人ノ正官指上ノ書付ニ連判スル也、尤印判也、

一二月一七日、山廻西村権兵衛等が本願(愛染寺)を同道して東羽倉家を訪れ、山の木の減少について奉行所の吟味をうけることになったことを訴えた。その後、与力衆が稻荷社にやってきて、社中・庄屋・山廻に対し、山の木の減少理由を口上書に認め提出することを命じている。翌一日、本願において社中の話し合いが行われ、山の木の減少については社中は存せず、山廻が山を荒らしているという風聞がある旨を認めて提出することに決まった。社中が山荒しを山廻の所業とした背景には、山廻と庄屋等の対立があり、社中は庄屋等に加勢していたようである。

一九日、信詮・延重・尾崎外記は奉行所に行き口上書を提出した。ここ

で興味深いのは、信詮等が与力衆に「稻荷山は古来より稻荷社の山であること」、「豊臣秀吉や板倉勝重が発給した文書を所持していること」を述べていることである。つまり、信詮等にとっては、稻荷山が「公儀山」であることは認識しがたかったのである。二〇日、山絵図が完成したとの知らせをうけ、中社神主松本為年・信詮・延重および庄屋等は角倉会所に集まり、絵図を確認して【史料2】に示した文書を作成した。信詮は絵図中の荷田社の部分に「竈塚」、本社部分に「四ノ太神ノ社」と書き入れた。絵図は山境確定を目的として作成されたのであるが、信詮が後世のために先祖の旧跡や古老の言い伝えを書き入れた行為には、山絵図作成に対する社中と奉行衆の認識の差異を看取できる。信詮等は帰村すると、山境の確定と山荒らしの禁止を社家に伝え、山荒らしの取り締まりを徹底する旨の請書を作成した。¹⁷⁾

三、山廻の追放と山内掟の成立

山荒しと盗木問題は、山絵図の作成によって落着したかに見えたが、寛文一〇年二月、社家・山廻・庄屋等は京都町奉行雨宮正種の吟味を受けるにいたった。少々、長文ではあるが、この経緯を日記から引用しておこう。

【史料5】(寛文一〇年二月)

十二日(中略)六ツ半時分二雨宮対馬殿 為利・信詮・延重行き、本田新左衛門ヲ呼ニツカヒ、社司中参タルヨシ申上ル、山廻トモ村中シラスニ皆ツメキル、四ツ時時分ニ村中山廻トモ対馬殿前ニ呼レ様子キカレ、三人ノ山廻之中市兵衛・助兵衛ハ村中又者山廻市介トニアツケラク也、又山ヲ村中ヨリマワリ可申由也、其尔後社中ヲヒロエンヘヨハレ対馬殿仰ニハ山ヲ林立ル様ニ申ツケタル間、社中ヨリモ随分村

中へ申ツケラレ、山ノ仕置急度御申可然由之仰也、ソレヨリ四人之与力衆へ首尾能相済大慶ニ存由、門々へ礼ニユキ、借り宿へ帰ル、祝衆之見舞ソハキリナント取ヨセラカレ、酒ナント呑カヘル、終日陰天、村中庄や・市介首尾能相済タルトテ礼ニ来ル、正官四人借宿ヨリ籠ニテ帰家、日暮社中へ人遣、今日御公儀^三之事ヲ市助村中へ山之制禁申渡スヘキ間、各々寄合ニ御取預ニナリトモ上神主へナリ共寄合番之コクチニテ御座候間、御出ト申遣何も予所へ御出村ノ者トモ呼ニ遣御公儀ヨリ社家御申付ヲ急度申渡ス(中略)

十六日寅刻時分右之正官三人神泉苑旅宿マテ先へユキ、中神主より弁当モタサレ、六ツ半時分雨宮対馬守殿へツメル、祝衆不残旅宿マテ見舞ル、也、村中山廻市介・助兵衛モシラスへツメル、四ツ時分内膳殿与力戸田彦左衛門・宮崎殿与力木村瀬兵衛・雨宮殿与力本多新左衛門イテラレ、正官三人与力衆ニ対談シ、社家相勤し由申上ル、巳刻時分対馬守殿被出、村中山廻共ハシラス、社司三人ハ対馬殿ツキノマテ対面、下書ヲ上松三郎太夫ヨマレ、其通ヲ村中へ申ツケラレ下シ書ヲ社司へ被下、当山ノ事を神山ナルヲナニタルコトヤラン、公儀山之様ニナリタル故ハ不審也、ズイブン社ノタメ^三も有之間、社司中急度被申付、林タツル様專一ニ候トノ対馬守殿仰也、辱トテ何モ退出シ、右之与力衆へ礼ニ行キ旅ヤトヘカヘリ目出度事トテ祝衆提重ナントモタサレ、酒盛シテ中神主・御殿預・目代両三人ハ籠ニテ当所へ帰家、村中ノ者トモ首尾能シタルトテ礼ニキタル、又山廻助兵衛・市兵衛ヲ村中ノ者トモ其所へユキ追放スル也、夕飯後社務寄合番ナル間、社中寄合今日公儀^三ノ下書ヲ村中ノ者トモ公儀へツメタル者ハキクヘキカ、対馬守殿御前へ不出者トモハ下書ヲキク間布間村中不残ヨミキカスヘキトテ村中へ人遣、則村中不残キタリ、下書

ヲ読キカス、又山之制禁ハ一兩日之中申ツクヘキトテ先村中ヲカヘス、

(中略)今日ノ下書ヲ先大事ノ物ナル間帳箱ヘ封ヲキリ入ヲク、又正

官ノ式名乗ヲ書付封ツケオク、正官ノ内上神主禁中御番故寄合ヘ不被
出間、封二名乗ヲナシ、正官老人論もカクレハ帳箱封切事先ナケレト
モ、上神主伯父中神主為利出座ノ故、中神主クルシカル間布トノ事ナ
ル間、封印封付ル也、今日ノ下書ニ対馬守トハカリニテ判形ナキ間、
村中より写所望ストモ後日イカ、ト存可申、急然ニ先大事ニカクルト
テ社中帳箱ヘ入ル也、後日ニハ対馬守殿判形を申請ヘキ事ナリ、稻荷
山社家之手ニ入事神慮、又當時分ノ正官ノ大慶難筆舌尽、後生当社
御タメナル間專一二当山ヲ林立ル様ニ可仕事也、対馬守殿よりノ下書
附左

稻荷山廻り市介・助兵衛・市兵衛三人之内助兵衛・市兵衛兩人義
年々山盜伐荒候由ニ付、遣檢使社家中并所之百姓共に後様子相尋、
委細遂穿鑿候処、大木之立根横根を切り根松をとり、大木・小木之
枝を致し、其上大木数多伐取、令売買、下草迄自由ニ刈取、万事
我儘之働仕候、山中荒之儀無紛候、然上著斬罪雖可申付候、其段令
赦免今度追放申付候、就夫当山之儀重論山奉行申付候迄著社家中并右
市介・庄や・肝煎村中立合、向後入念山中之儀無油断相守也、諸木
之儀著不及申二、木枝下草等迄少著刈とり申間鋪候、但木葉之儀著如
前々かき取可申候、此趣令違背於山荒候著可為曲事者也

寛文十年二月十六日 対馬守

稻荷

社家中

同所

庄屋

肝煎

百姓中

二月二日、信詮・為利(中神主)・延重(目代家)は京都町奉行雨宮正
種に呼び出され、山廻・百姓等とともに奉行所へ参上した。これは前年か
ら続く山荒らしの詮議で、山廻三名のうち市兵衛・助兵衛に対し、山荒し
を行った張本人であるとして山廻市介および村中に預けおくことが申し渡
された。その後、同月一六日に至り、市兵衛・助兵衛に対し沙汰が下され
た。雨宮は、山廻の二人に対し、立木を無断で伐採して根松を取ったこと
や下草を勝手に刈り取ったこと等を理由に追放を命じた。さらに社家・百
姓に対しては植林を行うことを申し付け、落葉の採取以外、下草等の刈り
取りを厳禁する旨を申し渡した。信詮らは稻荷社に帰ると、早速、雨宮の
申渡を村中の百姓に読み聞かせ、さらにそれを文書に認め、帳箱に納めて
封印した。この文書は申渡をそのまま書面にしたため、雨宮の書判はなか
った。社中では、後にこのことが問題化することを懸念し、いざれ京都町
奉行の書判を貰うことを話し合っている。一七日には、闕所となった市兵
衛の屋敷が弟勘兵衛に引き渡された。日記には勘兵衛が稻荷村にいる二〇
名の年寄の一人であると記されている。

この一件を通して、山内の管理・利用の基準が確立したと言えるが、こ
れは、当該期の幕府の政策とどのような関係にあったのであろうか。京都
町奉行の詮議は、寛文六年の「諸国山川掟」及びそれ以前に出された万治
三年(一六六〇)令の方針に通底すると思われる。「諸国山川掟」は土砂防
除用の植生奨励、草木の根の掘り起こし禁止令である。この法令は直接的
には淀川水系地域が対象であるが、畿内広域支配において「自然管理」が
徹底されていくなかで、こうした申渡がなされた位置づけることは可能
であろう。しかし、日記を見ると、幕府の政策とは別に、村内部に山利用

をめぐり何らかの問題が生じていたこともうかがえる。山廻二人の追放は百姓たちも望むところであり、山廻市助と庄屋は首尾よく市兵衛等を追放して事態を收拾できたことに対して社家に礼を述べている。推測の域でないが、幕府の頻繁な切り株改めや山絵図作成といった規制に対して、社家・村側が山廻二人を山荒しの首謀者として差し出すことで一応の解決を図ろうとしたか、あるいは山廻が山の利用を独占して百姓等の利用がままならなかったと考えられる。

この詮議の過程で雨宮は社家および村側に対して植林を行うことを命じているが、これをうけて稲荷村では、かつて稲荷本社があった旧跡に杉苗を植林し、山の境目に制札を立てた。信詮は町奉行衆を案内して植樹場所と制札を見せており、そのときの町奉行衆の様子を「山口ノホカシケルトテ奉行衆満足也」と記している²¹。

二月十九日、「当山堅ノ一札」として「稲荷社家中山之掟」を定めた。

【史料6】

稲荷社家中山之掟

- 一 落葉の札壺軒ニ式枚宛之事
 - 一 同札不可他借之事
 - 一 落葉之外ハ一切取間敷事
 - 一 刃物之類一切山中へ持入間敷事
 - 一 無札ものみのかず間敷事
 - 一 山中ニ而火を焼間敷事
 - 一 社家式人宛月替り山へ可見舞
- 於為山之公用者尤月毎可被出事、右之趣於違背之輩者任罪軽重経御公儀可有其沙汰者也

寛文十年

社中入職之分何も連判候也

戊二月十九日

「稲荷社家中山之掟」は七か条からなり、その内容は①山札の配布、②山札の貸借禁止、③落葉以外の草木の採取禁止、④刃物の持ち込み禁止、⑤山札を持たない者の取締り、⑥火の使用禁止、⑦社家による山内の見回りである。これによって山の日常的な利用と管理のあり方が決められた。山札の配布については、二月一七日、寄合番を勤めていた信詮のもとに社中と本願が参会し、社中に二枚ずつ渡すことを決め、札に焼印を捺した。日記中には「村中御札一枚ニ仕タルト申、札持見セニ社中寄合へ年寄三人来ル、村中モ明日役札ヲモタセ山へヤラルヘキヨシ申ワタス、則社中ノヤキ印村中へツカセヲサス」とあり、村側にも社中から山札が渡された。さらに、同日、山内の取締りを徹底するために不法行為を見つけた者に対する褒賞も定められた。具体的には、「大木伐」・「小木伐」・「根せせり」・「枝切り柴」・「無札の者の落葉採取」を見つけた者に、それぞれ米一斗・米五升、鳥目五〇文が褒美として与えられることになった。なお、褒美については同年正月七日にも社家中が村側に申し渡している。この段階では、褒美は細かく決められており、「大木伐り」・「小木伐り」・「根せせり」・「枝切り柴」・「かり柴」に対し米五斗・四斗・三斗・二斗・一斗であった。こうして社家は公儀山である稲荷山の管理者として位置づけられ、百姓たちは稲荷社から山札を与えられ、落葉採取が許されることになった。「稲荷社家中山之掟」をもって山利用の基準が定められたのである。

三、松茸採取のはじまり

稲荷山の松茸は当地の特産物として広く知られており、毎年、京都所司代による松茸狩りも行われていた。松茸狩りの開始時期は明確ではないが、

後の由緒では慶長期頃には塩漬けの松茸を江戸城に献上していたことが伝えられている。²³⁾ また、松茸は献上品としてだけでなく、社家や百姓等の食糧でもあり、贈答品としても使われていた。

東羽倉家の日記に、松茸狩りの記述が見られるようになるのは寛文一〇年からで、九月に入ると京都所司代支配下の松茸奉行がしばしば稲荷山へやってきて松茸の出来具合を見分している。この見分以前、二月九日には、京都所司代の指示をうけて社家たちが松茸制法を定めている。その内容は以下の通りである。

【史料7】²⁴⁾

当山松茸制度法之事

- 一 当山松茸一切採間敷事
- 一 松茸於当所一切料理停止之事
- 一 社中松茸とりやり仕間敷候、若此掟不存かたより到来候ハ、先へ断申候て返并可仕事
- 一 縦社中のもの他所にて振舞仕候共、勿論松茸料理につかひ申間敷事
- 一 我々如此堅まり申上者下人等へも急度可申付事
- 右五ヶ条之趣^著今度従 御公儀当山之諸法度弥堅相守候様にと被仰付候、如此相定候、若此者致違背輩於有之者可蒙神罰者也、依之社家中連判如左

寛文九年

社務 大西伊豆守

戌二月十九日

親俱(花押)

今度従 御公儀(他二四名略)

松茸制法は五か条からなり、その内容は①松茸採取の禁止、②稲荷山における松茸料理の禁止、③社中における松茸の贈答禁止、④社中の者が他所で振舞を行う際、松茸料理を出してはならない、⑤松茸制法は下人に至

るまで厳守することであった。稲荷山は公儀山であるため、そこで収穫される松茸も公儀のものとして社家の裁量で扱えない旨が確認された。逆に言えば、これまで社中では松茸料理の振る舞いや松茸贈答が広く行われていたのであった。

では、次に寛文一〇年の松茸採取・献上の状況を日記から辿っていきたい。²⁵⁾ 社中では京都所司代の松茸狩りに備え、八月二四日より「松茸番」を始めた。「松茸番」とは山内に松茸番所を設置し、社家が交代で詰めて松茸の出生状況や見回り等を行うものである。京都所司代長井尚庸の御内衆および松茸奉行は八月二九日・九月二・四・九・一〇・一一・一九・二四日に稲荷山を訪れており、信詮・神人・山廻・庄屋らが山内を案内した。毎回の採取数については全てを明確にはしえないのだが、日記に見る限り、八月二九日は新池・古池周辺で大小合わせて八・九〇本、九月二日は小畑周辺で三〇〇本、四日は二三三本、一日は三四八本、二四日は二二本を採取している。このうち二日に採取した三〇〇本は京都所司代から幕府に献上された。一日採取分の内訳は大ひらき一一六本、中ひらき・つぼみ合わせて一六二本、くさり七〇本であった。採取した松茸は筵に並べられ数を確認したあと、松茸奉行と社家が連判して採取数の書上を作成した。日記に見る限り、松茸採取に関わる準備は信詮と中社神主が中心になって進め、神人や百姓等に指示を与えていたことがわかる。また、この年は旱魃の影響で松茸の数が少なく、その上、九月五日には大風で松茸番所が破損するという事件が起きている。

山内の松茸採取場所は元禄期には十五か所ほどあり、具体的には、開土口・姥ヶ懐・弘法池・古池・十石塚・大谷・新池辺・鶴ヶ谷・篠山・桶水・霞谷・小島・泉涌寺・毘沙門谷・水口が谷であった。その後、元文期に至り松茸の数が減少してきたため、採取場所を五〇箇所増加した。東羽倉

家には元禄一四年（一七〇二）以降の献上松茸の数量を記録した「当山松茸指上献上奉行帳」がある。年によって豊凶があるものの、ほぼ毎年一〇〇本以上の松茸が採取されていた。では、これらの松茸は、採取後どのように使われたのであろうか。この点については寛文十一年の日記にみることができる。これによると、松茸奉行は幕府へ献上する分を取り分けると、残りを社家に下げ渡し、売買して堂社の修覆料にするよう申し渡している。社家の方では、これで吸い物を拵えて松茸奉行や社中に振る舞い、社家・地下中へ二・三本ずつ配った。さらに京都町奉行所へも献上している。こうして、採取した松茸が社家や地中に下賜されることで、稲荷山が公儀山であり、そこで収穫される松茸もまた公儀のものであるという認識が定着していくことになったのである。

おわりに

以上、雑駁であるが寛文九・一〇年の日記をもとに、稲荷山の管理・利用の規定が定められていく状況を概観した。寛文九年二月の山絵図作成と山境の決定、寛文一〇年二月の山廻の追放・「稲荷社家中山之掟」の制定・山札の配布を経て、「公儀山」としての管理のあり方が定められた。寛文一〇年から始まる京都所司代の松茸狩りは、稲荷山が「公儀山」であること象徴する行為であった。この一連の動向を経て社家を中心とする山内管理の方法が明確になった。それが山札の配布であり、社家が二名ずつ交代で山を見まわるといふものである。そして、山札の配布は百姓に山利用を保証することにもなった。しかし、社家には、いまだ「稲荷山は稲荷社のもの」という意識も存在し、自然領有概念の変化に対する矛盾も見られた。この遠因には、寛文八年の京都町奉行設置による上方地域支配の変化、お

よび寛文六年の「山川掟」の影響がある。稲荷村が寛文一〇年三月頃から苗木の植林を開始していることや奉行衆の切り株改めがその証左である。しかし、その一方で村内には山廻と百姓等の対立という問題も存在していたと思われる。幕府の政策と村内の変化が相俟って稲荷山の利用形態が確立したと言えよう。この経緯を東羽倉家の日記によって辿ることができるのは、同家が稲荷山の管理において中心的な役割を担っていたからにほかならない。日記の詳細な説明によって稲荷社と周辺地域との関係がさらに明らかになっていくものと考えられるが、これについては今後の課題としたい。

註

- (1) 東羽倉家文書C—3—4—3。
- (2) 東羽倉家文書C—3—4—4。
- (3) 東羽倉家文書C—3—4—5。
- (4) 東羽倉家文書C—3—4—7。このほか寛文一〇年二月には山内で盗人を捕らえた者への褒美も取り決められた（東羽倉家文書C—3—4—6）。
- (5) 『朱』編集部「稲荷山の松茸と幕府役人の増産への執心」『朱』第七号、一九九四年。
- (6) 朝尾直弘『近世封建社会の基礎構造』改装版（御茶の水書房、一九七八年）、塚本学『小さな歴史と大きな歴史』（吉川弘文館、一九九三年）。
- (7) 東羽倉家および同家の文書群の特質については、根岸茂夫「荷田春満をめぐる諸問題の史的考察—東丸神社所蔵東羽倉家文書を中心に—」（平成一五年度〜一八年度科学研究費補助金基盤研究（B）（2）研究成果報告書 近世国学の展開と荷田春満の史料研究）（二

〇〇七年三月)を参照。

- (8) 松本久史「寛文一一年 羽倉信詮日記解題」(『平成一九年度國學院大學特別推進研究 近世における前期国学の総合的研究成果報告書』二〇〇八年)。

- (9)・(10) 榎本博「稻荷山における百姓の存在形態」(『平成二二年度國學院大學特別推進研究 近世における前期国学の史的研究成果報告書』二〇一〇年三月)。このほか伏見地域の村落構造を分析した研究に伊藤誠之「近世伏見の土地・人の構成とその支配―伏見廻りの視点を中心に―」(『資料館紀要』第二八号、京都府立総合資料館、二〇一〇年)。

- (11) 「家記」(東羽倉家文書B-2-9) 寛文九年三月十一日条。なお、日記中には京都所司代へ社家等が参上する際、本願が同行を願ったことが社家の寄合において問題になっている事例も見られる。また、前年に所司代が牧野親成から板倉重矩に交代した影響で諸手続に変化があったようで多少混乱している様子が窺われる。

- (12) 寛文一〇年「家記」(東羽倉家文書B-2-11)、武射については「秘記」(『東羽倉家文書史料集』一、二〇一三年)を参照。

- (13) 寛文九年「家記」(東羽倉家文書B-2-10)。

- (14) 註(5) 論文。

- (15) 〃(17) 註(13)に同じ。

- (18)・(19) 寛文一〇年「家記」(東羽倉家文書B-2-11)。

- (20) 註(6) 塚本著書。

- (21)・(22) 註(18)に同じ。なお、百姓への山札の下付の時期については享保八年(一七三三)の村方歩役人足負担をめぐる訴訟において問題になっている。(『享保八年羽倉信詮日記』『平成二二年度

國學院大學特別推進研究 近世における前期国学の史的研究成果報告書』二〇一〇年)。

- (23) 註(5) 論文。

- (24) 東羽倉家文書C-3-4-7。

- (25) 寛文一〇年「家記」(東羽倉家文書B-2-13)。なお、註(5)の『朱』掲載論文は西羽倉家文書をもとに論じているが、東羽倉家の日記と比較すると、奉行衆が稻荷山を訪れた日時に若干の相違が見られる。

- (26) 東羽倉家文書C-3-4-13。

- (27) 「寛文一〇年羽倉信詮日記」(『平成一九年度國學院大學特別推進研究 近世における前期国学の総合的研究成果報告書』二〇〇八年)

元禄・享保期の伏見稻荷社をめぐる狐と犬

元禄・享保期の伏見稲荷社をめぐる狐と犬

竹田真依子

番場 夏希

荷田春満の生きた時代である元禄・享保期当時の伏見稲荷社（以下「稲荷社」とする）の様子を直接示す史料は少ない。しかし「伏見稲荷大社文書」〔史料 京都の歴史十六〕二一〇頁〕にあるように、享保期には稲荷村の村民と山の利権を巡り争論があったことが窺える。稲荷山は信仰の対象となっているだけでなく、村民の生活と深く結び付いていた自然豊かな山であり、神の使いと考えられていた狐の生息地となっていた。

本稿では「東羽倉家文書」より元禄・享保期の史料三点を紹介する。これらはいずれも稲荷社をめぐる犬と狐に関するものである。

稲荷社では狐を神使として祀り、信仰の対象としているが、その起源ははっきりしていない。一節には古くから稲荷山の周辺には狐がたくさん住んでいたことや、稲を荒らす害獣や害鳥を捕えて食べる益獣であったことなどが挙げられる。また稲荷の神使狐には、神の使い走り、託宣をなすという本来の神使としての役割以外にも、託宣、預言などの呪術を駆使して稲荷の神に仕え、稲荷の神と一体のものとして靈験を持っていたという思想があった。そういった背景から信仰の対象となっていたであろう狐であるが、一方で境内・門前町では犬の被害にも遭っていた。

まずは元禄三年（一六九〇）の伏見奉行への稲荷社の請書【史料一】をみていきたい。

【史料一】「差上申一札之事（稲荷前町々之者狐大切悪敷大養置申間敷旨五人組頭連判一札）」（C—三—二〇（二五五八））

〔包紙〕門前町方伏見御役所江差出書付扣

差上一札之事

一、稲荷前町々之者共常々御社之義奉尊敬、狐之儀大切二相心得、悪敷大養置申間敷旨被 仰付奉畏候、私とも氏神同事之御社二御座候得者、常々難有奉存、信心仕候故、悪敷大養置申儀更ニ無御座候、町内二居申犬之外、方々方犬往來仕候故、兼而も無心許存罷有候、弥念を入、町内ニ悪敷犬養不申、狐之ため不悪様二心を付可申候、若疎略仕候ハ、後日ニ相聞江候共、以ケ様之曲事ニも可被仰付候、為其年寄五人組頭連判之一札差上申候、以上、

元禄三年

午六月五日

右者稲荷門前三町井下町式町迄、従伏見御奉行岡田豊前守殿被仰付五人組頭年寄判形にて指上候手形之写留也、

【史料一】は伏見奉行から稲荷社の門前町に対して、狐を傷付ける「悪敷犬」の「養置」の禁止に対する門前町の請書である。町内の者にとつて、稲荷社は氏神と同様の御社であるので、狐もまた有り難い存在であった。そのため町内で犬を飼うことのないよう誓約したものである。

この請書で興味深いのは、犬を「悪敷犬」と表現していることである。門前町において犬は番犬としての役割を持っていたのであろうが、稲荷社にとつては「悪敷犬」であった。

次に【史料二】をみていきたい。これは、春満の晩年にあたる享保十五年（一七三〇）二月に茶屋から稲荷社に出された証文である。宛所には「茶

屋奉行」とあるが、正式な役職名ではなく、茶屋管理の担当者を目指したものである。

【史料二】「一札之事（御法度之犬取捨二付証文）」（C—三十一—三三）（七一四—四）

一札之事

一、今度先年方御法度之犬を養置候茶屋かきや長右衛門、竹屋ゆり、扇子屋清兵衛右三人之物共江取捨申様二度々被仰付候処、其俣に打置及延引申二付、御社敵之犬をふひんニ存候へハ、犬をめしつれ御境内を立のき可申旨被仰付候二付、早速犬を取捨段々御願申上候処、御聞届被遊被下候而忝奉存候、自今已後は茶屋中一同二五ニ吟味仕若他所より犬參候ハ、早速追拂御法度之条々急度相守可申候、若此義相そむき申候ハ、如何様共被仰付可被下候、為後日証文仍而如件、

享保十五年

戊二月日

かぎや	長右衛門 (印)
竹や	ゆり (印)
扇子や	清兵衛 (印)
いつみや	市郎兵衛 (印)
大和や	与次兵衛 (印)
セとや	きよ (印)
若さや	新兵衛 (印)
花や	七兵衛 (印)
ミのや	彦四郎 (印)

茶屋御奉行

御月番様

山形や 権右衛門 (印)
嘉兵衛 (印)
かきや 左兵衛 (印)

門前町の茶屋が飼い犬の取捨てを稲荷社から命じられ、応じない三軒が、それならば境内から立ち退くよう申渡しをうけたとある。犬を取放した三軒は存続を許されたが、今後は茶屋で犬を飼うことはせず、他所から来た犬がいたら追払うと誓約した内容である。

この請書が出された経緯が次の『享保十五年日録』（以下『日録』とする）【史料三】に記されている。この『日録』は春満の弟にあたる稲荷社御殿預羽倉信名が享保十五年に書いた日記である。

【史料三】『享保十五年 日録』（B—二—六一（九四七））

（二月二十日条）

一、廿日戊未晴、今日大西肥前守、安田備前兩人江茶屋共飼置候犬之義、先月より兩三度迄取捨候様ニ申付候へとも、于今其俣ニ差置候段不届断然ニ候、御社之害參詣人之妨ニ成候義を不弁、社中より申付候義を違背仕、慮外之段言語道断之義所詮は茶屋を差置候故、犬も自然と不相離候間不便ニは候へ共、參詣人ニ害に成候義ニは不代事ニ候へハ、鍵や長右衛門竹やゆり扇屋清兵衛右三人之者共当所引仕舞立退候様ニ可被申付、

此段先達正官中内談極置候事ニ候条、此段被申付候可然旨申渡ス也
一、茶屋とも軒数小屋ヲ掛、社地を基候義猥之事ニ候間、不殘間數為
改間數ニ從テ地子ヲ被取候義可然候間、此段も各々示談にて、此節
可被相改旨申渡ス也、
兩人とも領掌ニテ被帰也、

(二月二十五日条)

一、廿五日甲子晴、今晚茶屋共犬取捨候ニ付、三軒之者共立退候義赦
免之事茶屋方支配月番大西備前方ヨリ申付らる也、
(後略)

【史料二】が出された二月二十日条に、稻荷社正官の大西肥前守、安田
備前守が茶屋共に対し、飼っている犬の件について申し渡したとある。以
前から注意していたが、「御社之害參詣人之妨ニ成候義を不弁」社中の申付
に背いているため言語道断であるとする。そのため、犬を飼っている鍵屋
長右衛門、竹屋ゆり、扇屋清兵衛の三人に境内地から立ち退くように申し
付けたと書かれている。その後二十五日条には、犬を捨てたので三軒の茶
屋が立ち退きを赦免されたという経緯が読み取れる。

享保期の【史料二】や【史料三】にも、元禄期の【史料一】の「悪敷犬」
と同様、犬を「社敵之犬」「御社之害」と表現している。元禄期の禁止にも
関わらず、その後も犬は飼い続けられていたようである。ちょうど当時稲
荷山では狐が大量に生息していた。稲荷山だけでなく、境内にも狐が現れ
るようになったため、境内の中に建っている茶屋で犬を飼うことはなおさ
ら不都合であった。

【史料二】の宛先をみると十一軒の茶屋が確認できる。「山城国紀伊郡稻

荷社境内之図」を見ると左側に百姓地、鳥居の門前に町地がある。この図
から【史料一】の門前三町が御前町・中門町・帯刀町と確認でき、この周
囲に茶屋が存在していたと考えられる。また【史料三】によると、「茶屋共
軒数小屋ヲ掛、社地を基候」とあるように、茶屋が社地を自分の土地とし
て利用しているため、神社側が間数に依りて地子を取ると茶屋に申し渡し
ている。このことから、茶屋が社地に入り込んできている様子や、それに
対して茶屋から地子を取ること、稻荷社の収入源にしようとする神社側
の態度が読み取れる。

当時の稻荷社の門前町にある茶屋の様子はどのようなものだったのだろ
うか。時代は下るが、『拾遺都名所図会』からは、天明七年（一七八七）、
初午詣の稻荷山の賑わいを見ることが出来る。寛政十一年（一七九九）に
刊行された『都林泉名勝図会』にも、初午詣で賑わっている門前の様子が
確認でき、また『再撰花洛名勝図会』には文久二年（一八六二）の稻荷社
全体の様子が見て取れる。どちらの絵図にも大鳥居前に茶屋が建ちならん
でおり、伏見街道に沿って門前町が形成されていたことがわかる。おそら
く、享保期にはすでに『日録』の記事同様に、茶店が稻荷社の敷地に入り
こんでいたと思われる。

元禄・享保期になり、門前町が次第に稻荷社でも形成されていくように
なる。春満もこのような環境の中で、邸宅に門人を呼び国学者の育成を行
っていたのではないだろうか。

参考文献

京都編『史料 京都の歴史十六 京都市編 伏見区』平凡社 一九九一年
聖母女学院短期大学伏見学研究會編『伏見の歴史と文化』清文堂出版
二〇〇三年

塚本学『生類をめぐる政治―元禄のフォークロア―』平凡社 一九九三年
谷口研語『犬の日本史―人間とともに歩んだ一万年の物語』吉川弘文館
二〇一二年

平成二十二年度～平成二十五年度 科学研究費補助金
基盤研究（B）（一般） 研究成果報告書

（課題番号二三三二〇一三〇）

近世における前期国学の総合的研究

平成二十六年（二〇一四年）三月八日 発行

研究代表者 根岸茂夫（國學院大學文学部教授）

発行 國學院大學文学部

〒一五〇―八四四〇

東京都渋谷区東四丁目十番二十八号

印刷 株式会社 パワープランナー